

研究開発型スタートアップにおける オープンイノベーション促進のための モデル契約書に関する調査研究報告書

令和7年3月

株式会社野村総合研究所

要 約

背景

大学発スタートアップの出口戦略の一つである M&A について、日本の M&A 数は諸外国に比べ低い水準となっていることが報告されている。

さらに、M&A を大学発スタートアップの出口戦略と想定した際に、どのような知財戦略のもとで契約を行うことが望ましいのかについてはこれまで十分に検討されてこなかった。

目的

M&A 等を含めた研究開発型スタートアップの出口戦略を見据えて、望ましい知財戦略を調査し、出口戦略における知財の取り扱い及び研究開発型スタートアップのマインドセットについて整理・検討する。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書の更なる改善を行う。



委員会による議論・検討

3 回に渡って開催した。モデル契約書改訂の前提となる課題仮説を議論した上で、ヒアリング実施方針およびモデル契約書の改訂方針、発信物の記載内容について、議論した。

公開情報調査

米国および日本の研究開発型スタートアップの M&A 好事例を企業データベースを用いて詳細な調査を行った。

ヒアリング調査

今年度事業におけるモデル契約書改訂や発信物作成のためのインプットとして、大学、スタートアップ、事業会社、VC に対するヒアリングを 20 件実施した。

モデル契約書の改訂等

研究開発型スタートアップにおける Exit としての M&A を促進することを目的に、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書 (OI モデル契約書) ver2.1」(新素材編・AI 編・大学編) の改訂を行った。



調査結果の分析・取りまとめ

公開情報調査・ヒアリング調査の調査結果、および、委員会での議論を踏まえたモデル契約書の改訂内容、発信用サマリの記載内容の取りまとめを行った。

I . 調査研究の背景及び目的

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいる一方で、大企業とスタートアップが連携するに当たり、スタートアップからは、大企業と共同研究すると、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声があった。

そこで公正取引委員会は、その取引実態を明らかにすべく実態調査を行ったところ、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和2年11月27日）では、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれのある事例、また拘束条件付取引等として同法上問題となるおそれのある事例が確認されている。

こうした状況下、公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下、本指針という。）を策定して、令和3年3月29日に公表した。

この動きに併せて、特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携交渉する際に留意すべきポイントについて解説した「モデル契約書 ver1.0」（以下、モデル契約書という。）を取りまとめた。モデル契約書は大きく2種類からなり、①新素材編は令和2年6月30日、②AI編は本指針と同時（令和3年3月29日）に公表されており、本指針で示されている「あるべき契約の姿・考え方」を具体的に実践するためのツールとして両者は位置づけられている。さらに、モデル契約書（大学編）の策定や新素材編・AI編の改訂等を行い、モデル契約書（大学編）及びモデル契約書 ver2.0 を公表した。また、セミナーやパネルディスカッション、モデル契約書 ver2.0 の学者向けコンテンツの作成など、その普及啓発に取り組んできた。

一方で、OIを実施するにあたってはその出口戦略を見据えることも必要である。大学発スタートアップの出口戦略の一つであるM&Aについて、「大企業とベンチャー企業の経営統合の在り方に係る調査研究」（平成30年度経済産業省産業経済研究委託事業では、日本のM&A数は諸外国に比べ低い水準となっていることが報告されている。

さらに、M&Aを実施するにあたって知財の価値を評価する知財デューデリジェンスについては「知的財産デュー・デリジェンスの実態に関する調査研究報告書」（平成29年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）においてM&Aの実施主体向けに標準手順書が作成されているが、M&Aを大学発スタートアップ

の出口戦略として位置づけ、その際にどのような知財戦略のもとで契約を行うことが望ましいのかについてはこれまで十分に検討されてこなかった。

そこで本調査では、M&A 等を含めた大学発スタートアップを含む研究開発型スタートアップの出口戦略を見据えて、どのような知財戦略を取ることが望ましいのか調査し、出口戦略における知財の取り扱い及び研究開発型スタートアップのマインドセットについて整理・検討した。併せて、ユーザーによるフィードバックを受けて、モデル契約書の更なる改善を行った。

II . 調査研究内容及び実施方法

1 . 委員会による議論・検討

委員会は、対面およびオンラインを併用したハイブリッド形式で 3 回に渡って開催した。モデル契約書改訂の前提となる課題仮説を議論した上で、ヒアリング実施方針およびモデル契約書の条項および解説の追記・修正方針、委員会における検討内容の発信物の記載内容について、事務局案を基にしてご意見をいただいた。

2 . 公開情報調査

公開情報調査は、ヒアリング調査に向けた事前インプットとして位置付け、研究開発型スタートアップの M&A での EXIT の事例およびその背景を調査した。またその結果を踏まえ、研究開発型スタートアップの EXIT としての M&A の理想状態および現状の課題について仮説の整理を行った。

3 . ヒアリング調査

今年度事業におけるモデル契約書改訂や発信物作成のためのインプットとして、大学、スタートアップ、事業会社、VC に対するヒアリングを 20 件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

4 . モデル契約書の改訂等

研究開発型スタートアップにおける EXIT としての M&A を促進することを目的に、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OI モデル契約

書) ver2.1」(新素材編・AI 編・大学編) の改訂を行った。

III . 調査結果

委員会での議論に基づき、ヒアリング調査・モデル契約書および委員会内容の発信物の作成を実施した。

1. 委員会による議論・検討

委員会は、対面およびオンラインを併用したハイブリッド形式で3回に渡って開催した。モデル契約書改訂の前提となる課題仮説を議論した上で、ヒアリング実施方針およびモデル契約書の条項および解説の追記・修正方針、委員会における検討内容の発信物の記載内容について、事務局案を基にしてご意見をいただいた。

2. 公開情報調査

米国および日本の研究開発型スタートアップのM&A事例を企業データベース（主にCrunchbase、スピーダ、スピーダスタートアップ情報リサーチ）を用いてリストアップし、そのリストから好事例と思われる9事例について、詳細な調査を行った。

事例調査結果を踏まえ研究開発型スタートアップのEXITとしてのM&Aの理想状態および現状の課題についても整理をおこなった。

3. ヒアリング調査

スタートアップ3社、スタートアップとのオープンイノベーションを行った実績がある事業会社6社、国内ベンチャーキャピタル（以下、VC）2社、国内大学4校、海外大学4校、海外VC1社に対してヒアリングを実施した。主に、大学-スタートアップ間や事業会社-スタートアップ間、そしてVC-スタートアップ間における連携の現状や、交渉において障壁となるポイント及び課題について整理をした。ヒアリング結果はモデル契約書改訂および発信物作成のための検討に活用した。

4. モデル契約書の改訂等

モデル契約書は、過年度作成されている「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）ver2.1」（新素材編・AI編・大学編）を改

訂し、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書（OIモデル契約書）ver2.2」（新素材編・AI編・大学編）を作成した。研究開発型スタートアップにおける EXIT としての M&A を促進する観点から、委員会等の議論を踏まえ改訂を行った。

IV . 提言

本年度業務では、M&A を研究開発型スタートアップの出口戦略の選択肢として設定し、モデル契約書の改訂を行った。日本のスタートアップエコシステムの現状においては、将来的な M&A を積極的に見据えた、OI における契約実務は稀であると想定され、改訂内容およびその背景にある考え方の周知・広報が必要となる。

また、契約実務のアップデートという行動変容を効果的に促進していくためには、研究開発型スタートアップの出口戦略における M&A の重要性・有効性の認識の普及という、意識啓発を行う必要がある。この意識は、研究開発型スタートアップ・OI パートナーとなる事業会社はもちろん、スタートアップエコシステムに参画する全てのステークホルダーが共有することで、より効果的なエコシステムの変容が期待できる。

本年度業務では、意識啓発のための公表物として、モデル契約書関連コンテンツとは別に、「発信用サマリ」を取りまとめた。以降、発信用サマリと改訂版モデル契約書を併せて普及させ、日本における研究開発型スタートアップの M&A を促進するために、研究開発型スタートアップ、事業会社、およびそれらを取り巻く大学・VC・弁護士・弁理士・会計士・マッチング支援事業者などのステークホルダー全体に対し、研究開発型スタートアップ、事業会社双方のグロース戦略の観点で、M&A の促進は意義があり、そのためには行動変容が必要であるとの意識啓発にも注力することが望ましい。

「研究開発型スタートアップにおけるオープンイノベーション
促進のためのモデル契約書に関する調査研究委員会」委員会名簿

委員長

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所

委 員

荒井 邦彦	株式会社ストライク
江戸川 泰路	江戸川公認会計士事務所
大西 晋嗣	国立大学法人九州大学／九大 OIP 株式会社
郷治 友孝	株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ
中馬 和彦	KDDI 株式会社
人羅 俊実	株式会社 FLOSFIA
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

オブザーバー

金子 秀彦	特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
石川 薫	特許庁 総務部 企画調査課 課長補佐
新里 太郎	特許庁 総務部 企画調査課 活用企画係長
高田 龍弥	特許庁 総務部 普及支援課 主任産業財産権専門官
池谷 光博	経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創 出新事業推進課 課長補佐
加藤 隆一	経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション政 策課 課長補佐
平井 嗣人	文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興 課 専門官

事務局

井上 拓	日比谷パーク法律事務所
柿沼 太一	STORIA 法律事務所
山本 飛翔	法律事務所 amaneku
駒村 和彦	株式会社野村総合研究所
本田 和大	株式会社野村総合研究所
森谷 美祐	株式会社野村総合研究所
牧野 文音	株式会社野村総合研究所

目 次

要約

委員会名簿

I. 委員会による議論・検討	1
1. 第1回委員会	1
2. 第2回委員会	2
3. 第3回委員会	3
II. 公開情報調査	4
1. 公開情報調査の調査方針	4
(1) 調査事項	4
(2) 調査対象となる事例の抽出方法	4
(i) 米国スタートアップの M&A 事例の抽出条件	5
(ii) 国内スタートアップの M&A 事例の抽出条件	6
2. 公開情報調査の調査結果	7
(1) 事例調査結果	7
(i) 米国スタートアップの M&A 好事例	8
(ii) 国内スタートアップの M&A 好事例	12
(2) EXIT としての M&A の理想状態・課題についての調査結果	16
III. ヒアリング調査	19
1. ヒアリング対象	19
2. ヒアリング結果	21
IV. モデル契約書の改訂等	33
1. モデル契約書の改訂	33
(1) 改訂対象となったモデル契約書の種別	33
(2) 新素材編	34
(i) 検討プロセス	34
(ii) 主な改訂ポイント・改訂方針	34
(3) AI 編	36
(i) 検討プロセス	36
(ii) 主な改訂ポイント・改訂方針	36
(4) 大学編	38
(i) 検討プロセス	38
(ii) 主な改訂ポイント・改訂方針	38
2. 発信用サマリの作成	43

（１）検討プロセス	43
（２）目次・構成	43
（３）特に論点としてピックアップし取り上げたポイント・記載内容	45
V. 提言	54

資料編

付録Ⅰ 改訂版モデル契約書

付録 1	新素材編（共同研究開発契約書）	57
付録 2	新素材編（ライセンス契約書）	95
付録 3	AI 編（共同研究開発契約書）	127
付録 4	AI 編（利用契約書）	175
付録 5	大学・大学発ベンチャー編（ライセンス契約書）	215
付録 6	大学・大学発ベンチャー編（共同研究開発契約書）	255

付録Ⅱ 改訂版モデル契約書タームシート

付録 1	大学・大学発ベンチャー編（ライセンス契約書）	289

付録Ⅲ 発信用サマリ

付録Ⅲ	発信用サマリ	293

I . 委員会による議論・検討

委員会は3回に渡って開催した。研究開発型スタートアップのM&Aを促進するためのモデル契約書改訂および発信物サマリ作成の前提となる課題仮説・調査のターゲットを議論した上で、ヒアリングの実施方針や改訂対象となるモデル契約書の条項の内容について事務局案を基にしてご意見をいただいた。

1 . 第1回委員会

日時：令和6年10月31日（木）9:00~11:00

場所：（株）野村総合研究所本社 会議室、Teams による Web 会議

議題：

- 1 . 開会
- 2 . 委員からのご挨拶
- 3 . 議事
 - （1）今年度事業方針、現状分析・理想状態
 - （2）ヒアリング調査実施方針
 - （3）モデル契約書の改訂方針
- 4 . 今後のスケジュール・事務連絡
- 5 . 閉会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

参考資料 OI モデル契約書 ver2.1 タームシート

共同研究開発契約（新素材編：スタートアップ・事業会社）用
ライセンス契約（新素材編：スタートアップ・事業会社）用
共同研究開発契約（AI編：スタートアップ・事業会社）用
利用契約（AI編：スタートアップ・事業会社）用
ライセンス契約（大学編：大学・大学発ベンチャー）用
共同研究開発契約（大学編：大学・大学発ベンチャー）用

2. 第2回委員会

日時：令和6年12月26日（木）10:00~12:00

場所：（株）野村総合研究所本社 会議室、Teams による Web 会議

議題：

1. 開会
2. 議事
 - （1）現状分析・理想状態のアップデート
 - （2）本事業の対外的な発信手法
 - （3）モデル契約書の改訂方針
4. 今後のスケジュール・事務連絡
5. 閉会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

3. 第3回委員会

日時：令和7年2月26日(水) 16:00～18:00

場所：特許庁 9F 庁議室、Teams による Web 会議

議題：

1. 開会
2. 議事
 - (1) モデル契約書の改訂方針
 - (2) 発信用サマリの作成方針
3. 今後のスケジュール・事務連絡
4. 閉会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

参考資料 発信用サマリデザイン案（暫定版）

II . 公開情報調査

公開情報調査は、ヒアリング調査に向けた事前インプットとして位置付け、研究開発型スタートアップの M&A での EXIT の事例およびその背景を調査した。またその結果を踏まえ、研究開発型スタートアップの EXIT としての M&A の理想状態および現状の課題について仮説の整理を行った。

1 . 公開情報調査の調査方針

(1) 調査事項

本事業の調査全体で明らかにしたい項目のうち、公開情報調査の特性を踏まえ、下記 2 点のリサーチクエスチョンを中心に、主に事例調査を行った。

図表 1：公開情報調査の調査事項（リサーチクエスチョン）

	リサーチクエスチョン	サブクエスチョン
Q1	イノベーションを加速する M&A について、どういった好事例があるか（ケーススタディ）	- 米国・その他海外における好事例にはどのようなものがあるか。 - 日本において、比較的事業会社による M&A が進んでいる製薬分野などにおいて参照できる好事例にはどのようなものがあるか。
Q2	好事例が成立した背景にはどのような成立条件があるのか	M&A に関連する主体はどういった考えをもって M&A に関連する意思決定をしているのか。

(2) 調査対象となる事例の抽出方法

今回の調査では、米国および日本の研究開発型スタートアップの M&A 事例を企業データベース（主に **Crunchbase**、スピーダ、スピーダスタートアップ情報リサーチ）を用いてリストアップし、そのリストから好事例と思われる事例について、詳細な調査を行った。

(i) 米国スタートアップの M&A 事例の抽出条件

Crunchbase のデータベースを用いて、M&A 案件について下記条件でスクリーニングを実施したリストを作成し、その中から好事例をリストアップした。

図表 2：M&A 好事例のリストアップの条件
(米国※被買収企業が米国企業である事例を対象とする)

条件		具体的な条件	当該条件を採用した背景
M&A の時期		・ 発表日が 10 年以内	・ 近年の動向を把握するため。
被買収企業 (スタートアップ) の条件	設立年数	・ 設立から 10 年以内	・ データベースの整理上、「スタートアップ」ではない一般的な中小企業を含んでしまうため、今回の調査の対象としている「スタートアップ」に該当する事例を絞り込むため、左記条件を採用した。
	最新の資金調達タイプ	・ プレシード ・ シード ・ シリーズ A,B,C	
	業界	主に、下記の業界 ・ バイオ ・ ヘルスケア ・ 製薬 ・ 製造業 上記条件に翻って、下記の業界を除外 ・ IT ・ ソフトウェア	・ 本事業で議論の対象としている「ディープテック」スタートアップを絞り込むため、社会実装までに必要な時間的・金銭的リソースが大きい、研究開発を伴うシーズを対象としている傾向があると想定される左記業界を対象とした。
買収企業 (事業会社) の条件	業績評価	・ 買収企業の推定収益が 5 億ドル以上	・ 好事例の選定軸として、比較的大規模な事業会社による M&A を想定しているため、基準として左記を採用した。
	A&D 戦略的買収	・ 被買収企業の事業が買収企業の事業ポートフォリオに含まれていない、もしくは含まれていないと推察される	・ 好事例の一つのパターンとして、事業会社側の A&D 戦略の一環として機能する M&A を想定し、左記条件を採用した。

(ii) 国内スタートアップの M&A 事例の抽出条件

国内については、スタートアップの M&A 事例全体が少ないことを鑑み、主に、スピーダ、スピーダスタートアップ情報リサーチのデータベースでそれぞれスタートアップの M&A を抽出するための条件を整理し、各リストアップ結果を照らし合わせ、補完的に株式会社ストライクが自社 web サイト上で公開している M&A 事例リスト¹を参考にし、買収された実績のあるスタートアップをリストアップした。リストアップした事例全件を対象に被買収企業（スタートアップ）の事業概要を確認し、ディープテック・スタートアップと思われる事例を抽出した。

図表 3：スピーダを活用した M&A 好事例のリストアップの条件
(国内※被買収企業が国内企業である事例を対象とする)

条件		具体的な条件	当該条件を採用した背景
M&A の時期		・ 発表日が 5 年以内	・ 近年の動向を把握するため。
被買収企業	設立年数	・ 設立から 10 年以内	・ データベースの整理上、「スタートアップ」ではない一般的な中小企業を含んでしまう。今回の調査の対象としている「スタートアップ」に該当する事例を絞り込むため、左記条件を採用した。
	企業のステータス	・ 「非上場」記載がされているもの	
	業界	主に、下記の業界 ・ エネルギー ・ 食品 ・ 機械・電気製品 ・ 石炭・鉱石採掘 ・ 素材・素材加工品 ・ 医薬・バイオ	・ 本事業で議論の対象としている「ディープテック」スタートアップを絞り込むため、社会実装までに必要な時間的・金銭的リソースが大きい、研究開発を伴うシーズを対象としている傾向があると想定される左記業界を対象とした。

¹ STRIKE×startup M&A データベース <https://www.strike.co.jp/start/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 12 日]

図表 4：スピーダスタートアップ情報リサーチを活用した
M&A 好事例のリストアップの条件
(国内※被買収企業が国内企業である事例を対象とする)

条件		具体的な条件	当該条件を採用した背景
M&A の時期		・ 発表日が 5 年以内	・ 近年の動向を把握するため。
被買収企業	調査状況ステータス	「調査終了」となっているスタートアップのうち、特に下記 ・ 買収 ・ 吸収合併 ・ 上場企業の子会社化	・ 今回の調査の対象となる「M&A」に該当する EXIT を理由に調査終了となった対象をピックアップするための条件として採用した。

2. 公開情報調査の調査結果

(1) 事例調査結果

詳細を取りまとめた、ディープテック・スタートアップの M&A の好事例は以下の通り。

(i) 米国スタートアップの M&A 好事例

図表 5 : M&A 好事例 (米国)

#	概要	M&A による狙い
1	- ターゲット : Current Health (米) - 医療機関向けの慢性疾患リモートケア・管理プラットフォームを提供 - 買い手 : Best Buy (米) - 大手家電小売業者 - 買収額 : 4 億ドル - 買収形式 : 不明	- Best Buy 社は Current Health 社のリモートケア管理プラットフォームを自社の健康製品やサービスと組み合わせることで、種々のヘルスケアニーズに対応する包括的なケアエコシステムを構築することを狙う²。 - Best Buy 社は広範囲での店舗展開という消費者への物理的リーチが可能な点に加え、物流機能や、多くの顧客を抱えるサポートサービスを備える。Current Health 社はこれらのリソースを活用することにより消費者体験を一層大規模に提供することを狙う³。

² FIERCE Healthcare 「Best Buy shelled out \$400M for Current Health as it ramps up health strategy」 <https://www.fiercehealthcare.com/digital-health/best-buy-shelled-out-400m-for-current-health-as-it-ramps-up-health-strategy> [最終アクセス日 : 2025 年 3 月 21 日]

³ Current health 「The Future of Health at Home: Current Health will team up with Best Buy」 <https://www.currenthealth.com/insights/blog/blog-current-health-best-buy/> [最終アクセス日 : 2025 年 3 月 21 日]

#	概要	M&A による狙い
2	- ターゲット：Stop, Breathe & Think (SBT) (米) - メンタルウェルネスプラットフォーム (ストレスや不安の軽減を目的としたアプリ) の開発 - 買い手：Meredith (米) - メディア・コングロマリット - 買収額：不明 - 買収形式：不明	- Meredith 社は本買収によりマインドフルネス分野へ参入⁴。 - SBT 社は Meredith 社が有する小売およびオンライン流通チャネルを獲得⁴。
3	- ターゲット：Hero Cosmetics (米) - ニキビ治療製品の製造・販売を行う - 買い手：Church & Dwight, Co (米) - 洗濯洗剤や漂白剤などの消費財メーカー - 買収額：6 億 3,000 万ドル - 買収形式：不明	- Church & Dwight 社は本買収により従来のヘアケア、スキンケア等の事業ポートフォリオ加えてにきび治療のカテゴリを獲得⁵。 - Hero 社は Church & Dwight 社の有する国内小売業者とのネットワークおよび国際的プレゼンスを活用することにより、主力製品であるにきび治療薬の流通強化を図る⁵。 - Hero 社の共同創業者は残留し、主力製品のにきびパッチの競争力を維持しながら、にきび治療領域以外の収益源拡大を狙う⁵。

⁴ Subscription Insider Announces First Keynotes for Subscription Show 2025 「Meredith Corp Buys Stop, Breath & Think Mobile Mindfulness App」 [Meredith Corp Buys Stop, Breath & Think Mobile Mindfulness App - Subscription Insider](https://www.subscriptioninsider.com/news/meredith-corp-buys-stop-breath-think-mobile-mindfulness-app) [最終アクセス日：2025 年 3 月 21 日]

⁵ Forbes 「Hero Cosmetics Acquired By Church & Dwight For \$630 Million」 <https://www.forbes.com/sites/gabbyshacknai/2022/09/06/hero-cosmetics-acquired-by-church-dwight-for-630-million/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 21 日]

#	概要	M&A による狙い
4	- ターゲット：Biogix（米） - 閉経期症状向けの市販薬を製造・販売 - 製造活動はアウトソーシングビジネスモデルを採用 - 買い手：Alliance Pharmaceuticals（英） - 国際的ヘルスケアグループ - 買収額：1 億 1,000 万ドル - 買収形式：全株式取得による 100%子会社化	- Alliance 社は、一般消費者向けヘルスケア製品（非医療医薬品）セグメントの事業強化を見据え、当該事業領域にてブランドを確立している企業・製品への関心を高めていた。そして本買収により新たな市場セグメント（更年期障害サプリメント）を獲得。米国での OTC 医薬品市場における事業拡大を狙う⁶。 - Biogix 社は米国を中心に展開していた販路に加え、Alliance 社が世界に広く有する販売経路を獲得⁶。
5	- ターゲット：Fera Pet Organics（米） - 獣医が設立したペットサプリメント会社 - ペット向け栄養食品の開発・製造・販売 - 買い手：General Mills（英） - 大手食品メーカー - 買収額：不明 - 買収形式：不明	- General Mills 社は本買収により新規事業領域としてペットサプリメント事業を獲得⁷。 - General Mills 社は強固なブランド力を持ち、顧客との接点を連携させ販売促進につなげる（オムニチャネル）専門知識を有する。Fera Pet Organics 社は General Mills 社が持つプレゼンスの高さとマーケティング技術を活用し、より多くの顧客獲得を狙う⁸。

⁶ FT Makers Data 「Acquisition of Biogix Inc」
<https://markets.ft.com/data/announce/full?dockey=1323-14808270-2P75EL2A3IS09DAIAM8PKHEP06>
[最終アクセス日：2025 年 3 月 21 日]

⁷ BANKING BUSINESS.com 「General Mills open to near-term acquisitions」
<https://www.bakingbusiness.com/articles/62356-general-mills-open-to-near-term-acquisitions>
[最終アクセス日：2025 年 3 月 21 日]

⁸ PETFOOD INDUSTRY 「General Mills Pet segment down in Q1 2025」
<https://www.petfoodindustry.com/pet-food-market/news/15684372/general-mills-pet-segment-down-in-q1-2025>
[最終アクセス日：2025 年 3 月 21 日]

#	概要	M&A による狙い
6	- ターゲット：Inpria Corporation (米) 2007 年にオレゴン州立大学発ベンチャーとして創業⁹ - EUV (極端紫外線) リソグラフィ用メタル系フォトレジストの設計・開発・製造会社¹⁰ - 買い手：JSR 株式会社 (2024 年東証プライム上場廃止) - 従来の主要事業エラストマー事業を 2022 年に売却し、半導体材料製造を中心に事業戦略を転換¹¹ - 買収額：514 百万米ドル (約 56,540 百万円)¹⁰ - 買収形式：全株式取得による 100%子会社¹⁰	(経緯) - JSR 社は、2017 年および 2020 年に Inpria 社の資金調達ラウンドに参加しており、同社の株式を 21%保有していた。¹⁰ (M&A による狙い・成果) - JSR 社としては、エラストマー事業が中国や韓国勢との競争激化や取引価格の下落などの影響で、設備投資に見合った利益を上げられなくなる中、成長分野として期待される半導体分野やライフサイエンス分野への投資を加速させたい意向がある。¹¹ - EUV レジスト事業の強化は、当該分野で先行するトップ企業の東京応化工業株式会社を競合として見据えた戦略とみられる。¹¹ - Inpria 社は、JSR 社が保有する量産技術や品質管理、サプライヤー管理、顧客ネットワークを生かし、自社技術の大規模な社会実装を目指す。¹⁰

⁹ Inpria 企業 web サイト <https://www.inpria.com/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹⁰ JSR 株式会社「JSR、EUV リソグラフィ用フォトレジストのパイオニア企業 Inpria Corporation を完全子会社化」<https://www.jsr.co.jp/news/2021/20210917.html> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹¹ マイナビ TECH+「JSR が EUV レジストメーカー Inpria を完全子会社化、EUV レジスト事業を強化」<https://news.mynavi.jp/techplus/article/20210921-1978217/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

(ii) 国内スタートアップの M&A 好事例

図表 6：M&A 好事例（国内）

#	概要	経緯、M&A による狙い・成果
1	- ターゲット：ナノフォトン株式会社 - 大阪大学発スタートアップ（2003 年創業）¹² - 最先端のレーザーラマン顕微鏡などを開発、製造・販売¹² - 買い手：Bruker 社（米）（NASDAQ 上場） - ドイツ・カールスルーエで大学教授により創業（1960 年創業）¹² - 生物や物質をミクロ、分子、細胞レベルで探求することを可能にする高性能な科学機器と分析・診断ソリューションの開発、製造、販売¹² - 買収額：約 30 億円¹³ - 買収形式：全株式取得による 100%子会社化¹³	- ナノフォトン社は、ラマン顕微鏡を含むラマン分析機器で国内シェア 3 割を占める一方、特殊用途の顕微鏡は欧米メーカーが強い事業領域である。¹³ - 韓国に販売拠点があるが、製造拠点が国内のみであるなど、欧米での事業基盤の確保が課題であった。¹³ - Bruker 社の製造拠点や販売網を活用する形で、2025 年までにドイツでのラマン顕微鏡の生産を開始、2028 年までに欧米向けへの販売を開始する想定である。¹³

¹² ナノフォトン株式会社「大阪大学発スタートアップ、ナノフォトン株式会社は、M&A により Bruker 社（本社：アメリカ・マサチューセッツ州、NASDAQ 上場）のグループに参画しました」
<http://nanophoton.jp/news-room/email-magazine/2024/02/07/important-notice> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹³ 日本経済新聞「大阪大学発ナノフォトン、米科学機器大手が買収 30 億円」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UF0631Z0W4A200C2000000/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

#	概要	経緯、M&A による狙い・成果
2	- ターゲット（SU）：株式会社 A-Traction¹⁴ - 国立研究開発法人国立がん研究センター発スタートアップ¹⁵ - 腹腔鏡手術支援ロボットを開発¹⁵ - 買い手：朝日インテック株式会社（東証プライム市場） - 医療機器の開発・製造・販売¹⁶ - 極細ステンレスワイヤーロープ及び端末加工品等の開発・製造・販売¹⁶ - 買収額：不明 - 買収形式：全株式取得による 100%子会社化¹⁵	（経緯） - 両者は、2020 年より腹腔鏡手術支援ロボットに関する基本合意書を締結し、薬事申請およびロボットの交換部品の受託製造を朝日インテックが行うなど、事業上の連携を行っていた。¹⁵ - 朝日インテック社は、A-Traction 社の株式を約 15%保有していた。¹⁵ （M&A による狙い・成果） - A-Traction 社が腹腔鏡手術ロボットの研究開発を通して獲得した高度な技術と、朝日インテック社の持つ医療機器分野等の技術・ノウハウの融合により、腹腔鏡手術支援ロボットの普及に加え、消化器領域以外の診療領域を含めて、画期的な医療ロボットの実現を目指す。¹⁵ - 朝日サージカルロボティクス社は、2024 年には、腹腔鏡手術のみならず、内視鏡手術システムの開発を国立がん研究センターとの共同プロジェクトで開始している。¹⁷ - また、EXIT を達成した医療スタートアップの成功事例として「Forbes JAPAN HEALTHCARE CREATION AWARD 2023」グランプリを受賞している。¹⁸

¹⁴ 子会社化され、朝日サージカルロボティクス株式会社に変更

¹⁵ 朝日インテック株式会社「株式会社 A-Traction の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」

<https://ir.asahi-intecc.co.jp/ja/ir/pressrelease/PressRelease-9104508761573818398/main/0/teaserItems1/0/linkList/0/link/20210311232.pdf> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹⁶ 朝日インテック株式会社 企業 web サイト <https://www.asahi-intecc.co.jp/about/overview.html> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹⁷ 朝日サージカルロボティクス株式会社「国立がん研究センター東病院と内視鏡手術システムの開発」
https://asahi-surgrob.com/news_jp/%e5%86%85%e8%a6%96%e9%8f%a1%e6%89%8b%e8%a1%93%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%81%ae%9%96%8b%e7%99%ba/ [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

¹⁸ 朝日インテック株式会社「朝日サージカルロボティクス 「Forbes JAPAN HEALTHCARE CREATION AWARD 2023」 グランプリ受賞のお知らせ」<https://www.asahi-intecc.co.jp/r/3213> [最終アクセス日：2025年3月24日]

#	概要	経緯、M&A による狙い・成果
3	- ターゲット（SU）：スマイルロボティクス株式会社¹⁹ 「アーム付き配膳・下膳ロボット」や「分離合体式 棚搬送ロボット」などのサービス・ロボットの開発²⁰ - 東京大学発ベンチャー²⁰ - 買い手：アイリスオーヤマ株式会社 - 生活用品の企画、製造、販売 - 買収額：不明 - 買収形式：全株式取得による 100%子会社化²⁰	（経緯） - アイリスオーヤマ社は、2020 年 11 月よりロボティクス事業に参入し、ソフトバンクロボティクス社が提供するサービス・ロボットに同社の独自開発機能を補った「アイリスエディションシリーズ」を販売し、4,000 社超の企業の導入を達成。²⁰ - アイリスオーヤマ社のロボティクス事業の強化の一環として、内製化の一手として M&A を実行。初のスタートアップ M&A 案件。²¹ （M&A による狙い・成果） - スマイルロボティクス社が得意とする「ロボット開発力」とアイリスオーヤマ社が強みであるメーカーベンダー（製造業と卸業の融合形態）による広範囲の販路を基にした、「企画・量産・販売力」において、相互補完のシナジー効果が生まれ、ロボット事業を企画・開発から製造・保守まで一気通貫で実現することを狙う。²⁰ - アイリスオーヤマ社としても、販売事業として事業展開している清掃・配送ロボットに加え、「物流 2024 年問題」という喫緊の課題を解決する仕分けロボットや搬送ロボット、また介護用ロボットなど、多様な分野でロボット事業を開発から行い、拡大できる体制を構築。²⁰

¹⁹ 子会社化され、株式会社シンクロボに変更

²⁰ アイリスオーヤマ株式会社「ロボットのハードとソフト全ての内製化の実現に向けてスマイルロボティクス株式会社の全株式を取得」<https://www.irisohyama.co.jp/news/2023/?date=0731> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

²¹ 日経 XTECH「アイリスオーヤマがロボット新興を買収、開発の内製化に本腰」<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/15692/> [最終アクセス日：2025 年 3 月 24 日]

(2) EXIT としての M&A の理想状態・課題についての調査結果

事例調査結果を踏まえ、本事業の委員とのディスカッションも踏まえて整理した研究開発型スタートアップの EXIT としての M&A の理想状態および現状の課題は以下の通り。

一部の記載については、Ⅲヒアリング調査の結果を踏まえ、更新をしている。

図表 7：理想状態・背景

項目	概要
理想状態	研究開発型スタートアップの事業戦略や出口戦略において事業会社からの M&A を当然の選択肢として検討され、そのスムーズな実践によって研究シーズの社会実装と事業価値の創造が実現されている状態。
背景	- ディープテックのシーズは、量産・拡販フェーズに必要なリソースを投資家からの資金調達のみで賄い、上市までのどり着くことが困難・非効率な場合も多く、すでに量産インフラ・顧客ネットワーク・顧客からの信用を保有する事業会社のリソースへのアクセスは研究開発型スタートアップの事業成長において重要な選択肢である。 - VC のファンドの一般的な償還期限に対し、ディープテックの研究開発の想定期間は基本的にオーバーする特徴があり、IPO での EXIT を想定する難易度が非常に高い。 - 量産・拡販フェーズに入る前に、競争力の高いシーズやその研究開発ノウハウが評価されることで EXIT 可能である点で、M&A は有力な出口戦略としての選択肢である。

図表 8：現状、各ステークホルダーの課題

項目		概要
研究開発型スタートアップの M&A での EXIT に関する現状		・ 日本では、研究開発型スタートアップの出口戦略が、結果として IPO に偏重している。 ・ 研究開発型スタートアップ、事業会社（バイサイド）、投資家（VC、CVC）、OI パートナー、大学など、各ステークホルダーが、M&A を出口戦略として積極的には想定しておらず、IPO を前提とした対応をしている。
各ステークホルダーの課題	研究開発型スタートアップ	経営者の出口戦略の想定が、IPO に偏っている傾向がある。 ・ 日本での特徴的なパターンとして、経営者が自社の事業や技術について強いこだわりがあり、自らの手で社会実装まで関われないという観点で M&A を避ける傾向がある可能性がある（経営の自立性の維持）。 ・ IPO だけではなく、M&A（M&A 先も複数想定するなど）も含めた、複数の EXIT の選択肢の検討ができていない。 ・ 従業員への還元を考慮すると、それまでの資金調達における株主間契約の内容を鑑み、IPO での EXIT を前提に検討しなければならない状況になっていることも多い。

項目		概要
	事業会社	・ スタートアップとの連携は事業提携や共同研究、資本提携についてもマイノリティ出資など、部分的に留まっている。 ・ スタートアップを適切に評価し、買収後に自社の事業とシナジーを生みながら成長をさせていける組織面・資金面のリソースが整っていない(PMIのためのリソースの不足、および、スタートアップの良さを生かすPMIについての知見がない)。 ・ 売上が立っていないスタートアップにバリュエーションを付け、M&Aを行う経営判断をするにあたり、一般的な事業会社のM&A実施時とは別のロジックが必要であり、社内説明の難易度も高い。一方で、売上が立つ状態になると、バリュエーションが高くなり、交渉が折り合わない。 ・ M&Aの検討は、スタートアップサイドから話が出ないと、事業会社側から積極的に提案しづらい傾向がある。
	VC	・ 日本におけるM&Aでは買収額が小さく、リターンの観点から、IPOでのEXITを前提として、スタートアップに投資する傾向がある。
	大学	・ 技術移転先が買収されることを想定したライセンス契約の内容となっていないことが多い ・ レピュテーションリスクの観点から、自大学発の知的財産が当初のライセンス先以外の企業がライセンス先になることを嫌う傾向がある。

III . ヒアリング調査

今年度事業におけるモデル契約書改訂や発信物作成のためのインプットとして、大学、スタートアップ、事業会社、VC に対するヒアリングを 20 件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

1 . ヒアリング対象

スタートアップ 3 社、スタートアップとのオープンイノベーションを行った実績がある事業会社 6 社、国内ベンチャーキャピタル（以下、VC）2 社、国内大学 4 校、海外大学 4 校、海外 VC1 社に対してヒアリングを実施した。ヒアリングを実施した組織は、以下の通り。ヒアリング先については、スタートアップの出口戦略として M&A を促進するための課題解決へ向け、モデル契約書改訂や発信物作成にご意見を活用することを念頭に、委員会にてアドバイスを得つつ決定した。

図表 9：ヒアリングを実施した組織

分類	組織
スタートアップ	A 社
	B 社
	C 社
事業会社	D 社
	E 社
	F 社
	G 社
	H 社
	I 社
VC（国内）	J 社
	K 社
大学（国内）	L 大学
	M 大学
	N 大学
	O 大学
大学（海外）	P 大学
	Q 大学
	R 大学
	S 大学
VC（海外）	T 社

2. ヒアリング結果

上記のヒアリング先組織へのヒアリング結果は、以下の通り。主に、大学-スタートアップ間や事業会社-スタートアップ間、そして VC-スタートアップ間における連携の現状や、交渉において障壁となるポイント及び課題について整理をした。ヒアリング結果はモデル契約書改訂および発信物作成のための検討に活用した。

図表 10 ヒアリング結果の概要（国内）

項目	論点	ヒアリングの声
大学 (主に大学からスタートアップへのライセンスを実施する場合)	自大学発スタートアップが M&A で EXIT する場合のメリット・デメリット	・ メリットとしては、スタートアップの立ち上げの際のハードルとしてそろえるべき技術ポートフォリオを充実化させる必要が必ずしもないという観点からスタートアップの創出につながりやすい環境となっている。 ・ デメリット（懸念）としては、経済安全保障上問題となる企業による買収や、大企業によるスタートアップの買いたたきへの発生、パテントトロールへの技術移転となる恐れがある点である。
	自大学発スタートアップへのライセンスの在り方及びに特許権を譲渡することへの懸念事項	・ スタートアップへのライセンスは基本的に独占的通常実施権の付与を行い、譲渡を行うことはレアケースである。 ・ ほかの企業やスタートアップにもライセンスを行う場合（Field of use）には、譲渡予約を設定することは難しいと考える。
	侵害訴訟に関する立場・考え方	・ 侵害訴訟において、大学が原告になることへのハードルは高い。

項目	論点	ヒアリングの声
	買収企業の条件	・ 契約書の中にライセンス契約を継続できるポジティブ条件を明記しており、M&A 相手が当該条件を満たしている場合にはライセンスを継続する整理としている。
	スタートアップから別企業へのサブライセンスに関する懸念	・ 外為法や、反社会的勢力の観点で懸念のない企業へのサブライセンスであるかどうかは問題となる。
	特許権が国プロを活用して生まれた成果物である場合の M&A への影響	・ 国プロを活用した技術等の取り扱いは、大学よりもファンディングエージェンシーが懸念する点であると考える。 ・ 譲渡や専用実施権の付与を行わず、独占的通常実施権の付与にとどめているため、M&A の際には国への通知義務がある旨をライセンシーにも伝えているが、それ以上の対応は不要であり、その通知義務が M&A の障壁になるということはない。
事業会社 (主に事業会社がスタートアップを M&A するに至った場合)	オープンイノベーションにおけるスタートアップ連携の社内体制	・ 新規事業を生み出すことを前提としているため、事業部との連携が重要であり、別エンティティではなく本体に CVC 機能を設けることで動きやすいと考えている。 ・ スタートアップとの協業については、経済的支援だけではなく人的リソースをしっかりと充当することが重要であり、その差配が可能な部門長に裁量を持たせる形としている。

項目	論点	ヒアリングの声
	出資や連携の目的、全社戦略上の位置付け	・ 0→1を生み出すことが得意なスタートアップと連携し、新規事業を生み出していくことが重要であると考えている。 ・ スタートアップとの事業連携はシナジーを生むことが前提である。出資の目的は他企業よりも自社を優先した事業連携を目的とすること、また自社単独ではリーチできない事業領域へのリーチである。
	出資後のスタートアップとの連携の狙い、方向性	・ スタートアップとの連携の方向性はケースバイケースである。出資なしでの連携に始まり、スタートアップ自身の事業形態や出口戦略等、様々な要因が重なって決定する。スタートアップとの事業連携を進める中で、自社の戦略も踏まえ段階的に出口の意思決定を行う。 ・ 基本的には、特定地域での製品の販売権やライセンスの優先権などを得られることがスタートアップと連携し、出資する際のメリットである。

項目	論点	ヒアリングの声
	日本において M&A が少ない背景	・ 海外のスタートアップは、大企業に M&A されることを前提に活動しており、最終的な出口としての M&A について話題にしやすい。一方、日本のスタートアップについては、スタートアップ側が想定していない限り、自社から雑談などで M&A の話を持ち掛けることはない。 ・ M&A を志向するスタートアップもいるとは考えている。IPO を出口とするスタートアップが目立っているだけのように感じている。 ・ スタートアップの M&A には救済型の M&A も多いのではないかと考える。救済型 M&A はスピード感をもって実施しないと時間切れになるため、慎重に判断しようとする事業会社のスピード感と合わずに M&A を完遂できない事例もあるのではないかと考える。

項目	論点	ヒアリングの声
	M&A の際に想定される課題	・ 他社との連携においては、改良発明が他社側に帰属する整理になっていないか、大学からのライセンスが今後も継続して受けられる状態か、という点は重要である。 ・ バリュエーションの問題がある。事業会社としては当然安く買いたい一方、スタートアップおよびスタートアップの株主は高く売りたい思いがあり、安く買う場合は事業化の手前の将来性が曖昧な時点で M&A 実施の判断が求められるが、事業方針が定まり一定以上売り上げや利益がつくと評価額が上がるため、M&A の判断が難しくなる。 ・ スタートアップの買収においては、技術そのものに加えて、人材の獲得における意義が大きく、買収後もスタートアップが自由度高く動ける体制を構築する必要があると考えている。
VC	投資先の M&A での EXIT の傾向	・ 最初から IPO や M&A のどちらかに決め打ちするのではなく、両方のオプションを検討し、常に複数の EXIT のオプションをデュアルで想定して一番良いものを選択していた例が多い。

項目	論点	ヒアリングの声
	スタートアップの M&A における、海外と日本の状況の比較	・ M&A においては、スタートアップの領域・ステージによって評価されるポイントが違ふと思うが、海外企業に M&A される場合は、まだ赤字段階のうちのシードステージで技術が評価されて M&A されていくことが多い。 ・ 投資先のスタートアップについて、海外企業による M&A は 100% 株式取得している例が多い一方で、日本企業による株式取得は部分取得に留まっていることは、海外企業に比べて日本企業の意思決定の機動性の低さを示す一例なのかもしれない。
	出口戦略の検討において重要なポイント	・ テクノロジーや知財の獲得が目的となる M&A においては特に、世界の様々な企業を念頭に M&A のプロセスを目指していくことが重要である。 ・ M&A であっても、一社のみから評価されるのではなく、M&A 候補先が複数ある状態、加えて IPO など想定しておくことで、マーケット原理が働き、適切なバリュエーションが得られるようになるのではないか。

項目	論点	ヒアリングの声
	投資先スタートアップの出口戦略への関わり方	・ スタートアップの経営者にやる気がなければ意味がないため基本的にはスタートアップの意向に沿って出口戦略を検討する。 ・ IPO の場合は、VC はスタートアップ側に立ち、主幹証券会社や監査法人とのコミュニケーションなどをサポートすることが多い。 ・ M&A の場合は、よりダイレクトに買い手と話すことが VC の役目となる。買い手からは価格のみならず、保証などいろいろな条件が課せられ、そういった買収条件の交渉を行う。
スタートアップ	EXIT の検討経緯	・ 製造費用が高い領域の事業を行っているため、当初 IPO は無理筋だと考えていた。しかしファブレス（fabrication facility less）という形で社外に工場を持つこともできるため工場を 0 から作る必要がないことに加え、海外のファブレス企業でそれなりに成長したモデル企業があったため、（IPO も）検討するようになった。 ・ 海外企業からのオファーもあった中で、国際情勢の影響もあり、最終的に従来より長く関係を持っていた国内企業からの M&A を受けた。
	M&A されることのメリット・デメリット	・ 買収企業とはお互いの強みがない領域を補完する関係であり、ビジネス上の相性が非常に良かった。

項目	論点	ヒアリングの声
	M&A 時の対応としてよかった点	・ 買収の時点で、買収後も独立経営を許すということをしっかり建付けとして整理し、その後も経営面にも特段口出しをせずに、事業計画のトラッキングのコミュニケーションを中心に連携してくれたのがよかった。買収の時点から DD や PMI に事業部が関わってくれていたため、スムーズに事業開発が実施できた。
	M&A 実施時における課題	・ バリュエーションの調整が難しい。 ・ 資本政策面では BM が最も苦労した部分である。最終的には株の買い取りと株主への説明があったので、株主は少ない方が良い。

図表 11 ヒアリング結果の概要（海外）

項目	論点	ヒアリングの声
大学 （主に大学からスタートアップへのライセンスを実施する場合）	自大学発スタートアップ創出のための戦略	・ 資金調達支援、戦略的ガイダンスの提供、合理化された技術移転プロセスの整理、大学が有するエコシステムからメンターをペアリングするプログラムの準備等によりスタートアップを支援している。

項目	論点	ヒアリングの声
	自大学発スタートアップへの技術移転プロセスや、スタートアップ創出促進・支援の特徴	・ 大学は、研究者ができる限り早期に特許を出願することを強く奨励し、特許を取得する価値があるかどうかについて継続的な議論を行い、助成金や資金調達支援を行うことでスタートアップ創出を促進している。 ・ 商業化戦略と市場機会に関する専門家によるフィードバックを提供するプログラムを用意している。 ・ 工学、ソフトウェア、医療機器といった特定の分野に説いてはライセンス契約を簡素化して企業をより容易に行えるようにしている。
	自大学発スタートアップへの技術移転において注意している点	・ 技術の潜在的な用途と、ライセンシーがその技術を成功裏に開発する能力、あるいは堅実な計画を有しているかどうかを検討する。 ・ 大学は、既存の企業とは異なるアプローチで技術移転を行っている。企業が契約条件と目先の金銭的利益を優先する一方で、大学はイノベーションとコミュニティ開発の支援に焦点を当てたより広範な使命を持っている。 ・ 大学によるスタートアップへの技術移転プロセスで重要なのは、そのチームを評価することである。実績のある既存企業とは異なり、スタートアップの多くはビジネス経験が乏しい。大学では、ライセンスを求めるチーム（スタートアップ企業）には、少なくともビジネスの専門知識を持つメンバー、アドバイザー、取締役がいることを求めている。

項目	論点	ヒアリングの声
	自大学発スタートアップへの技術移転の条件について大学として懸念するポイント	・ ディープテック（研究開発型）のスタートアップは商業化までに何年もかかり、その場合、マイルストーンはその発展において重要な役割を果たす。スタートアップは事業計画と主要なマイルストーンを大学と共有し、それに確実に従わなければならない。 ・ 初期段階の研究開発スタートアップの経済的/財政的状况を考察する。 ・ 経済安全保障規制の場合、技術移転に関する連邦政府のガイドラインとポリシーに厳格に従う。最終的には、スタートアップの支援とコンプライアンスおよび経済的安全性の維持のバランスをとることを優先している。その目的は、成長を妨げるのではなく、責任ある、法的に健全な技術移転の実践を保証することである。
	自大学発スタートアップへの技術移転の形態	・ 特許の所有権を譲渡するのではなく、常に技術のライセンス供与を行っている。 ・ ライセンスを取得すれば、技術を何度も商業化できるため、通常は所有権を譲渡するよりも特許をライセンスすることが好まれる。
VC	投資先スタートアップの出口戦略検討支援への関わり方	・ スタートアップに出口戦略をアドバイスすることは、投資前のデューデリジェンスにおいて重要な部分である。 ・ 投資家は資本をコミットする前に、潜在的な EXIT までのシナリオを評価すべきである。スタートアップが EXIT までのビジョンを欠いている場合は、長期的な戦略計画に関して危険信号であると言える。

項目	論点	ヒアリングの声
	出口戦略の検討支援におけるアドバイスの視点や要求の内容	・ 出口戦略を計画する際には、投資家が最終的にどのようにリターンを得ることができるかを考慮しながら、創業者のニーズに焦点を当てることが重要である。 ・ スタートアップは資金調達額に注意する必要がある。評価額が高くなりすぎると、企業が買収するのが難しくなり、EXITの選択肢が狭まる可能性がある。 ・ さらに、スタートアップは自国の産業の強みを活用すべきである。例えば、自動車製造が重要な分野である日本においては、電気自動車やデジタルツイン技術に取り組むスタートアップは、業界のパートナーや買い手を見つける可能性が高い。このアプローチは、スタートアップと投資家の両方が長期的に利益を得ることを確実にするのに役立つ。
	スタートアップの知財の所有形態は、VCとしての投資判断にどの程度影響するか	・ お客様との契約や大学とのライセンス契約など、関連するすべての契約を慎重に検討し、期間、更新条件、テクノロジーの使用に関する制限などの重要な要素を評価する。 ・ 業界を超えてテクノロジーを進化させる柔軟な契約が理想的である。また、技術の米国特許取得の容易さを考慮し、スイッチングコストを評価する。コア技術の置き換えが困難な場合は、IPの方が価値は高い。

項目	論点	ヒアリングの声
	米 国 企 業 に 買 収 さ れ る 可 能 性 が 高 い 外 国 （ 非 米 国 ） の 研 究 開 発 型 ス タ ー ト ア ッ プ の 特 徴	・ 政府協定の制限がかかる可能性が低いこと。技術が政府に適用される可能性がある場合、機密技術の輸入とアクセスを規制する ITAR のような米国の規制の対象になる可能性もある。 ・ スタートアップの技術が高度に専門化されている場合は、熟練した従業員を再配置するか、トレーニングプログラムを設定していること。 ・ 知的財産の所有構造とライセンス契約は、円滑な米国特許の取得と業界を超えた無制限の使用が可能であること。
	米 国 企 業 に よ る 海 外 (非 米 国) 研 究 開 発 型 ス タ ー ト ア ッ プ の M & A に お い て 、 ど の 国 の ス タ ー ト ア ッ プ が 最 も 多 く 買 収 さ れ て い る か	・ 伝統的に、ファイブ・アイズ（Five Eyes）同盟（オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国）や NATO、EU 諸国の R&D スタートアップが最も頻繁に買収されている。この国は技術移転を促進する条約を制定しており、規制の観点から買収をより容易にしている。 ・ スタートアップの環境を支える US-SBIR のような優れた技術移転オフィスや政府の資金調達システムを持つ国。 ・ 所以外にも、買収の可能性を決定する重要な要素には、人材プールの専門性、生産の拡張性、技術が業界のロックインを生み出すかどうかなどがある。

IV．モデル契約書の改訂等

過年度、作成・改訂を行ってきたモデル契約書においては、日本のスタートアップの EXIT の傾向を踏まえ、IPO での EXIT が基本と想定され、対象となるスタートアップが将来的に M&A で EXIT するケースが積極的に考慮されていなかったという経緯を踏まえ、将来的に M&A を行うケースを想定した際に、①モデル契約書の規定の整理が M&A の障壁になる点がないか、②よりスタートアップの M&A での EXIT を促進する内容を盛り込むことが可能か、の 2 点について、主にヒアリング調査結果を踏まえ、委員会を中心として議論し、「OI モデル契約書 ver2.1」を対象に改訂を行った。

加えて、本事業全体での議論・検討内容を公表するにあたり、日本のディープテック・スタートアップおよびそれらを取り巻くステークホルダー全体に対し、M&A での EXIT 促進の意義およびそのために各ステークホルダーが持つべき意識について、モデル契約書とは別に「発信用サマリ」を作成し取りまとめた。

1．モデル契約書の改訂

（1）改訂対象となったモデル契約書の種別

今年度は、スタートアップの EXIT における M&A を考慮した改訂となるため、モデル契約書のうちスタートアップ・OI パートナー（事業会社または大学）間の契約を想定シーンとしている下記種別を改訂対象とした。

対象となった種別のモデル契約書関連コンテンツのうち、逐条解説つきひな形、逐条解説無しひな形²²、タームシートの改訂²³を行った。

図表 12：本事業で改訂対象となったモデル契約書の種別

モデル契約書の種類	契約種別
新素材編	・ 共同研究開発契約書
	・ ライセンス契約書
AI 編	・ 共同研究開発契約書
	・ 利用契約書
大学編	・ 大学×大学発ベンチャー：ライセンス契約書
	・ 大学×大学発ベンチャー：共同研究開発契約書

²² 条項の改訂が行われた大学編（大学・大学発ベンチャー）共同研究開発契約のみ

²³ 条項の改訂が行われた大学編（大学・大学発ベンチャー）共同研究開発契約のみ

(2) 新素材編（事業会社・スタートアップ）

(i) 検討プロセス

モデル契約書で規定の想定シーンを踏まえると、将来的にスタートアップが M&A を EXIT として選択する可能性を狭めない・拡大するという観点から特に考慮すべきは、「OI パートナーの競合他社に該当する別企業が買い手となる場合の M&A である」という点を事務局および委員間での議論で確認をしたうえで、その点に照らし、今回議論の対象とすべき条項を洗い出し、改訂方針を検討した。また、事業会社・VC・スタートアップに対しヒアリングを実施²⁴し、委員会でフィードバックを得ながら検討を進めた。

(ii) 主な改訂ポイント・改訂方針

新素材編（共同研究開発契約書、ライセンス契約書）において、改訂の検討が行われたポイントと改訂方針は以下の通り。主に、共同研究開発の成果物に関する OI パートナーに対する優遇措置の解除や、競業避止で想定されている内容と M&A の関係性について論点となった。

²⁴ 本報告書「Ⅱヒアリング調査」の記載を参照されたい

① 共同研究開発契約書

図表 13：OI モデル契約書 ver2.1（新素材編）の
論点と改訂方針（共同研究開発契約書）

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
成果物の 知的財産 権の利 用・帰属 条件 (7条) 解除 (17条) 期間 (18条) 存続条項 (19条)	M&A に際して、速やかに OI パートナーへの知財に関する優遇措置（共同研究開発の成果物の独占ライセンス）を解除できるか。	（解説に追記）成果物のライセンスは、契約の継続を前提に設定されたものであるという理解を前提に、本契約の終了に伴い成果物のライセンスはいずれも終了すると整理している点に留意が必要である点について解説で言及した。 （解説に追記）OI パートナーは成果物の利用が不要になっている可能性もあるため、別途対価を支払い、ライセンスを非独占に切り替える/ライセンスを終了させるなどの合意解除のオプションを提示する解説（7条）を追記した。
第三者の 権利侵害 (9条)	OI パートナーに対して非保証である点が、M&A に際して課題となるか。	（解説に追記）本共同研究開発時点では保証をする必要は必ずしもないが、M&A 時点ではバイサイドの関心事ではあり、可能な限り対応をしておけると望ましい点を解説で追記した。
競業避止 (14条)	競業避止を設定しているものの、OI パートナーの競合他社から M&A されることで実質的に競合他社が本発明を実施するケースが想定されることを踏まえ、OI パートナーに求められる姿勢を追記することは可能か。	（解説に追記）OI パートナーが、スタートアップが競合他社と M&A を行うことのリスクを重視するのであれば、スタートアップに出資して相応のシェアを有する株主となり、M&A に対して一定のコメント等ができる立場に身を置くことが考えられる、といった内容を解説に追記した。

② ライセンス契約書

図表 14：OI モデル契約書 ver2.1（新素材編）の
論点と改訂方針（ライセンス契約書）

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
第三者の 権利侵害 (9 条)	・ OI パートナーに対して非保証である点が、M&A に際して課題となるか。	・ （解説に追記）本ライセンス時点では保証をする必要は必ずしもないが、M&A 時点ではバイサイドの関心事ではあり、可能な限り対応をしておけると望ましい点を解説で追記した。

（３）AI 編（事業会社・スタートアップ）

（i）検討プロセス

モデル契約書で規定の想定シーンを踏まえると、将来的にスタートアップが M&A を EXIT として選択する可能性を狭めない・拡大するという観点から特に考慮すべきは、「OI パートナーの競合他社に該当する別企業が買い手となる場合の M&A である」という点を事務局および委員間での議論で確認をしたうえで、その点に照らし、今回議論の対象とすべき条項を洗い出し、改訂方針を検討した。また、事業会社・VC・スタートアップに対しヒアリングを実施²⁵し、委員会でフィードバックを得ながら検討を進めた。

（ii）主な改訂ポイント・改訂方針

AI 編（共同研究開発契約書、利用契約書）において、改訂の検討が行われたポイントと改訂方針は以下の通り。主に、AI の学習に活用するデータの第三者開示の禁止と、M&A の関係性について論点となった。

²⁵ 本報告書「Ⅱヒアリング調査」の記載を参照されたい

① 共同研究開発契約書

図表 15：OI モデル契約書 ver2.1（AI 編）の
論点と改訂方針（共同研究開発契約書）

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
本学習用データセットの取り扱い (13 条)	学習用データセットの第三者への開示の禁止が設定されていることにより、M&A の障壁となる点があるか。	（解説に追記）M&A に際し買収企業が学習用データセットを利用することが可能になる、その際データ廃棄を指示することが可能である旨とともに、スタートアップのビジネスを考慮し、安易にデータ廃棄が選択されるべきでない旨を解説で言及した。

② 利用契約書

図表 16：OI モデル契約書 ver2.1（AI 編）の
論点と改訂方針（利用契約）

関連条項	論点	改訂方針
追加学習サービスの内容 (4 条)	追加学習用データセットの第三者への開示の禁止が設定されていることにより、M&A の障壁となる点があるか。	（解説に追記）事業会社側に、M&A に際し買収企業が学習用データセットを利用することが可能になる旨を、利用契約時点で事前に説明し、適宜対応すべきである旨を追記した。
非保証 (12 条)	OI パートナーに対して非保証である点が、M&A に際して課題となるか。	（解説に追記）本利用契約時点では保証をする必要は必ずしもないが、M&A 時点ではバイサイドの関心事ではあり、可能な限り対応をしておけると望ましい点を解説で追記した。

(4) 大学編（大学・大学発ベンチャー）

(i) 検討プロセス

スタートアップの出口戦略としての M&A を促進するべく、大学編（大学・大学発ベンチャー）の条項や解説を見直し、実際に大学の現場および、大学との連携交渉の現場で活用することを想定した実践的な内容とするため、事業会社およびスタートアップとの産学連携に積極的に取り組む大学の産学連携部門および知財部門、大学との連携交渉を経験した事業会社や大学発ベンチャー、大学発ベンチャーへの投資を実施している VC に対してヒアリングを実施²⁶し、委員会でフィードバックを得ながら検討を進めた。

(ii) 主な改訂ポイント・改訂方針

① ライセンス契約書

大学編（大学・大学発ベンチャー）のライセンス契約書において、改訂の検討が行われたポイントと改訂方針は以下の通り。主に、譲渡予約条項の追加の是非や、条項を追加する場合に大学における実運用に耐えうる条項とするための解説や、懸案事項へ対応するための追記内容が論点となった。

図表 17：OI モデル契約書 ver2.1（大学編：大学・大学発ベンチャー）の
論点と改訂方針（ライセンス契約書）

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
第2条 （専用実施権の設定）	・ 大学がスタートアップに対して特許権の譲渡ないし専用実施権を与える場合に、M&A のバリュエーションに有利に働く点を強調できないか。	・ （解説に追記）大学に対して、研究開発型スタートアップの事業マネタイズの観点からもスタートアップが M&A されることを出口として念頭に置く必要性を伝えながら、専用実施権の設定を促す解説を追記した。

²⁶ 本報告書「Ⅱヒアリング調査」の記載を参照されたい

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
(続き) 第2条 (専用実施権の設定)	・ ライセンス契約において支配権の交代を禁止や解除理由とする条項(COC条項)が定められている場合、バイサイドとしてはM&Aの目的が達成できなくなる可能性があり、この点がM&Aの障壁になるのではないか。	・ (条項を追加) M&A時にはスタートアップが大学から技術移転を受けることを可能とする「譲渡予約」条項を追加した。 ・ (解説に追記) 大学が「譲渡予約」の合意に応じない場合であっても、対象特許権の牽制力を維持・向上させるために、大学側が侵害排除義務を負う必要性に関する説明を追記した。 ・ (解説に追記) 譲渡予約の対応はM&AでのEXITを促進する観点から推奨される選択肢の一つであり、各大学にて実務に即した対応を検討されたい旨を追記するとともに、損害賠償額規模に応じた侵害排除義務の設定条件については、関係者間での協議のうえアレンジメントできることを追記した。

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
(続き) 第2条 (専用実施権の設定)	・ ライセンス契約において支配権の交代を禁止や解除理由とする条項(COC条項)が定められている場合、バイサイドとしてはM&Aの目的が達成できなくなる可能性があり、この点がM&Aの障壁になるのではないか。	・ (解説に追記) 大学側の特許権の譲渡を行う合理性の理解を促すため、研究開発型スタートアップの出口として、事業の成長およびマネタイズの観点から大手事業会社によるM&Aの選択肢が有効である旨を追記するとともに、研究開発型スタートアップのライセンサーである大学にとっても、スタートアップがM&Aされることによって新株予約権を通じた経済的メリットがあることを追記し、M&Aという出口戦略の有効性を追記した。また、譲渡に際して新株予約権で対価を支払う場合には、IPOとM&AのいずれのEXITを想定しても、新株予約権の時点でその価値の現金化が行われるため、通常のランニングロイヤリティでは得られなかった現金が得られるというメリットを追記した。 ・ (解説に追記) 大学側の特許権の譲渡を行う必要性の理解を促すため、クロスライセンス実務においても、知財を保有していることが重要である点を追記した。

条項	議論等で指摘された点	改訂における対応方針
(続き) 第 2 条 (専用実施権の設定)	ライセンス契約において支配権の交代を禁止や解除理由とする条項 (COC 条項) が定められている場合、バイサイドとしては M&A の目的が達成できなくなる可能性があり、この点が M&A の障壁になるのではないか。	(解説に追記) 実務としてライセンスの対価を新株予約権のみで取得している例は少ないと考えられ、その点に配慮した解説を追記するとともに、特許権の譲渡に係る大学側の経済的デメリットや、パテントトロールへの権利移転の可能性は低いという点に言及することで、大学側の懸案事項に対応するための解説を追記した。
第 5 条 (対価)	スタートアップの出口戦略として M&A を前提とした場合、大学側はライセンスや共同研究の対価として付与された新株予約権が行使できなくなる懸念を抱くのではないか。	(解説に追記) モデル契約書内では引き続き、大学からスタートアップへのライセンス料としてランニングロイヤリティではなく、新株予約権をもって支払うことを合理的であるとして取り扱う一方で、新株予約権の発行時に、上場時だけでなく M&A 時にも大学側が適切に対価を回収できる設計にしておくことで当該懸念は払拭できる旨を解説に追記した。
第 10 条 (解除)	外為法など経済安全保障の観点に明るくない読者もいることを想定し、より詳細な説明を補記すべきではないか。	(解説に追記) 外為法に関してスタートアップが留意すべき規制・タイミングや、手続き詳細の案内を、政府刊行物を引用する形で追記した。

② 共同研究開発契約書

大学編：大学・大学発ベンチャーの共同研究開発契約書において、改訂の検討が行われたポイントと改訂方針は以下の通り。主に国プロを活用した知財の取り扱いに関する留意点が、海外企業からの M&A を受ける際の障壁になり得るかが論点となった。

図表 18：OI モデル契約書 ver2.1（大学編：大学・大学発ベンチャー）の論点と改訂方針（共同研究開発契約）

条項	改訂ポイント	改訂方針
第 7 条 （知的財産権等の 帰属および成果物 の利用）	国プロで得られた成果物を活用するスタートアップについて海外企業からの M&A に際し、モデル契約書にて補記すべきではないか。	（解説に追記）国プロを活用しなければ研究資金の観点から開発が立ち行かないスタートアップもあることを考慮し、成果物が国プロ内で開発されたものである場合には、成果物についての知的財産権の取り扱いに一定の留意が必要になる場合もあるため、経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を紹介し、参照を促す追記を行った。
	大学がスタートアップに対して共同研究開発成果（コア技術）の単独保有を許諾する場合に、M&A のバリュエーションに有利に働く点を強調できないかとの意見があった。	（解説に追記）大学との共有持分となっていた共同研究成果（コア技術）をスタートアップが新株予約権を対価に買い取り単独保有することで、スタートアップの M&A におけるバリュエーションに有利となる点を追記した。

条項	改訂ポイント	改訂方針
第 13 条 (解除)	外為法など経済安全保障の観点に明るくない読者もいることを想定し、より詳細な説明を補記すべきではないかとの意見があった。	(解説に追記) 外為法に関してスタートアップが留意すべき規制・タイミングや、手続き詳細の案内を、政府刊行物を引用する形で追記した。

2. 発信用サマリの作成

(1) 検討プロセス

本事業全体での議論・検討内容を公表・発信するにあたり、モデル契約書関連コンテンツへ盛り込むには適さない内容が多く含まれることを踏まえ、委員会での議論を通じ、発信の目的、発信の内容、発信のターゲットを議論し、それらに適した発信用の媒体について検討を行った結果、発信用サマリを作成する方針となった。

図表 19：発信用サマリ作成方針の検討プロセス
(委員会での議論内容)

委員会	議論内容
第 1 回	本事業での検討内容の整理および、公表媒体のすみ分けの整理（モデル契約書関連コンテンツでの公表が適さない内容については別公表物として発信用サマリを作成する方針の提示）
第 2 回	- 発信用サマリ資料のターゲットおよび目的の整理 - 発信内容の素案
第 3 回	- 発信用サマリの構成についてのアップデート - 発信用サマリの記載内容についてのフィードバック

(2) 目次・構成

本事業の検討結果として、日本におけるディープテック・スタートアップの M&A を促進するために、ディープテック・スタートアップのみならず、OI パートナーとなる事業会社、およびそれらを取り巻く大学・VC・弁護士・弁理士・会計士・マッチング支援事業者などのステークホルダー全体に対し、M&A での

EXIT 促進の意義およびそのために各ステークホルダーが持つべき意識について発信することが望ましいとの方針となった。その方針を踏まえ、適切な目次・構成として下記内容での設計をおこなった。

図表 20：発信用サマリ目次

	目次	内容
ー	目次	ー
0	ディープテック・スタートアップの M&A を促進する政策的背景	・ 日本のスタートアップエコシステム全体、およびディープテック・スタートアップ・事業会社のグロース戦略の観点から、EXIT の多様化が望ましい点を説明
1	ディープテック・スタートアップの M&A を活用したグロース戦略の促進により実現されるエコシステムの姿	・ （目指している世界観）ディープテック・スタートアップの成長における障壁と、障壁を解決する手段としての M&A を選択肢として含めたグロース戦略の重要性を説明 ・ 現状（Before）と目指している世界観（After）の提示
2	本資料公表に寄せて 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」事業有識者委員会 座長メッセージ	・ 鮫島座長からのコメント

	目次	内容
3	各ステークホルダーにとっての ディープテック・スタートアップの M&A の意義	・ ディープテック・スタートアップの M&A により、下記の各ステークホルダーのビジネス、インセンティブ構造を踏まえ、どのようなメリットがあるのか、説明 ・ ディープテック・スタートアップ ・ 事業会社 ・ 大学 ・ VC ・ 弁護士・弁理士 ・ 会計士 ・ 支援機関（マッチング事業者）
	グロース戦略において意識すべきポイント＋ 委員の皆様からのコメント	・ ディープテック・スタートアップの M&A を用いたグロース戦略に伴い、意識すべきポイントの紹介 ・ 委員の皆様からのサポートコメントの紹介
4	「OI モデル契約書」の紹介	・ OI モデル契約書関連広報物に関する紹介

（３）特に論点としてピックアップし取り上げたポイント・記載内容

日本のディープテック・スタートアップおよびそれらを取り巻くステークホルダー全体に対し、M&A での EXIT 促進の意義およびそのために各ステークホルダーが持つべき意識について、ヒアリング調査で各ステークホルダーから得られた知見および委員からのご意見を踏まえ、下記内容にて取りまとめた。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップのM&Aを促進する政策的背景	・ 欧米等と比べ、わが国におけるIPO時の資金調達額や時価総額は小規模な傾向にあり、上場後に大きな成長を遂げる企業の割合も低くなっている。一方で、わが国のディープテック・スタートアップの数自体は増加傾向にあり、IPOに捉われないEXITの多様化を図っていく必要がある。 ・ EXITの1つであるM&Aは、人材や資金の循環を加速させるものと考えられ、M&A増加は事業会社、ディープテック・スタートアップ、VC等を含むエコシステム全体の発展・高度化に寄与すると思われる。 ・ 事業会社とディープテック・スタートアップの双方が自社のグロース戦略を突き詰めていった結果として、またVCのEXIT戦略の多様化の観点からM&Aも選択肢として検討されていくことが望ましい。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップのM&Aを活用したグロース戦略の促進により実現されるエコシステムの姿 (1/2)	・ 目指している世界観＝ ディープテック・スタートアップがシナジーのある事業会社により M&A されることで、ディープテック・スタートアップのシーズの効率的・効果的な社会実装による「知の社会価値の総和の最大化」がより促進され则认为しています。 ・ ディープテック・スタートアップは、そのシーズの社会実装において、製品化・量産化のための調達・生産・流通に大規模なリソースが必要となる（死の谷）。 ・ この点をリスクマネーの資金調達およびスタートアップ自身で構築する方法もあるが、すでに調達・生産・流通に関するインフラをもつ、シナジーのある事業会社と連携する方法もある。その場合は、自社単独で目指すよりも効率的に社会実装にたどりつける可能性を高める。 ・ スタートアップが、事業成長・社会実装のための一手として M&A を志向するようになり、事業会社は開発課題が残るが、高度で先進的な技術を、自社のリソースの提供・関与により社会実装に近づけるかどうか、を判断し、スタートアップを M&A していくことが望ましい。 ・ 事業会社のもつ技術的・事業的強みとシナジーのあるスタートアップのより深い連携が加速することで、ディープテック・スタートアップ、事業会社、双方のグロース戦略がアップデートされ、日本全体のディープテックのイノベーションが促進される。 「知の社会価値の総和」が最大化され、知の好循環がさらにアップデートされる。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップの M&A を活用したグロース戦略の促進により実現されるエコシステムの姿 (2/2)	(BEFORE) ・ スタートアップが M&A を事業成長・社会実装のための選択肢として検討できていない。 ・ 事業会社が、ディープテック・スタートアップの M&A を行う意思をあまり持っていない。 ・ 資金をはじめとするリソースの調達が障壁となり、シーズの社会実装が遅延している／途絶えている。 (AFTER) ・ 事前に M&A を選択肢として想定した戦略を取れているスタートアップ・事業会社が増えている。 ・ 社会実装のためのリソースの調達の観点から相性がよい事業会社・ディープテック・スタートアップ間の M&A が多く実現している。 ・ より多くの「知」の社会実装の実現、次なる「知」の創出への接続が実現する。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップの M&A の意義、グロース戦略において意識すべきポイント（01 ディープテック・スタートアップ）	（M&A の意義） ・ 自社のシーズを効率的・効果的に社会実装するため、M&A を通じた事業会社のリソースへのアクセスを選択肢として含めたグロース戦略の検討が有効である。 （グロース戦略において意識すべきポイント） ・ 自社技術の開発リソースの獲得、事業戦略の観点から、M&A を選択肢として検討しながら事業を推進する。 ・ 資金調達・他社との事業連携において、将来的な M&A の可能性やその際のメリット・デメリットを考慮しながら検討を行う。 ・ 売上が立たない時点での M&A を志向するケースが多いディープテック・スタートアップは、技術やノウハウ（知財）、人材が評価の対象となる。その点を踏まえて、事前から知財の獲得・維持・管理を行うことが将来的な選択肢の拡大につながる。 ・ 事業会社と連携する中で、将来的な M&A の可能性があると考え、企業とは、信頼関係を築くとともに、タイミングを見て M&A の可能性の打診など、自社から積極的なコミュニケーションをとることも有効な手段である。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップの M&A の意義、グロース戦略において意識すべきポイント（02 事業会社）	（M&A の意義） ・ M&A を通じてアセット開放することで、スタートアップの技術を社会実装するとともに、ディープテック・スタートアップの技術・文化を取り入れ、持続的な事業グロースを実現する。 （グロース戦略において意識すべきポイント） ・ スタートアップとのマイノリティ出資や事業連携を行う際には、スタートアップの将来的な事業成長を阻害しない、スタートアップファーストの精神が重要である。 ・ 既に安定的な事業を持つ他社を買収するときと異なる判断軸を持ち、将来的な収益性が不透明であり、開発リスクを抱える存在であるスタートアップについても、技術・ノウハウ・人材などの 無形資産の価値、自社とのシナジー、自社のリソースにアクセスすることでスタートアップの持つ技術を活用したイノベーションが促進されることを見込み、買収の検討を行う。 ・ 買収した後は、スタートアップの持つ強みである人材のリテンションの維持や技術開発のスピード・柔軟性を維持できる管理体制でマネジメントを行う。
ディープテック・スタートアップの M&A の意義、グロース戦略において意識すべきポイント（03 大学）	（M&A の意義） ・ 技術移転先のスタートアップが M&A されることで、自学のシーズの社会実装がおよび技術移転対価の回収の可能性が広がる。 （グロース戦略において意識すべきポイント） ・ M&A 後を含め、安定的にスタートアップがコア技術を実施できる状態で技術移転されていることが M&A における検討を行う事業会社側からの評価につながる可能性もある。具体的には、譲渡を含めた柔軟な選択肢の検討が重要である。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップの M&A の意義、グロース戦略において意識すべきポイント（04 VC）	（M&A の意義） ・ 投資先の Exit が IPO だけではなく戦略的な M&A も含めてデュアルトラックで想定されることで、より大きなリターン獲得の可能性を広げることができる。その結果、スタートアップ経営陣の還流が起こり、スタートアップエコシステムの底上げにつながる。 （グロース戦略において意識すべきポイント） ・ M&A の選択肢を常に念頭に置き、資本政策をスタートアップと共に検討する。 ・ 国内に限らず、幅広く M&A の選択肢を広げるようなネットワーキングを行う。 ・ スタートアップ側で戦略的に資本政策・M&A 等を検討できるよう、状況に応じて、CFO などの経営人材を紹介していくことも有効である。
ディープテック・スタートアップの M&A 促進のために、求められる考え方・役割、グロース戦略において意識すべきポイント（05 弁護士・弁理士）	（求められる考え方・役割） ・ M&A においても、自社の技術を戦略的に知財化し、獲得・管理できるよう、契約権利関係、知財戦略についてスタートアップに対し支援を行う必要がある。 （グロース戦略において意識すべきポイント） ・ ディープテック・スタートアップにとって、知財戦略は Moat（障壁）を築く一丁目一番地、支援者には知財に関する専門知識が不可欠である。 ・ スタートアップの EXIT として IPO が第一にあるという考えは間違いである。起業家がどのような志向を持つかにかかわらず、支援者としては M&A による EXIT となる可能性があることを常に念頭に置いて、スタートアップに伴走しなければならない。 ・ 共同研究の成果やライセンスが、支配権移転により特定の事業会社の傘下で実施されうることを、パートナー企業とどのように折り合いをつけるか、専門家の「引き出し」の多さやクリエイティビティが求められる。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップのM&A 促進のために、求められる考え方・役割、グロース戦略において意識すべきポイント（06 会計士）	（求められる考え方・役割） - ディープテック・スタートアップの事業戦略や資本政策において、M&A におけるグロース戦略を検討するよう、支援を提供することが重要である。 （グロース戦略において意識すべきポイント） - 投資家からの資金調達を重ね、IPO で Exit していくことを志向しているディープテック・スタートアップに対し、事業の状況や IPO 市場の環境等を踏まえて、M&A での資金・事業リソースを獲得していく選択肢を提示することは重要である。 - M&A の実施においても、DD の観点でガバナンス・会計・税務・コンプライアンスの面で上場会社に耐え得る対応ができていることが求められる。また、M&A の交渉が不利にならないよう、IPO と M&A のデュアルトラックで検討を進めていくことも重要である。ディープテック・スタートアップに対し、適切なガバナンス・内部管理体制を具えられるよう、支援していくことが求められる。 - 事業会社に対し、ディープテック・スタートアップの M&A にあたり、スタートアップ業界の株価算定実務、のれんや減損といった会計的影響について、適切に助言していくことが望ましい。

目次・項目	具体的な記載内容
ディープテック・スタートアップの M&A 促進のために、求められる考え方・役割、グロース戦略において意識すべきポイント（07 マッチング支援事業者）	（求められる考え方・役割） - ディープテック・スタートアップの M&A を支援する際は、「通常の M&A」と異なる特徴を踏まえ、ディープテック・スタートアップ、事業会社双方にとって長期的にメリットのある形を模索する支援を行うことが重要である。 （グロース戦略において意識すべきポイント） - ディープテック・スタートアップは、M&A を検討する時点では製品を上市できていないケースも想定され、支援事業者にはその状況で株価を算定するスキルも求められる。 - 技術シーズのシナジー、今後の双方のグロース戦略の高度化のポテンシャルの観点で検討する必要があるため、その点を深く理解し、双方に対して検討を促す役割を担うことが M&A 成立の要諦である。

V . 提言

本年度業務では、M&A を研究開発型スタートアップの出口戦略の選択肢として設定し、モデル契約書の改訂を行った。日本のスタートアップエコシステムの現状においては、将来的な M&A を積極的に見据えた、OI における契約実務は稀であると想定され、改訂内容およびその背景にある考え方の周知・広報が必要となる。

また、契約実務のアップデートという行動変容を効果的に促進していくためには、研究開発型スタートアップの出口戦略における M&A の重要性・有効性の認識の普及という、意識啓発を行う必要がある。この意識は、研究開発型スタートアップ・OI パートナーとなる事業会社はもちろん、スタートアップエコシステムに参画する全てのステークホルダーが共有することで、より効果的なエコシステムの変容が期待できる。

本年度業務では、意識啓発のための公表物として、モデル契約書関連コンテンツとは別に、「発信用サマリ」を取りまとめた。以降、発信用サマリと改訂版モデル契約書を併せて普及させ、日本における研究開発型スタートアップの M&A を促進するために、研究開発型スタートアップ、事業会社、およびそれらを取り巻く大学・VC・弁護士・弁理士・会計士・マッチング支援事業者などのステークホルダー全体に対し、研究開発型スタートアップ、事業会社双方のグロース戦略の観点で、M&A の促進は意義があり、そのためには行動変容が必要であるとの意識啓発にも注力することが望ましい。

資料編

資料I-1 改訂版 モデル契約書

新素材編（共同研究開発契約書）

共同研究開発契約書 (新素材)

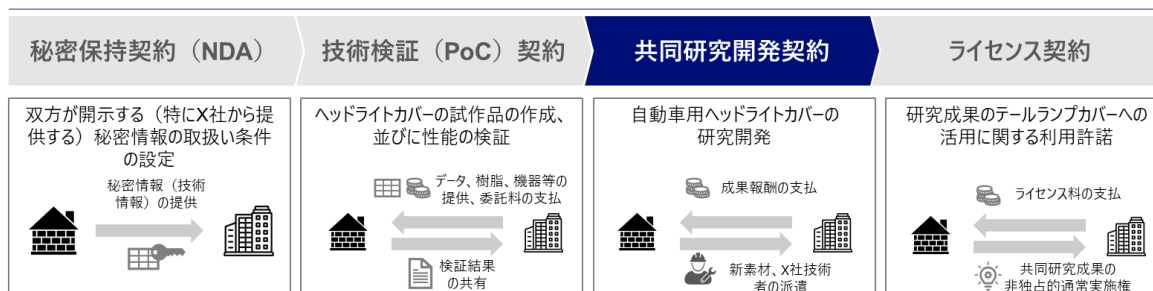
想定シーン

1. X 社(樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材 α を開発した大学発スタートアップ)は、Y 社(自動車部品メーカー)に対し、技術検証(PoC)の成果物として新素材 α の性能および耐久性に関する報告書を提出した。その後、Y 社は、当該報告書を踏まえた社内検討を行い、X 社との共同研究開発を行うことを正式に決定した。
2. 成果物の知的財産権の帰属について、以下のやりとりがなされた。
 - ① Y 社としては、事業戦略上、共同研究開発の成果を独占的に利用できる権利を確保することが必須である。さらに、できれば、共同研究開発の結果生じた成果物にかかる知的財産権については自社の単独帰属としたい。
 - ② しかし、X 社としても、(1)上場審査や M&A に先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し、市場を拡大して売上を増加させるために、成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。ただし、その場合であってもY社による成果物利用の用途を限定して、当該用途以外の成果物の他社への展開が阻害されない形であれば、当該用途においては成果物を Y 社のみが使用できるようにすることはやむを得ないと考えている。
 - ③ そこで、協議の結果、単独発明による成果物にかかる知的財産権は当該発明を行った当事者に単独帰属、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権は X 社に単独帰属させた上で、Y 社に対して、一定期間・一定の領域において独占権を認める無償の通常実施権を設定することに双方合意した。
3. その他、以下についても合意された。
 - ① X 社は、Y 社との共同研究開発を開始した事実および得られた成果を(秘密保持義務に反しない範囲で)公表できる。
 - ② 研究開発の進め方としては、次のとおりとする。X 社が技術者を Y 社に派遣し、X 社および Y 社の技術者が共同で Y 社の設備を用いて、新素材 α をポリカーボネート樹脂組成物(量産品を念頭においた組成物)に配合し、ヘッドライトカバーの試作品を作成する。X 社の技術者の立会いのもと、Y 社は当該試作品について、性能検査や耐久試験を行う。そして、性能検査や耐久試験の結果をもとに、X 社は、新素材 α の表面処理を調整し、再度、ポリカーボネート樹脂組成物への配合、試作品の製造、検査を行う。
 - ③ 試作品が製品としての目処がついた時点で、Y 社は量産化のための原料の調達、量産ラインの準備等の作業を行う。

4. 最大の争点は、研究費の負担や研究成果に対する報酬の有無および支払条件であった。

- ① X 社としては、共同研究開発の成果としての知的財産権について一定期間・一定の領域でY社に無償の独占的通常実施権を設定するのであれば、当該共同研究開発にかかる実費や人件費に加えて、研究成果に対する報酬も、事業化に至る前段階で、Y社に支払ってもらいたい。
- ② しかし、Y 社としては、最終的に共同研究開発の成果を事業化した場合に何らかの報酬を支払うことには異論ないが、事業化に至る前段階においては実費および人件費のみの支払いとしたい。
- ③ そこで、協議の結果、共同研究²⁷開発にかかる実費および人件費については、Y 社が負担することに双方合意した。
- ④ 研究成果に対する報酬については、研究成果が出てから事業化に至るまでに、Y 社内での協議検討や商流の調整等で相当程度の時間を要することから、事業化を待つことなく対価の一部を支払うことに、Y 社が同意した。もっとも、事業化に至った場合にどの程度の収益が上がるのか（研究成果の価値）は、共同研究開発を開始する時点では予測することは困難であった。そこで、研究成果に対する報酬については、研究成果が出た時点で頭金としてまず相当額が支払われ、かつ、事業化（商品販売）までのロードマップを策定し、その過程に設定したマイルストーン毎に相当額が支払われるというスキームとすることに、双方合意した。

本モデル契約書が対象とする、オープンバージョンのプロセス



²⁷ 「資料編 I」モデル契約書及びタムシートにおける改訂箇所については、水色もしくは黄緑色の網掛け箇所として示した。なお、水色：本調査の委員会において主たる検討の対象とした箇所、黄緑色：委員会での主たる検討の対象外であるが今年度改訂を行った箇所としている。以下同様。

目次

・ 前文	5
・ 1 条(目的)	5
・ 2 条(定義)	6
・ 3 条(役割分担)	9
・ 4 条(スケジュールの作成)	10
・ 5 条(経費負担)	10
・ 6 条(情報の開示)	12
・ 7 条(知的財産権の帰属および成果物の利用)	12
・ 8 条(ライセンス料の不返還)	22
・ 9 条(非保証)	23
・ 10 条(研究成果に対する対価)	24
・ 11 条(秘密情報の取扱い)	26
・ 12 条(素材の取扱い)	29
・ 13 条(成果の公表)	30
・ 14 条(第三者との競合開発の禁止)	31
・ 15 条(第三者との間の紛争)	33
・ 16 条(権利義務譲渡の禁止)	34
・ 17 条(解除)	34
・ 18 条(期間)	35
・ 19 条(存続条項)	36
・ 20 条(損害賠償・差止め)	36
・ 21 条(通知)	37
・ 22 条(準拠法)	37
・ 23 条(裁判管轄)	38
・ 24 条(協議解決)	39
・ 後文	40
・ その他の追加オプション条項	41

前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）は、本製品（第1条で定義する。）の研究開発および製品化を共同で実施することについて、次のとおり合意したので共同研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1条(目的)

第1条 甲および乙は、共同して、下記テーマおよび目的の研究開発（以下「本研究」という。）を行う。

記

- ① テーマ：本素材（第2条1号で定義する。）に関する技術を適用した、高熱伝導性を有するポリカーボネート樹脂組成物（以下「本樹脂組成物」という。）を成形してなるヘッドライトカバー（以下「本製品」という。）の開発
- ② 目的：本製品の開発および製品化

<ポイント>

- ・ 共同研究開発（本研究）のテーマおよび目的に関する規定である。

<解説>

共同研究開発のテーマ(本条①)

- ・ 共同研究開発のテーマの記載の抽象度
 - ① 共同研究開発のテーマは、抽象的に規定し過ぎると双方の認識に齟齬が生じやすい。一方、具体的に規定し過ぎると拡張や変更の度に契約修正の必要が生じる。
 - ② そこで、本条1号では、抽象的過ぎず、かつ、具体的過ぎない記載としている。
- ・ 共同研究開発のテーマの広狭
 - ① 共同研究開発のテーマの定義は、知的財産権の取扱いや、競業避止の範囲などに影響する。
 - ② 例えば、共同研究開発のテーマの定義が広すぎると、自社固有の研究成果（知的財産権）が共同研究開発（本研究）の成果と解釈され、本モデル契約に従って知的財産権の帰属や成果物の利用関係が規律される（双方が活用可能なものとなる。）リスクがある。さらに、不当に広範囲の競業避止義務が課され、本来は自由に研究できるべき研究領域について活動が制限される可能性もある。
 - ③ 他方、共同研究開発のテーマの定義が狭すぎると、実際は共同研究開発の成果であるにもかかわらず、本モデル契約の枠外とされ、当該成果について無断で特許出願をされてしまうまたは本来禁止したい範囲の競業行為を禁止できない等の弊害が生じる可能性がある。さらに、研究のスコープがピボットするたびに、

本モデル契約の範囲から逸脱してしまい、契約書を何度も修正しなければならない事態も想定される。

- ④ そこで、本条 1 号では、共同研究開発のテーマを、ある程度の幅を持たせつつ、広すぎず狭すぎない記載としている。

共同研究開発の目的(本条②)

- ・ 共同研究開発の目的は、両当事者の秘密保持義務の内容および範囲を画するものとなるので、とても重要である。
- ・ 秘密保持義務条項では、両当事者は共同研究開発の目的以外の目的で秘密情報を使用してはならないとの条件が設けられることが一般的である(本モデル契約では第 11 条 3 項。)。このように、秘密保持義務の内容および範囲を確定する際に、本条で定める共同研究開発の目的が参照されることになる。

2 条(定義)

第 2 条 本契約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

① 本素材

下記で特定される素材をいう。本素材の合成物、変形物、加工物等、本素材を利用しまたは本素材に基づき得られるものについても、本素材とみなす。

名称：●

内容：●

② バックグラウンド情報

本契約締結日において各当事者が所有する情報のうち、本契約締結後 30 日以内に、各当事者が相手方に対して、概要を特定した上で、本研究のために必要な情報である旨を書面等(本条 6 号で定義する。)で通知した知見、データおよびノウハウ等の技術情報をいう。

③ 本単独発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で各当事者が、相手方から提供された情報に依拠せずに独自に創作した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果をいう。

④ 本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果であって、前号に定める本単独発明に該当しないものいう。

⑤ 知的財産権

知的財産基本法第 2 条 2 項に定める権利および外国におけるこれらに相当する権利をいう。

⑥ 書面等

書面および甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる用語の定義に関する規定である。

<解説>

「本素材」(本条①)

- ・ 素材を提供するにあたっては、名称・内容などにより提供する素材をできるだけ特定しておく必要がある。
- ・ また、返却、処分の際に漏れを無くするため、提供先にて素材が改変された場合や素材に他の有体物が付合された場合であっても、それらを本条に基づき提供した素材であるとみなし、返却、処分の対象とすることが重要である。

バックグラウンド情報(本条②)

- ・ 共同研究開発を始めるにあたり、最も重要な事柄の一つがバックグラウンド情報(共同研究開発契約の締結時にすでに保有していた技術情報)の管理である。
- ・ この管理を怠ると、契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在することにより、バックグラウンド情報であることの主張立証が困難となり、各情報に関する知的財産権の帰属が曖昧になってしまう。
- ・ そうなると、本来単独の特許として出願できたはずのバックグラウンド情報が、共同研究開発の成果物とされ、共有特許や相手方の単独特許となってしまうリスク(コンタミネーションリスク)が生じる。
- ・ このリスクを極小化するため、本モデル契約では、共同研究開発の開始時点におけるバックグラウンド情報をリストにして開示・交換することとしている。
- ・ 上記の他、以下のような管理を行うことが推奨される。
 - ① 他者が実施したときにその実施を検出できる(侵害検出性がある)技術情報は、特許出願をしておく。侵害検出性がある技術方法としては、物の構成や形状、物質の組成などが挙げられる。
 - ② 侵害検出性がない技術情報(例: プロセスノウハウ、データ、ソースコード等)については、公証制度やタイムスタンプサービスの利用により、共同研究開発契約締結時に既に保有していたという証拠化を図る。
- ・ また、相手方から必要以上の技術情報を開示するよう要求されるリスクを回避するため、本条では、バックグラウンド情報を「本研究のために必要な情報である旨を書面等で通知」したものと定義し、開示するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定することとしている。

- ・ このように、開示するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定できるようにしておくことおよび開示したバックグラウンド情報の相手方における扱い（例：秘密保持義務、目的外使用禁止義務、特許出願禁止義務等）を定めておくことが重要である。本モデル契約では第 12 条第 1 項の「秘密情報」の定義にバックグラウンド情報を含めることでこの点に対処している。

「本単独発明」および「本発明」（本条③④）

- ・ 本モデル契約では第 8 条において、「本単独発明」に関する知的財産権は当該発明を創出した者に帰属し、「本発明」についてはスタートアップ（X 社）に帰属する旨規定しているため、「本単独発明」と「本発明」の区別は極めて重要である。
- ・ ここでいう「本発明」とは、「本単独発明」に該当しない発明等と定義されているが、実質的には共同でなされた発明のことを指している。

3 条（役割分担）

第 3 条 甲および乙は、本契約に規定する諸条件に従い、本研究のテーマについて、次に掲げる分担に基づき本研究を誠実に実施する。

- ① 甲の担当：技術者の派遣。次号の乙の評価の結果を基にした本樹脂組成物の表面処理の調整および配合量の検討。本製品の特性の評価への立会い。
- ② 乙の担当：本樹脂組成物を用いた本製品の設計、製作および本製品の特性の評価。

<ポイント>

- ・ 両当事者の役割分担（担当業務）を定めた規定である。
- ・ 共同研究開発契約は、それぞれの役割分担（担当業務）の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を相互に負う、準委任契約であるという考えが有力である。したがって、役割分担をある程度明確に定めないと、それぞれの当事者の履行義務の範囲を画定することができない（後記解説も参照。）。
- ・ 共同研究開発契約は、請負ではないので、契約中に特記事項がない限り、一定の成果を求めることはその性質に反する。

<解説>

役割分担の範囲の考え方

- ・ 役割分担は、双方の認識の齟齬を回避すべく、当事者間で認識のすり合わせをしておく必要がある。これを怠ると、ある役割については双方ともに全く着手がなされていないということになりかねない。

- ・ もっとも、共同研究開発が未実施あるいは開始直後の段階では詳細な役割分担を決めることが困難な場合が多い。また、共同研究開発の進行に伴って発生する新たな役割（作業）を予測することも難しい。
- ・ このように詳細な役割分担を定めることが困難な場合においても、本条のように、役割分担の大きな枠組みについてだけでも規定しておくことが望ましい。双方が合意した枠組みがあれば、後に役割分担の詳細を効率的に協議することができる。

4 条（スケジュールの作成）

第 4 条 甲および乙は、本契約締結後速やかに、前条に定める役割分担に従い、本研究の担当業務についてのスケジュールをそれぞれ作成し、甲乙協議の上これを決定する。

2 甲および乙は、前項のスケジュールに従い開発を進めるものとし、進捗状況を逐次相互に報告する。また担当する業務について遅延するおそれが生じた場合は、速やかに他の当事者に報告し対応策を協議し、必要なときは計画の変更を行う。

<ポイント>

- ・ 共同研究開発（本研究）の具体的内容として、スケジュールを定めることを規定する条項である。

<解説>

- ・ どのようなタイミングで両者が協議し、具体的なスケジュールをどのように確定し、本研究遂行中の問題をどのように解決していくかを決めておくことが重要である。
- ・ 本条では、本モデル契約の締結後速やかにスケジュールを定めることとなっているが、契約締結時に詳細なスケジュールを定めることが困難である場合も多い。そのような場合であっても、契約締結時に大まかなスケジュールだけでも定めておき、研究開発の進行に応じ、その都度スケジュールを具体的なものにアップデートしていくことが望ましい。
- ・ 事業会社の稟議の都合などで、スタートアップがイメージしているよりも報告書や成果物の納品時期が早く、想定外にスケジュールがタイトとなることがある。そのような事態を回避するためにも、大まかなスケジュールだけでも事前に合意しておくべきである。

5 条（経費負担）

第 5 条 乙は、本研究を行うにあたって生じた経費（甲が費消した研究開発にかかる実費および人件費を含む。）を、書面等によって別途合意されない限り、全て負担しなければならない。

<ポイント>

- ・ 本研究に必要な経費を誰が負担するかを定める条項である。共同研究開発の費用負担は各自がそれぞれの分担範囲で行うというのが我が国の長らくの商慣習であった。しかし、近年のオープンイノベーションの流れに鑑み、本条のように、資金力の豊かな当事者が費用を負担するというケースも散見される。
- ・ 共同研究開発の実施場所、研究・開発担当者、購入した設備の所有権等が契約終了後どちらの当事者に帰属するかについての規定を定めることも考えられる。

<解説>

研究開発の経費と知的財産権の帰属

- ・ スタートアップが提供する素材や技術情報が本研究や本製品の開発において重要な意味を持ち、かつ、スタートアップの担当業務の遂行に要する費用が高額な場合は、本条のように事業会社が全費用を負担するということもある。
- ・ 他方、事業会社は、研究開発の経費の多くを負担する場合、①そもそも不平等ではないか、②実質的には共同研究開発契約ではなく、研究委託契約であるとの理解の下、本研究の結果創出された全ての知的財産権は事業会社に帰属すべき等の主張をしがちである。
- ・ しかし、①については、スタートアップが提供する素材や技術情報が本研究や本製品の開発において重要な意味を持つ場合、スタートアップは資金を提供する代わりに、当該技術情報等の知見（スタートアップの投資による成果物）を提供しているのであるから、不平等という見方は金銭面のみに固執している点で偏っている。
- ・ また、②については、そもそも、実質的に研究委託契約であるという理解が誤っているが、その点を措くとしても、研究開発の費用負担は、スタートアップが開発に携わる人材を提供していることに対応する負担であると整理でき、そうだとすれば、当該費用を負担していることは、当該負担者が成果物の知的財産権の帰属主体となることを直ちに正当化するものではない。共同研究開発の結果生じた知的財産権の取得のための対価は、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められるべきものであるから、かかる知的財産権を発明者でない者が獲得するためには、上記費用とは別にそれに見合った対価を支払う必要がある。

【変更オプション条項：各自負担】

甲および乙は、本研究を行うにあたって自己に生じた経費を、書面等によって別途合意しない限り、それぞれ負担する。

6 条（情報の開示）

第 6 条 甲および乙は、本契約締結後 30 日以内に、各自のバックグラウンド情

報（**また**はその概要）を書面**等**で相手方に開示し、特定しなければならない。

- 2 甲および乙は、本契約の有効期間中、自己が担当する業務から得られた技術情報を速やかに相手方当事者に開示する。ただし、第三者との契約により当該開示を禁止されているものについては、この限りではない。

<ポイント>

- ・ 両当事者がバックグラウンド情報と各自の担当業務から得られた技術的情報を相手方に開示する規定である。

<解説>

- ・ バックグラウンド情報のうち、特許出願等に馴染むものについては、コンタミネーション防止のため、相手方に開示する前に特許出願等を済ませておくことが望ましい。
- ・ ただし、特許出願等を済ませていたとしても、特許出願等の内容が公開前の場合は、相手方に開示するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- ・ また、バックグラウンド情報は、「相手方に対して、概要を特定した上で、本研究のために必要な情報である旨を書面**等**で通知した」情報であるから（**第2条2号**）、これに該当しない情報、つまり、本研究に関連しない情報や本研究に必要でない情報まで開示しないように注意する必要がある。

7条（知的財産権の帰属および成果物の利用）

第7条 本単独発明にかかる知的財産権は、その発明等をなした当事者に帰属する。

- 2 甲および乙は、相手方に対し、各自の本単独発明にかかる知的財産権に基づき、相手方が本製品**を**設計・製造・販売することを許諾する。許諾の条件は別途協議の上定める。

- 3 甲は、乙に対し、下記の条件で、本研究の開始以前から甲が保有する別紙●●に定める特許権に係る発明を実施することを許諾する。

記

ライセンスの対象 : 本製品の設計・製造・販売

ライセンスの種類 : 非独占的通常実施権を設定

ライセンス期間 : 本契約締結日から●年●月●日まで。ただし、期間が満了する60日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由（ライセンスの必要性が消失した場合を含むが、これに限らない。）に基づき更新しない旨を書面**等**で通知しない限り、同条件でさらに1年間、自動的に更新される。

サブライセンス : 原則不可。ただし、[グループ会社名等] に対するサ

ブライセンは可能

ライセンス料 : ライセンス期間中に乙が販売する **全て** の本製品の正味
販売価格の ● % (外税)

地理的範囲 : 全世界

- 4 乙は、甲に対し、本契約締結日以降、[期間] 毎に、当該期間の本製品の販売状況（販売個数・単価、その他ライセンス料の計算に必要な情報を含む。）を当該期間の末日から 15 日以内に書面 **等** で報告するとともに、当該期間に発生したライセンス料を同 30 日以内に支払う。
- 5 乙は前項のライセンス料を、甲が指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙が負担する。
- 6 本条のライセンス料の遅延損害金は年 14.6% とする。
- 7 本発明にかかる知的財産権は、甲に帰属する。
- 8 甲が本契約 **17** 条 1 項 2 号および 3 号のいずれかに該当した場合には、乙は、甲に対し、**前項の** 知的財産権を乙または乙の指定する第三者に対して無償で譲渡することを求めることができる。
- 9 甲は、乙に対し、下記の条件で、本発明を実施することを許諾する。

記

ライセンスの対象 : 本製品の設計・製造・販売

ライセンスの種類 : 本契約締結後 ● 年間は独占的通常実施権を設定し、その後は非独占的通常実施権を設定する。ただし、本契約締結後 ● 年間を経過する前であっても、正当な理由なく乙が本発明を乙の事業として 1 年間実施しない場合には当該期間の満了時よりまたは乙が本発明を乙の事業として実施しないことを決定した場合には当該決定時より、非独占的通常実施権を設定する。

ライセンス期間 : 本契約締結日から本発明にかかる知的財産権の有効期間の満了日まで

サブライセンス : 原則不可。ただし、[グループ会社名等] に対するサブライセンスは可能

ライセンス料 : 無償

地理的範囲 : 全世界

- 10 甲および乙は、本研究の遂行の過程で発明等を取得した場合は、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。相手方に通知した発明が本単独発明に該当すると考える当事者は、相手方に対して、その旨を理由とともに通知する。ただし、本樹脂組成物またはヘッドライトカバーに関する発明については、本発明であると推定されるものとする。

- 11 甲は、自らの費用と裁量により、本発明について特許出願を行うことができる。ただし、乙は、甲が特定の国に対して特許出願を行わない旨の意向を示した特定の発明について、乙が費用かつ乙の名義で当該国に対して当該発明の特許出願をなすことにつき、甲に協議を求めることができる。
- 12 前項ただし書により乙が特許出願を行った場合においては、乙は、甲に対し、出願後●年間、当該発明の独占的实施権および再実施権を無償で設定するものとし、その後は無償の非独占的通常実施権を設定するものとする。
- 13 甲および乙は、相手方の承諾を得ずに、相手方から開示を受けた技術情報（バックグラウンド情報を含む。）およびサンプル、本研究の遂行の過程で相手方が創作した本単独発明、考案またはその他の相手方が取得した技術情報もしくはノウハウについて、日本を含むいかなる国においても特許、実用新案、商標、著作権その他のいかなる知的財産権も出願または登録してはならない。これに違反して出願または登録した当事者は、当該出願または登録に関する権利または持分を直ちに無償で相手方に譲渡しなければならない。
- 14 甲および乙は、本発明または本研究の開始以前から甲が保有する別紙●●に定める特許権に係る発明に改良、改善等がなされた場合、その旨を相手方に対して速やかに通知した上で、本条の定めを準用して当該改良、改善等に係る成果を取り扱う。

<ポイント>

- ・ 本研究に関わる知的財産権の帰属や成果物の利用について定めた規定である。本モデル契約では、本研究以降のスムーズな**設計・製造・販売**への移行が見通せる状況を想定した上で、本研究で生じた発明等の成果をスタートアップに権利帰属させることについて事業会社からの理解を得るため、本発明にかかる知的財産権の権利の帰属に加えて、その後のライセンスの条件についても定めている。
- ・ 他方、素材分野では、研究開発後にも製品販売までに長期を要するケースも多い。その際は、特許権のライセンス等にかかる詳細な取り決めは、別途ライセンス契約として締結することで、共同研究開発の契約をシンプルにすることも考えられる。
- ・ ライセンス料率を決定するためには、スタートアップが提供する特許等の希少性や重要性、本製品の市場規模、販売価格や製品寿命、あるいは本製品の付加価値における当該特許等の貢献度など、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。

<解説>

知的財産権の帰属のバリエーション

- ・ 知的財産権の帰属の決定方法は、
 - ①誰が発明したかを問わず、いずれかの当事者に単独帰属させる、

- ②全て当事者間の共有、
- ③当該知的財産等を発明した当事者に帰属、
- ④分野毎に帰属先を決める(棲み分ける)、
- ⑤当事者間で都度協議、

に大別できる。

- ・ 本モデル「契約」では、上記①を採用し、本発明にかかる知的財産権は全て「甲(スタートアップ)」に帰属する旨を規定している(本条 7 項)。その他のパターンについては、後記コラム(知的財産権の帰属のバリエーション)を参考にされたい。

スタートアップが知的財産権を単独保有する必要性

- ・ 共同で開発した知的財産権については、創出された発明の最大活用の観点から、スタートアップに単独帰属させること選択肢の一つとして積極的に検討することが期待される。
- ・ まず、知的財産権の共有は、次の点から、スタートアップにとっては好ましくない。
 - 例えば、特許権を共有する場合、日本法の下では、契約で特段の制限を課さない限り、各共有者が自由に当該特許発明を実施できる(特許法第 73 条 2 項)ものの、当該特許の第三者へのライセンスは共有者の許諾がなければ原則としてなし得ない(特許法第 73 条 3 項)。
 - したがって、例えば、ものづくり系のスタートアップが、第三者に自社製品の製造・量産を依頼するにあたり当該第三者に共有特許をライセンスする必要がある場合、事業会社からライセンスの許可をとらなければならない。しかし、事業会社の社内決裁に時間を要することで事業のスピードが低下したり、そもそもライセンスの許可が下りず、計画が頓挫したりする可能性も否定できない。
 - また、共有特許に係る共有持分の譲渡についても、共有者の同意が必要になる(特許法第 73 条 1 項)。例えば、スタートアップが M&A による EXIT を目指す場合、M&A のスキームによっては(例えば、事業譲渡の場合など)、当該特許の共有持分を個別に買主である企業に譲渡する必要があり、事業会社の許諾が必要となる。そして、当該許諾を適時に得られなければ、当該 M&A に対する支障となる。
 - 以上は日本法を前提とする。特許「権の共有に関する」制度の内容は国によってもまちまちであり、グローバルビジネスにおいては、各国の法制に沿って対応する必要があるが、スタートアップにとってこれも大きな負担となる。
- ・ 結論として、オープンイノベーションを成功させるためには、研究成果についての知的財産権の共有は極力避けることが望ましい。仮に共有にせざるを得ない場合であっても、上記弊害が生じないよう、予め、第三者に対するライセンス(実施許諾)についての同意条項を規定するなどの配慮をする必要がある。同意条項は、「乙は、正当

な理由無い限り、甲が第三者に対して本「**発明**」の実施を許諾することについて同意するものとする」といった定め方をすることがあるが、これだけではいざ第三者へのライセンスが拒否された場合に、当該拒否について「正当な理由」が有るのか否かが問題となる。したがって、どのような場合が「正当な理由」に当たるのか（例えば、甲のライセンス先が乙の競合他社であった場合はどうか、乙の競合他社の兄弟会社であった場合はどうか等）について、できるだけ具体的に合意しておくことが望ましい。合意された内容は、契約書に盛り込むことが望ましいが、それが難しい場合であっても、当該合意を立証できるように、例えば、口頭で合意したのであれば、電子メールで合意内容を改めて確認し、その電子メールを PDF にする等により保存しておくべきである。

- ・ 他方、事業会社については、研究成果（**創出された発明**）に係る知的財産権を共有または単独保有できずとも、本「**モデル契約**」の想定シナリオのように、研究成果を（一定の範囲で）独占的に利用できれば事業戦略上大きな支障はないことがありうる。
- ・ そこで、上述のとおり、創出された発明を最大活用し、研究成果に係る事業を成功させるべく、スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性にも配慮し、スタートアップに知的財産権を帰属させつつ、事業会社に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権を設定すること等の調整を行うことが、積極的に検討されるべきである。
- ・ その上で、本条 9 項は、①乙が本発明を一定期間（具体的には 1 年間）実施しない場合及び②本発明を乙の事業として実施しないことを決定した場合には、ライセンスが独占から非独占へと変更される旨を定めている。これは、独占的ライセンスを設定したにもかかわらず本発明が実施されずに「死蔵」してしまうリスクを回避するためのものである。乙に対するライセンスが非独占であれば、甲は、本発明を活用できる別の事業会社にライセンスすることで本発明の「死蔵」を回避できる。乙が本発明を用いた事業から撤退するなど、客観的にみて本発明を実施する見込みがもはやない状況となった場合は、甲としては、①1 年間の経過や②乙による不実施の決定を待つ意味がないから、乙に対して残存期間に応じた対価を支払うことで、早めにライセンスを非独占に切り替える、あるいは、ライセンス自体を終了させることが合理的であり、それを想定した条項を予め契約書に盛り込んでおくことも考えられる。
- ・ 事業会社がスタートアップと対等なパートナーとして付き合う姿勢があれば、スタートアップのコミュニティにおいてもそれが認知され、他のスタートアップからコンタクトされることが期待でき、さらなるイノベーションへのアクセスが容易となる。双方が、自社の事業戦略上の必要性を超えた要求をすることなく Win-Win となる条件で契約を締結することが、結果として、新たなイノベーションへのアクセスを高め、それにより長期的な繁栄（Sustainability）がもたらされるといえよう。

成果の利用についての考え方

- ・ 研究成果についての権利をスタートアップに単独帰属させる場合は、共同研究開発契約締結時に、事業会社に対して当該権利について一定の範囲での独占的な利用権の設定を含むライセンスの設定も同時に行うことなどにより、両当事者の納得が得られる整理を模索すべきである。
- ・ 本モデル契約では、本発明にかかる知的財産権について、本条 7 項でスタートアップに帰属させ、同 9 項で事業会社に対して本製品を販売等する範囲で独占的通常実施権を設定している。
- ・ もっとも、事業会社が本製品を販売等するためには、その他のスタートアップの知的財産権（具体的には、スタートアップによる単独発明にかかる知的財産権や本研究の開始以前からスタートアップが有している知的財産権）の利用権もあわせて設定しなければならない。
- ・ そこで、本モデル契約では、単独発明にかかる知的財産権の処理については別途協議するとし（本条 2 項）、本研究の開始以前からスタートアップが有している知的財産権のライセンスについては、ランニングロイヤルティの方式でライセンス料を計算している（本条 3 項。なお、ライセンスすべき知的財産権は特許権しかないことを前提としている。）。
- ・ このように個別にライセンス料を設定する方法の他にも、第 10 条の「研究成果に対する対価」の中にライセンス料を含ませる方法もある。この場合には、第 10 条の「研究成果に対する対価」の金額に、ライセンス料を加味した額を設定することとなる。
 - 本条においては、本発明のライセンス料を無償としているが、第 10 条に定める研究成果への対価の額や、本発明の汎用性や実用性などを加味し、これを有償にすることも考えられる。
 - また、本条では事業会社に「独占的通常実施権」を設定しており、スタートアップ自身が本発明を実施することも確保されているが、「専用実施権」（特許法第 77 条）を設定した場合には、特段の定めをしない限りスタートアップ自身が本発明を実施できなくなる。両者の違いに注意が必要である。
- ・ 上記のライセンス（実施権の設定）に加えて、本発明に係る知的財産権をスタートアップに単独帰属させた場合、状況に応じて、事業会社に当該知的財産権買取の交渉オプションを与える、あるいは、独占的通常実施権の独占期間の延長を協議に基づき認める条項等を入れることで、事業会社に配慮するケースもあろう。
- ・ さらに第 14 条で、一定期間の競業避止義務を定めることで、知的財産権をスタートアップに帰属させることによる事業会社の懸念にも一定の配慮をしている。
- ・ なお、ライセンス期間について、本件では本樹脂組成物が最終的に製品化されて市場で流通するようになるまでに相当期間を要し、当初設定したライセンス期間では、ライセンスに基づき実際に最終製品を販売できる期間が極めて短くなってしまうおそ

れがあり、事業会社に不都合である。そのため、一定のライセンス期間を確保する要請がある。

- ・ 他方、徒にライセンス期間を長期化させると、製品化を断念した場合等、ライセンスの必要がない場合にもライセンスが残存することとなり、スタートアップに不都合である。
- ・ そこで、ライセンス期間は契約締結から一定期間（●年間）としつつも、合理的な理由に基づき更新拒絶をしない限り、ライセンスが自動更新されるものとした。このような建付けにすることにより、契約締結後に判明するライセンスの継続の必要性等を加味しながら、ライセンス期間を柔軟に設定することができる。

スタートアップの事業継続性リスク

- ・ スタートアップに権利を単独帰属させる場合、事業会社としては、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業継続が困難になり、本研究の成果に係る知的財産権が第三者に譲渡された場合に、事業会社に対して本条所定のとおりライセンスされず、本製品の製造等に支障を来すのではないかという懸念を持つことが想定される。事業会社が新ライセンサーに対しライセンス契約の内容をそのまま対抗できないリスクがあるという問題である。
- ・ この点、特許権についていえば、確かに、特許法は当然対抗制度（特許法第99条）を導入しており、通常実施権は第三者に対してもその効力を有する。しかし、従来の契約内容そのままに対抗できるかまでは議論が分かれており、現時点では判例の蓄積が存在しない。差止請求権の不行使およびその対価という通常実施権に関する主たる法律関係はともかく、独占特約や実施報告義務などの付随的な法律関係については当然に対抗できない可能性が十分にある。
- ・ そこで、事業会社としては、特許権の共有を希望することが考えられる。特許権が共有されている場合（特許法第73条）、スタートアップが破産したとしても、第三者へ売却するには共有者である事業会社の同意が必要であるため想定外の第三者に売却されることはないからである。しかし、特許権を共有とすると、上述のとおり、スタートアップによる自由な特許権の利用が制限されるという弊害が生じ得るので、スタートアップとしては受け入れ難い場合が多いであろう。
- ・ そこで、本条8項では、スタートアップに経済的不安が生じた場合には、事業会社がスタートアップから研究成果に係る知的財産権の譲渡を受けることができることとした（「事業会社の指定する第三者」は、事業会社のグループ会社や知財管理会社を想定している。）。
- ・ ただし、スタートアップが破綻に瀕している状況下での知的財産権の譲受は詐害行為取消権（倒産手続上は否認権）が行使される等のリスクがあることから、実際に知的財産権の譲渡を受ける場合には、スタートアップにおいて事業再生手続などを

利用するなどして、債権者の一定の関与のもとで譲渡手続きを進めるのが適切といえる。

- ・ また、当該スタートアップの価値の大部分を知的財産権（およびこれを開発することのできる人材）が占めるのであれば、事業会社としては、知的財産権の譲受ではなく、当該スタートアップ自体を買収することも検討に値する（無論、債権債務関係が承継される点には留意が必要である。）。
- ・ この他、事業会社が単独での事業継続を希望する場合、スタートアップの特許権を買い取るために優先的に交渉することができるとする旨の条項を定めることも考えられる。譲渡の対価を「無償」に固定しない点で、本条よりも詐害行為取消権（倒産手続上は否認権）が行使されるリスクが相対的に小さいオプションであるといえよう。

【コラム】製造委託の際の実施許諾

- ・ 自ら量産設備を揃えることが資金的に困難なスタートアップにとって、自社製品の量産を第三者に委託することが時として必須となる。
- ・ ここで注意しなければならないのは、第三者に特許製品の製造を委託する行為が**第三者に対する実施許諾に該当するとして他の共有者の同意が必要となりうる**ことである（**特許法第73条第3項**）。
- ・ この点、過去の裁判例から、製造委託に関しては、第三者に対する実施許諾には該当しないとして、特許権が共有の場合であっても他の共有者の同意なく、これを行うことが可能な場合がある。
- ・ ただし、その要件として、原則として、①スタートアップから受託者に関する指揮監督、②委託者（スタートアップ）による製造物の全量引取りなどを具備する必要がある。
- ・ なお、上記要件を充足すれば特許の共有者の同意なく製造委託が可能であるという規範は、日本独自のものである。そこで、日本国特許以外の特許も契約対象となる場合は、それぞれの国に応じた対応が必要となる点に留意されたい。例えば、米国であれば、第三者に対して製造委託をする権利であるハブメイド権（have-made rights: 下請製造権）を設定する必要がある。

【コラム】知的財産権を一方当事者に単独帰属させるパターン以外のバリエーション

- ・ 本条では本発明にかかる知的財産権は全てスタートアップに帰属する旨を規定しているが、その他、以下のようなバリエーションがある。
 - ① 発明者主義：発明をした発明者が在籍する主体に知的財産権が帰属する。スタートアップと事業会社の従業員が共同で発明をしたら、双方共有の知的財産権となる。知的財産権法のデフォルトルールに沿っており、フェアな条件として、合意しやすい。
 - ② **全て共有**：

発明者が誰であろうと、本発明にかかる全ての知的財産権をスタートアップと事業会社の共有とする（持分割合について、等分にする場合や貢献度に応じて定める場合がある。）。知的財産権法のデフォルトルールからすると、実際に開発業務を行ったスタートアップの従業員が発明者となるケースが多いと思われるが、事業会社が共同研究開発にかかる費用を支払っていることに鑑みると、事業会社が支払う額によっては「**全て**共有」とすることが妥当な落としどころとなる場合もある。ただし、知的財産権を共有とした場合、各自の権利行使について原則として共有者の承諾が必要となるというデメリットが発生することから、第三者への利用許諾を含め、単独で知的財産権を行使できるよう事前の同意を得ておくことが望ましい。

③ 分野を決めてそれぞれ単独帰属とする方法：

共有にかかる知的財産権は活用が難しい。特に、スタートアップとしては、自社の技術を横展開していろいろな企業に使って欲しいのに、共有にかかる特許権を第三者ライセンスすることにつき、事業会社の同意が得られないケースも存在する。そこで、本件においても、多くの用途に適用しうる新素材 α の汎用的な発明はスタートアップに単独帰属、本製品（ヘッドライトカバー）に特有の発明は事業会社に単独帰属、とする整理も考え得る。また、ある領域は一方当事者に単独帰属、また別の領域は他方当事者に単独帰属、その他は共有するといった整理もありうる。もっとも、両領域にまたがる発明やいずれの領域というべきか判然としない発明が生じた場合には、その都度、帰属先についての合意に至るための交渉が必要とされる点には留意が必要である。

【コラム】ライセンス料（ロイヤルティ）の決め方については下記も参照されたい

➤ 対価交渉のケーススタディー β 版

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/negotiation-casestudy.pdf>

■ 8 条（ライセンス料の不返還）

第 8 条 乙は、本契約に基づき甲に対して支払ったライセンス料に関し、計算の過誤による過払いの場合を除き、ライセンスの対象となった特許の無効審決が確定した場合（出願中のものについては拒絶査定または拒絶審決が確定した場合）を含め、いかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わない。なお、計算の過誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後 30 日以内に書面**等**により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

＜ポイント＞

- ・ 支払われたライセンス料についての不返還を定めた条項である。

■ 9 条（非保証）

第 9 条 甲は、乙に対し、本契約に基づく本製品の設計・製造・販売が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しない。

2 乙は、甲からライセンスを受けている知的財産権が第三者に侵害されていることを発見した場合、当該侵害の事実を甲に対して通知する。

<ポイント>

- ・ スタートアップは事業会社に対して、本製品の設計等を対象に本発明等の実施を許諾しているところ（第 7 条 3 項および 9 項）、スタートアップは、事業会社による当該設計等が第三者の特許権等を侵害しないことまで保証するわけではない旨を定めた規定である。
- ・ 第三者の特許権等を侵害している旨のクレームを受けたとき（訴訟提起された場合を含む。）の対応については、第 15 条で定めている。

<解説>

- ・ ライセンスの対象となる製品等については、第三者の権利侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）のが当然だという考え方になりがちである。
- ・ しかし、無限定の特許保証を行うことは、ライセンサーのリスクが非常に高い。スタートアップと事業会社の間の適切なリスク分配という観点からは、無限定の特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。
- ・ 上記条項では、スタートアップは保証を一切行わないとしているが、それでは合意に至らない場合、「甲が知る限り権利侵害はない」、「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはないことを表明する」などの限定的な保証を行うことが考えられる。特許保証を行うとしても、この程度の限定的なものに留めることが現実的であることが多いであろう。
- ・ もっとも、スタートアップとしても、新規出資を受ける場面や M&A の場面を想定し、自社内では、自らが保有する知的財産権の実施品の設計・製造・販売が第三者の権利を侵害しないことを可能な限り確認しておくべきであろう。なぜなら、これらの場面では、対象会社に内在するリスクを調査しそれを踏まえた価値算定を行う手続き（デューデリジェンス）が行われることが多いところ、この手続きの一部として、知的財産権に関するリスクの洗い出しと価値評価も行われるからである（これを「知財デューデリジェンス」という）。

10 条（研究成果に対する対価）

第 10 条 本研究が所期の目的を達成した場合、乙は、甲に対し、下記の定めに従って、研究成果に対する対価を支払う。なお、消費税は外税とし、遅延損害

金は年 14.6%とする。

記

- ① 本製品が別紙●●所定の性能を達成した時：●円
- ② 本製品を用いたヘッドライトの試作品が完成した時点：
甲乙にて別途協議した金額（ただし、●円を下回らない。）
- ③ 本研究の成果を利用した商品の販売が開始した時点：
甲乙にて別途協議した金額（ただし、●円を下回らない。）

<ポイント>

- ・ 本研究の完了後、事業化に至るまでにおける、研究成果に対する報酬の支払いを定める規定である。

<解説>

研究成果の対価交渉の方針・考え方

- ・ 「想定シーン」で述べたように、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の社内での最終製品の開発・生産準備や商流の調整等で相当程度の時間を要する上に、事業化に至った場合にどの程度の収益が上がるか不透明である場合が少なくない。
- ・ そこで、研究成果に対する報酬については、事業化に至る前であっても、研究成果が出た時点で頭金として相当価格を支払うこととし（本条①）、その後についても、商品販売までのロードマップを策定し、その過程にメルクマールを設定し、各時点において研究成果への対価を支払うことを取り決め、ただしその額について別途協議の上定めるものとした（本条②③）。
- ・ この②や③の対価の額の交渉に時間を要することも考えられるが、あくまでも金額が合意できてから作業を開始するのが原則であるから、スタートアップとしてはその交渉期間中に②や③に係る作業だけを進めること（特に、その成果を事業会社に共有すること）は、程度問題ではあるが、避けたい。
- ・ そのため、②や③の対価に係る交渉は、収益性等の考慮事項の数値が見えてきた段階で、早めに始めておくことが望ましい。

研究成果に対する報酬発生の有無および報酬額

- ・ 研究成果に対する報酬の有無およびその支払額は、
 - a.共同研究開発した知的財産の権利の帰属、
 - b.実施権の許諾範囲、
 - c.競業避止の範囲、
 - d.納品物とその利用範囲、および
 - e.製品のターゲット市場の規模や期待収益

などを考慮して交渉・決定されるべきものである。

- ・ 本モデル契約では、「① 本製品が別紙●●所定の性能を達成した時」に頭金を支払うこととしている。この金額の設定においては、
 - 共同研究開発で発生する経費（実費＋人件費）は事業会社が負担する形としている点、
 - 共同でなされた発明の知的財産権はスタートアップの単独帰属としている点、
 - 事業会社は上記の発明について、一定期間・一定の領域で無償独占的通常実施権の設定を受ける点、などを踏まえつつ、事業化に至った際の製品の市場性や利益率等などの経済性、本製品の付加価値に**対する**当該特許等の貢献度、そしてライセンスフィーとのバランスなど、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。
- ・ 他にも、例えば共同研究開発を開始してすぐにスタートアップから開発における重要度の高い知的財産が事業会社に提供される場合、研究の成否を問わず、契約締結のタイミングで一時金の支払いを設定するという選択肢もあり得るだろう。

【コラム】 マイルストーン方式

- ・ 上例のように、オープンイノベーションにおいて、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して、段階的に対価を支払う形式をマイルストーン方式といい、その場合の対価をマイルストーン・ペイメントと呼ぶ。
- ・ 本条では、研究成果に対する報酬の支払条件を定めるにあたってマイルストーン方式を採用している。
- ・ この点、創薬の分野では、特許等のライセンス料の支払条件を定めるにあたり、マイルストーン方式が広く採用されているが、他の分野ではほとんど実績がない。
- ・ しかし、研究成果に対する報酬をマイルストーン方式で支払うことは、資金調達を常に実現しなくてはならないスタートアップの事情と、事業の見通しが不確定な状況では多額の対価を支払いたくない事業会社の事情とを調整する、一つの有効な方法ではないかと期待されており、今後、オープンイノベーションを進めるにあたり、他分野でも導入を検討すべきである。
- ・ 創薬の分野でマイルストーン方式の採用が進んだ背景としては、マイルストーンの指標として、治験の進行度に合わせたフェーズ（1～4 まである）や、各国の行政機関（例：日本では PMDA）による薬事認証が存在するので、マイルストーン達成の客観性が担保されている点が指摘できる。
- ・ 他の分野においてもマイルストーン方式を導入する際は、マイルストーンの指標について、その達成（支払条件の具備）につき客観性を担保できるようにしておくことが重要である。

- ・ 本モデル契約では、例えば、頭金●円の支払が発生する条件を「①本製品が別紙●●所定の性能を達成した時」と定めることで、マイルストーンの指標の客観性を担保している。

11 条(秘密情報の取扱い)

第 11 条 甲および乙は、本研究の遂行のため（以下「本目的」という。）に、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示および提供（以下単に「開示」という。）の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約締結の前後にかかわらず、一方当事者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して開示した一切のデータその他の情報、素材、機器およびその他有体物ならびに、本研究のテーマ、本研究の内容および本研究によって得られた情報（別紙●●に列挙のものおよびバックグラウンド情報を含む。以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得または創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

3 受領者は、秘密情報について、事前の開示者から書面等による承諾を得ずに、本目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本目的のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。

4 受領者は、秘密情報について、開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、秘密情報の組成または構造の分析・解析その他類似の行為を行ってはならない。

5 受領者は、秘密情報を、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員等に退職後も含め課す。

6 前各項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、秘密情報を開示することができる。（ただし、1 号または 2 号に該当する場合には可能な限り事前の開示者に通知する。）また、受領者は、かかる開示を行った場合に

は、その旨を遅滞なく開示者に対して通知する。

- ① 法令の定めに基づき開示すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
- 7 受領者は、本契約の有効期間中であるか終了後であるかを問わず、開示者からの書面等による請求があった場合、開示者の指示に従い、自らの選択および費用負担により、受領者または受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報（その複製物および改変物を含む。）を速やかに破棄または返還する。
 - 8 受領者は、開示者が秘密情報の廃棄を要請した場合には、速やかに秘密情報が化体した媒体を廃棄し、開示者の指示に従い、当該廃棄にかかる受領者の義務が履行されたことを証明する書面等を提出する。
 - 9 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報の開示により、開示者の知的財産権が譲渡、移転または利用許諾されるものでないことを確認する。
 - 10 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面等または口頭による提案およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
 - 11 甲乙は、甲乙間の●年●月●日付技術検証（PoC）契約書における秘密情報を、本条においても秘密情報として取り扱うことに合意する。
 - 12 本条の規定は、本契約の終了後もなお5年間有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 相手から開示提供等を受けた秘密情報の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- ・ 秘密保持契約やPoC契約に引き続いて共同研究開発契約を締結する場合、共同研究開発契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項と共同研究開発契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ 共同研究開発契約においては新たな秘密保持条項を設けずに既存の（従前の契約で定めた）秘密保持条項が引き続き適用されとすることもあるが、本モデル契約においては共同研究開発契約で新たに定める秘密保持条項が、既存の秘密保持条項を上書きすることとしている（本条 10 項）。
- ・ また、PoC 契約で秘密情報と定義されていた情報（NDA 契約で秘密情報としていた情報もこれに含まれる。PoC 契約 第 8 条 12 項。）を本モデル契約においても引き続

き秘密情報として取り扱う(受領者は秘密保持義務等を負う)ことを本条 11 項で明記している。

- ・ 共同研究開発契約において、既存の秘密保持条項とは異なる内容の秘密保持条項を設ける場合は、特にそれらの優先関係に留意しなければならない。

秘密情報の定義(秘密である旨の特定の要否)

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、本モデル契約では、様々な情報、データ、素材等がやりとりされることが多い共同研究開発段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクが大きいと考え、秘密である旨の特定を要さない前者を採用している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう(秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、そちらも参考にされたい。
 - 秘密保持契約書(新素材)
 - URL:<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

12 条(素材の取扱い)

第 12 条 甲は、乙に対し、下記(1)に定める使用目的のため、下記(2)に定める使用条件に従い使用されることを条件として、本素材を提供する。

記

(1) 使用目的：●

(2) 使用条件：●

- 2 乙は、前項の使用目的以外の目的で本素材を使用してはならず、また、前項の使用条件を超えて本素材を使用してはならない。
- 3 乙は、本素材の提供を受けたときは、甲に対し、速やかに受領書を提出する。
- 4 甲乙は、本素材が秘密情報に該当することを確認する。11 条(秘密情報の取扱い)と本条の定めが矛盾抵触する場合、本条の定めが優先する。
- 5 本条の規定は、本契約の終了後もなお 5 年間有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 素材を提供するにあたっては、使用目的・使用条件を定めるとともに、素材の提供の有無および提供した素材の量について後日争いが生じないように、提供先から受領書の提出を受けることが重要である。

13 条(成果の公表)

第 13 条 甲および乙は、第 12 条で規定する秘密保持義務を遵守した上で、本研究開始の事実として、別紙●●に定める内容を開示、発表または公開することができる。

- 2 甲および乙は、第 12 条で規定する秘密保持義務および次項の規定を遵守した上で、本研究の成果を開示、発表または公開すること（以下「成果の公表等」という。）ができる。
- 3 前項の場合、甲または乙は、成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までに本研究の成果を書面等にて相手方に通知し、甲および乙は協議により当該成果の公表等の内容および方法を決定する。

<ポイント>

- ・ 共同研究開発の開始および成果の公表の手続きについて定める規定である。

<解説>

- ・ まず、共同研究開発を開始した事実については、契約締結の時点で具体的な公表内容を合意し、それを記載した別紙●●を契約書に添付しておくことが望ましい。
- ・ 共同研究開発の成果の公表については、秘密保持義務を遵守することはもちろん、成果について事前通知の上、公表内容について協議を行うべきこととした。
- ・ スタートアップは、資金調達などの観点からピッチイベントなどを行うことが多い。このようなピッチイベントにおいて、研究の開始や成果についてのピッチ(プレゼンテーション)を行うことも本条の「公表」に該当するため、本条の手続きに則って進める必要がある。

14 条(第三者との競合開発の禁止)

第 14 条 甲および乙は、本契約の期間中、相手方の書面等による事前の同意を得ることなく、本製品と同一または類似の製品（本樹脂組成物からなる自動車用のライトカバーを含む。）について、本研究以外に独自に研究開発をしてはならず、かつ、第三者と共同研究開発をしましたは第三者に開発を委託し、もしくは第三者から開発を受託してはならない。

<ポイント>

- ・ いわゆる競業避止義務を定める条項であり、具体的には、本モデル契約の期間中の第三者との競合開発を禁止する規定である。

<解説>

- ・ 本モデル契約の期間中に、競業他社とも類似の共同研究開発がされ、そちらで成果物を特許出願されてしまうリスクがあるため、本条を定めることは重要である。
- ・ なお、本条が禁止するのは本製品について本研究以外に独自に研究開発をしないこと等であり、スタートアップが競合他社に買収され(スタートアップからみるとM&Aによるイグジットを行い)、その結果として、実質的に競合他社が本発明を実施することはない。
- ・ 事業会社としては、スタートアップが競合他社とM&Aを行う場合には事前承諾を要する旨の条項を設けたいかもしれないが、スタートアップとしては今後の戦略の自由度を大きく失われることになるから、通常は受け入れられない。
- ・ スタートアップが競合他社とM&Aを行う場合には契約解除ができる旨の条項(COC条項)を設けることも考えられるが、解除ができるだけであって競合他社による買収自体を拒絶できるわけではない上、スタートアップとしてはこのようなCOC条項は受け入れ難いことが多い(第17条の解説参照)。
- ・ 事業会社がスタートアップが競合他社とM&Aを行うことのリスクを重視するのであれば、スタートアップに出資して相応のシェアを有する株主となり、M&Aに対して一定のコメント等ができる立場に身を置くことが考えられる。

【コラム】競業避止の範囲

- ・ 競業避止の範囲について、本モデル契約では「本製品と同一または類似の製品」としているが、「本研究と同一または類似のテーマ」などと定められることもある。
- ・ 「本製品」や「本研究のテーマ」の定義が曖昧であると、広汎な研究領域が競業避止の名の下に禁止されてしまい、当事者によっては大きなリスクとなる。他方、「本製品」や「本研究のテーマ」の定義が狭すぎると、本来禁止したい領域が禁止できないというリスクが生じる。
- ・ 競業避止義務違反に関する紛争においては、上記の「類似」の範囲が問題となることが多い。したがって、別紙●●等で「類似」の範囲をより具体的に定める(「①〇〇、②△△、③□□を全て備える製品は本製品と類似しているものとする」など。)ことも検討すべきである。
- ・ さらに、禁止の範囲を「類似」(技術的に近似していること)に限定すべきかという論点もある。たとえば、技術的には異なっても、同じ市場にあり競合する製品(例:白熱電球とLED)も競合避止の範囲に含めるべき、という考え方にも一定の合理性はあるように思われる。
- ・ 本条では、「競業する事業」の範囲が明確とならないという問題も生じ得ることから、具体的な企業名や製品の特徴を列挙することも検討すべきである。

- ・ ところで、競業避止義務を課すということは、相手方の事業機会を奪うことを意味するから、相応の対価が必要である。競業避止義務を課される側としては、それにより失われる事業機会を上回る対価が得られるか否かが、競業避止義務を受け入れるか否かの判断の決め手となろう。例えば、競業避止義務を課することと引き換えにライセンス料率を高くするといった交渉が考えられる。なお、共同研究の相手方が投資家でもあり、共同研究の開始と投資の実行が同じタイミングであった場合は、競合避止義務を負うことが投資の前提である（投資を受けることのメリットが競業避止義務を課されることによる機会損失を上回る）という整理ができよう。
- ・ 競業避止義務は、契約終了後も一定期間残存すると定められることがある。もっとも、例えば、「共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること」は、公取委の「共同研究開発における独占禁止法上の指針」において「不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項」とされているから、競業避止義務の内容によっては、不公正な取引方法に該当することを理由に契約終了後も残存すること自体を拒むことも考えられる。残存することを受け入れるとしても、その期間の相当性が必要であるから、残存条項を必ず確認するようにしたい。

➤ 公取委：共同研究開発における独占禁止法上の指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

15 条（第三者との間の紛争）

第 15 条 本研究に起因して、第三者との間で権利侵害（知的財産権侵害を含む。）および製造物責任その他の紛争が生じたときは、甲および乙は協力して処理解決を図るものとする。

2 甲および乙は、第三者との間で前項に定める紛争を認識した場合には速やかに他方に通知する。

3 第 1 項の紛争処理に要する費用の負担は以下のとおりとする。

① 紛争の原因が、専ら一方当事者に起因し、他方当事者に過失が認められない場合は当該一方当事者の負担とする。

② 紛争が当事者双方の過失に基づくときは、その程度により甲乙協議の上その負担割合を定める。

③ 上記各号のいずれにも該当しない場合、甲乙協議の上その負担割合を定める。

<ポイント>

- ・ 研究開発時に起こりうる第三者との主なトラブルは、知的財産権の権利の侵害または製造物責任に関するものである。本条はこのようなトラブルが発生した場合の両当事者の責任と費用負担について定めた規定である。

<解説>

- ・ 開発委託の場合には、開発者側に、成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことの表明保証を求める場合も少なくないが、本件は両当事者の知見を合わせて成果物の創出に向けて取り組む共同研究開発であるから、第三者の知的財産権の侵害が発覚した場合には、両者協力して処理解決することとし、紛争を認識した場合は他方に速やかに通知することとしている。
- ・ 責任と費用は、紛争の原因がある当事者の負担とし、当事者双方の過失による場合には過失の度合いにより協議の上負担する旨規定している。

16 条(権利義務譲渡の禁止)

第 16 条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面等による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させまたは本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならない。

<ポイント>

- ・ 権利義務(契約上の地位)の無断譲渡を禁ずる一般的な規定である。

17 条(解除)

第 17 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
 - ② 支払いの停止があった場合または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的な規定である。

<解説>

【解除事由としての COC 条項の例】

- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が全議決権の●

分の 1 を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合

- ・ 上記のように、いわゆるチェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&A が解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
- ・ したがって、スタートアップとしては、解除事由に COC が含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

18 条(期間)

第 18 条 本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。ただし、本契約は、期間満了の 60 日前までに、いずれかの当事者が更新しない旨を書面等で通知しない限り、同条件でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

2 乙は、本研究が技術的に見て成功する可能性が低いと合理的に判断されまたは事業環境が変化し本研究の事業化が困難であると合理的に判断される等の合理的理由がない限り、前項に定める更新を拒絶することができない。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 共同研究開発契約の有効期間は、「1 年間」などの具体的な期間を定めるケースや開発の進捗を終了条件として定めるケースなどがあるが、いずれのケースにおいても契約の終了時期が明確に分かることが重要である。
- ・ 本条 2 項は、事業会社が更新を拒絶できる場合を、本研究の成功や事業化が困難と判断されるような合理的理由がある場合に限定している。事業会社との共同研究開発が継続していることが、スタートアップの資金調達における VC 側の考慮要素となり得るため、事業会社からの合理性のない更新拒絶を防止する趣旨である。
- ・ このような「合理的理由」は、様々なものが考えられるため契約締結時点で一義的に定めることは困難である。もっとも、研究テーマによっては更新拒絶を可能とすべき具体的な数値基準を定めることもできよう。当事者間のトラブルを避ける観点からは、可能であれば、そのような具体的な基準を定めておく方が望ましい。

19 条(存続条項)

第 19 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 7 条(知的財産権の帰属および成果物の利用) 1 項、7 項、8 項、11 項ないし 13 項、第 8 条(ライセンスの不返還)ないし第 10 条(研究成果に対する対価)、第 15 条

(第三者との間の紛争)、本条、第 20 条 (損害賠償・差止め)、第 22 条 (準拠法) ないし第 24 条 (協議解決) の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。
- ・ 第 7 条 (知的財産権の帰属および成果物の利用) では、本製品の設計・製造・販売を対象として、①本単独発明の実施許諾 (2 項)、②バックグラウンド特許の実施許諾 (3 項)、③本発明の実施許諾 (9 項)、という 3 つのライセンスが定められている。
- ・ 本モデル契約では、上記各ライセンスは本契約の継続を前提に設定されたものであるという理解を前提に、本契約の終了に伴い上記各ライセンスはいずれも終了すると整理している点に留意が必要である (上記各ライセンスの根拠となる 7 条 2 項、3 項及び 9 項は存続条項に含まれていない)。
- ・ 例えば、X 社が M&A によるイグジットを目指すにあたり、買収者等の M&A 先が Y 社の競合他社でない場合は、X 社の事業価値に貢献するであろう本契約を維持すること多いであろうが、M&A 先が Y 社の競合他社である場合は、M&A 先が X 社に対して、(競合他社である Y 社との) 本契約を終了することを M&A の条件として求めることもありうる。X 社がこの意向を受けて、Y 社に対して本契約を合意解約したいとの意向を示した場合、Y 社は、本契約の終了に伴い上記各ライセンスも終了することを踏まえて、解約に応じるか否かを検討することとなる。
- ・ 第 11 条 (秘密情報の取扱い) および第 12 条 (素材の取扱い) については、本条では定めていないが、第 11 条 12 項および第 12 条 5 項でそれぞれ「本契約の終了後もなお 5 年間有効に存続する」旨を定めている。

20 条 (損害賠償・差止め)

第 20 条 本契約に違反して相手方に損害 (合理的な範囲の弁護士費用を含む。) を与えたときは、相手方に対して当該損害を賠償する責任を負う。

2 甲および乙は、相手方が、本契約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、相手方に対し、その差止め、損害の予防および信用回復措置を請求することができる。

<ポイント>

- ・ 契約違反が生じた場合に違反行為の停止等および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

<解説>

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、本研究の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してスタートアップと事業会社の合意により決められる。例えば、損害賠償額の上限を、研究成果に対する報酬の総額とすることが考えられる。

- ・ 本研究は、損害立証が困難な秘密情報を取り扱うものであり、かつ、収益性が不明確な研究開発段階の契約であることから、本条では、損害賠償請求だけでなく違反行為の停止または予防および信頼回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

21 条（通知）

第 21 条 本契約に基づく他の当事者に対する通知は、本契約に別段の規定がない限り、**全て**、他方当事者に書面または各種記録媒体（半導体記録媒体、光記録媒体および磁気記録媒体を含むが、これらに限らない。）を直接交付し、郵便を送付しまたは他方当事者が予め了承する電子メールもしくはメッセージングアプリを利用して電磁的記録を送信することにより行う。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約における通知方法の原則を定めた規定である。書面だけでなく USB メモリなどの媒体によるやり取りも可能とし、また、郵便やファックスに加え、相手方が了承すれば電子メールやメッセージングアプリでの通知も認める規定としている。

■ 22 条（準拠法）

第 22 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とする。

<ポイント>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めるものである。

■ 23 条（裁判管轄）

第 23 条 本契約に関する紛争については、● 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手段に関して、裁判手続きで解決することを前提に、その際の裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きを前提に裁判管轄を定める他、下記変更オプションのように調停や仲裁による場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 23 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第

一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続きを含む。）については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手続きとしてまずは知財調を申し立てることを定める条項である。

<解説>

- ・ 話し合いによる紛争解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- ・ 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- ・ 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- ・ 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- ・ 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、裁判等により別途紛争解決が図られることとなる。
- ・ また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項 2: 仲裁】

第 23 条 本契約に関する一切の紛争については、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- ・ 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットがあり、さらに、調停と異なり終局的な判断を得ることができることから、紛争解決手段として、仲裁を選択することも考えられる。もっとも、迅速な手続きであることの反面として、仲裁は裁判のよう

に上訴ができない(一発勝負である)点には留意が必要である。

- ・ 本条では、仲裁地、仲裁手続きが準拠する規則を定めている。この他、仲裁人の人数やその決め方等について定めることも考えられる。

■ 24 条(協議解決)

第 24 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議の上解決する。

<ポイント>

- ・ 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

■ 後文

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。**ただし**、本契約を電子契約により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

<ポイント>

- ・ 契約書の作成通数(原本の数)や調印方法について定める条項である。
- ・ 電子契約により締結する場合を**ただし**書で定めている。

年 月 日

甲

乙

その他の追加オプション条項

【追加オプション条項：協議会の設置】

- 1 甲および乙は、本研究の効率化および甲乙間の合意形成を容易にするため、甲乙各々から選ばれた委員からなる協議会を設ける。
- 2 甲および乙は、自らが選任した協議会の委員の変更・追加・削減を行う場合は、その変更・追加・削減に関わる委員の名前と共にその旨を相手方当事者に連絡する。
- 3 協議会での決定は、全委員の合意により行われる。協議会において全委員の合意が得られず決定ができなかった問題は、甲および乙の最高責任者間の協議により決められる。
- 4 協議会は、次の事項について決定を行う。
 - (1) 本研究の具体的な遂行方法
 - (2) 各当事者への担当業務の進捗状況
 - (3) 本研究の遂行方法またはスケジュールの変更
 - (4) 本研究が事業化した際の当事者の権利
 - (5) 本研究の内容変更または中止
 - (6) その他協議会が定める事項
- 5 甲および乙は、本契約の目的を達成するために、定期的に（少なくとも3ヵ月に1回）または必要に応じて、協議会を開催して、甲および乙が行う本研究の成果の報告を受けると共に、前項に挙げられた事項について協議決定する。
- 6 協議会の議事は、その都度、議事録その他の書面等により合意する。
- 7 第3項によっても協議が調わない場合、各当事者は、書面等によって相手方に相当期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解除することができる。この場合、両当事者は当該解除までの担当業務の報告を行う。

<ポイント>

- ・ 当事者同士の協業を円滑にするために、情報交換や進捗方法の調整を行うための会議の開催について定める規定である。

<解説>

- ・ オープンイノベーションにあたっては、慎重に進めたい事業会社のスピード感と手元資金が尽きるまでの限られた期間の中で迅速に進めたいスタートアップのスピード感が合わず、アライアンスがうまくいかないケースが少なくない。

- ・ この課題を解決するために、協議会への出席者について、（特に事業会社において）本研究について一定の決裁権をもったメンバーを入れることを義務化することも考えられる。

資料I-2 改訂版 モデル契約書

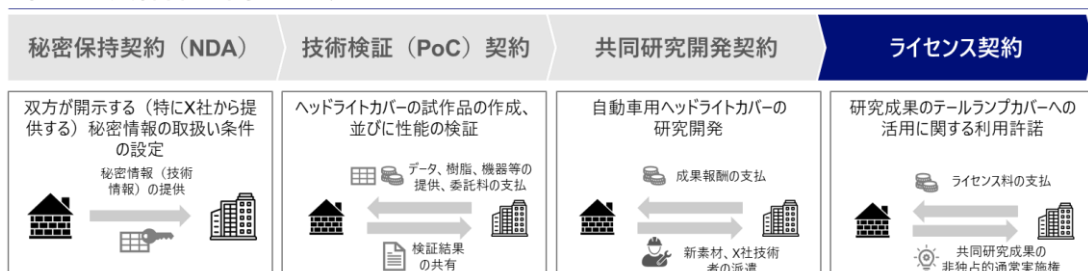
新素材編（ライセンス契約書）

ライセンス契約書 (新素材)

想定シーン

1. X 社(樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材 α を開発した大学発スタートアップ)と Y 社(自動車部品メーカー)の共同研究開発は順調に進み、研究成果として、樹脂に対して新素材 α を特定量配合してなる透明なポリカーボネート樹脂組成物、その成形体およびそれからなるライトカバーについて、共同研究契約に基づき X 社単独名義で特許出願がなされた。
2. また、当該ポリカーボネート樹脂組成物により形成されるヘッドライトカバーの量産化の目処もついたことから、X 社から Y 社に対するライセンスの内容や事業化後の両社の権利関係を協議することとなった。
3. また、共同研究開発の結果、Y 社においては、当初想定していた製品(ポリカーボネート樹脂組成物からなるヘッドライトカバー。以下「当初製品」という。)以外の製品(アクリル系樹脂組成物からなるテールランプカバー。以下「応用製品」という。)にも研究成果を活用できると考えたため、Y 社は、X 社に対し、応用製品についても研究成果の利用許諾を得たいと考えるに至り、ライセンス契約を締結することとした。
4. X 社と Y 社が協議した結果、応用製品の販売等を許諾する(ライセンスする)条件は概要以下のとおりとすることが合意された。
 - ① X 社が共同研究開発の着手前から保有していた発明については、(共同研究開発契約第7条3項において当初製品について定めたものと同様に)Y 社に対して、非独占的な通常実施権を設定する。
 - ② 共同研究開発の成果についても、汎用性が高い同成果を X 社が利用する自由度を確保しておくため、(共同研究開発契約で当初製品について定めたものとは異なり)Y 社に対して、非独占的な通常実施権を設定する。
 - ③ Y 社は、当初製品(ヘッドライトカバー)および応用製品(テールランプカバー)を PR するにあたり、X 社が新素材 α の技術力をブランディングするために取得した登録商標「XXX」を使用するよう努力する。

本モデル契約書が対象とする、オープンバージョンのプロセス



目次

・ 前文	4
・ 1 条 (定義)	5
・ 2 条 (権利の許諾)	8
・ 3 条 (禁止事項)	12
・ 4 条 (本製品 2 に関するライセンス料)	13
・ 5 条 (監査)	16
・ 6 条 (ライセンス料の不返還)	17
・ 7 条 (改良技術)	18
・ 8 条 (本商標)	20
・ 9 条 (非保証)	21
・ 10 条 (秘密情報の取扱い)	23
・ 11 条 (期間)	25
・ 12 条 (解除)	26
・ 13 条 (契約終了後の措置)	27
・ 14 条 (損害賠償・差止め)	27
・ 15 条 (存続条項)	28
・ 16 条 (準拠法)	28
・ 17 条 (裁判管轄)	28
・ 18 条 (協議解決)	30
・ 後文	31
・ 別紙: 製品目録 1	32
・ 別紙: 製品目録 2	32
・ 別紙: 知的財産権目録	32
・ 別紙: 関係会社目録	32
・ その他の追加オプション条項	33

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）とは、本共同研究開発契約に基づいて甲に単独帰属した特許権等の応用製品に関する実施許諾の条件等を定めるため、次のとおりライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約は、以下の各ライセンスをスタートアップから事業会社に対して行うための契約である。
 - ① 研究開発着手時に想定していなかった製品（応用製品）に、研究成果ならびに共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた特許権を利用することについてのライセンス
 - ② 新素材αについてスタートアップが保有する技術をブランディングするために保有している商標権のライセンス
- ・ 前提理解のため、知財等と対象用途、規定する契約種別の整理を以下に示す。ライセンスの内容等を記載したより詳細な対比表を第2条の解説に掲載しているの
で、そちらも参照されたい。

知財等 \ 対象	本製品1（当初製品。共同研究開発契約で対象としたヘッドライトカバー）	本製品2（応用製品。本モデル契約で対象とするテールランプカバー）
共同研究開発にて、各々が単独で開発・取得した知財等	使用しない	使用しない
共同研究開発の成果として共同で発明された知財等（本特許権）	共同研究開発契約にて規定	本モデル契約にて規定
共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた知財等（本バックグラウンド特許権）	共同研究開発契約にて規定	本モデル契約にて規定
本商標	本モデル契約にて規定	

<解説>

- ・ 共同研究開発契約では、共同研究開発に着手する前に甲（スタートアップ）が保有していた特許権（本バックグラウンド特許権）および研究成果たる発明に係る特許権（本特許権）について、研究開発時に想定していた製品（ヘッドライトカバー）の製造

等を対象にライセンスする旨の条項を設けている。他方、応用製品の製造等についてのライセンスは、共同研究開発の結果によってその要否および内容が異なるため、共同研究開発契約には規定されていない。

- ・ そこで、本モデル契約は、応用製品の製造等を対象に、①本バックグラウンド特許権および②本特許権のライセンスを行うものである。
- ・ 本モデル契約においては、許諾条件（独占・非独占の別、許諾範囲、ライセンス料等）、技術情報の提供の有無、改良技術の取扱い等が交渉のポイントとなる。

■ 1 条（定義）

第 1 条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。

① 本製品 1

別紙「製品目録 1」記載のヘッドライトカバーをいう。

② 本製品 2

別紙「製品目録 2」記載のテールランプカバーをいう。

③ 本製品

本製品 1 および本製品 2 を総称したものをいう。

④ 本特許権

甲が有する別紙「知的財産目録」記載の特許権または特許出願にかかる特許を受ける権利をいい、これには甲乙間で●年●月●日付で締結した共同研究開発契約（以下「本共同研究開発契約」という。）第 2 条 4 号に定める「本発明」の全部または一部に基づく特許権または特許出願にかかる特許を受ける権利が含まれる。

⑤ 本バックグラウンド特許権

本共同研究開発契約第 2 条 2 号に定める「バックグラウンド情報」の全部または一部に基づき取得された、甲が有する別紙「知的財産目録」記載の特許権または特許出願にかかる特許を受ける権利をいう。

⑥ 本商標

甲が有する別紙「知的財産目録」記載の各商標（商標出願および商標登録の有無を問わない。）をいう。

⑦ 本特許権等

本特許権、本バックグラウンド特許権および本商標に係る商標権をいう。

⑧ 本地域

全世界をいう。

⑨ 改良技術

特許を受けられるか否かに拘わらず、本製品または本製品の製造もしくは使

用方法に関するすべての改良、修正および変更をいう。

⑩ 関係会社

別紙「関係会社目録」に記載の会社をいう。

⑪ 知的財産権

知的財産基本法第2条2項に定める権利および外国におけるこれらに相当する権利をいう。

⑫ 書面等

書面および甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

<解説>

本製品の定義

- ・ 「本製品」の定義によって、権利許諾の範囲が確定することとなるため、記載の仕方には注意が必要である。ここでは「本製品 1」が共同研究開発の際に想定していた当初製品、「本製品 2」が応用製品を指している。
- ・ 本製品の定義を、「自動車用の樹脂により形成されるヘッドライトカバー」または「自動車用テールランプカバー」とだけ記載した場合、本特許権を実施しない製品についてもライセンス対象製品に含まれ、ライセンス料の計算に算入されてしまう。
- ・ 一方、「本特許権にかかるとする発明を実施する自動車用の樹脂により形成されるヘッドライトカバー」等と「本特許権にかかるとする発明を実施する」という要件も含めて定義した場合、スタートアップは、本製品 2 に本特許権にかかるとする発明が実施されていることを確認できない限り、本来ライセンス対象となるべき製品の売上等をライセンス料の計算に算入できない。
- ・ そこで、本モデル契約においては、ライセンスを受ける製品を別紙「製品目録」において定めることとした。同目録においては、製品名や製品番号等で対象製品を特定することが考えられる。

特許権の定義

- ・ 「本特許権」には、共同研究成果にかかる特許出願または特許権、「本バックグラウンド特許権」には、共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた特許権等が含まれるよう、これらを別紙「知的財産目録」に記載する必要がある。
- ・ このように「本特許権」と「本バックグラウンド特許権」を分けて定義するのは、本製品 1 において、「本特許権」については共同研究開発契約に基づく独占的な通常実施許諾が、「本バックグラウンド特許権」については本モデル契約に基づく非独占的

な通常実施許諾がなされているなど、実施許諾の種類や条件が異なりうるためである。

本地域の定義

- ・ 「本地域」の定義は、権利許諾の範囲を定めるものである。本条では全世界としているが、特許権は国ごとに発生するものであり、当該発生国においてのみ特許権としての効力を有するので(属地主義)、対象国を列挙することもある。
- ・ 本地域の範囲について、スタートアップが特許権を保有する範囲とすることも考えられる。

【コラム】本製品が事後的に改良された場合の扱い

- ・ 上記のようにライセンスの対象となる製品(本製品)を別紙等で詳細に特定することは通常行われる実務であるが、本製品が将来改良されて、別紙による特定から逸脱することが想定される。
- ・ このような事態を防止するために、別紙による本製品の特定について、ある程度抽象化し上位概念的に記載するという方法と、「本製品」をある程度詳細に特定した上で、ライセンスの対象製品を「本製品(基本的な設計思想を同一にする改良品を含む。)」というような表現で定義する、という方法がある。
- ・ いずれにせよ、ライセンス契約を起案する際には、製品には常に改良が伴いいうるということを念頭に、ライセンスの対象を特定する必要がある。
- ・ 知的財産目録についても同様の問題がある。すなわち、後に一方当事者が単独で取得した特許権についても、ライセンスの範囲内とするのかという論点である。
- ・ 本製品の改良を前提としない場合、かかる論点は生じにくいですが、そうでない場合は上記も併せて考える必要がある。

■ 2条(権利の許諾)

第2条 甲および乙は、本製品1の設計・製造・販売のための本特許権の通常実施権が、本共同研究開発契約第7条9項に記載の条件で設定されていることを確認する。ただし、ライセンス期間は本契約の期間満了日または各権利の存続期間満了日のいずれか早いほうまでとする。

2 甲および乙は、本製品1の設計・製造・販売のための本バックグラウンド特許権の非独占的通常実施権が、本共同研究開発契約第7条3項に記載の条件で設定されていることを確認する。ただし、ライセンス期間は本契約の期間満了日または各権利の存続期間満了日のいずれか早いほうまでとする。

3 甲は、乙に対し、本地域内において、本製品2の設計・製造・販売のために、本特許権および本バックグラウンド特許権の非独占的通常実施権を設定する。

本特許権および本バックグラウンド特許権の対価は第 4 条で定める。ライセンス期間は本契約の締結日から本契約の期間満了日または各権利の存続期間満了日のいずれか早いほうまでとする。

- 4 乙は、前項所定の許諾地域外であっても、本製品 2 を輸出することができる。
- 5 乙は本製品に本商標を付すように努めるものとし、当該使用の限りにおいて、甲は、乙に対し、本商標の非独占的通常使用権を無償で設定する。

<ポイント>

- ・ スタートアップから事業会社に対する本特許権、本バックグラウンド特許権および本商標にかかる商標権のライセンスについて定めたものである。

<解説>

特許権の整理

- ・ ライセンスの条件を定めるにあたっては、①対象製品（本製品 1 か本製品 2 か）および②共同研究開発により創出された特許権（本特許権）の許諾か本バックグラウンド特許権の許諾か、が明確になるように整理しておく必要がある。概要を整理したのが以下の表である。
- ・ もっとも、本製品 2 については、本モデル契約第 4 条においてライセンス料を本件特許権と本バックグラウンド特許権とで分けて定めておらず、かつ、その他の条件も同一であることから、下表でも両権利を分けずに記載している。

	本製品 1（当初製品）	本製品 2（応用製品）
共同研究開発の成果として共同で発明された知財等（本特許権）	共同研究開発契約第 7 条第 9 項に規定（本モデル契約第 2 条 1 項で確認） ・ ライセンス対象： 本製品 1 の設計・製造・販売 ・ ライセンスの種類： ● 年間は独占的通常実施権、その後は非独占的通常実施権 ・ ライセンス料： 無償 ・ 地理的範囲： 全世界	本モデル契約第 2 条 1 項、同条 2 項および第 4 条に規定 ・ ライセンス対象： 本製品 2 の設計・製造・販売 ・ ライセンスの種類： 非独占的通常実施権 ・ ライセンス料： 有償（本モデル契約締結後 1 ヶ月以内に金●円、ライセンス期間中事業会

	・ ライセンス期間： 共同研究開発契約の締結日から本モデル契約の期間満了または本特許権の存続期間満了のいずれか早いほうまで	・ 社が販売する本製品 2 の正味販売価格の ●%) ・ 地理的範囲： 全世界 ・ ライセンス期間： 本モデル契約の締結日から本モデル契約の期間満了または本特許権の存続期間満了のいずれか早いほうまで
共同研究開発に着手する前にスタートアップが保有していた知財等（本バックグラウンド特許権）	共同研究開発契約第 7 条 3 項に規定（本モデル契約第 2 条 2 項で確認） ・ ライセンス対象： 同上 ・ ライセンスの種類： 非独占的通常実施権 ・ ライセンス料： 有償（ライセンス期間中に事業会社が販売する本製品 1 の正味販売価格の ●%） ・ 地理的範囲： 同上 ・ ライセンス期間： 同上	
本商標	本モデル契約第 2 条 5 項に規定 ・ 非独占的通常使用権 ・ 無償	

- ・ なお、本条では取り扱っていないものの、共同研究開発においてスタートアップまたは事業会社の単独発明が生じた場合には、共同研究開発契約第 7 条 1 項に基づき、単独発明にかかる特許権等の知的財産権のライセンスの有無および条件を別途協議の上定めることとなる。
- ・ ライセンスの条件については、同発明の重要性や本製品との関係性を考慮しながら、独占的ライセンスにするか否か、有償にするか否か、有償にする場合にいかなる算定式でライセンス料を算定するか等を決定する必要がある。

ライセンスの範囲

- ・ ライセンサー（実施許諾者）は、ライセンシー（実施権者）による想定外の実施を防ぐため、ライセンス（許諾）の範囲を限定的に定める必要がある。本条ではライセンスの対象を製品で限定している。
- ・ 特に、スタートアップは、自社の競争優位性を保つ上で、特許 1 件あたりの重要性が事業会社のそれに比して高いことが多いから、ライセンスの対象を過度に広く設定しないよう留意すべきである。
- ・ 逆に、事業会社は、真に自社事業に必要な範囲にライセンス対象を留めるよう配慮することが、スタートアップとの中長期的な関係を築くために重要である。これはオープンイノベーションを通じて自社の事業を継続的に強化していくための秘訣のひとつであるといえよう。

専用実施権

- ・ 本条では、1 条 8 号所定の本地域内において、本製品 2 の設計・製造・販売に関する非独占的通常実施権を許諾している。専用実施権（特許法第 77 条）が提案されることもあるが、専用実施権を設定する場合、契約で別段の定めがなければ、特許権者であるスタートアップ自身も実施ができない（通常実施権の場合は、スタートアップ自身も実施ができる。）。したがって、スタートアップとしては、専用実施権の設定は慎重に判断すべきである。
- ・ なお、事業会社にとって専用実施権を提案するメリットの一つとして、事業会社自らが差止請求権を有することが挙げられるが、差止請求権を行使した場合に抗弁的な法的措置として申立てられることが多い特許無効審判については、ライセンサー（スタートアップ）自らが対応しなければならない点には留意が必要である。
- ・ また、専用実施権制度はグローバルには普遍性を有する制度ではないので、この点にも留意する必要がある。
- ・ さらに、特許法第 127 条は、「専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。」と定めている。そのため、専用実施権を設定する場合、設定者（甲）としては、訂正審判等が必要となる場合に備え、訂正審判等を行うことを乙が予め承諾する旨の条項を設けることを検討すべきである。

商標等の許諾

- ・ 本条では、スタートアップが保有する特許および技術のブランド化の観点から、同技術等に関する商標権をスタートアップが保有していることを前提に、事業会社に対して同商標権の使用許諾を行なっている。

- ・ スタートアップとしては、コアとなる技術のブランディングの観点から、当該技術の名称等につき商標登録を行い、商標権を取得することも検討すべきである。
- ・ **また、本条では**、スタートアップは事業会社に本商標を使用させるということを超えて、より積極的に、ブランディングの観点から本商標を事業会社に使用させたいという意向があることを前提として、事業会社に対して、本製品に本商標を付する努力義務を課している。
- ・ 商標の使用許諾までは行わない、類似のブランディング方法としては、製品の説明書やウェブサイト「この製品は〇〇社の α 技術を採用しております。」「この製品は〇〇社と共同して開発した成果を利用しております。」との記述を**することを合意することが考えられる**。このような記述がブランディングのみならず、資金調達等に及ぼすプラスの影響は大きい。

【コラム】独占的な実施権

- ・ 独占的な実施権は、第三者に対する参入障壁となるので、実施権者に対して、いわば「商圏を与える」という趣旨を持つ。
- ・ 手元資金の厚さが企業存続に影響を及ぼすスタートアップは、時として、特許**発明**の実施許諾と引き換えに一時金の獲得を目指すことがあるが、そのような場合には、**独占的な実施権の設定を前提に**、「年間△△万円のリターンが得られる商圏を獲得するために一時金〇〇万円を支払う、設備投資のようなものですよ。独占期間内の●年間で十分に回収可能です。」といった提案をしていくことが考えられる。

■ 3条(禁止事項)

第3条 乙は、甲の書面**等**による事前の承諾を得た場合を除き、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 第三者（乙の関係会社を除く。）に前条に定める実施権および使用权を再許諾すること。
- ② 本契約に基づく権利を一部または全部を問わず第三者に譲渡、移転、担保設定、リース、貸与または共有等すること。

<ポイント>

- ・ ライセンシーの禁止事項を定める条項である。

<解説>

- ・ 本件では、事業会社が自ら製造を行うことを想定していることから、事業会社による第三者へのサブライセンスを禁止している（本条1号）。
- ・ ただし、ライセンシーは自社の子会社や関連会社を含む関係会社で製造販売を行うことも考えられるため、これらを第三者の範囲から除いている。

- ・ ただし、「関係会社」の定義はあいまいであるため、「関係会社」という文言を使用するときは、これを定義規定や別紙等で特定し、具体的にいかなる会社が「関係会社」に含まれるのかを明らかにしておくことが望ましい。本モデル契約においては、別紙で特定する形式にしている(第1条10号)。その上で、本当にその全てに再実施を許諾する必要があるのかを検討する必要があるだろう。
- ・ もっとも、契約期間が長期にわたる場合、子会社が新設されたり別の会社を吸収合併したりすることにより、「関係会社」に含まれる会社に変更が生じることがある。その場合、原則としては、その都度別紙を訂正することになるが、訂正が多数回に及ぶことが予想される場合には、会社法等の定義を用いるなどして、(具体的な会社名ではなく)子会社や関連会社を定義することも考えられる。
- ・ また、関係会社以外にサブライセンスの必要があることが契約締結までに判明している場合は、別紙等で当該サブライセンス先を特定した上で、サブライセンスを許可することもありうる。
- ・ 本条2号は、許諾された権利の譲渡、移転、担保設定等を禁止する一般的規定である。

■ 4条(本製品2に関するライセンス料)

第4条 乙は、甲に対し、本製品2に関する本特許権および本バックグラウンド特許権に係る発明の実施許諾の対価(以下「ライセンス料」という。)として、以下の支払いを行う。

- ① 本契約締結日から1ヶ月以内に金●円
 - ② 本契約の期間中に乙の販売するすべての本製品2の正味販売価格の●% (以下「ランニングロイヤルティ」という。)
- 2 乙は、甲に対し、ランニングロイヤルティの計算のため、本契約締結日以降、[期間]毎に、当該期間の販売状況(販売個数・単価、その他ランニングロイヤルティの計算に必要な情報を含む。)を[●から●日以内に]書面等¹⁾で報告するとともに、当該ランニングロイヤルティを当該期間の末日から●日以内に支払う。
- 3 乙は前項のライセンス料を甲が指定する銀行口座振込送金の方法により支払う。これにかかる振込手数料は乙が負担する。
- 4 本条で定めるライセンス料についての消費税は外税とする。
- 5 本条のライセンス料の遅延損害金は年14.6%とする。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約におけるライセンス(本製品2についての本特許権および本バックグラウンド特許権の非独占ライセンス)の対価としてのライセンス料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。

- ・ ライセンス料（率）を決定するためには、スタートアップが提供する特許等の希少性や重要性、本製品の市場規模、販売価格や製品寿命、あるいは本製品の付加価値における当該特許等の貢献度など、個別のケースに応じた幅広い検討が必要である。
- ・ また、上記条項では、ランニングロイヤルティの算定を本製品 2 の正味販売価格（総販売価格から運賃や保険料および梱包費などの経費を控除した販売価格）に基づき行っているが、販売価格を基準にすることもありうる。

< 解説 >

ライセンス料設定の考え方

- ・ ライセンス料については、①ライセンス契約締結時にまとまった額を支払い（インシャルフィー）、②その後は実施量に応じて定期的に支払う（ランニングロイヤルティ）のが一般的である。
- ・ その他、事業の進捗に応じて、段階的に対価を支払う形式（マイルストーン方式）もある。詳細は、共同研究開発契約書のコラムを参照されたい。

➤ 共同研究開発契約書

☆ URL:<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ 交渉においては、インシャルフィーとランニングロイヤルティの料率がトレードオフの関係になることがある。その際、ランニングロイヤルティに重きをおいてハイリスクハイリターンを狙うか、インシャルフィーに重きを置いて足元のキャッシュフローを固めるか、という判断が必要になる。

① ランニングロイヤルティ:

ライセンス対象製品の製造販売量が少なければライセンス料が少なくなるが、製造販売量が多ければライセンス料が多くなる。

② インシャルフィー:

ライセンス対象製品の製造販売量にかかわらず、契約締結時点で一定のまとまった額が入ることとなる。

- ・ （本モデル契約では本製品 2 に関して独占的通常実施権を設定していないが）独占的通常実施権を設定する場合、独占的通常実施権者が契約時に想定した実施をしないことが特許権者側にとって最大のリスクとなる。このような場合、特許権者は他社へのライセンスはできないため、ライセンスによる収益源を断たれることになるからである。そこで、かかるリスクに対するヘッジのため、対象製品の製造販売の数量にかかわらず、一定のライセンス料を最低額（ミニマムギャランティ）として設定した上でランニングロイヤルティを設定することもありうる。

- ・ ランニングロイヤルティは、年度ごとや、半期ごとの報告・支払いを義務付けるものが多いといえるが、四半期ごと、毎月というものも存在する。
- ・ ランニングロイヤルティを規定する場合、その支払い金額を裏付ける報告義務を課すことが通常である。当該報告義務の対象は、ランニングロイヤルティを計算するに必要最小限の範囲とすることが原則となる。
- ・ 逆に言うと、「ライセンス料の計算基準＝報告監査可能」という公式を満たすように、ライセンス料の計算基準を決めることがセオリーとなる。

どちらが新素材 α の製造を担うかについて

- ・ 本件は、事業会社（Y 社）が自らヘッドライトやテールランプを製造することとされており、共同研究開発に着手する前にスタートアップ（X 社）が保有していた知財（新素材 α に関する知財）についてもライセンスの対象としていることから、新素材 α の製造についても Y 社が行うことが想定されている。
- ・ しかし、新素材 α の製造については X 社が行うという整理や、ヘッドライトやテールランプに新素材 α を適用する工程についてまで X 社が担うという役割分担も考える。
- ・ このような役割分担とすることの X 社側のメリットは、まず、素材を量産し、販売することで資金を稼ぐことができる点にある。ライセンス料が販売代金に変わることとなるが、相場により料率に上限が画されやすいライセンス料よりも、（希少性に依拠して高額となりうる）素材の販売代金の方が相対的に高額となることが期待できる。
- ・ さらに、新素材 α を適用する工程についても X 社が担う場合には、適用についてのノウハウを守ることができるというメリットもある。逆に、Y 社が新素材 α を適用する工程を担う場合、ノウハウを Y 社に提供することが事実上、求められるであろう。そうでなければ、Y 社によるヘッドライトやテールランプの製造に支障を来すからである。
- ・ 新素材の量産をどちらが担うのか、その適用を行う工程をどちらが行うのかについても、慎重に検討しておきたい。

【変更オプション条項：未登録特許のライセンス料】

第 4 条 乙は、甲に対し、本特許権および本バックグラウンド特許権に係る発明の実施許諾の対価（以下「ライセンス料」という。）として、以下の支払いを行う。

- ① 本契約締結日から 1 ヶ月以内に金●円（外税）
 - ② 本契約の期間中に乙の販売するすべての本製品 2 の正味販売価格について以下の料率（以下「ランニングロイヤルティ」という。）
- [出願中の特許]が特許として登録されるまでに乙が販売した本製品 2 については、本製品 2 の正味販売価格の●%

- [出願中の特許]の特許登録後に乙が販売した本製品 2 については、本製品 2 の正味販売価格の●%

※ 2 項以下はデフォルトの条項と同じ

<ポイント>

- ・ 第 4 条 1 項の変更オプションであり、出願中の特許について、登録の前後でライセンス料率に差を設けるものである。

<解説>

- ・ 出願中の特許については、ライセンス契約締結時点では、特許が成立するか否か不明である。そこで、特許が成立するか否か(特許登録の前後)で場合分けをしてライセンス料を定めることが考えられる。特許登録前のライセンス料率は低めにおさえおき、無事登録されたらライセンス料を高めるということである。
- ・ 上記変更オプションでは、本特許権出願中の特許が 1 つであることを前提としている。出願中の特許が複数ある場合は、そのうちの一部のみが特許として登録される可能性がある点に留意されたい。

■ 5 条(監査)

第 5 条 甲は、乙に対して、報告されたライセンス料に関連する製品の売掛台帳、決算書、その他の経理書類・帳簿類を開示すべきことを請求することができる。

2 甲は、乙に対して、報告されたライセンス料に関して、公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

3 前項の費用は甲が負担する。ただし、監査の結果、乙の報告したライセンス料額が支払うべきライセンス料額よりも 10%以上少なかった場合、甲は、乙に対してその費用を求償することができる。

4 甲は、本契約の各条項が遵守されているか否かを調査するため、乙に対し、いつでも本商標を使用する乙の商品およびその包装、その商品に関する広告、カタログ等の提出を要求し、これを自ら検査することができる。

<ポイント>

- ・ 第 4 条のライセンス料の計算が正しいことを確認するための監査の方法を定めた規定である。

<解説>

- ・ 監査の費用については、ライセンサー(実施許諾者)が負担することを原則としつつも、監査の結果、不正が発生した場合はライセンシー(実施権者)が負担することと

している。ただし、不正の定義で争いが生じることもあるため、ライセンス料の 10% 未満の誤差は除くものとしている。

- ・ スタートアップがライセンサーの場合、監査費用の負担が困難なケースも少なくなく、監査請求が実質的な解決策にならない場合もある。そのため、報告されたライセンス料が正しいことについて、一定の手数料をスタートアップが負担することで、事業会社名義の意見書の提出を求めることができるようにする等、異なる監査手段を設けることも考えられる。
- ・ ランニングロイヤリティの支払いが適正でなかった場合には、未払い分につき遅延損害金年利 14.6% が発生することとなり(本モデル契約第 4 条 5 項)、これが実質的なペナルティとなっている。

■ 6 条(ライセンス料の不返還)

第 6 条 乙は、本契約に基づき甲に対して支払ったライセンス料に関し、計算の過誤による過払いを除き、本特許権等の無効審決が確定した場合（出願中のものについては拒絶査定または拒絶審決が確定した場合）を含むいかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わない。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後 30 日以内に書面等により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

<ポイント>

- ・ 支払われたライセンス料についての不返還を定めた条項である。

<解説>

- ・ 支払済みの対価の返還については、出願中の特許に拒絶査定が出て特許が成立しない、対象となる特許が無効審判により無効にされてしまった場合などに問題が生じやすい。
- ・ ライセンスの対象に複数の特許権が含まれる場合、その一部のみが無効となることもあり、その後のライセンス料をどうするのが問題となりうる。この点については、事前に合意しておくことが望ましいものの、ライセンス契約の締結時点ではどの特許権が無効になるのかが不明であるため、別途協議と定めておく他ない場合も多いであろう。

■ 7 条(改良技術)

第 7 条 甲は、乙に対し、自己の裁量で、本契約期間中に、本特許権または本バックグラウンド特許権にかかる発明に改良、改善等をした場合（本製品に関する改良技術を開発した場合を含むが、これに限られない。）、その事実を通知し、さらに、乙の書面等による要請があるときは、当該改良技術を乙に開示する。

乙は、本契約に規定される条件に準じて、本地域において、当該改良技術に基づき本製品を設計・製造・販売することについての非独占的権利を有する。

2 甲が前項の改良技術につき特許を取得した場合、甲は、乙に対し、本契約に規定される条件に準じて、当該特許にかかる発明を本地域において無償で実施する非独占的権利を付与する。

3 乙は、本契約期間中に乙により開発されたすべての改良技術を、開発後直ちに甲に開示し、甲は、当該改良技術に基づき本製品を設計・製造・販売することについての非独占的権利を有する。

4 乙が、いずれかの国において前項の改良技術の特許出願または実用新案出願を申請することを希望する場合、乙は、甲に対し、かかる出願前に出願内容の詳細を開示する。乙が、前項の改良技術につき特許を取得した場合、乙は、甲に対し、当該特許にかかる発明を実施することについての無期限、地域無限定、非独占的、再許諾可能な権利を付与する。

<ポイント>

- 当事者が、ライセンス対象の特許を基本特許として、応用・改良技術を開発した場合の取り扱いを定めた規定である。ライセンサーによる改良とライセンシーによる改良ではその取扱いが異なるところ、これを整理したのが以下の表である。スタートアップ(X社)がライセンサー(実施許諾者)であり、事業会社(Y社)がライセンシー(実施権者)である。

ライセンサー(スタートアップ)による改良	- 通知義務無し、事業会社が要求した場合は開示義務あり - 事業会社に対し、本契約に規定される条件に準じた非独占的権利を許諾(無償) - 改良発明の特許出願等につき、事業会社への事前開示不要
ライセンシー(事業会社)による改良	- 通知義務あり、開示義務あり - スタートアップに対し、無限定の非独占的権利を許諾(無償) - 改良発明の特許出願等につき、スタートアップへの事前開示必要

- ライセンシーによる改良技術の取り扱いについて定めていなかった場合、数年後、ライセンシーが基本特許の周辺に100件を超える応用・改良特許を出願し、これら改良特許のライセンスとのクロスライセンスを提案してくるということもありうるため、改良技術の取り扱いを定めておくことは重要である。

- ・ 共同研究開発契約第7条 14項でも改良技術の取り決めがなされているが、同条項のみでは、共同研究開発契約の契約期間満了後に改良結果が生じた場合に対応できなくなるため、ライセンス契約において改めて改良技術が生じた場合の取り決めを定めておく必要がある。

<解説>

ライセンサーの改良技術

- ・ 1項および2項は、ライセンサー(スタートアップ)が改良技術を開発した場合の規定である。本項では、ライセンサーに改良技術の通知の裁量を与えつつ、ライセンシー(事業会社)が要請した場合には、本製品の設計・製造・販売についての非独占的権利が許諾されるとしている。
- ・ 2項では、改良技術のライセンスについて特段追加のライセンス料を必要としないこととしているが、次の追加オプション条項のように、追加のライセンス料その他の条件の見直しについて定めることも考えられる。
- ・ また、改良発明に関する事業会社による国外での出願について、スタートアップに対し、当該出願(または登録後の権利)の買取の優先交渉権を与えることも考えられる。

【追加オプション条項:ライセンス料等の見直し】

3 前2項の場合、甲乙は第4条に定めるライセンス料その他の条件の変更について協議を行う。

<ポイント>

- ・ ライセンサー(スタートアップ)が改良技術を開発した場合に、ライセンス料等の見直しについての協議を行うことを定めるものである。
- ・ 本条は第7条 3項として追加することを想定しており、その結果、デフォルト条項の第7条 3項および4項は、それぞれ第7条 4項および5項となる。

ライセンシーの改良技術

- ・ 3項以下は、ライセンシー(事業会社)が改良技術を開発した場合の規定である。
- ・ ライセンシーには、改良技術の通知義務を課すとともに、ライセンサーに対し、非独占的権利を無償で許諾することとしている。また、ライセンシーの改良技術の特許出願については、事前にライセンサーに対し出願内容の詳細を開示するとともに、当該特許の買い取りに関する優先交渉権を与えることとしている。

■ 8条(本商標)

第8条 乙は、第2条5項の規定に基づき本商標を使用する場合、商標法その他

関連法規の規定を遵守するとともに、本商標の機能を損ない、権利の喪失を招くことのないように努めなければならない。

2 乙は、甲の事前の同意なしに、以下の各号に定める行為を行ってはならない。ただし、甲乙間で協議の上、本契約に基づき使用可能な本商標に類似する商標を定めた場合は、当該商標を本製品に使用することができる。

- (1) 本商標を本製品に類似する商品に使用する行為
- (2) 本商標に類似する商標を本製品に使用する行為
- (3) 本商標に類似する商標を本製品に類似する商品に使用する行為

3 乙は、本商標の使用に際し、その商品の品質の低下等により、本商標にすでに化体されている業務上の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

<ポイント>

- ・ ライセンサーが保有技術についての商標を有する場合に、この商標の使用方法について定めた規定である。
- ・ 商標法第53条は、「専用使用権者または通常使用権者が指定商品もしくは指定役務またはこれらに類似する商品もしくは役務についての登録商標またはこれに類似する商標の使用であって商品の品質もしくは役務の質の誤認または他人の業務に係る商品もしくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。」と定めているため、本商標の登録の取消事由が発生することを防止するべく、2項の規定が設けられている。
- ・ また、本商標のブランド価値の棄損を防止するべく、3項では、商標の信用失墜行為を禁止している。

■ 9条(非保証)

第9条 甲は、乙に対し、本契約に基づく本製品の設計・製造・販売が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しない。

2 本契約に基づく本製品の設計・製造・販売に関し、乙が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、乙は、甲に対し、当該事実を通知するものとし、甲は、乙の要求に応じて当該クレームに対する対応（防禦活動）に必要な情報を提供するよう努める。

3 乙は、本特許権等が第三者に侵害されていることを発見した場合、当該侵害の事実を甲に対して通知する。

<ポイント>

- ・ ライセンス対象となる特許権等の非保証を定めた規定である。
- ・ 1項の非保証を前提として、2項は、ライセンシーが第三者から訴訟提起された場合のライセンサーの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ・ ライセンスの対象となる特許等については、第三者の権利侵害がないことを保証する(いわゆる「特許保証」)のが当然だという考え方になりがちである。
- ・ しかし、無限定の特許保証を行うことは、下記コラムに記載のとおり、ライセンサーのリスクが非常に高い。スタートアップと事業会社との適切なリスク分配という観点からは、無限定の特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。
- ・ 上記条項では、スタートアップは保証を一切行わないとしているが、それでは合意に至らない場合、「甲が知る限り権利侵害はない」「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことを表明するなどの限定的な保証を行うことが考えられる。特許保証を行うとしても、この程度の限定的なものに留めることが現実的であることが多いであろう。
- ・ もっとも、スタートアップとしても、新規出資を受ける場面や M&A の場面を想定し、自社内では、自らが保有する特許発明の実施品の設計・製造・販売が第三者の権利を侵害しないことを可能な限り確認しておくべきであろう。

【コラム】 無限定な特許保証をするとライセンサー(特許権者)のリスクが高い理由

- ・ 特許紛争が生じた場合、特許保証を前提とすると、理屈上、ライセンサーは必ず損をする(少なくとも得はしない。)
- ・ 今、スタートアップが事業会社に対して特許ライセンスをして、事業会社が本製品を 1 億円売り上げたとする。この場合、スタートアップが得るロイヤルティは、ライセンス料率を 3% とすると 300 万円である。他方、事業会社に対して、第三者がその保有する特許に基づいて特許侵害を主張した場合、当該 1 億円の売り上げに対する損害額は、
 - ① ライセンス料相当額(特許法 第 102 条 3 項参照)で計算して 300 万円、
 - ② 得べかりし利益(同 2 項)で計算して限界利益率を 10% と仮定すると 1000 万円、ということになる。
- ・ 無限定な特許保証とは、これらの損害額についてライセンサーが保証すべきというものである。ライセンサーはライセンス料として 300 万円獲得し、特許保証で 300 万円または 1000 万円を支払うという計算になるから、理屈上得はしない。

■ 10 条(秘密情報の取扱い)

第 10 条 甲および乙は、本契約の遂行のために、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、また、本契約の締結前後にかかわらず、一方当事者(以下「開示者」という。)が相手方(以下「受領者」という。)に

対して開示した一切のデータその他の情報、素材および機器その他の有体物（別紙●●列挙のものおよびバックグラウンド情報を含む。以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得または創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

3 受領者は、秘密情報を、開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、本契約の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本契約の遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。

4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、秘密情報の組成または構造の分析、解析その他類似の行為を行ってはならない。

5 受領者は、秘密情報を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員等に退職後も含め課す。

6 前各項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、秘密情報を開示することができる。（ただし、1号または2号に該当する場合には可能な限り事前に開示者に通知する。）また、受領者は、かかる開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示者に対して通知する。

- ① 法令の定めに基づき開示すべき場合
- ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに従った開示の要求がある場合
- ③ 受領者が、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

7 受領者は、本契約の有効期間中であるか終了後であるかを問わず、開示者からの書面等による請求があった場合、開示者の指示に従い、自らの選択および費用負担により、受領者または受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報（その複製物および改変物を含む。）を速やかに破棄または返還する。

- 8 受領者は、開示者が秘密情報の廃棄を要請した場合には、速やかに秘密情報が化体した媒体を廃棄し、開示者の指示に従い、当該廃棄にかかる受領者の義務が履行されたことを証明する書面等を提出する。
- 9 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報の開示により、開示者の知的財産権が譲渡、移転または利用許諾されるものでないことを確認する。
- 10 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面等または口頭による提案およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 11 前項の定めにかかわらず、甲乙は、**本**共同研究開発契約書**第 12 条**（素材の取扱い）が本契約締結後も有効に存続することおよび**本**共同研究開発契約における秘密情報を本条においても秘密情報として取り扱うことに合意する。
- 12 本条の規定は、本契約の終了後もなお 5 年間有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- ・ 秘密保持契約、P○C契約や共同研究開発契約に引き続いてライセンス契約を締結する場合、ライセンス契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項とライセンス契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ ライセンス契約において秘密保持条項を設けずに前者が引き続き適用されることがあるが、本モデル契約においてはライセンス契約内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持条項を上書きすることを **10 項**で明記している。
- ・ 従前の秘密保持条項で秘密情報と定義されていた情報は、共同研究開発契約における秘密情報として取り扱うこととされているので（共同研究開発契約 **第 11 条 11 項**）、それを本モデル契約においても引き続き秘密情報として取り扱う（受領者は秘密保持義務等を負う）ことを**本条 11 項**で定めている。
- ・ なお、既存の秘密保持条項およびライセンス契約の秘密保持条項の内容次第では、既存の秘密保持条項よりも、ライセンス契約の秘密保持レベルが落ちる可能性があるため、その点に留意した上で優先関係を定めることが望ましいであろう。

秘密情報の定義（秘密である旨の特定の要否）

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、技術情報提供のた

めに各種の情報がやりとりされることがあるライセンス段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。

- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう(秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、そちらも参考にされたい。

➤ 秘密保持契約書(新素材)

◇ URL:<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

■ 11 条(期間)

第 11 条 本契約の有効期間は、本契約締結日から●年間とする。ただし、本契約は、期間満了の 60 日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由に基づき更新しない旨を書面等で相手方に通知しない限り、同条件でさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ ライセンシー(Ｙ社)としては、特許権に係る発明を実施するために相当程度の額をかけて設備投資をすることとなるため、合理的な理由なくしてライセンスが終了(本モデル契約が終了)してしまうことは大きなリスクである。
- ・ そこで、本条においては、契約期間をまずは一定期間(●年)と定め、更新拒絶がない限り 1 年間ずつ自動更新するとした上で、合理的な理由なくして更新拒絶できない旨を定めている。

■ 12 条(解除)

第 12 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

⑤ 本契約の条項について重大な違反を犯した場合

⑥ 支払いの停止があった場合または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合

- ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑧ 本特許権等の有効性を争った場合
 - ⑨ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的規定である。
- ・ 4号においては、ライセンス対象となっている本特許権等（本特許権、本バックグラウンド特許権、本商標に係る商標権）の有効性を争った場合には、契約を解除できることとしている（いわゆる不爭条項）。

<解説>

【解除事由としてのCOC条項の例】

- ⑥ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が全議決権の●分の1を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合
- ・ 上記のように、いわゆるチェンジオブコントロール（COC）が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aが解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
 - ・ したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

■ 13条（契約終了後の措置）

- 第13条 乙は、本契約が前条に基づく甲の解除により終了した場合は直ちに、期間満了または合意解除により終了した場合はその終了後3か月以降、以下の義務を負う。
- ① 本製品を販売しまたはその注文を受けてはならない。
 - ② 甲の指示により、本製品の在庫、見本・カタログを含む広告・宣伝材料等を甲に引き渡しまたは破棄する。

<ポイント>

- ・ 本条は、契約終了時のライセンシーの義務を定めたものである。

<解説>

- ・ 本条では、製品の販売等の禁止とともに、製品在庫その他の商材の引き渡し、破棄義務を定めている。

■ 14 条（損害賠償・差止め）

第 14 条 本契約に違反して相手方に損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を与えたときは、相手方に対して当該損害を賠償する責任を負う。

2 甲および乙は、相手方が、本契約に違反しまたは違反するおそれがある場合には、相手方に対し、その差止め、損害の予防および信用回復措置を請求することができる。

<ポイント>

- ・ 契約違反が生じた場合に違反行為の停止等および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

<解説>

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、ライセンスの内容やコストの負担、ライセンス料の額等を考慮して当事者間の合意により決められる。
- ・ 本モデル契約は、迅速な被害回復が必要とされる知的財産権に関する契約であることから、本条では、損害賠償だけでなく違反行為の停止または予防および信用回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

■ 15 条（存続条項）

第 15 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 5 条（監査）、第 6 条（ライセンス料の不返還）、第 9 条（非保証）、第 13 条（契約終了後の措置）ないし第 18 条（協議解決）の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。
- ・ 第 10 条（秘密情報の取扱い）については、本条では定めていないが、第 10 条 12 項で「本契約の終了後もなお 5 年間有効に存続する」旨を定めている。

■ 16 条（準拠法）

第 16 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とする。

<ポイント>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めるものである。

■ 17 条（裁判管轄）

第 17 条 本契約に関する紛争については、● 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜ポイント＞

- ・ 紛争解決手段に関して、裁判手続きで解決することを前提に、その際の裁判管轄を定める条項である。

＜解説＞

- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きを前提に裁判管轄を定める他、下記変更オプションのように調停や仲裁による場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 17 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続きを含む。）については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜ポイント＞

- ・ 紛争解決手続きとしてまずは知財調を申し立てることを定める条項である。

＜解説＞

- ・ 話し合いによる紛争解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- ・ 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- ・ 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- ・ 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- ・ 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、裁判等により別途紛争解決が図られることとなる。

- ・ また、仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて下記のような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

【変更オプション条項 2: 仲裁】

第 17 条 本契約に関する一切の紛争については、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- ・ 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットがあり、さらに、調停と異なり終局的な判断を得ることができることから、紛争解決手段として、仲裁を選択することも考えられる。もっとも、迅速な手続きであることの反面として、仲裁は裁判のように上訴ができない（一発勝負である）点には留意が必要である。
- ・ 本条では、仲裁地、仲裁手続きが準拠する規則を定めている。この他、仲裁人の人数やその決め方等について定めることも考えられる。

■ 18 条（協議解決）

第 18 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議の上解決する。

<ポイント>

- ・ 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

<解説>

- ・ 本条項が発動するのは、当事者間に何かしらのトラブル（認識の齟齬）が発生している場面であり、関係性が悪化している場合が多い。本条項は、陰悪な関係になってしまった場合に、話し合いの場を設けるきっかけとして機能する（本条に基づき協議を求める、と言いやすい）。

■ 後文

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。但し、本契約を電子契約により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

<ポイント>

- ・ 契約書の作成通数（原本の数）や調印方法について定める条項である。
- ・ 電子契約により締結する場合を但書で定めている。

年 月 日

甲

乙

■ 別紙：製品目録 1



■ 別紙：製品目録 2



■ 別紙：知的財産権目録

1 特許権

番号	出願番号	公開番号	登録番号	発明（考案）名称	存続期間満了日

2 商標権

① 国内商標権

番号	登録番号	商標	商標の区分	存続期間満了日

② 外国商標権

番号	登録番号	商標	商標の区分	存続期間満了日

■ 別紙：関係会社目録



■ その他の追加オプション条項

【追加オプション条項：本技術情報のライセンス】

第1条

⑫「本技術情報」

本特許権にかかる特許発明を実施するにあたって必要となる設計図・仕様書・図表などの資料および技術情報をいう。

<ポイント>

- ・ 1条(定義)に「本件技術情報」を加えることが考えられる。

<解説>

- ・ 特許のライセンスのみでは事業会社が本製品の製造ができない場合は、技術情報やノウハウ等も合わせてライセンスすることも考えられる。
- ・ その場合は、技術情報を定義するが、スタートアップとしては、上記の定義を採用した場合には、自社がブラックボックス化しているノウハウ等の開示と利用許諾を行う義務を負うことになるため、ノウハウの開示が不必要なケースにおいて不用意にノウハウを含んだ技術情報のライセンスに応じるべきではない。

- 第●条 甲は、本契約締結後●日以内に、本技術情報を書面等で乙に開示する。
- 2 乙は、本技術情報を受領したときは、速やかにその内容を確認しなければならない。乙が受領後●日以内に異議を述べない場合は、甲の本技術情報提供義務は履行されたものとみなす。
- 3 乙が、甲に対して、本製品の製造方法の助言と指導を書面等により要請した場合は、甲乙は有償による当該技術指導に関する契約の締結について協議する。
- 4 乙は、甲から乙に対する本技術情報の開示が、現状有姿のものであることに合意し、甲は乙が本技術情報を実施することから生じたいかなる責任または損害（第三者の財産・身体・生命その他の権利の侵害または乙による得べかりし利益の補填も含む。）についてこれを負担せず、乙はこれらの責任、損害について甲を免責することに同意する。
- 5 前項の免責規定については、乙が本技術情報を実施することによって、第三者の知的財産権を侵害した場合およびそこから生じる損害についても同様とする。

<ポイント>

- ・ 特許のライセンスにおいては、ライセンサーからライセンシーに対して技術ノウハウの提供も行う際の条項である。

<解説>

- ・ 技術情報の範囲については、本条では 1 条⑫号所定の「本技術情報」としつつ、一定期間以内に異議を述べない場合、提供義務は履行されたものとみなすとしている。
- ・ これに対し、本技術情報の範囲に争いが生じないように、1 条⑫号の定義を修正し別紙記載のものとして特定するという方法もある。
- ・ また、技術情報の提供方式は、「文書または電子媒体」とし、技術指導は含まれていない。技術指導が必要な場合は以下のような条項を追加することが考えられる。
- ・ 本条 4 項および 5 項は、ライセンサーの技術情報についての免責規定である。
- ・ これに対し、ライセンサーの技術ノウハウについては、第三者の権利侵害がないことを保証するのが当然だという考え方がある。しかし、9 条の解説で述べたのと同様に、特許や技術ノウハウについて権利非侵害の保証を行うことは、ライセンサー側のリスクが非常に高く、オープンイノベーションの阻害要因となりかねない。スタートアップと事業会社の間の適切なリスク分配という観点からは、かかる保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。

【追加オプション条項：技術指導】

第●条 甲もしくはその従業員は、乙の指定する場所に出向いて、本技術情報について指導を行う。当該指導は、甲がその所属する●名程度の技術者を●日程度派遣することにより行い、乙は、それに要する交通費、宿泊費および別途定める日当を支払う。

- ・ 技術情報の提供後も、ライセンシーとしてはライセンサーからの助言や指導が必要なことも多い。その場合、技術情報の提供とは別に技術コンサルティング契約を締結する場合がある。本条 3 項はこの点について定めている。

付録I-3 改訂版 モデル契約書

AI 編（共同研究開発契約書）

共同研究開発契約書（AI）

想定シーン

1. 当事者

動画・静止画から人体の姿勢をマーカーレスで推定する AI 技術を保有するスタートアップ X 社は、介護施設向けリハビリ機器の製造メーカー Y 社から問い合わせを受け、X 社が保有する AI 技術の、Y 社が製造販売を検討している介護施設における被介護者の見守り用のカメラシステム（見守りカメラシステム）への導入可能性を検討するため、アセスメント（PoC）を実施してきた。

2. PoC の内容および結果

学習に用いるデータに関しては、PoC 段階において X 社・Y 社両者協議の上でカメラの種類や設置場所を検討して試行錯誤しながらデータを収集し、当該生データに対して Y 社のノウハウを利用して X 社がアノテーションを付して学習向けに整形した学習用データセットを作成した。

当該学習用データセットと、X 社が保有していた複数の領域特化モデルを用いて検証を行ったところ、複数の領域特化モデルのうち「幼児向け施設における安全管理に用いているモデル」をベースにし、同モデルのネットワーク構造の変更および学習を行うことで、介護領域に特化した高精度な状態推定モデルを作れる可能性が高いことが判明した。

そこで、X 社は「幼児向け施設における安全管理に用いているモデル」を被介護者の状態推定用にカスタマイズしたモデル（カスタマイズモデル）のプロトタイプを開発し、見守りカメラシステムと連携した際の状態推定結果・精度等についての報告書を交付した。

【データの処理の流れ】



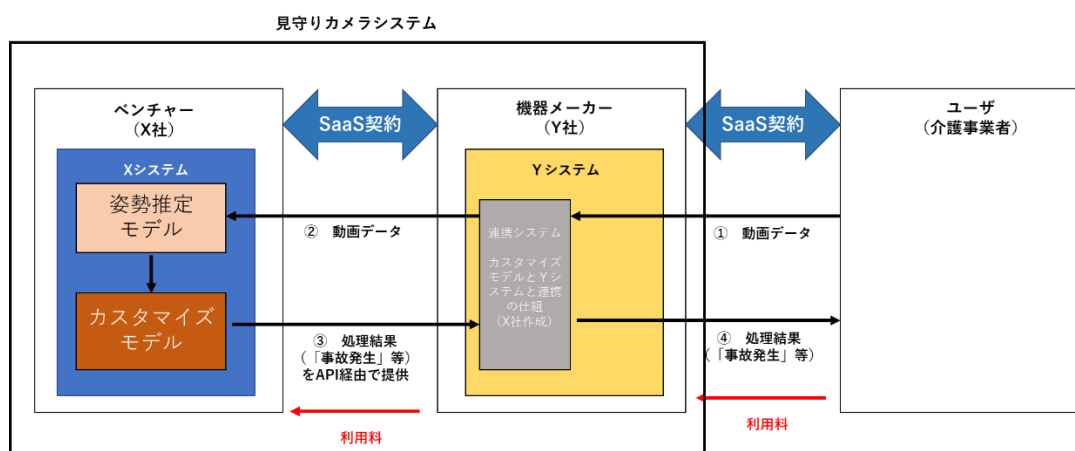
3. 共同研究開発フェーズへの移行

Y 社においては、報告書を受領した後、社内検討を行い、正式に X 社との共同研究開発を行うことを決定した²⁸。

²⁸ なお、ケースによっては PoC 完了後、本格的な開発を必要とせず当該 PoC にて作成したプロトタイプをほぼそのまま利用した利用フェーズに移行するものもある。

そこで、X社とY社は、Y社がカスタマイズモデルの開発ならびに開発後の販売およびサービス提供の方法を巡って、研究開発条件の交渉を開始した。

共同研究開発を想定している見守りカメラシステムの全体構成は以下のとおりである。



- ① X社はもともと保有している姿勢推定モデル、および同モデルの出力である姿勢推定結果から事故・徘徊の確率を出力とするカスタマイズモデルを開発してX社サーバ上に設置する。あわせて、Yシステムに組み込まれる連携システム(カスタマイモデルの出力をAPI経由で読み込んで必要な表示等を行うシステム)を開発した上でY社に納品する。
- ② Y社は見守りカメラシステム通信機能付カメラと組み合わせて各介護事業者にSaaS方式で提供する。
- ③ カメラは撮影・データ送信およびデータ圧縮機能のみを有し、撮影・圧縮された動画データは各介護事業者→Y社→X社の流れで送信される。
- ④ X社サーバ上の姿勢推定モデルおよびカスタマイズモデルにおいて解析が行われ、当該解析の出力(事故の疑い●%、徘徊の疑い●%等)は、API経由でY社の連携システムに送信され、事故が疑われる場合にはYシステム上の介護施設側画面において警告表示がされる。

なお、ハードウェアである見守りカメラ機器は、Y社が単独で試作品の製造を開始しており、X社とY社が研究開発条件の交渉を開始する時点で、カスタマイズモデルとの連携の点や全体の点検作業を残し、概ね完成している。

4. 研究開発交渉

X社とY社の研究開発交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。

	X社の意向	Y社の意向
① 開発対価	共同研究開発開始時、およびY社による成果物確認の完了時点の2回に分けて支払いを受けたい。	差し支えない。
② 成果物および成果物の提供方法	共同研究開発の成果物は、カスタマイズモデルである。 X社は既存のクライアントであるスポーツ業界、フィットネス業界の各企業とのアライアンスにおいても、カスタマイズモデルのコードを提供することなくAPI経由で提供している。これにより、姿勢推定に関するコア技術を秘匿化することに成功していることから、この度の共同研究開発の成果物についてもコードの提供を行わず、その処理結果のみをAPIを通じて提供する予定である。	カスタマイズモデルのコードそのものを提供するのではなく同モデルによる処理結果をAPI経由で提供するという点については同意する。 ただAPI提供を行うのであれば、Y社システムとカスタマイズモデルとをAPI連携するために必要な連携システム(本連携システム)も、共同研究開発の成果物とすべきであり、最低限、本連携システムのソースコードおよび仕様書など本連携システムの利用に必要なドキュメント類については提供して欲しい。
③ Y社が提供する学習データ	Y社において、個人情報保護法その他の法律に遵守した形で提供いただきたい。	差し支えない。
④ 知的財産権の帰属	ア 姿勢推定モデルの知的財産権 姿勢推定モデルの知的財産権は本契約締結以前よりX社が保有するX社のコア技術であるため、X社に帰属するものとしてほしい。 イ カスタマイズモデル等の成果物や開発過程における知的財産権 カスタマイズモデルは、X社がもともと保有していた領	ア 姿勢推定モデルの知的財産権 姿勢推定モデルが共同研究開発の成果物ではないことは理解しているので、その知的財産権がX社に帰属しているということで問題ない。 イ カスタマイズモデル等の成果物や開発過程における知的財産権 カスタマイズモデルは Y

	域特化モデルをベースにネットワーク構造を変更したり学習を行って生成したものである。 また、上場審査やM&Aに先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、成果物等の知的財産権(著作権および特許権等)についてはX社の単独帰属としたい。 仮にそれが難しければ、最低でも成果物等に関する著作権についてはX社の単独帰属としたい。 連携システムに関する著作権をY社に移転させることについては異存ない。	社独自の介護事故に関するノウハウおよびデータを元に得られたものである以上、カスタマイズモデルに関する著作権や特許権はY社にも帰属するのではないかと考えている。 しかし、利用条件次第ではカスタマイズモデルの知的財産権のうち著作権に限ってはX社に単独帰属させることも検討可能である。 一方、本連携システムや関連するドキュメントに関する著作権については、今後Y社内でも保守等を行う可能性があることから、Y社に帰属させたい。
⑤ 知的財産権の利用	カスタマイズモデル等(カスタマイズモデルおよび姿勢推定モデルのこと。以下同じ。)の利用条件は別途SaaS契約において定める。	カスタマイズモデル等の利用条件を別途SaaS契約で定めることについては差し支えないが、カスタマイズモデル等はY社の知見およびデータを元に生成されたものである以上、カスタマイズモデルの利用条件については、Y社におけるカスタマイズモデルの独占的利用や何らかの経済的なメリットの設定が必要である。 利用契約においてそのよ

		うなメリットが合意できるのであれば、カスタマイズモデルの知的財産権についてはX社に帰属させることも検討する。
⑥公表	資金調達の観点からもY社との共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。	公表については、今後のサービス展開を踏まえるとY社にもメリットがあるため、X社の意向で差し支えない。ただし、公表のタイミングおよび公表内容については双方で合意した内容としたい。

5. 共同研究開発契約の締結

数度にわたる協議の結果、X社およびY社は、次の内容にて合意し、これらの内容を踏まえた共同研究開発契約書を作成することとした。

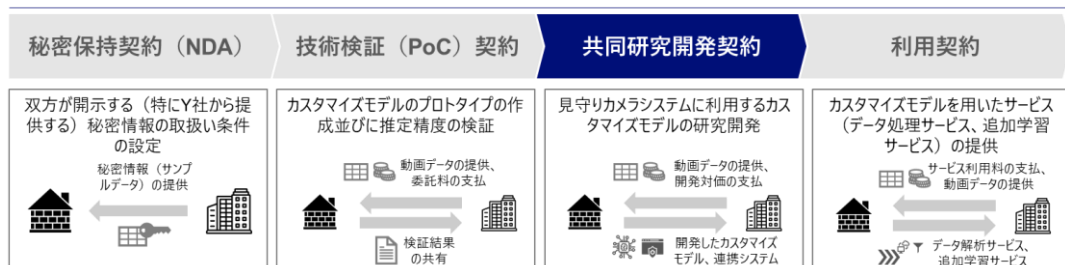
【交渉結果】

①開発対価	Y社は、X社に対し、開始時および成果物確認完了時の2回に分けて支払いを行う。
②成果物および成果物の提供方法	ア 成果物 カスタマイズモデル、本連携システムおよび本連携システムの仕様書その他本連携システム利用に必要なドキュメント類 イ カスタマイズモデルの提供方法 成果物の確認に必要な期間（確認期間）中、カスタマイズモデルによる処理結果をAPIを通じてX社が提供することでY社が確認を行う。 ウ 本連携システムおよびドキュメント類の提供方法 X社がカスタマイズモデル等と併せて開発を行い、関連するドキュメント類（PDF形式）とともにそのソースコードをY社に提供する。
③Y社が提供するデ	Y社が、顧客である介護事業者から取得する際に

一タ	撮影対象である被介護者本人から第三者提供に関する同意を取得し、Y社において個人情報保護法上の問題がクリアになったデータをX社に提供する。
④ 知的財産権の帰属	ア カスタマイズモデルを含む成果物および開発過程において発生した著作権 本連携システムおよびドキュメントに関する著作権はYに帰属する。それ以外の成果物等に関する著作権はXに帰属する。 イ カスタマイズモデルを含む成果物および開発過程における著作権以外の知的財産権 発明者主義とする。 ※姿勢推定モデルの知的財産権の帰属 姿勢推定モデルの知的財産権は、本共同研究開発前からX社が保有する知的財産権であるため、当然X社に帰属する。
⑤ 本件成果物等の利用条件	別途 SaaS 契約において定める。ただし、カスタマイズモデルが Y 社の知見およびデータの提供により生成されたことを十分考慮して、その利用条件を設定する。
⑥ 公表	双方が合意したタイミング（例：共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点等）で、双方で合意した内容を公表する。

＊その他の条件はタームシート記載のとおりである。

本モデル契約書が対象とする、オープンイノベーションのプロセス



タームシートや表を用いた契約書作成前の交渉

ここまで、研究開発交渉の過程を紹介する中で、X社の意向・Y社の意向をそれぞれ

表形式で整理を行った。

こうした表形式での整理は、本モデル契約の紙面上の便宜のために行っているわけではなく、実際に、主に契約交渉の初期段階においては、契約の要点を定めた条件規定書（タームシート）を利用して契約交渉が行われることが少なくない。

通常の契約交渉は、いずれかの当事者から提出された契約書を他方がレビューして進められる。契約書の文言を、校閲ツールを用いて修正し、修正意図についてコメントを残すといった方法で、相手方当事者との間で双方が実を得られるような調整を行うことが一般的である。

しかし、事前に重要な契約条件について確認を行わずに契約書を作成すると、その後に双方がどうしても譲歩できないポイントが重複し、契約を締結することができなくなった場合、契約書作成の過程が全く無駄になってしまう。

また、複雑かつ大部な契約になると、交渉事項もその分多くなることから、専属の法務担当者を抱える場合であってもレビューに一定の時間を擁するものであり、人的資源を欠くスタートアップにおいては、よりその負担が顕著であろう。

加えて、こうした複雑な契約となると、どうしても交渉のポイントごとに契約書の文言を修正することに気を取られてしまい、交渉事項を総合的・全体的に検討することが難しくなる。このような、木を見て森を見ずの議論になり、双方が実を得られないというケースも散見される。

そこで、事前に交渉のポイントをピックアップしたうえでタームシートを作成し、整理した上で、整理した内容を契約書に落とし込むという方法が採用されることが多い。

後述するとおり、AIの開発においては、**共同研究開発**対象とされる学習済みモデルに加えて、事業会社が提供する生データやこれを加工して得られた学習用データセットなどの材料や中間成果物が存在する。したがって、AI分野においては交渉に先立ってタームシートを利用して整理を行うことが比較的多い。

なお、タームシートの形式にも決まった形式があるわけではない。別途公開される本モデル契約のタームシートのような詳細なものでなくとも、上記**想定シーン**の整理において用いたような表でも差し支えない。事業会社・スタートアップ双方にとって重要と考えるポイントを予め表形式で整理することで、双方にとってスムーズな交渉が行われることが望まれる。

目次

・ 前文	11
・ 1 条（目的）	11
・ 2 条（定義）	13
・ 3 条（役割分担）	15
・ 4 条（委託料およびその支払時期・方法）	17
・ 5 条（作業期間）	18
・ 6 条（各自の義務）	18
・ 7 条（責任者の選任および連絡協議会）	21
・ 8 条（再委託）	22
・ 9 条（本契約の変更）	22
・ 10 条（本件成果物の提供および業務終了の確認）	23
・ 11 条（対象データ等）	26
・ 12 条（対象データの利用・管理）	27
・ 13 条（本学習用データセットの取扱い）	28
・ 14 条（秘密情報の取扱い）	31
・ 15 条（成果の公表）	33
・ 16 条（個人情報の取扱い）	33
・ 17 条（本件成果物等の著作権の帰属）	34
・ 18 条（本件成果物等の特許権等の帰属）	37
・ 19 条（本件成果物等の利用条件）	39
・ 20 条（禁止事項）	41
・ 21 条（非保証）	42
・ 22 条（損害賠償）	43
・ 23 条（第三者ソフトウェアの利用）	44
・ 24 条（権利義務譲渡の禁止）	45
・ 25 条（解除）	45
・ 26 条（有効期間）	46
・ 27 条（存続条項）	46
・ 28 条（準拠法および管轄裁判所）	46
・ 29 条（協議）	47

はじめに

- ・ スタートアップが事業会社からデータの提供を受け学習済みモデルを開発するという形態の契約を締結する際には、経済産業省が 2018 年 6 月に公開した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン(AI 編)」の「開発段階のソフトウェア開発契約書(モデル契約書)」(以下「2018 年モデル契約」という。)が実務上参考にされることが多い。そこで、本モデル契約の解説においては、2018 年モデル契約についても適宜言及することとする。

➤ 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン(AI 編)」

◇ <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-3.pdf>

契約の内容(ソフトウェア開発委託契約か共同研究開発か)

- ・ 2018 年モデル契約は、そのタイトルが「ソフトウェア開発契約書」とされているとおり開発委託契約であるが、本モデル契約は、そのタイトルが「共同研究開発契約書」とされているとおり、共同研究開発契約である。
- ・ これは、本モデル契約における想定シーン記載のとおり、スタートアップが一方的に開発を受託するケースを想定しているのではなく、スタートアップと事業会社とのオープンイノベーションの一例として、事業会社も事業領域に関する知識・ノウハウやデータを提供しており、文字どおり、共同で研究開発を進める場面を想定しているためである。
- ・ 共同研究開発契約の一般的な特徴として、研究開発の結果が得られるかについて、当事者が、研究開発の開始時には予想困難な不確実性があり、成果は共同研究開発の過程を通じて具体化する場合が多いことや、研究開発の目的の達成に至る道筋については、契約時には確定しておらず、手法について当事者に裁量が認められており、当事者の契約上の義務も抽象的に定めざるを得ないことが挙げられる。AI 技術に関する共同研究開発においても、AI 技術の特性もあって、このような共同研究開発契約の一般的な特徴が特に当てはまるといえよう。
- ・ なお、一般に共同研究ないし共同研究開発においては、費用を双方負担とするのが原則とされている。しかし、「モデル契約書_共同研究開発契約書(新素材)」第 5 条の解説において記載されているとおり、共同研究開発という題目ながら、資金力豊かな当事者が研究開発費を負担するというケースも散見され(「モデル契約書_共同研究開発契約書(新素材)」10 頁)、AI分野における多くの共同研究開発のケースでは現に事業会社が研究開発費(事実上の開発委託費)をスタートアップに支払っている。

➤ 「モデル契約書_共同研究開発契約書(新素材)」

☆ URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ なお、実際の契約交渉においては、**スタートアップ**が共同研究開発契約を提案しても、事業会社側が応じず委託開発契約の形式を希望することも多い。事業会社側がこのような希望を行う背景には、委託開発契約の形式を採用することで、開発された知的財産権を、委託料を支払っている事業会社側に単独帰属させたいという思惑がある。
- ・ しかし、「共同研究開発契約」か「委託開発契約」かという契約書のタイトルや形式に大きな意味があるわけではなく、両者の取り組みの中で新たに生まれた知的財産権の創出に際して双方がどのように寄与・貢献しているのかという観点や、創出された知的財産権を双方がどのように利用するのが双方の価値の最大化にとってベストなのか、という観点から知的財産権の帰属を交渉すべきである。

前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）は、第2条に定義する本学習済みモデルおよび本連携システムの開発に関して、以下のとおり共同研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 条（目的）

第1条 甲および乙は、共同して下記の研究開発（以下「本**共同研究開発**」という。）を行う。

記

- ③ 本**共同研究開発**のテーマ：甲が保有する「人体の姿勢推定 AI 技術」（動画・静止画から人物の姿勢をマーカーレスで推定する AI 技術）を、乙が保有する介護施設における被介護者の見守用高機能カメラシステムに適用した本学習済みモデルおよび本連携システムの開発
- ④ 本**共同研究開発**の目的（以下「本目的」という。）：前記学習済みモデルおよび本連携システムを利用した前記カメラシステムの開発および製品化

<ポイント>

- ・ 共同研究開発（本**共同研究開発**）のテーマおよび目的に関する規定である。
- ・ **共同研究開発**契約はそれぞれの当事者が自己に与えられた役割の範囲において善良なる管理者の注意義務に基づいて開発業務を遂行する契約であり、相互に当

該開発業務を委託し合うという関係にあるという点では、準委任契約としての性質を有する。そのため「各当事者に与えられた役割の範囲」を明確に規定する必要があるが、本条によって定める共同研究開発のテーマ・目的が、第 3 条に規定する役割分担とともに、この機能を担っている。

- ・ また、共同研究開発契約は準委任契約としての性質を有するため、一般的には、それぞれの当事者においてなんらかの成果の完成義務を負うものではない。

<解説>

共同研究開発のテーマ(本条 1 号)

- ・ 共同研究開発のテーマの記載の抽象度
 - ③ 共同研究開発のテーマは、抽象的に規定し過ぎると双方の認識に齟齬が生じやすい。一方、具体的に規定し過ぎると拡張や変更の度に契約修正の必要が生じる。
 - ④ そこで、本条 1 号のように、ある程度の幅を持たせつつ抽象的過ぎず、かつ、具体的過ぎない記載とするのが望ましい。
- ・ 共同研究開発のテーマの広狭
 - ⑤ 共同研究開発のテーマの定義によって「共同研究開発」の定義が決まるが、「共同研究開発」の定義は、知的財産権等の取扱いや、競業避止の範囲などに影響する。
 - ⑥ 例えば、共同研究開発のテーマの定義が広すぎると、「共同研究開発」の範囲が想定外に広がり、自社固有の研究成果(知的財産権等)が共同研究開発の成果と解釈され、本モデル契約に従って知的財産権の帰属や成果物の利用関係が規律される(双方が活用可能なものとなる。)リスクがある。さらに、不当に広範囲の競業避止義務が課されることにもつながり、本来は自由に研究できるべき研究領域について活動の制限が発生する危険もある。
 - ⑦ 他方、共同研究開発のテーマの定義が狭すぎると、実際は共同研究の成果であるにもかかわらず、本モデル契約書の枠外とされてしまい、当該成果に関して勝手に特許出願をされてしまうまたは本来禁止したい範囲の競業行為を規制できない等の弊害を生じる可能性がある。さらに、研究の範囲がピボット(変更)するたびに、本モデル契約の範囲から逸脱してしまい、再交渉を余儀なくされるリスクもある。
 - ⑧ そこで、共同研究開発のテーマは、広すぎず狭すぎない実態に即したものとすることが望ましい。

共同研究開発の目的(本条 2 号)

- ・ 共同研究開発の目的は、両当事者の秘密保持義務の内容および範囲を画するものとしても重要である。
- ・ 秘密保持義務条項では、両当事者は共同研究開発の目的以外の目的で秘密情報を使用してはならないとの条件が設けられることが一般的である。そのため、秘密保持義務の内容および範囲を確定する際に、本条で定める共同研究開発の目的が参照されることになる。

2 条(定義)

第 2 条 本契約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

1 データ

電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

2 対象データ

別紙(1)「対象データの明細」に記載のデータをいう。

3 学習用プログラム

学習用データセットを利用して、学習済みパラメータを生成するためのプログラムをいう。

4 学習済みパラメータ

学習用プログラムに学習用データセットを入力した結果生成されたパラメータ(係数)をいう。

5 本学習用データセット

対象データを本共同研究開発のために整形または加工したデータをいう。

6 本学習済みモデル

本共同研究開発の対象となる、学習済みモデル(特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム)をいう。

7 再利用モデル

本学習済みモデルを利用して生成された新たな学習済みモデルをいう。

8 Yシステム

動画データの送信機能および本学習済みモデルからの出力を受けて必要な処理・表示を行う機能を有するシステム

9 本見守りカメラシステム

本学習済みモデルとYシステムで構成される、介護施設における被介護者の見守り用のカメラシステムをいう。

10 本連携システム

本学習済みモデルとYシステムをAPI連携するためのシステムをいう。

11 本ドキュメント

仕様書その他本連携システムに関連するドキュメントをいう。

12 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）および営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。

13 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。）をいう。

14 本件成果物

本学習済みモデル、本連携システムおよび本ドキュメントをいう。

15 個人情報等

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号））に定める個人情報（同法 2 条 1 項）および個人データ（同法 2 条 6 項）をいう。

16 書面等

書面および甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

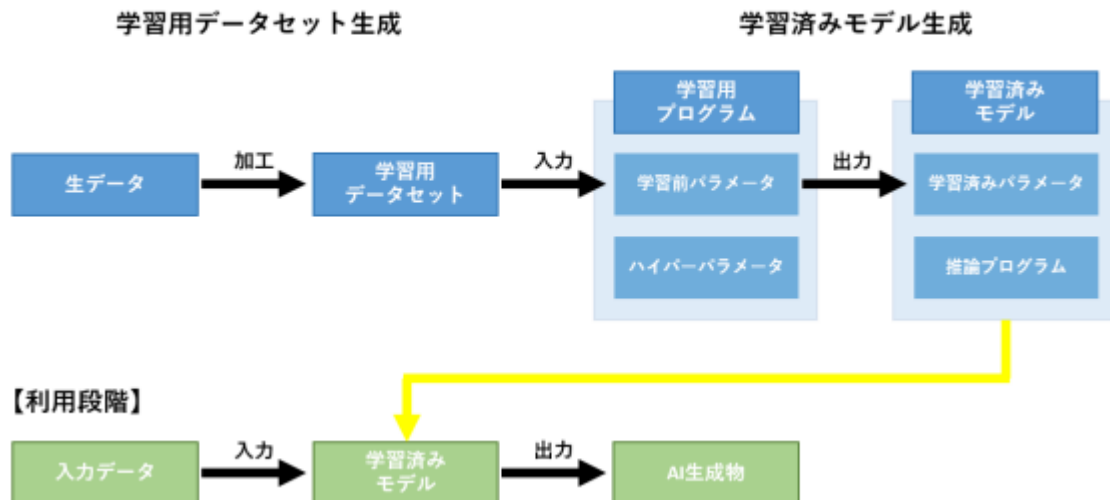
<解説>

学習済みモデルを定義することの重要性

- ・ AI 技術を利用したソフトウェアの開発を目的とする契約の実務において、学習済みモデルの取扱いはその交渉上の中心的な課題の一つである。しかし、学習済みモデルの定義は一義的に明らかなものではないため、その取扱いに関する交渉にあたっては、この点について共通の理解を得ておくことが紛争予防の観点から望ましい。
- ・ 具体的には、学習済みモデルについて、アルゴリズム、プログラム、あるいは学習済みパラメータのいずれか、あるいはそのいずれかの組み合わせを指しているのかについて、十分な整理がなされないまま交渉が行われ、契約が締結されている例が見受けられる。

2018 年モデル契約では、「学習済みモデル」を、「推論プログラム」+「学習済みパラメータ」と整理した上で契約書上定義しており（下図参照。）、本モデル契約においても同様の定義を行っている。

【学習段階】



(経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン(AI 編)」12 頁より)

3 条 (役割分担)

- 第 3 条 甲および乙は、本契約に規定の諸条件に従い、お互いに協力して本共同研究開発において別紙(1)の5「具体的作業内容」に記載された業務を誠実に実施しなければならない(以下、甲の担当業務を「甲業務」、乙の担当業務を「乙業務」という。)
- 2 本共同研究開発における甲および乙の作業体制は、別紙(1)の4「作業体制」においてその詳細を定める。

<ポイント>

- 両当事者の役割分担を定めた規定である。
- 一般に契約にまつわる詳細事項(開発の詳細な段取り、開発目標品の仕様、スケジュールなど。)は別紙に規定することが多い。本モデル契約もこのスタイルを採用している。
- 別紙(1)の5には、「具体的作業内容」として以下のように規定した。
 - (1) 甲の担当作業：次のとおりとする。
 - 対象データの収集
 - 対象データ前処理
 - 対象データにアノテーションを行うことによる学習用データおよび本学習用データセットの作成
 - 本学習済みモデルおよび本連携システムの開発および本ドキュメントの作成
 - (2) 乙の担当作業：
 - 対象データの収集および甲への提供

- 本学習済みモデルの精度の向上に必要な介護事故の発生原因や検知に関するノウハウ・知見の提供
- 本学習済みモデルおよび本連携システムの性能評価

<解説>

- ・ 従来型のソフトウェアの受託開発とは異なり、AIの共同研究開発においては事業会社がスタートアップに対し、データや、学習済みモデルの精度向上のためのノウハウを提供するなどして、精度の高い学習済みモデルを共同して開発することが前提となっている。
- ・ 本事例においては、スタートアップがもともと保有している技術は、人間の姿勢推定に関する技術、および幼児向け施設の安全管理領域などにおける状態推定技術であり、介護領域に特化した技術は保有していない。一方、介護事業者を顧客に持つ事業会社は、介護施設・居室内の状況や施設内におけるカメラの運用に関する実務、被介護者の動作の特徴、事故が発生しやすいシチュエーション、どのような姿勢（体勢や経過時間、家具・ベッド等と人間の位置関係等。）に関する豊富な知見・ノウハウを有している。被介護者の状態を推定するための AI モデルを生成するためには、データの作成やアルゴリズムのブラッシュアップにおいてそのような事業会社のノウハウが必要不可欠となる。また、状態推定の精度についても、どの程度のものが必要かについては、実際の介護事業者のニーズを把握している事業会社の知見が必要となる。そこで、本 **共同研究開発** にあたっての双方の役割分担を別紙（1）の「具体的作業内容」に記載して定義している。
- ・ 共同研究開発においては、当事者が相互に自らの役割を果たすことによって、研究開発の目的を達成することを目指しているため双方の役割分担を定めることと併せて、**共同研究開発** に向けての義務を双方がフェアな形で負うように定めることが必要である。**共同研究開発** に向けての各当事者の義務については第 6 条（各自の義務）において事業会社・スタートアップ双方が善管注意義務を負担することを明記している。

4 条（委託料およびその支払時期・方法）

第 4 条 甲業務の対価は別紙（1）の 9「委託料」で定めた金額とする。

2 乙は甲に対し、甲業務の対価を、別紙（1）の 10「委託料の支払時期・方法」で定めた時期および方法により支払う。

<ポイント>

- ・ 甲業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。これら二つの項目は必ずセットで規定する必要があることに留意したい。

<解説>

- ・ 本「想定シーン」の【交渉結果】においては、開始時および成果物の確認完了時の2回に分けて委託料の支払いが行われるものであって、いわゆるマイルストーン方式と呼ばれる成果完成型に近い取り決めがなされたといえるが、当然これと異なる取り決めも可能である。なお、マイルストーン方式については、新素材分野の共同研究開発契約書の10条（研究成果に対する対価）に記載されているコラムを参照されたい。
 - 共同研究開発契約書（新素材）
 - ◇ URL:<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

5 条（作業期間）

第5条 本「共同研究開発」の作業期間は、別紙（1）の7「作業期間」に定めたとおりとする。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約の契約期間に関する条項（第25条）とは別に、本「共同研究開発」の目安となるスケジュール・ロードマップを定めるための条項である。

<解説>

- ・ 「共同研究開発」においては開発が予定通りに進むとは限らず、予定完了時期を超えて開発を行うことになる場合もある。その場合に、作業期間を明確に決めずに開発を続けてしまうと、スタートアップとしては、想定以上の時間を費やしたにも関わらず追加の委託費用をもらえないという事態も起こり得る。他方、事業会社としても、想定した期間内までに開発の成果を得られないという事態が起こり得る。
- ・ 特に、VCから資金調達を受けているスタートアップとしては、一定の期間内にIPOまたはM&AによるEXITを目指さなければならず、開発が徒に長期化しないよう、開発に関するタイムスケジュールを定めておく必要性は大きいものといえよう。
- ・ なお、予定完了時期を超えて開発を行うことになる場合に備えて、作業期間を定めつつ、「協議を行い、両当事者合意の上延長できる」旨の規定を置くことも考えられる。

6 条（各自の義務）

第6条 甲は、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識に基づき、善良な管理者の注意をもって、甲業務を行う義務を負う。

2 甲は、本件成果物について完成義務を負わず、本件成果物が乙の業務課題の解決、業績の改善・向上その他の成果や特定の結果等を保証しない。

3 本「共同研究開発」に関して発生する不具合（乙が別途本契約外で開発する本見

守りカメラシステムおよび対象データに起因する不具合を含む。) について、甲は一切の責任を負わない。ただし、当該不具合が、本件成果物のうち本連携システムのみ起因する場合はこの限りではない。

- 4 乙は、介護業界、見守りカメラシステムに関する業界の一般的な専門知識、対象データおよび共同研究開発に必要なノウハウの提供者としての地位に基づき、善良な管理者の注意をもって、乙業務を行う義務を負う。

<ポイント>

- ・ 甲業務を履行するに際してのスタートアップの善管注意義務および本件成果物の性能の非保証、ならびに乙業務を履行するに際しての事業会社の善管注意義務を定める条項である。

<解説>

完成義務の有無・性能保証の可否

- ・ 共同研究開発契約は準委任契約の性質を有するものであり、本来、各当事者は完成義務を負うものではない。また、特に AI 技術を用いて開発される成果物(学習済みモデル)については、AI 技術の特性上、そのような規定を設けることが合理的である。その詳細は、2018 年モデル契約第 7 条の解説に譲るが、学習済みモデルは、主にデータから帰納的に作成されるため、その性能がデータに依存することや、生成に際して試行錯誤を繰り返す必要があることなどから、そもそも完成や性能を保証することが困難であるという特徴がある。
- ・ 一方で、成果物のうちルールベースにより作成されるプログラム(本事例においては本連携システム)については、完成義務が観念できることから開発者側が契約不適合責任を負担するという契約もよく見られる。
- ・ そこで、本条においては、AI 技術を用いた開発の特質を踏まえ、スタートアップが原則として本件成果物について完成義務を負わないこと、および本件成果物が特定の成果や結果を保証しないことを明記した。ただし、例外として、本件成果物のうち本連携システムのみ起因する不具合についてはスタートアップが責任を負担する旨定めている。
- ・ この点、スタートアップが成果物に完成義務を負わないことや保証も行わないことを規定する本条 2 項に対しては、事業会社が完成義務や契約不適合責任の定めを置くように要請してくることが多い。しかしながら、事業会社においては、一定の性能が得られることについて PoC 段階で既に確認をした上で共同研究開発に移行している。また、一般的に言って共同研究開発とは、技術や事業領域についての情報・知識を有する事業会社とスタートアップが互いにリスクテイクして開発を推進する開発形態であって、事業会社が一方的にスタートアップに完成義務や性能保証を求めるのは妥当ではない。そのような共同研究開発の性格から、AI 開発以外の共同研

究開発においても、一般的に、成果物の完成義務やその保証を求めない事例も広くみられるところである。そのため、本モデル契約においては、スタートアップは本件成果物について完成義務を負わないことおよび本件成果物が特定の成果や結果を保証しないことを明記している。

- ・ もともと、事業会社側からは、請負契約の締結、成果物の完成義務や契約不適合責任の負担を強く求められることも、ままある。そのような場合には、契約の対象を切り分けることも考えられる。すなわち、通常、AI 技術を用いたシステムは、ルールベースでの処理を行うシステム部分と、機械学習技術を用いて開発される AI モデル部分に分けることができることが多い。そのような場合、後者の AI モデル部分については請負契約の締結や完成義務を負うことができないことは既に述べたとおりであるが、前者のルールベースシステム部分は、場合によっては請負契約の締結や完成義務並びに契約不適合責任等の合意が可能なこともある。そのような場合において、後者については準委任契約としつつ、前者については請負契約の締結、成果物の完成義務や契約不適合責任の負担をする、ということもありえるであろう。たとえば、本共同研究開発契約第 6 条 3 項では大要「本 **共同研究開発** に関して発生する不具合について、本件成果物のうち本連携システムのみ起因する不具合はスタートアップが責任を負担する」という内容になっている。これは、本連携システムがルールベースシステムであることから、同システムの不具合についてはスタートアップが責任を負担することを明記した規定である。

スタートアップが負う義務の内容

- ・ 他方で、当然のことながら、本条はスタートアップが成果物の作成について一切の責任を負わないということを認めるものではない。そこで、本条第 1 項において、スタートアップに、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識に基づいた善管注意義務を負担していることを確認的に規定している。
- ・ すなわち、スタートアップには成果物の完成義務が課せられるわけではないものの、業界の一般的な基準に照らして、容易に開発が行えるはずの学習済みモデルの開発が頓挫した場合などには、スタートアップに善管注意義務違反があったと評価される可能性は十分ある。その意味において、スタートアップは、成果物の完成そのものに義務を負うわけではないが、成果物が完成しなかった場合において、その過程に善管注意義務違反が認められる場合には、事実上、成果物が完成しなかったことによる責任を負うことになる。また、成果報酬型の準委任契約の場合成果物が完成しなければ報酬も受領できないことになる。

事業会社が負う義務の内容

- ・ 第 3 条で解説したとおり、**共同研究開発** においては、スタートアップのみが作業を担うのではなく、事業会社もスタートアップに対し、データや学習済みモデルの精度向

上のためのノウハウを提供するなどの自らの役割を果たし、相互が協力して精度の高い学習済みモデルを共同研究開発することが前提となっている。

- ・ 双方がそのような役割を果たす以上、スタートアップが当該役割を果たすにあたって善管注意義務を負うのと同様、事業会社も自らの役割を履行するに際しての善管注意義務を負うことになる。本条第4項においては、そのような事業会社の善管注意義務を定めている。

7条（責任者の選任および連絡協議会）

第7条 甲および乙は、本共同研究開発を円滑に遂行するため、本契約締結後速やかに、本共同研究開発に関する責任者を選任し、それぞれ相手方に書面等で通知する。また、責任者を変更した場合、速やかに相手方に書面等で通知する。

2 甲乙間における本共同研究開発の遂行にかかる、要請、指示等の受理および相手方への依頼等は、責任者を通じて行う。

3 責任者は、本共同研究開発の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、問題点の協議および解決等必要事項を協議する連絡協議会を定期的を開催する。なお、開催頻度等の詳細については、別紙（1）「連絡協議会」に定めるとおりとする。ただし、甲および乙は、必要がある場合、理由を明らかにした上で、随時、連絡協議会の開催を相手方に求めることができる。

<ポイント>

- ・ 事業会社とスタートアップのやり取りをスムーズに行うために、双方の窓口となる責任者を任命する。
- ・ 進捗状況の報告等を定期的に行う会議を開催し、課題等について情報の共有を行う。必要に応じて、緊急の会議を開催することも可能である。

<解説>

- ・ 実際の開発に際しては、事業会社とスタートアップの責任者のみならず担当者がそれぞれ電子メール、チャットツール（Slack 等）および開発支援ツール（Jira）等を用いて相互にやり取りを行うことが少なからずあり、このような体制を採用する場合には、かえって第2項や第3項の規定が円滑な遂行の妨げになることがある。そのため、このような案件の場合には、本条全体または本条第2項ないし第3項を削除することもある。

8条（再委託）

第8条 甲は、乙が書面等によって事前に承認した場合、甲業務の一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができる。

2 前項の定めに従い委託先に本共同研究開発の遂行を委託する場合、甲は、本

契約における自己の義務と同等の義務を、委託先に課す。

- 3 甲は、委託先による業務の遂行について、乙に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。ただし、乙の指定した委託先による業務の遂行については、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 甲業務の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のスタートアップの責任内容について定める条項である。

<解説>

- ・ 多くのスタートアップは傑出した技術力がある反面、大企業ほどの潤沢なリソースがないことは言うまでもなく、このことは人的資源についても同様である。そこで、このようなスタートアップの実情に照らし、事業会社の事前の書面承諾を得れば甲業務を再委託可能とした。
- ・ 既に本契約締結時点で再委託先が決まっている場合であれば、本モデル契約の別紙(1)に「再委託先」という項目を設け、再委託先を明記することで、事業会社から都度別途承諾を得るという煩瑣な手続を避けることができる。

9 条(本契約の変更)

第9条 本契約の変更は、当該変更内容につき事前に甲および乙が協議の上、別途、書面等により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

- 2 甲および乙は、本 **共同研究開発** においては、両当事者が一旦合意した事項（開発対象、開発期間、開発費用等を含むが、これらに限られない。）が、事後的に変更される場合があることに鑑み、一方当事者より本契約の内容について、変更の協議の要請があったときは、速やかに協議に応じなければならない。
- 3 変更協議においては、変更の対象、変更の可否、変更による代金・納期に対する影響等を検討し、変更を行うかについて両当事者とも誠実に協議する。

<ポイント>

- ・ 開発途中で本 **共同研究開発** の内容等について変更する必要が生じた場合の変更手続を定める条項である。

10 条(本件成果物の提供および業務終了の確認)

第10条 甲は、別紙(1)の8「業務の完了」に記載した成果物提供期限までに、本件成果物のうち本連携システムのソースコードを乙のサーバに甲がインストールする方法により提供するとともに本ドキュメントの PDF ファイルを乙

に提供する。また、本件成果物のうち本学習済みモデルについては、上記「業務の完了」に記載した確認期間（以下「確認期間」という。）中、甲のサーバ上で API 提供可能な状態に置く。

- 2 乙は、前項に基づき甲から提供された API 環境を、次項に定める本件成果物の確認目的でのみ利用することができる。
- 3 乙は、確認期間内に、本連携システムのソースコードおよび本ドキュメントの提供を受けたことおよび本連携システムを通じて本学習済みモデルの出力を受けたことを確認し、甲所定の方法（電子メール等による通知を含む）により甲に通知する。
- 4 前項の定めに従い、乙が甲に通知を発した時に、乙の確認が完了したものとする。ただし、確認期間内に、乙から書面等で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

<ポイント>

- ・ スタートアップによる本件成果物の提供およびその提供方法ならびに事業会社による確認方法を定める条項である。
- ・ 成果物である本学習済みモデル、本連携システムおよび本ドキュメントごとにその提供方法を明記している。
- ・ **共同研究開発**は、当事者双方がリスクテイクしながら推進する開発形態であり、特に学習済みモデルの出力については、スタートアップが一方的に完成義務や性能保証を行うのは合理的ではない（第 6 条解説参照）。そこで、本条においても、確認内容は実質的な性能評価を含まない内容としている。

<解説>

成果物の提供方法の重要性

- ・ 学習済みモデルの**共同研究開発**や受託開発においては、成果物である学習済みモデルをスタートアップが事業会社に提供する方法を契約上定める必要がある。この点は、ともすれば軽視されがちな交渉ポイントであるが、実は重要なポイントである。特に本**想定シーン**のように学習済みモデルの知的財産権をスタートアップに帰属させた場合、成果物の提供方法次第で、当該知的財産権を事実上保護できる強度が全く異なる。すなわち、成果物の提供方法としては、API を通じて出力の内容のみを提供するケース、暗号化・難読化したコードを提供するケース、バイナリコードを提供するケース、ソースコードを提供するケースなど様々であるが、そのいずれを採用するかによって、スタートアップに帰属した知的財産権の流出や契約違反のリスクが異なる。スタートアップとしては、その点に十分に留意したうえで成果物の提供方法を事業会社と慎重に協議すべきである。

- ・ 他方、事業会社に著作権が帰属する成果物（プログラム）がある場合には、事業会社が、自社に著作権が帰属する成果物（プログラム）について、ソースコードを要求することも不合理ではない。本「想定シーン」でも、【交渉結果】に記載のとおり、事業会社に著作権が移転する連携システムについては、関連するドキュメントを PDF の形式で提供するとともに、ソースコードを提供することとしている（なお、念のためであるが、成果物の提供方法は委託料の額や支払方法に左右されることもあり、事業会社にプログラムの知的財産権を帰属させる場合に必ずソースコードで提供する義務があり、バイナリコードでの提供が認められないという趣旨ではない。）。

成果物の提供方法に関する条文上の記載について

- ・ 2018 年モデル契約においては、様々なケースに応用できるよう、ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細を学習用データセット・学習用プログラム・学習済みモデルに分け、その提供方法（データの場合はデータ形式、プログラムの場合はソースコード・バイナリコード等）を別紙（1）において特定するという方法が採用されていた。
- ・ 他方、本モデル契約においては、本件成果物の内容が、本学習済みモデル、本連携システムおよび本連携システムに関連するドキュメントと特定されていることから、成果物ごとの具体的提供方法を本条第 1 項において特定した。
- ・ 具体的には、上述のとおり、本学習済みモデルについては、その著作権がスタートアップに単独帰属し、かつ API 連携の方法で学習済みモデルの出力結果のみを提供することとなっていることから、提供方法に関して「確認期間中、甲のサーバ上で API 提供可能な状態に置く」と定めている。一方、本連携システムおよび関連するドキュメントについては、その著作権が事業会社に移転することとなっているため、ソースコードを事業会社のサーバにインストールして提供するとともに関連するドキュメントを提供する旨定めている。
- ・ なお、「甲のサーバ」「乙のサーバ」は、スタートアップ、事業会社が利用するクラウドサービスのサーバも含む概念として使用している。

成果物の確認方法について

- ・ 第 6 条（各自の義務）の解説に記載したとおり、共同研究開発のような当事者双方がリスクテイクして開発を推進する開発形態の下では、事業会社が一方的にスタートアップに学習済みモデルの完成義務や性能保証を求めるのは妥当ではない。そして、ある程度の性能が得られることについては PoC 段階において事業会社も確認しているのであるから、本条では、2018 年モデル契約と同様、性能評価やテスト合格を委託料支払いの条件とはせず、本連携システムの提供および本連携システムを通じた学習済みモデルの出力確認のみを行うことを内容としている。

- ・ もっとも、学習済みモデルの性能評価が完全に不可能というわけではない。実務上、スタートアップと事業会社で合意したテスト用データを利用したテストを実施し、モデルの評価および確認を行うこともある。たとえば、事業会社から取得したデータを①訓練データ、②テストデータに分割し、このうち①訓練データのみを学習に用い②テストデータには開発時には一切アクセスせず、開発完了後、残しておいた②テストデータで学習済みモデルの精度の評価を行う、ということがある。①訓練データと②テストデータの関係を図示すると以下の通りである。

事業会社が スタートアップに提供した全データ		③ 実際の利用環境下 での入力データ
①訓練データ	②テストデータ	

- ・ このように、事業会社がスタートアップに提供した全データのうちの一部をテストデータとして分割し、当該テストデータを入力した場合の精度を評価する方法であれば、評価自体は可能である。テストデータは訓練データと同様の偏り(バイアス)を有しているのが通常だからである。ただし、評価方法が適切なものである必要があり、また②テストデータによる精度は実装時における精度(つまり、上記「③ 実際の利用環境下での入力データ」を入力した場合の出力精度)を保証するものではないことに留意が必要である。
- ・ こうしたテストデータを利用しての評価が可能な場合には、テストデータを用いた出力結果を基礎とした確認基準を提示することも考える。もっとも、先述のとおり、**共同研究開発**は双方のリスクテイクのもとで行われるものであり、かつ開発された学習済みモデルの精度は事業会社が提供する対象データにも大きく依存することから、かかる性能評価を委託料支払いの条件とすることは適切ではない。

11 条(対象データ等)

- 第 11 条 乙は、甲に対し、対象データを同別紙 (1) の 2「対象データの明細」に従い、提供する。
- 2 乙は、甲に対し、本**共同研究開発**に合理的に必要なものとして甲が要求し、乙が合意した資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)の提供、開示、貸与等(以下「提供等」という。)を行う。
- 3 乙は、甲に対し、対象データおよび資料等(以下まとめて「対象データ等」という。)を甲に提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 4 乙は、対象データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 5 乙が甲に対し提供等を行った対象データ等の内容に誤り(別紙(1)「対象データの明細」記載のデータの項目や量を充足しない場合を含む。)があった場

合またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた完成時期の遅延、不適合等の結果について、甲は責任を負わない。

- 6 甲は、対象データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。

<ポイント>

- ・ 本共同研究開発に際して、事業会社がスタートアップにデータ・資料等を提供することおよび提供されたデータ・資料等の誤りや不足によって開発遅延等が生じた場合にスタートアップが責任を負わないことを注意的に定めた条項である。

12 条(対象データの利用・管理)

第 12 条 甲は、対象データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、乙の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者（第 8 条に基づく委託先を除く。）に開示、提供または漏えいしてはならない。

- 2 甲は、事前に乙から書面等による承諾を得ずに、対象データについて本共同研究開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本共同研究開発遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。ただし、別紙（1）に別段の定めがある場合はこの限りではない。

- 3 甲は、対象データを、本共同研究開発遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき甲が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課す。

- 4 甲は、対象データのうち、法令の定めに基づき開示等すべき情報を、可能な限り事前に乙に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示等することができる。

- 5 甲業務が完了した場合、本契約が終了した場合または乙の指示があった場合のいずれかに該当する場合、甲は、乙の指示に従って、対象データ（複製物および同一性を有する改変物を含み、本学習用データセットを除く。以下本項において同じ。）が記録された媒体を破棄もしくは乙に返還し、また、甲が管理する一切の電磁的記録媒体から削除する。ただし、本条第 2 項での利用に必要な範囲では、甲は対象データを保存することができる。なお、乙は甲に対し、対象データの破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

- 6 甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、対象データの提供等により、乙の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。

- 7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より 3 年間有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 事業会社からスタートアップに提供された対象データに関する扱いを定める条項である。

<解説>

- ・ 本条の射程は、前条に定める「対象データ等」ではなく、「対象データ」のみである。そのため「対象データ等」のうち「対象データ」に含まれない「資料等」については、秘密情報の取り扱いを定める次条（秘密情報の取扱い）による保護を受ける。
- ・ 「対象データ」を秘密情報一般と別で規定する理由としては、対象データは本学習済みモデルを生成するための学習に供されるものであり（本条第2項参照）、また、事業会社とスタートアップの取り決めによっては本学習済みモデル以外の開発にも供されるなど、実務上秘密情報一般とは別異に取り扱われることが多いためである。なお、対象データが個人データを含んでおり、かつ当該対象データを用いた学習済みモデルの開発における対象データ提供の適法化根拠が、委託スキームだった場合には、個人情報保護法上、そもそも対象データを当該モデル開発以外に利用することができない可能性があることに留意されたい。
- ・ 仮に事業会社とスタートアップの協議により、対象データを、本共同研究開発遂行以外の目的、例えばスタートアップのサービス改善の目的等に利用することとなった場合、第2項本文の「本共同研究開発遂行の目的以外の目的」という部分を「本共同研究開発の遂行および甲が保有または開発するAI技術の向上目的」などと変更を行うことで、スタートアップにおける対象データの利用目的を拡張することが考えられる。
- ・ 共同研究開発契約のために事業会社が提供した対象データを、当該目的以外にスタートアップが利用することが可能かは両者の交渉次第ではあるが、事業会社が対外的に守秘義務を負っているデータを利用するサービス（例：契約書レビューサービス）の場合、目的外利用のハードルは非常に高い。一方で、事業会社が公開データを加工して作成した対象データなどの場合は、目的外利用が許容されることもあろう。

13条（本学習用データセットの取扱い）

第13条 甲は、本共同研究開発の過程で甲が生成する本学習用データセットを、乙に対し開示等する義務を負わない。

2 甲は、本学習用データセットを、本共同研究開発の遂行の目的を超えて、使用、利用または第三者に開示等してはならない。

3 甲は、甲業務が完了した場合、本契約が終了した場合、または乙の指示があった場合のいずれかに該当する場合、本学習用データセット（複製物および同一性を有する改変物を含む。）が記録された媒体を破棄し、また、甲が管理する一切の電磁的記録媒体から削除する。

- 4 前 2 項の規定は、甲と乙が、本件成果物の利用に関する契約を締結した場合には適用しない。

＜ポイント＞

- ・ 本共同研究開発の過程においてスタートアップが生成する本学習用データセットの扱いを定める条項である。

＜解説＞

- ・ 本学習用データセットは、前条に基づき事業会社がスタートアップに提供した対象データを元に、スタートアップが生成する対象データの派生物（本共同研究開発における中間成果物）であり、本モデル契約においては成果物には該当しない。なお、契約によっては学習用データセットが成果物に含まれることもあり、その場合は学習用データセットの扱いは成果物の扱いとして規定されることになる。
- ・ 事業会社から提供を受けた生データをそのままの状態では学習に利用することはできず、スタートアップにおいて正解ラベルを付したり（アノテーション）、極端な外れ値の除外やクレンジング、データ拡張を行うという加工・前処理が行われる。こうした前処理を経たデータの集合体を学習用データセットといい、この加工や前処理の作業にはスタートアップのノウハウが反映されることがあり、このようなノウハウが反映された学習用データセットの中には、秘匿性が高いものもある。
- ・ 前条の解説に記載のとおり、対象データについては実務上秘密情報一般とは別異に取り扱われることが多いため、その派生物である本学習用データセットについても同様に秘密情報一般とは別異に取り扱うべきである。また、一般的には、事業会社が、モデル生成のための学習用データセットの開示等を受ける必要性は低い。
- ・ そこで、本事例では、学習用データセット内にスタートアップが秘匿すべきノウハウが含まれていることを前提に、本条第 1 項では、スタートアップが、ノウハウが集約された本学習用データセットを事業会社に対して開示等する義務を負わないことを明記した。ただし、先述のように、全てのケースにおいて学習用データセットの秘匿性が高い訳ではない。そのような秘匿性がない場合にはスタートアップが事業会社に対して学習用データセットを開示することもある。
- ・ 他方、本学習用データセットは事業会社から提供を受けた対象データの派生物であることから、スタートアップが本学習用データセットを利用できるのは、本共同研究開発の目的に限定されることを本条第 2 項で明記した。ただし、以下のオプション条項のように定めることで、本学習用データセットを本共同研究開発以外にも使用等することは対象データと同様である。
- ・ スタートアップである甲が第三者に吸収型の M & A で買収された場合、甲が保有する学習用データセットについては、当該買収先において利用することが可能となる。吸収型の M & A の場合は、スタートアップは消滅し買い手のみが存続するため、買

い手が学習用データセットを利用したとしても「第三者への開示」には該当しないからである。仮に事業会社乙がそのような事態を望まない場合は、甲に対して当該学習用データセットの廃棄を指示することも可能であるが、学習用データセットは本共同研究開発及びその後の学習済みモデルの利用に必要不可欠なものであるから、安易にデータセットの廃棄が選択されるべきではない。甲及び乙において十分協議の上その取扱を定めるべきであろう。

- ・ また、本想定シーンにおいては、本共同研究開発後に成果物であるカスタマイズモデル(本学習済みモデル)を SaaS 形式で提供することが予定されている。この場合においては、当然のことながら本学習用データセットを本学習済みモデルの追加学習のために利用することが前提とされることになる。そのため、学習用データセットの本共同研究開発目的内利用の義務(2項)、消去義務(3項)に応じなければならないとするのは煩瑣である。そこで、併せて第4項を設けた。
- ・ なお、対象データが著作物の場合には対象データに著作権が発生するが、それとは別に、学習用データセットがデータベースの著作物(著作権法第12条の2)に該当する場合には、同学習用データセットに著作権が発生することになる。学習用データセットがデータベースの著作物に該当するか否かは、同学習用データセットが「情報の選択または体系的な構成によって創作性を有する」か否かによって決せられるが、その点については具体的な学習用データセット作成作業の内容や、同データセットの内容に左右されることとなる。

【13条2項変更オプション:学習用データセットの利用目的を限定しない場合】

2 甲は、本学習用データセットを、本共同研究開発の遂行および甲が保有または開発する AI 技術の向上目的を超えて使用および利用してはならない。また、甲は本学習用データセットを第三者に開示等してはならない。

＜ポイント＞

- ・ 本学習用データセットの利用目的を、本共同研究開発目的のみならず、スタートアップが既に保有する AI 技術や今後開発する AI 技術の技術向上の目的での使用等に拡張したいというニーズがある場合がある。
- ・ その場合、事業会社としては学習用データセットがスタートアップ以外の第三者に開示等されることについては拒否感が強いが、スタートアップの内部利用目的であれば許容する余地もあること、スタートアップとしても当該学習用データセットが内部的な開発に利用できれば十分であることから、本オプション条項の内容を定めた。

14条(秘密情報の取扱い)

第14条 甲および乙は、本共同研究開発遂行のため、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報

(ただし対象データを除く。以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者(本契約第 8 条に基づく委託先を除く。)に開示、提供または漏えいしてはならない。

- ① 開示者が書面等により秘密である旨指定して開示等した情報
 - ② 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示等した情報で開示後●日以内に書面等により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示等した日から●日が経過する日または開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面等で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として扱う。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
 - ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得し、または創出したもの
- 3 甲および乙は、秘密情報について、本契約に別段の定めがある場合を除き、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本共同研究開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本共同研究開発遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。
- 4 秘密情報の取扱いについては、第 12 条第 3 項から第 6 項の規定を準用する。この場合、同条項中の「対象データ」は「秘密情報」と、「甲」は「秘密情報の受領者」と、「乙」は「開示者」と読み替える。
- 5 本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面等(本契約締結以前に両当事者間で締結した契約を含む。)または口頭による提案その他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 6 本条の規定は本契約が終了した日より 3 年間有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 相手方から提供を受けた秘密情報の管理に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- ・ 秘密保持契約や PoC 契約に引き続いて共同研究開発契約を締結する場合、共同研究開発契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項と共同研究開発契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ 共同研究開発契約においては新たな秘密保持条項を設けずに既存の（従前の契約で定めた）秘密保持条項が引き続き適用されとすることもあるが、本モデル契約においては、「モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）」第 11 条同様、共同研究開発契約で新たに定める秘密保持条項が、既存の秘密保持条項を上書きすることとしている（本条 5 項）。
- ・ 共同研究開発契約において、既存の秘密保持条項とは異なる内容の秘密保持条項を設ける場合は、特にそれらの優先関係に留意しなければならない。

15 条（成果の公表）

第 15 条 甲および乙は、前条で規定する秘密保持義務を遵守した上で、両者が合意した時期に、本共同研究開発開始の事実として、別紙（2）（公表事項）に定める内容を開示、発表または公開することができる。

2 甲および乙は、前条で規定する秘密保持義務および次項の規定を遵守した上で、本共同研究開発の成果を開示、発表または公開すること（以下「成果の公表等」という。）ができる。

3 前項の場合、甲または乙は、成果の公表等を行おうとする日の 30 日前までに本共同研究開発の成果を書面等にて相手方に通知し、甲および乙は協議により当該成果の公表等の内容および方法を決定する。

<ポイント>

- ・ 共同研究開発の開始および成果の公表の手続きについて定める規定である。

<解説>

- ・ 本モデル契約がスタートアップと事業会社のアライアンスの実現を念頭に置くものであることから、「モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）」第 12 条と同様の趣旨で設けたものである。

16 条（個人情報の取扱い）

第 16 条 甲および乙は、相手方に対して秘密情報を開示する正当な権限があることおよびかかる提供が法令に違反するものではないことを保証する。

2 本共同研究開発の遂行に際して、乙が、個人情報等を甲に提供する場合には、個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証する。

3 乙は、本共同研究開発の遂行に際して、個人情報等を甲に提供する場合には、事前にその旨を明示する。

- 4 甲は、前項に従って個人情報等が提供される場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずる。

＜ポイント＞

- ・ 第 1 項は双方が開示する秘密情報について、当該情報を開示する権限を有していること等の一般的な表明保証条項である。
- ・ 第 2 項以降は、事業会社がスタートアップに提供する対象データを含む情報に個人情報等が含まれている場合に関する規定である。

17 条（本件成果物等の著作権の帰属）

第 17 条 本件成果物および本共同研究開発遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。以下、本契約において同じ。）は、乙または第三者が従前から保有していた著作権を除き、甲に帰属する。ただし、本連携システムおよび本ドキュメント（以下「本連携システム等」という。）に関する著作権は委託料全額の支払いと同時に乙に移転する。

2 甲および乙は、本契約および別途甲乙間で締結する利用契約に従った本件成果物等の利用について、相手方および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲が本契約第 25 条 1 項 2 号および 3 号のいずれかに該当した場合には、乙は、甲に対し、第 1 項に定める知的財産権を乙または乙の指定する第三者に対して無償で譲渡することおよび乙が当該知的財産権を利用するために必要な知的財産のうち甲が有する知的財産の無償・無期限の利用許諾ならびに必要な措置を履行するよう求めることができる。

＜ポイント＞

- ・ 本件成果物等の知的財産権のうち著作権の帰属について定める条項である。

＜解説＞

- ・ 本件成果物は、2 条 13 号により、「本学習済みモデル、本連携システムおよび本ドキュメント」を意味し、本条 1 項により、本学習済みモデルその他の知的財産に関する著作権はスタートアップに原始的に帰属し、本連携システムおよび本ドキュメントの著作権は事業会社に移転することになる。著作権の移転は登録をしなければ第三者に対抗できないことから（著作権法第 77 条 1 号）、確実に期すのであれば移転登録をすべきであり、これを念頭に置いて、移転登録へのスタートアップの協力義務を契約条項として設けることも考えられる。
- ・ 本件成果物等に関する知的財産権のうち著作権については、特許権等と異なり、開発完了時点において発生することがほぼ確実な知的財産権であること、契約締

結時点において、いずれの当事者に帰属するかを明確にしておきたいというニーズが強いと考えられることから、2018 年モデル契約同様、本件成果物等に関する知的財産権のうち著作権の帰属を本条において定め、著作権以外の知的財産権（特許権等）については、次条において定めている。

- ・ 本「想定シーン」の【交渉結果】において、本連携システムおよび本ドキュメントの著作権は事業会社に、本学習済みモデルを含むそれ以外の本件成果物等に関する著作権についてはスタートアップに帰属させる取り決めとなっていることから、本条のような規定となっている。
- ・ ただし、スタートアップに成果物に関する知的財産権を単独帰属させる場合、事業会社としては、スタートアップが事業に失敗し、破産等、事業継続が困難になった場合、本「共同研究開発」の成果に係る知的財産権が事業会社に対して本条所定のとおりライセンスされず、本製品の製造等に支障を来すのではないかという懸念を持ちがちである。

そこで、スタートアップに経済的不安が生じた場合には、事業会社はサービス継続のためにスタートアップから研究成果に係る知的財産権を取得する必要がある。その場合、たとえばスタートアップが事業会社から既に十分な対価を得ていれば、「モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）」第 7 条 6 項に定めたように無償譲渡と合意することもありえるし、破産管財人からの否認権の行使を受けないように有償譲渡と合意することもあり得る。

本モデル契約では無償譲渡を受けることができるようにした（第 3 項）。また、同時に甲が当該知的財産権を利用するために必要な知的財産（具体的には、甲がもともと保有していた姿勢推定モデルおよびカスタマイズモデルのベースとなった、幼児安全領域の領域特化モデルを指している）の無償・無期限の利用許諾ならびに「必要な措置」をとることも定めている。ここでいう「必要な措置」とは具体的には、関係する学習済みモデルや学習用プログラムのソースコードの提供や技術的なコンサルテーションの提供を想定している。

- ・ なお、姿勢推定モデルは本件成果物ではなく、本「共同研究開発」前からスタートアップが保有する知的財産権であり、スタートアップにその知的財産権が帰属することは言うまでもない。
- ・ また、スタートアップが本「共同研究開発」前に開発し、著作権を有する学習済みモデル（既存モデル）をベースに本学習済みモデル（カスタマイズモデル）が開発されることもあるが、その場合、カスタマイズモデルが既存モデルの二次的著作物になることがある。本モデル契約では、本条により本学習済みモデル（カスタマイズモデル）の著作権がスタートアップに帰属するとされているため、本学習済みモデル（カスタマイズモデル）と既存モデルを区別する必要はない。しかし、本学習済みモデル（カスタマイズモデル）の著作権を事業会社に移転する規定とする場合には、カスタマイズ

モデルの著作権は事業会社に移転しつつ、当該カスタイズモモデルの利用に必要な限度において既存モデルの利用許諾を行う必要があることになる。

- ・ 本条第 1 項は「本件成果物および本共同研究開発遂行に伴い生じた知的財産（「本件成果物等」）」に関する著作権について、一部の例外を除いてスタートアップに原始的に帰属させる内容となっている。
- ・ このような扱いが合理性であることは、既に述べたとおりであるが、実際の契約交渉の場面では、事業会社から、成果物等に関する著作権についても事業会社との共有とすることを求められることも多い。
- ・ その場合においても、一定の例外を設け、当該例外に該当する場合にはスタートアップに著作権が単独で帰属する旨合意することも考えられる。たとえば、事業会社の貢献が単なるデータ、場所、研究設備などの提供や業務の補助など、発明の創出に寄与しない行為にとどまる場合にはスタートアップに著作権が単独で帰属することになる。以下のオプション条項は、事業会社の貢献がたとえばデータの提供にとどまる場合にはスタートアップに著作権が単独で帰属する旨を定めた条項である。

【17 条変更オプション: 著作権について一部例外を除いて共有とする場合の条項】

第 17 条 本件成果物および本共同研究開発遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。以下、本契約において同じ。）は、本件成果物等を創出した者が属する当事者に帰属する。ただし、本連携システムおよび本ドキュメント（以下「本連携システム等」という。）に関する著作権は委託料全額の支払いと同時に乙に移転する。

2 甲および乙が共同で創出した本件成果物等に関する著作権については、甲および乙の共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲および乙は、共有にかかる著作権につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとし、第三者に対する実施の許諾については相手方の同意を要する。ただし、本件成果物等の創出における乙の貢献が甲に対するデータの提供のみに限られる場合は、当該成果物等は甲が単独で創出したものとみなす。

3 甲および乙は、本契約および別途甲乙間で締結する利用契約に従った本件成果物等の利用について、相手方および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、甲が本契約第 25 条 1 項 2 号および 3 号のいずれかに該当した場合には、乙は、甲に対し、第 1 項に定める知的財産権を乙または乙の指定する第三者に対して無償で譲渡することおよび乙が当該知的財産

権を利用するために必要な知的財産のうち甲が有する知的財産の無償・無期限の利用許諾ならびに必要な措置を履行するよう求めることができる。

<ポイント>

- ・ 第 1 項において、特許権等に関する第 18 条 1 項同様、本件成果物に関する著作権についても「本件成果物等を創出した者が属する当事者に帰属する」としている。
- ・ 第 1 項にこのように定めた結果、17 条 2 項についても、特許権等に関する第 18 条 2 項同様、「甲および乙が共同で創出した本件成果物等に関する特許権等については、甲および乙の共有」となるが、但し書きを設けることで、事業会社の貢献が「データの提供をただけ」である場合には、**スタートアップ**に著作権が単独で帰属することになる。
- ・ なお、17 条 2 項にこのような但書「ただし、本件成果物等の創出における乙の貢献が甲に対するデータの提供のみに限られる場合は、当該成果物等は甲が単独で創出したものとみなす。」を設けることが可能な場合、18 条 2 項にも同様の但書を設けるべきである。
- ・ 第 3 項・第 4 項は条番号がずれているだけで内容に変更はない。

18 条(本件成果物等の特許権等の帰属)

第 18 条 本件成果物等にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。以下「特許権等」という。）は、本件成果物等を創出した者が属する当事者に帰属する。

- 2 甲および乙が共同で創出した本件成果物等に関する特許権等については、甲および乙の共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲および乙は、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとし、第三者に対する実施の許諾については相手方の同意を要する。
- 3 甲および乙は、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践する。
- 4 甲および乙は、本**共同研究開発**の過程で生じた特許権等に基づいて出願しようとする場合は、事前に相手方にその旨を書面等により通知しなければならない。相手方に通知した発明が単独発明に該当すると考える当事者は、相手方に対して、その旨を理由とともに通知する。

<ポイント>

- ・ 本件成果物等に関する著作権以外の知的財産権の対象となるものの権利帰属について定める条項である。

<解説>

- ・ 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」(たとえば、発明等)については、契約締結時点においては、そもそも発生するか否かが不明確であるため、その帰属について、特許法の原則どおり発明者主義を採用した(2018 年モデル契約第 17 条も同様。)
- ・ 「本件成果物等を創出した者」のうち、特許法上の「発明者」に該当するためには、当該発明に特有の課題解決手段としての特徴的部分を創作した者であることが必要とされている。本モデル事例においては、学習用データ作成作業には事業会社のノウハウ(カメラ設置場所や角度、精度の高い学習・推論を可能とするアノテーション付与など)が用いられており、それらのノウハウの質や量によっては、事業会社の貢献部分について事業会社の担当者が「発明者」に該当することもあると思われる。
- ・ もっとも、当事者が、契約締結時に特許権等の権利帰属について定めることを希望するのであれば、著作権と同様に、そのような規定を設けることも考えられる。

【コラム】知的財産権の帰属に関する交渉

- ・ 再三述べているとおり、共同研究開発契約交渉においては、創出された知的財産権の帰属について論点となることが極めて多い。そのため、その点をクリアする方法をよく考えなければならないことになるが、本モデル契約で提案している「権利帰属と利用条件を分けて協議・合意する」というのはその論点について合理的な合意をするための 1 つの手法である。
- ・ それ以外にも、① 創出された成果のうち一部については**スタートアップ**単独、残りについては共有とする(たとえば、創出に関する貢献度に拘わらず学習済みモデルに関する知的財産権は**スタートアップ**単独帰属とし、それ以外の知的財産権は共有とするなど)、②「双方の共同創出における「創出」の意味を具体化する(17 条 1 変更オプション「著作権について一部例外を除いて共有とする場合の条項」はこの手法である)などが考えられる。
- ・ さらに、③ 共同研究契約締結と同時に「ある特定の事業領域において、事業会社との独占的利用契約を締結する」ことで、知的財産権について**スタートアップ**に有利な合意を引き出すという手法もある。事業会社としては、特定の事業領域において対象技術を独占的に利用できればよい一方で、**スタートアップ**としては当該事業領域以外での事業展開に対象知的財産権を横展開できるのであれば、一定の事業領域において事業会社と独占契約を締結することが合理的となる場合もあるためである。ここでは「共同研究契約と『同時に』独占契約を締結する」のがポイントである。このように共同研究に引き続く事業展開フェーズの取引条件についても合意することで、共同研究契約における知的財産権の帰属交渉が容易になるのである。

- ・ ただし、特定の事業領域における独占利用契約を締結することは、言い換えれば当該領域における自社展開や他社との協業の可能性を手放すことを意味するため、独占利用契約締結の可否の検討（失うマーケットと得られるベネフィットとの比較）やその内容（独占領域の定義、独占期間の長短、独占条件の解消条件等）については慎重な検討が必要である。詳細は利用契約書の「想定シーンの解説」「2.利用条件」「（2）解説」「ウ 特定の事業領域における独占利用を許諾することについて」を参照されたい。

19 条（本件成果物等の利用条件）

第 19 条 本件成果物等に関する乙の利用条件は、別途甲乙間で締結する利用契約において定める。なお、利用契約の規定と本契約の規定が矛盾する場合は、利用契約の規定が優先する。

2 乙は、甲に対し、甲が本共同研究開発およびその後の保守・運用・追加学習の目的で本連携システム等を利用することを非独占的かつ無償で許諾する。

<ポイント>

- ・ 本件成果物等の利用に関する条件を定めた条項である。

<解説>

- ・ 本想定シーンの【交渉結果】では、主たる成果物である本学習済みモデル（カスタマイズモデル）は事業会社に対してAPI連携による SaaS 方式により提供されることになった。そのため、本件成果物等の事業会社における利用条件は別途スタートアップ-事業会社間で締結する利用契約において定めると規定している（第 1 項）。
- ・ 他方、本連携システムについてはその著作権が委託料支払いと同時にスタートアップから事業会社に移転しているが、事業会社からスタートアップに対し、本見守りカメラシステムに関する今後の保守・運用・追加開発に関して必要な限度で利用する権限を与えておくことが、スタートアップだけでなく事業会社にとっても利益であることから、これを明記している（第 2 項）。

なお、共同研究開発における成果物の利用条件において、相手方に制約を課す場合には、公正取引委員会の「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」に反することがないように留意する必要がある。

【コラム】

- ・ 共同研究開発契約において最も契約交渉が難航するのは知的財産権の帰属および利用条件である。本事例では、成果物である学習済みモデルをスタートアップが提供する SaaS において利用することを前提としているため、比較的スムーズに交渉が

進んだが、実際の共同研究開発契約においては、成果物を誰がどのように利用した
いかによって権利帰属および利用条件について様々な交渉・合意パターンがある。

- ・ まず、事業領域ごとに両者を棲み分けるパターンがある。たとえば、スポーツ選手の動作解析用機械学習 SW の開発・提供ビジネスにおいて、野球ビジネスを展開しているユーザから提供を受けた野球選手に関するデータを用いて開発した AI について、ユーザは野球に関する領域で展開し、開発者はバスケットボールやアメフトなど野球以外の領域で展開するパターンである。この場合は、たとえば、権利帰属においてはユーザに全部権利帰属させた上で、利用条件としては、ユーザが開発者に対して、野球以外の領域についてのみ完全独占的利用許諾（当該領域についてはユーザも展開不可）とする合意が考えられる。
- ・ 次に「一方が自社内でのみ利用し、他方は全領域において利用するパターン」もある。たとえば、ユーザが、業務改善用機械学習 SW について自社内でのみ利用できれば良く、開発者が自由に事業展開することを許容するという意向を有している場合に採用されるパターンである。このパターンにおける権利帰属と利用条件の組み合わせとしては、開発者に全部権利帰属させたうえで、開発者はユーザの自己実施・利用に限って非独占的に無償で利用許諾する合意が考えられる。
- ・ 最後に一方当事者のみ（通常はユーザ）が事業展開するパターンである。つまり、ユーザが開発者のどちらか一方のみが、開発された機械学習 SW を利用することができ、他方当事者は利用できないというパターンである。これは、いわば一方当事者が他方当事者から利用する権利を「買い取ってしまう」ということを意味している。開発された機械学習 SW を、どうしても他社に使わせたくないという意向をユーザが強く持っている場合には、このようなパターンが選択されることになる。このパターンの場合は、開発者は当該機械学習 SW を利用したビジネスチャンスを失うことになるので、開発に関する委託料の金額は高額になることが多い。このパターンにおける権利帰属と利用条件の組み合わせとしては、ユーザに全部権利帰属させ、開発者は一切利用不可という合意をすることになる。

20 条（禁止事項）

第 20 条 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件成果物について、次の各号の行為を行ってはならない。

- ① リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法でソースコードを抽出する行為
- ② 再利用モデルを生成する行為
- ③ 学習済みモデルへの入力データと、学習済みモデルから出力されたデータを組み合わせて学習済みモデルを生成する行為
- ④ その他前各号に準じる行為

<ポイント>

- ・ 本件成果物を事業会社が使用する際の禁止行為を定める条項である。

<解説>

- ・ 本条に定める禁止行為は、本件成果物の提供方法と密接に結びついている。すなわち、本「想定シーン」のようにカスタマイズモデル（本学習済みモデル）のコードの提供を前提とせず、SaaS 契約により、API連携により処理結果のみを出力する場合であれば、事業会社は本学習済みモデルのリバースエンジニアリングを行うことは事実上不可能である。そのため、①のリバースエンジニアリング等の禁止に関する条項は、有害的記載事項ではないものの、機能する場面は稀であろう。
- ・ また、②は追加学習や転移学習によって学習済みモデルを生成する行為、③はいわゆる「蒸留行為」を意味しているが、①のリバースエンジニアリング等の禁止に関する条項と同様、これも機能する場面は稀であろう。

21 条（非保証）

第 21 条 甲は、乙に対し、本件成果物の利用が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証しない。

2 本件成果物の利用に関し、乙が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、乙は、甲に対し、当該事実を通知するものとし、甲は、乙の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

<ポイント>

- ・ 事業会社による「本件成果物」の利用に関する非保証を定めた規定である。
- ・ 1 項は「本件成果物」の利用が事業会社の特定の目的に適合することの非保証である。
- ・ 2 項の知的財産権侵害の非保証を前提として、3 項は、事業会社が第三者から訴訟提起された場合のスタートアップの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ・ 学習済みモデルを利用したサービスにおいては、一般的に、そのサービス提供結果の精度や水準について保証をすることは技術的に困難である。
- ・ もちろん、開発段階において、テスト用データを利用した出力について一定の精度を保証することは技術的には不可能ではないが、開発が終了した後の、学習済みモデルの利用フェーズにおいては未知のデータが処理対象となることから、出力の精度保証は困難となる。訓練データと異なる偏りを持ったデータが入力された場合にどのような出力がなされるかは予測が困難だからである。そこで、第 1 項においては「本件成果物」の利用が事業会社の特定の目的に適合することの非保証を定めている。

- ・ 第 2 項においては、**本件成果物**の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことについての非保証を定めている。これは、そのような保証を行うことは、サービス提供者のリスクが非常に高いためである。スタートアップと事業会社との適切なリスク分配という観点からは、知的財産権非侵害の保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。仮に、そのような保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明にとどめるべきである。もっとも、著作権侵害についてはその要件として依拠性が必要とされているため、非侵害保証をしたとしてもサービス提供者にとっての負担が大きくない場合がありうる。したがって、知的財産権侵害のうち著作権侵害に限って非侵害保証をすることもありうるであろう。**なお、スタートアップとしても、新規出資を受ける場面や M&A の場面を想定し、自社内では、本件成果物の利用が第三者の権利を侵害しないことを可能な限り確認しておくべきである。**

22 条(損害賠償)

- 第 22 条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、この請求は、業務の終了確認日から●か月が経過した後は行うことができない。
- 2 甲が乙に対して負担する損害賠償は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、乙に現実発生した直接かつ通常損害に限られ、逸失利益を含む特別損害は、甲の予見または予見可能性の如何を問わず甲は責任を負わない。
- 3 本条第 1 項に基づき甲が乙に対して損害賠償責任を負う場合であっても、本契約の委託料を上限とする。
- 4 前 2 項は、甲に故意または重大な過失がある場合は適用されない。

<ポイント>

- ・ 契約の履行に関して損害が発生した場合の賠償に関する条項である。損害賠償の範囲を直接かつ現実に生じた損害に限定している。また、スタートアップが事業会社に対して追う損賠賠償については、スタートアップに故意・重過失がない限り、委託料を上限とする旨の上限規定を設けている。

23 条(第三者ソフトウェアの利用)

- 第 23 条 甲は、本**共同研究開発**遂行の過程において、本件成果物を構成する一部として第三者が著作権を有するソフトウェア（以下「第三者ソフトウェア」という。）を利用しようとするときは、第三者ソフトウェアの利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を提供し、乙に第三者ソフトウェアの利用

を提案する。

- 2 本契約の他の条項にかかわらず、甲は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないことおよび不適合のないことを保証するものではなく、甲は、第 1 項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害または不適合の存在を知りながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。

<ポイント>

- ・ AI 技術を利用したソフトウェアの開発においては OSS のような第三者ソフトウェアが大量に利用されるため、第三者ソフトウェア の利用に関する規定を設けるものである。
- ・ 第三者ソフトウェアの利用により生じた損害については、第三者ソフトウェアの利用による開発費や開発期間短縮の恩恵を受けているのは事業会社であることから、事業会社が負担するものとしている。もっとも、スタートアップはソフトウェア開発の専門家であることから、第三者ソフトウェアに関する適切な情報を事業会社に提供するものとし、また、第三者ソフトウェアに問題があることについて故意・重過失がある場合には、スタートアップの免責を認めないものとしている。
- ・ なお、事業会社に第三者ソフトウェアの利用採否についての選択権を与えた場合、そもそも開発が不可能になる可能性があることからそのような選択権は設けていない。

24 条（権利義務譲渡の禁止）

第 24 条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面等による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

<ポイント>

- ・ 契約上の権利義務や地位を相手方の事前の承諾なく譲渡してはならないことを定めた一般的な条項である。

25 条（解除）

第 25 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 重大な過失または背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合

- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 甲または乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的な規定である。

<解説>

- ・ 「モデル契約書_共同研究開発契約書(新素材)」第 17 条(解除)の解説にあるとおり、チェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&A が解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。

したがって、スタートアップとしては、解除事由に COC が含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【解除事由としての COC 条項の例】

- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が全議決権の●分の 1 を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合

26 条(有効期間)

第 26 条 本契約は、本契約の締結日から第 4 条の委託料の支払いおよび第 10 条に定める確認が完了する日のいずれか遅い日まで効力を有する。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 委託料の支払いまでまたは確認完了時点のいずれか遅い方までと規定しているが、「1 年間」などの具体的な期間を定めることも可能である。いずれのケースにおいても、契約の終了時期が明確に判断できる記載とすることが重要である。

27 条（存続条項）

第 27 条 本契約第 6 条 3 項（各自の義務）、第 11 条（対象データ等）第 4 項および第 5 項、第 12 条（対象データの利用・管理）から第 23 条（第三者ソフトウェアの利用）、本条ならびに第 28 条（準拠法および管轄裁判所）は、本契約終了後も有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

28 条（準拠法および管轄裁判所）

第 28 条 本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- ・ 準拠法および紛争解決手続きに関してとして裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。

29 条（協議）

第 29 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲および乙が協議し、円満な解決を図る努力をする。

<ポイント>

- ・ 協議に関する一般的規定である。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【別紙(1)】

1 本共同研究開発の対象

- (1) 本件成果物
 - ① 本学習済みモデル
 - ② 本連携システム
 - ③ 本ドキュメント
- (2) 使用環境
- (3) 前提条件

2 対象データの明細

(1) データの概要

(例) 介護施設において乙がカメラを設置したうえで撮影したカメラデータ。当該カメラデータについては撮影対象である被介護者本人から第三者提供に関する同意を取得する手続を履践するものとする。

(2) データの項目

(3) データの量

(例) 動画データ 500 時間分

(4) データの提供形式

3 乙が提供する資料等

別途協議する。

4 作業体制

【甲、乙の責任者および必要に応じてメンバーそれぞれの役割、所属、氏名の記載とソフトウェア開発の実施場所等を記載】

(1) 甲の作業体制

- ・ 甲側責任者氏名： ● ● ● ●

甲側責任者は次の役割を担当する。

- ①
- ②

[・メンバー]

メンバーは次の役割を担当する。

【※組織図/氏名/役割を記載】

(2) 乙の作業体制

- ・ 乙側責任者氏名： ●● ●●

乙側責任者は次の役割を担当する。

①

②

[・メンバー]

メンバーは次の役割を担当する。

①

②

【※組織図/氏名/役割を記載】

(3) ソフトウェア開発実施場所

(4) 連絡体制

本共同研究開発開始後、速やかに甲および乙の担当者間における連絡手段（電子メール、チャットツール（Slack 等）および開発支援ツール（Jira）等）について協議のうえ決する。

5 具体的作業内容（範囲、仕様等）

(1) 甲の担当作業：次のとおりとする。

- 対象データの収集
- 対象データの前処理
- 対象データにアノテーションを行うことによる学習用データおよび本学習用データセットの作成
- 本学習済みモデルおよび本連携システムの開発および本ドキュメントの作成

(2) 乙の担当作業：

- 対象データの収集および甲への提供
- 対象データにアノテーションを行う際のノウハウ提供
- 本学習済みモデルの精度の向上に必要な介護事故の発生原因や検知に関するノウハウ・知見の提供
- 本学習済みモデルおよび本連携システムの性能評価

6 連絡協議会

- (1) 開催予定頻度：
(2) 場所：

7 作業期間

●●年●●月●●日～●●年●●月●●日

8 業務の完了

- (1) 甲からの成果物提供期限：●年●月●日
(2) 乙による確認期間：成果物提供日から●日間

9 委託料

① 本学習済みモデルに関する委託料

●●●●円（外税）

② 本連携システムおよび本ドキュメントに関する委託料

●●●●円（外税）

10 委託料の支払時期・方法

① 本学習済みモデルに関する委託料

本契約締結日から7日以内 ●●円
乙による成果物確認日から7日以内 ●●円

② 本連携システムおよび本ドキュメントに関する委託料

本契約締結日から7日以内 ●●円
乙による成果物確認日から7日以内 ●●円

【別紙(2)公表事項】

資料I-4 改訂版 モデル契約書

AI 編（利用契約書）

利用契約書（AI）

想定シーン

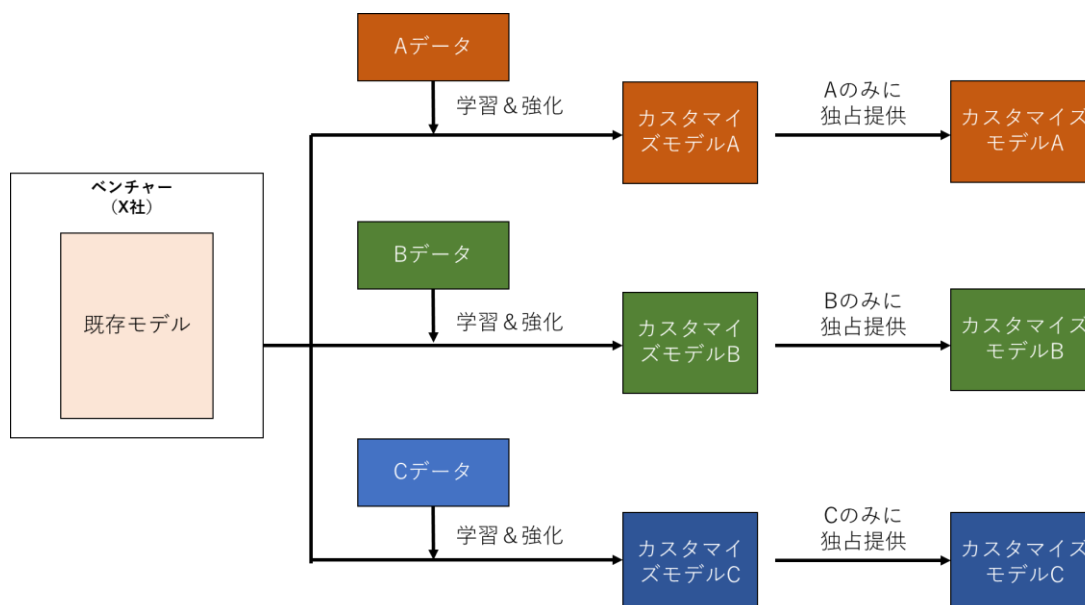
1. X社（動画・静止画から人物の姿勢をマーカーレスで推定するAI技術を保有するスタートアップ）とY社（介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカー）の共同研究開発は順調に進んだ。そして開発成果として、介護施設内での被介護者の転倒・徘徊を、高い精度かつリアルタイムで検出できるカスタマイズモデルの生成および同カスタマイズモデルとY社システムとの連携システムの開発が完了した。
2. 開発成果に関する知的財産権の帰属については、カスタマイズモデルを含む成果物および開発過程において発生した著作権のうち連携システムおよびドキュメント類に関する著作権はY社に単独帰属、それ以外の著作権はX社に単独帰属する旨共同研究契約において合意している。
3. さらに、開発成果の提供方法については、連携システムについてはX社からY社に対してソースコードおよびドキュメント類の納品、カスタマイズモデルについては、成果物の確認に必要な期間（確認期間）中、カスタマイズモデルによる処理結果をAPIを通じて提供することで確認を行うこととなった。
4. さらに、X社とY社においてカスタマイズモデルの利用条件や追加学習の内容について交渉を行った。交渉の経緯は以下のとおりである。

Y: カスタマイズモデルの利用条件だが、Yが提供したデータおよびYが事業ドメインに関する各種ノウハウ等を提供した結果共同開発された学習済みモデルなので、Yのみに独占的に利用させて欲しい。また、今後当該サービスを利用する際にYからXに処理対象の動画データを大量に送信することになるが、当該データを利用してカスタマイズモデルの精度の維持・向上（追加学習）サービスも提供して欲しい。

X: カスタマイズモデルの利用条件と、追加学習の内容についての要望と理解した。まず、カスタマイズモデルの共同開発にY提供データやノウハウが寄与していることは十分理解している。しかし、Yによる独占的利用ということになると、Xとしては当該カスタマイズモデルを利用した、それ以外のビジネスチャンスを犠牲にすることになる。また、Y社に対して独占的利用を行うということは、Xとしては、Y以外の、学習用のデータを提供したユーザに対しても、当該学習用データを利用して共同開発したカスタマイズモデルをそれぞれ独占的に提供することが前提となる。その結果、個々のユーザのデータのみを学習に利用した、個々のユーザごとのカスタマイズモデルが複数並立することになり、そのすべてのカスタマイズモデルを当社が管理して各ユーザに提供することになる。

たとえば、XがA、B、Cそれぞれからデータを受領してカスタマイズモデルを共同開

発し、それぞれのカスタマイズモデルについて A～C との独占利用契約を締結した場合、以下のような提供形態となる。



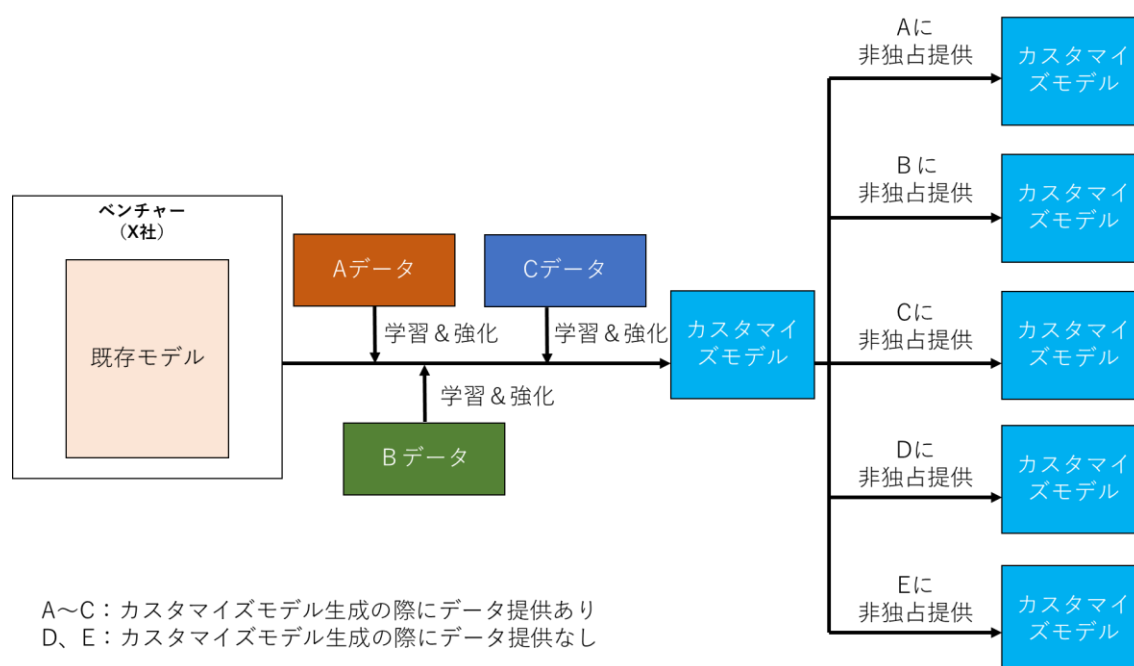
Y: それは理解できるが、何が問題なのか。

X: このようなスキームだとまず、個々のカスタマイズモデルの学習に用いるデータ数が十分でないので、個々のカスタマイズモデルの精度やロバストさ(頑健性)が相対的に落ちる可能性が高い。特に、データの傾向変化発生時にデータがなかなか集まらないことになる。また、ユーザごとに異なるカスタマイズモデルを管理してアクセスを制御するためのシステム開発コストや多数モデルの同時立ち上げに耐えられるインフラの調達コストが著しく上昇することになり、それをサービス提供価格に転嫁せざるを得ない。さらに、当社としては、このようなスキームを想定していなかったため、もしこのようなスキームにするとすると、スキーム実現のためのシステム開発期間が今から最低でも半年くらいかかってしまうと思われる。

Y: 弊社としては、介護施設向け見守りシステムについては、実際にどの程度のニーズがあるのかは、今後実際に営業活動をしてみないとわからない部分があるため、現時点で高い利用料は支払えない。また、見守りシステムについては提供開始時期について既にプレスリリースも打っているので、さらに半年間もの開発期間がかかるのは困る。

X: その点は理解できる。なので、お互いにとってのリスクを低減するために、カスタマイズモデルについて非独占的な組み方が合理的だと考える。つまり、X はYに対してカスタマイズモデルを API 経由で提供すると同時に、Y以外の第三者に対しても業界を超えてカスタマイズモデルを非独占的に API 経由で提供するという組み方であ

る。また、カスタマイズモデル生成の際のデータ提供はしないが、モデルを利用したサービスだけ利用したいという事業者も当然想定されることから、データを提供しない事業者に対してもサービス提供をすることになる。



Y：ただ、そのような非独占的な組み方をすると、共同研究開発においてYがデータ提供やノウハウ提供で貢献したにもかかわらず、Yに何も見返りがないということにならないか。だとすると受け入れがたい。

X：Yの貢献を利用条件に反映させる必要性はもちろん理解している。もし上記のような非独占的な組み方をした場合、弊社としてはモデルの管理コストが下がり、かつ様々な第三者（当該第三者がカスタマイズモデル生成の際にデータ提供をしたか否かに関わらない。）に対して高精度なカスタマイズモデルを提供することができることになるので、事業規模・収益機会が拡大することになる。そこで、① カスタマイズモデル生成の際にデータ・ノウハウを提供したYの寄与に見合った経済的便益（たとえば、一定期間、サービス利用料を介護領域における最安値からさらに一定の割合軽減する）を、一定期間Yに提供する、② XのYに対するカスタマイズモデルの提供に際しても初期費用の負担は求めない、③ SaaS の上位プランの廉価提供、新機能の優先提供、新た共同開発時に優先的に声かけをするなどの、様々なインセンティブ付与を考えている。このような組み方をすることで、介護施設向け見守りシステムの将来展開の不確実性に対応した、XY双方にとっての合理的なリスク・ベネフィット分配ができるのではないかな。

Y：なるほど。

X：以上はカスタマイズモデル利用条件の問題だが、併せて追加学習サービスの範

困についても協議をさせて欲しい。Yの要請としては「今後当該サービスを利用する際にYから X に処理対象の動画データを大量に送信することになるが、当該データを利用してカスタマイズモデルの精度の維持・向上（追加学習）サービスも提供して欲しい」というものだが、その点についてはもちろん X としても望むところであり追加費用なしで追加学習サービスを提供する。ただ、Yを含めた複数社に対して 1 つの高精度なモデルを利用してサービスを提供することから、同モデルの追加学習の頻度や方法については弊社に完全に任せて欲しい。さらに、もちろんそのようなことがないように最大限努力はするが、特にデータの傾向が大きく変わったような場合には追加学習をすることでむしろ精度が下がることもあることについては AI の技術的特性から理解をして頂きたい。

Y: それは理解した。

X: 協議したいのは、当該追加学習サービスの内容である。Yとしては、どのような希望を持っているか。

Y: Yとしては、Yが処理対象として送信したデータは、Yへの見守りサービスの提供およびYへの追加学習サービスのためだけに利用して欲しい。X がY以外の第三者に提供するモデルの追加学習のために利用するのは避けてほしい。

X: そのような、限定された追加学習サービスも技術的にはもちろん可能なのだが、先ほどカスタマイズモデルの利用条件として、非独占的な組み方の合理性について説明した。仮にそのような非独占的な組み方をする場合、追加学習についても、もう少し柔軟な内容、言い換えれば非限定的な内容にすることが合理的ではないかと考える。

Y: 具体的にはどういうことか。

X: カスタマイズモデルの利用条件として非独占的な組み方をする合理性は、将来の見通しが不確実な状況の下、XY双方にとっての合理的なリスク・ベネフィット分配ができるという点にあった。また、そのような非独占的な組み方は、追加学習についても非限定的な内容を前提としている。具体的には、Yが提供したデータを、Yに対するサービスにおいてだけでなくXにおいて広く追加学習に利用することができる、という内容である。このように、非限定的な追加学習を行うことによって、より幅広いデータを使って追加学習を行った高い精度・高い価値を有するモデルを利用することができることになる。

Y: カスタマイズモデル利用条件について非独占的な組み方をするのであれば、追加学習サービスの範囲についても非限定的とするのが合理的という趣旨か。なるほど。ただ、その場合でもYが処理対象として提供したデータが第三者にわたるのは絶対に避けたい。

X: もちろん、追加学習サービスにおいては、提供されたデータは X 内でモデルの学習用のために使われるにすぎず、提供されたデータそのものが第三者にさらに提供

されるわけではない。また、当然のことではあるが、契約上、Yから送信されたデータについてはXにおいて安全管理措置を施すことになる。

Y: 了解した。検討する。

5. 以上のような交渉を経て、① カスタマイズモデルの利用条件としては非独占的な内容としたうえで、② カスタマイズモデルの共同開発におけるYの貢献を反映するために一定期間サービス利用料を介護領域における最安値からさらに 10%(注: 具体的条件設定についての基本的な考え方については後記解説を参照)軽減することとし、③ 追加学習の内容については非限定的な内容とするということに X 社・Y 社間で合意をした。具体的には以下のとおりである。

(1) カスタマイズモデルの利用条件

① X 社による利用

- ◇ 独占・非独占: 非独占(Y社以外の第三者に対してもカスタマイズモデルおよび同モデルを利用したサービスを提供可能)
- ◇ 利用可能範囲: 限定なし

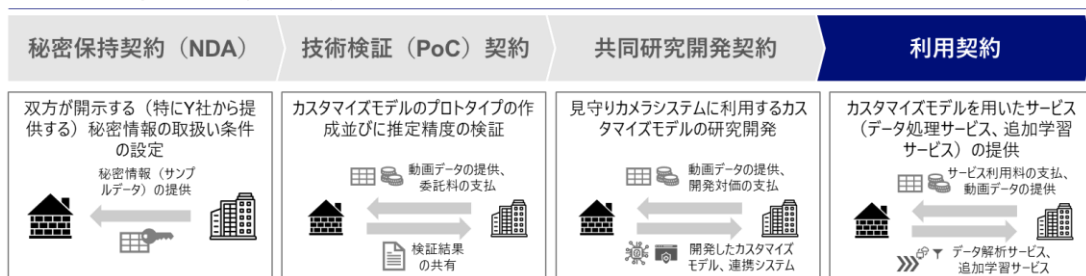
② Y社による利用

- ◇ 利用可能範囲: 限定なし
- ◇ サービス利用料: Y社が連携システムを経由して API を利用した量に応じた従量課金。ただし、Y社がカスタマイズモデルの共同開発に際してデータ・ノウハウ提供をした見返りとして、3 年間、介護分野におけるサービス利用料の最安値からさらに 10%引きとする。
- ◇ 利用可能期間: ●年間

(2) 追加学習サービスの内容

- ◇ X 社によるカスタマイズモデルへの追加学習の可否:
Y社から送信されたデータおよび他ユーザから送信されたデータを用いた、特に制限のない追加学習が可能
- ◇ Y社が処理対象としてX社に送信したデータの扱い:
本サービスの提供目的および追加学習のためにX社において制限なく利用可能
- ◇ カスタマイズモデルに追加学習したモデルの権利帰属: X 社
- ◇ サービス利用料: カスタマイズモデルのサービス利用料に含む
- ◇ 期間: ●年間
- ◇ その他
 - ① 追加学習の頻度・方法についてはX社の裁量に委ねる。
 - ② 追加学習により精度に変化が生じる可能性があることは了解する。

本モデル契約書が対象とする、オープンイノベーションのプロセス



想定シーンの解説

1. 視点

学習済みモデルの共同開発段階および利用・追加学習段階においては、

- ① 共同開発の成果物に関する知的財産権の帰属
- ② 成果物の利用条件
- ③ 追加学習の内容

が重要なポイントである。

しかし、実際には、ともすれば①の知的財産権の帰属のみが交渉の対象となりがちであり、その結果、以下のように交渉が暗礁に乗り上げることがある。

【事業会社】

学習用データセットや学習済みモデルは、うちのノウハウや機密が詰まった生データを用いて生成されたものですし、開発に際して委託料も支払っています。うちに権利がありますよね？

【スタートアップ】

いやいや、生データだけでは学習済みモデルは生成できません。高性能なモデルができるのは、データの前処理やモデルの訓練過程いずれにおいてもうちの高度のノウハウと多大な労力あってこそです。うちに権利がありますよね？

このような対立は、事業会社・スタートアップいずれもが「成果物等は自社のものである」、言い換えると「成果物の権利を自己に帰属させる」ことに双方が固執することに主として起因している。

そして、このように「どちらが権利を持っているか」（権利の帰属）に双方がこだわっている限り双方の溝は埋まらず、交渉に多大な労力と時間がかかり結局双方が競争力を失うことになる。

そこで、経済産業省が 2018 年に公開した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI 編）」（以下「2018 年ガイドライン」という。）の 28 頁以下において提案されている

のが「権利帰属」と「利用条件」を分離して柔軟な条件設定をすることである。

本モデル契約においても、①「権利帰属」と②「利用条件」を分離して柔軟な条件設定をすることを想定している。加えて、本モデル契約においては、さらに③の追加学習の内容を組み合わせることでより合理的な条件設定をした。

以下説明をしていくが、まず①の権利帰属については、共同研究開発契約で定められているように、連携システムおよびドキュメント類に関する著作権はY社に単独帰属し、それ以外の著作権はX社に単独帰属することを前提とする。

2. 利用条件

スタートアップにおいて「複数の事業会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合、カスタマイズモデルの利用条件は「交渉経緯」に記載したように非独占的な内容が合理的である。

(1) 内容

XはYにカスタマイズモデルを、以下の条件で、範囲限定なくSaaS形式で非独占的に提供する。

① Xによる利用

- 独占・非独占：非独占
(Y以外の第三者に対してもカスタマイズモデルを提供可能)
- 利用可能範囲：限定なし

② Yによる利用

- 利用可能範囲：限定なし
- サービス利用料：Yが連携システムを経由してAPIを利用した量に応じた従量課金
- Yは、カスタマイズモデル生成に際してデータ・ノウハウを提供した見返りとして、一定期間、対象領域についてサービス利用料の最恵待遇条項やプロフィットシェアなどの経済的便益を受ける。
- 利用可能期間：●年間

(2) 解説

ア 非独占的な提供の合理性

カスタマイズモデルの利用条件としては、「交渉経緯」でY担当者が当初主張していたような「独占的な提供」という内容も一応考えうる。その場合、一定期間内は、XはY以外の第三者に対してカスタマイズモデルの提供が出来ないことになるが、そうすると、ごく例外的なケースを除いてスタートアップであるXのビジネスが成り立たなくなる。

なぜなら、独占的な提供方法を採用した場合、XとしてはY以外の事業会社とも同様の条件で組むことになるが、そうすると個々の事業会社ごとのカスタマイズモデルが複数

並立することになり、そのすべてのカスタマイズモデルをXが並列的に管理して各事業会社に提供することになる。

その場合、そもそも個々のカスタマイズモデルの学習に用いるデータ量が不足することから、個々のカスタマイズモデルの精度やロバストさ(頑健性)が相対的に落ちる可能性が高い。特に、データの傾向変化発生時にデータがなかなか集まらないことになる

また、スタートアップにおいて独自の研究開発に基づいてX社既存モデルのアップデートを継続的に行っていく場合、スタートアップは並立している全てのカスタマイズモデルについても同アップデートを前提としたメンテナンスを行う必要があり、必然的に管理コストが著しく上昇することになる。そこで、スタートアップとしては利用料を高く設定しなければビジネスが成り立たないことになるが、事業開始時点の見通しが不透明な状況において事業会社が高い利用料設定に応じることは、ごく例外的な場合(たとえば、当該領域を当該事業会社が独占していて、高い収益が約束されている場合)以外は通常考え難い。その結果、スタートアップとしては、「将来にわたって低い利用料収入で高い管理コストを賄う」という状況に陥ることになり、事業の発展可能性を失う。

そのため、ごく例外的な場合を除いてスタートアップにおいて「複数の事業会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを各事業会社に提供する」というビジネスを提供する場合、カスタマイズモデルの利用条件は非独占的な内容、すなわちどの事業会社(この中には、カスタマイズモデル生成のためにデータ・ノウハウ提供をする会社も、しない会社も含まれる。)に対してもカスタマイズモデルないし同カスタマイズモデルを利用したサービスを提供できる、とするのが合理的である。

そうすることで、スタートアップとしては、カスタマイズモデルを用いた事業展開に制約がなくなることから事業拡大・収益拡大の可能性が高まるとともに、管理コストも一定の範囲に抑えることができることから、将来的な発展可能性を確保することができる。

また、社会的な見地から見ても、独占的な提供にとどめた場合「特定の企業のデータだけを用いた、十分な性能のない小さい学習済みモデルが複数存在する」という事態が生じることになるが、非独占的な提供および非限定的な追加学習を行うことで、より高精度な学習済みモデルを広い範囲のユーザに提供することができるというメリットが事業会社およびスタートアップの双方に発生することになる。

スタートアップの中には、成果物の独占的な利用を事業会社から求められた場合、独占的な利用許諾を認めることによってSUの失う利益がいくらかを示し、非独占的な利用許諾と比較して利用料が相当高額になると伝えることにより、結果として事業会社に非独占的な利用に合意して貰う企業もある。

Ⅱ Yの貢献をどのようにカスタマイズモデルの利用条件に反映させるか

もっとも、カスタマイズモデルの利用条件を非独占的な内容にした場合、カスタマイズモデルの共同開発におけるYのデータやノウハウ面での寄与をどのようにして適切に反映させるかが問題となる。

X がYに独占的にカスタマイズモデルを提供するというビジネス形態は、Yの寄与を反映させるための一つの方法ではあるが、そのようなビジネス形態が合理的ではないことは先ほど説明した。

Yの寄与を反映させる方法として、X がYの当該寄与に見合った経済的便益をYに提供する方法がある。たとえば、最惠待遇条項(MFN 条項：一定期間、サービス利用料を介護分野における最安値とする。)を設定する方法や、プロフィットシェア(カスタマイズモデルから X が得た売上の一部をプロフィットプールとし、同プロフィットプールを一定のルールに従って分配する方法)などである。

しかし、プロフィットシェアはその設計が非常に複雑になり採用が容易ではない(後述のコラム参照)ため、本モデル契約においては最惠待遇条項(MFN 条項)を採用することとした。

さらに、単純な最惠待遇条項ではカスタマイズモデルの生成に対するYの貢献度を十分に反映できないことから、本モデル契約においてはYに対して、より大きなメリットを提供するために、「●年間、サービス利用料を、介護分野において X が提供する本件サービス利用料の最安値の 10%引きとする。」という条項(いわば「最惠待遇+ディスカウント条項」)を採用している。

本モデル契約では「最惠待遇+ディスカウント条項」におけるディスカウント率を一応「10%」としているが、実際のディスカウント率を設定するに際しては、当該事業領域における利益率、当該事業会社による見込利用量、スタートアップにおけるコスト構造(特にAI スタートアップの場合は研究開発に要するコストが大きい。)を考慮したうえで決定する必要がある。

また本条では、一定期間、一律「10%引き」という固定ディスカウント率としているが、「最惠待遇+ディスカウント条項」を設定する趣旨がYの貢献度を評価するものであることから、実際の貢献度に応じた条件設定をすることが望ましい。具体的には、Yの貢献としては、① 当初のモデルの共同開発への貢献や、② 追加データの提供による貢献が考えられるが、長期間にわたって多数の第三者が提供したデータによる追加学習が行われた場合、初期のユーザが提供したデータがカスタマイズモデルの精度向上に寄与する割合は逡減していくことを考えると、経過年数に応じてディスカウント率を下げていくことも考えられよう。

このような最惠待遇条項(MFN 条項)を設定する方法は、事業会社にとっては事業におけるコスト(サービス利用料)低減を意味する。本モデル契約の条項のように「対象領域における最安値からさらに 10%引き」という設計とした場合、そのコスト低減効果はさらに大きくなり、事業会社の上乗せを得られる可能性が高くなる。

MFN 条項が持つコスト削減効果は、経済的にはプロフィットシェアと同じであるが、その一方で、MFN 条項はプロフィットシェアよりもその設計・計算が容易であり、交渉コストが低いというメリットがある。

なお、MFN 条項を設ける場合には以下の点に留意する必要がある。

(ア) MFN 条項の対象となる分野を特定する必要がある

たとえば、介護領域であれば、介護領域においてサービス利用をしている事業者の中での最安値（あるいは最安値からの定額割引）を保証するという形をとるという意味である。

なぜなら、事業会社は対象分野ごとに競合他社と競争をしており、かつ事業分野によって事業の平均利益率は異なるため、API を提供する際にも、その業界利益率を考慮した値決めが合理的だからである。

本モデル契約においては、介護領域を対象とする MFN 条項としている。

(イ) MFN 条項の適用年限を限定する必要がある

AI 領域は極めて技術の進歩スピードが速く、スタートアップが事業会社に当初提供した X 社既存モデルの陳腐化のスピードも速いこと、スタートアップが非独占的にカスタマイズモデルを提供するビジネスモデルを採用する結果、同カスタマイズモデルのユーザは逡増し、事業会社が当初データおよびノウハウを提供した貢献度も逡減することから、MFN 条項の適用年限を定めるべきである。具体的な適用年限は、秘密保持契約における秘密情報の陳腐化と同じ観点から、3 年程度が合理的と思われる。

本モデル契約においては MFN 条項の適用年限を 3 年間としている。

(ウ) 最低価格を参照する対象となる事業者（対象事業者）を適切に設定する必要がある

最後に、最低価格を参照する対象となる事業者（対象事業者）を適切に設定すべきである。MFN 条項においては、対象事業者に提供する際のサービス提供価格の最低額が基準となるので、対象事業者を適切に設定しなければ、意図せず MFN 条項が発動してしまうためである。詳細は本モデル契約第 8 条（サービス利用料）の解説部分を参照されたい。

ウ 特定の事業領域における独占利用を許諾することについて

また、カスタマイズモデルの非独占的な提供をベースにした場合でも、ある特定の事業領域については独占利用を認めるように事業会社から要請されることがある。

かかる要請に応じるかどうかはスタートアップにおいて極めて慎重な検討を要する。

まず、スタートアップが SaaS 型で API を提供するビジネスモデルを採用する場合、事業をスケールするためには、スタートアップ自らが当該サービスを利用する事業会社に対して直接サービスを提供するだけでなく、システムインテグレータ（SIer）のような中間事業者とパートナーシップを組んで、同中間事業者を介して（中間事業者の立ち位置はサブライセンサーや再販売者などケースバイケースである。）、より多数の事業会社に対してサービス提供をしていく必要がある。

しかし、特定の事業領域について特定の事業会社に独占利用を認めた結果、当該領

域については自由にサービスを提供できないということになると、中間事業者にとっても提供先が限定されることになるため、実際にはスタートアップと中間事業者とのパートナーシップ構築が極めて困難になる。

すなわち、特定の事業領域であれ、独占利用を認めることは、当該領域における他の事業者との取引機会を失うだけでなく、中間事業者とパートナーシップを組んで事業をスケールさせるというスタートアップの事業戦略の根幹を毀損する可能性がある。

ただし、いかなる場合であっても非独占にすることが望ましいというわけではなく、例えば、以下のような事情がある場合において、スタートアップが戦略的な判断として、独占パターンを採用することもありうる。

- ・当該業界がニッチな業界でありかつ当該業界を事業会社が寡占しているため、当該事業領域について事業会社に独占利用させたとしても、スタートアップの事業機会への影響が比較的軽微な場合。

- ・スタートアップの事情として、実績作りや、サービスのローンチという形式をとりあえず満たすことの優先度が高い場合。

- ・その他の条件でスタートアップに配慮されている場合（独占期間が短い、独占の見返りとなりうる多額の一時金が支払われている等）

スタートアップとしては、特定の事業領域について事業会社に独占利用を認めることを要請された場合には、上記のような観点から慎重に検討すべきである。

【コラム】プロフィットシェア方式について

プロフィットシェアはその設計が非常に複雑になるため、本モデル契約では採用していないが、参考のため、X がYを含めた事業会社との間でプロフィットシェアを行う場合の留意点について説明をする。

（ア） 固定料率方式

プロフィットシェアを行う場合のシェア額の算定方法について確立した手法がある訳ではないが、まずシンプルな算定方法として考えられるのが「『X の利益（売上）× 固定料率』の計算式で計算したプロフィットシェアが一定期間発生する」というものである。

しかし、X のようなスタートアップが、複数の事業会社からデータの提供を受けて 1 つの高精度なカスタマイズモデルを生成し、当該カスタマイズモデルを非独占的に提供するというビジネスにおいては、そのような「『X の利益（売上）× 固定料率』の計算式で計算したプロフィットシェアが一定期間発生する」という計算方式は採用が困難である。

すなわち、X にデータを提供したすべての第三者に対して、X が固定料率方式のプロフィットシェアを行った場合、当該プロフィットシェアが単純に合算されることになり、プロフィットシェアの合計額が X の収益を大きく圧迫する。また、実質的に考えても、長期間にわたって多数の第三者が提供したデータによる追加学習が行われた場合、初期のユー

ザが提供したデータがカスタマイズモデルの精度向上に寄与する割合は逡減していくことを考えると、カスタマイズモデルを用いたビジネスにおけるプロフィットシェア算定方式としての固定料率方式には合理性がない。

(イ) シェアプール方式

本件のようなカスタマイズモデルを用いたビジネスにおいて合理的なプロフィットシェア算定方式の一つとしてシェアプール方式がある。

これは、カスタマイズモデルの品質向上に協力した事業者に対して、当該品質向上による超過利益を分配するため、一定のシェアプールを設けておいて、当該プールを、データ提供した各事業者の寄与度に応じて分配するという仕組みである。このような算定方法であれば、AI スタートアップとしてはプロフィットシェアの総額をシェアプールという合理的な範囲に抑えることができる一方で、日々精度が高まっていくカスタマイズモデルに対する各事業会社の寄与度を適切に評価することが可能となる。逆に言えば、プロフィットシェアを行う場合には、スタートアップにおいて、このようなシェアプール方式を適切に設計し、事業会社と交渉の上で契約に落とし込まなければならないのであって、安易に固定料率方式で売り上げの一部を支払うというアレンジは自らの首を絞め事業破綻の可能性を高めることに留意する必要がある。もちろん、スタートアップが事業破綻した場合には、当該スタートアップが提供しているカスタマイズモデルを利用した事業会社も大きな影響を被るのであって、合理的なプロフィットシェア方式の採用は、スタートアップのみならず事業会社にとっても有用である。

(ウ) シェアプール方式の詳細について

i シェアプール額の設計

シェアプール方式は「①一定の計算式(たとえば「売上高×●%(シェアプール比率)」)で計算したシェアプールを(シェアプール額の設計)②一定の比率で参加者に分配する(分配比率の設計)」というものである。

そして、①のシェアプール額を設計するに際して、「売上高×●%(シェアプール比率)」というように売上高のみを基準とすると、売上高が十分に上がらずスタートアップの粗利益や営業利益が赤字の場合でもシェアプールが発生することになってしまう。

そこで、シェアプール額の設計において、「営業利益×●%(シェアプール比率)」とすることも考えられるが、そうすると事業会社に対し、原価や各種経費等の営業秘密を開示等せざるを得なくなる。

売上基準か営業利益基準かいずれを採用することが合理的かはケースバイケースであるが、スタートアップとしては、内部的には「営業利益×●%(シェアプール比率)」シェアプール額を設計したうえで、契約の条項上は、「シェアプール額＝売上高×●%(シェアプール比率)」と合意することが必要であろう。

そのような設計を行ったうえで「シェアプール額＝売上高×●%（シェアプール比率）」と定める場合、シェアプール比率は数パーセント未満が妥当な場合が多いと思われる。

ii 分配比率の設計

シェアプール額が発生した場合、当該シェアプール額を、カスタマイズモデル生成に貢献した度合いに応じて参加者に分配する必要がある。なお、当然のことながら、分配の対象となる参加者は、Yのように「データ解析サービスの利用に先立ってカスタマイズモデルの生成のためにデータ・ノウハウを提供した事業会社」に限られ「カスタマイズモデルの生成のためにデータ・ノウハウを提供せず、単にサービス利用をしているだけの事業者」は含まれない。

この場合の分配比率の計算方式としては、「カスタマイズモデル生成の際に各事業会社が提供したデータ量」に応じて分配する方式、あるいは「カスタマイズモデル用のデータ提供者がカスタマイズモデルを利用した量（各利用者の SaaS のトランザクション量）」に応じて分配する方式が考えられる。

まず、前者の場合、「データによる貢献度」を正確に反映しようとするれば、データの量だけではなく、データの質や鮮度も考慮する必要があるが、「データ量」だけではその貢献度を合理的に反映することが困難である。

一方、後者の場合、システムのバックエンドのコストはシステム利用量が増えるほど下がるという関係にあるため、システムを多く利用しているプレーヤーはその分システム全体に対する寄与度が大きいと評価することができる。

そのため、分配比率の設計に関しては、後者の「カスタマイズモデル用のデータ提供者がカスタマイズモデルを利用した量（各利用者の SaaS のトランザクション量）」を基準とした分配方式の方が、異なる内容のデータの貢献度を比較するという困難を避け、システム全体への貢献という見地から寄与度を算定する方式であり、合理性を有すると思われる。

3. 追加学習の内容

学習済みモデルを利用したデータ処理サービスにおいてはデータを大量に処理することになるが、それら処理対象データに対して一定の品質を維持した処理を行うためには、未知のデータを含む追加データにより学習済みモデルを追加学習しその精度の維持・向上を図ることが必要となる²⁹。

その意味で AI システムは「いったん納品したら終わり」というシステムではなく、追加学習を継続することでその性能を維持・向上する必要があるシステムといえる。

そして、追加学習を行う際には、X と Y との間で、①追加学習に使用するデータの範囲、

²⁹ 追加学習の具体的な方法の概要については機械学習品質マネジメントガイドライン第 1 版（国立研究開発法人産業技術総合研究所）P 87 参照。

②YからXにデータ処理のために提供されたデータの利用目的、③追加学習を行った結果精度が向上した学習済みモデルの権利帰属・利用条件について合意する必要がある。

追加学習の内容をどのようなものにするかはカスタマイズモデルの利用条件と密接に関連している。

前述のようにカスタマイズモデルの利用条件として非独占的な内容とし、複数の事業会社から提供を受けたデータを利用して1つの高精度なモデルを生成するというビジネスとする以上、まず「追加学習に使用するデータの範囲」としては、当該Yから処理のために提供されたデータのみを追加学習に用いるのではなく、当該Y以外から提供されたデータも追加学習に用いることになる。

また「YからXにデータ処理のために提供されたデータの利用目的」についても、Yのみに対して提供するカスタマイズモデルの生成のみに用いるのではなく、Yを含めた利用者に広く提供するためにXが生成する高精度なカスタマイズモデルの生成にも利用することになる。

(1) 内容

➤ 追加学習に使用するデータの範囲：

Yから送信されたデータおよびY以外の第三者からXが提供を受けたデータを用いた、制限のない追加学習が可能

➤ Yが処理対象としてXに送信したデータの扱い：

本サービスの提供目的およびYのための追加学習サービスのため以外にも制限なく利用可能

➤ 追加学習作業の頻度・回数：Xの裁量による

➤ カスタマイズモデルに追加学習したモデルの権利帰属：X

➤ サービス利用料：カスタマイズモデルのサービス利用料に含む

➤ 期間：●年間

(2) 解説

①の「追加学習に使用するデータの範囲」として、当該Yから処理のために提供されたデータのみならず、他のユーザから提供されたデータも追加学習に用いる。さらに、②の「YからXにデータ処理のために提供されたデータの利用目的」は、Yに対する本サービスの提供目的、および当該Yのための追加学習目的以外にも、制限なくXが利用することを可能とする。具体的には、Y以外の第三者に提供するためのカスタマイズモデルの学習のためにもYから提供されたデータを利用することを可能とするのである。

③の「カスタマイズモデルに追加学習したモデルの権利帰属」については、ケースバイケースであるが、本件のような、カスタマイズモデルに関する著作権についてXに帰属させたうえでSaaS形式でYに処理結果を提供する方式の場合は、Xに帰属するとするのが合理的であろう。

なお、追加学習作業をどのようなタイミングでどのように行うかはXの裁量に委ねるの

が合理的と思われる。

目次

・ 前文	19
・ 1 条（定義）	21
・ 2 条（データ解析サービスの内容）	22
・ 3 条（非独占）	23
・ 4 条（追加学習サービスの内容）	23
・ 5 条（対象データの利用）	27
・ 6 条（対象データの管理）	28
・ 7 条（個人情報の取扱い）	29
・ 8 条（サービス利用料）	29
・ 9 条（監査）	32
・ 10 条（対価の不返還）	33
・ 11 条（禁止事項）	33
・ 12 条（非保証および免責）	33
・ 13 条（秘密情報の取扱い）	36
・ 14 条（期間）	38
・ 15 条（解除）	39
・ 16 条（契約終了後の措置）	40
・ 17 条（損害賠償）	40
・ 18 条（存続条項）	41
・ 19 条（準拠法および紛争解決手続き）	42
・ その他の追加オプション条項	42

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で●年●月●日付で締結した共同研究開発契約（以下「本共同研究開発契約」という。）に基づいて共同開発された、本学習済みモデルを用いたサービスに関する条件等を定めるため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約は、スタートアップと事業会社間の共同研究開発契約に基づいて開発されたカスタマイズモデルを利用したサービス（①データ処理サービスおよび②追加学習サービス）を、スタートアップが事業会社に対して提供するための契約である。

<解説>

- ・ 共同研究開発契約では、スタートアップ・事業会社間の共同研究開発契約に基づいて開発されたカスタマイズモデルの利用条件について利用契約において定めるとしている。
- ・ さらに、事業会社としてはカスタマイズモデルを利用したデータ解析サービスに加えて、追加学習サービスの提供を受けることも希望していることから、本利用契約は、データ解析サービスおよび追加学習サービスの内容について定めることを目的としている。
- ・ 学習済みモデルをスタートアップと事業会社で共同開発した場合、あるいは事業会社の委託に基づいてスタートアップが学習済みモデルを開発した場合において、当該学習済みモデルの知的財産権をスタートアップに留保した上でのスタートアップ・事業会社間の当該モデルの利用契約の類型としては、大別してライセンス契約とサービス提供契約がある。
- ・ 具体的には、学習済みモデルのプログラム（コード）をスタートアップが事業会社に提供したうえで、事業会社が同プログラム（コード）を複製（場合によっては改変を含む）・使用する契約形態が、当該コードのライセンス契約（著作物の利用や、事案によっては特許発明の実施の許諾も含むライセンス契約）となる。
- ・ 一方、スタートアップが事業会社には学習済みモデルのコードを提供せず、「事業会社から処理対象となるデータの提供を受けたうえで同モデルを利用した処理結果を事業会社に提供する」という内容の「サービス」を提供する形態もある。この場合はプログラム（コード）の提供を伴わないためライセンス契約ではなくサービス提供契約となる。いずれの契約形式が適しているかはビジネスの内容にもよるが、本モデル契約ではスタートアップは事業会社に学習済みモデルを提供せず、API経由でデータの送信を受けその処理結果を提供するというサービス提供契約を前提としている。
- ・ なお、学習済みモデルのプログラム（コード）を提供するビジネス（ライセンス契約）とAPI経由でサービスを提供するビジネス（サービス提供契約）のいずれかが選択でき

る場合に、いずれを選択すべきか、という点については、例えば以下の考慮要素を踏まえつつ検討することとなる。

【学習済みモデルのプログラム(コード)を提供するビジネス(ライセンス契約)】

事業会社において、スタートアップから提供を受けた学習済みモデルを改変して自社ソフトウェアや自社製品に組み込んで提供する場合や、事業会社のエッジデバイス内に学習済みモデルを組み込む場合には、コードの提供を伴うため当然ライセンス契約が前提となる。

ライセンス契約を締結してコードを提供することで、事業会社での利用可能範囲が拡大され、それに伴ってスタートアップが得られるライセンスフィーが増加する可能性があるというメリットがあるが、コードの開示等を伴うため、その無断複製や漏洩、目的外利用のリスクが常に存在する。

【API 経由でサービスを提供するビジネス(サービス提供契約)】

コードの提供を伴わないため漏洩リスク等がない点、API を通じての提供であるため、再販売を含めて画一的かつ大量にサービス提供・サービス提供範囲の拡大ができ、かつその利用状況をスタートアップ自身が把握できるという点がメリットである。

一方、提供・処理内容を個々の顧客ごとにカスタマイズすることは前提としていないため、カスタマイズを希望する顧客の希望には応えづらいという限界がある。

- ・ 本利用契約はいわゆるクラウドサービスのうち SaaS (Software as a Service) に該当する。クラウドサービスの場合は大量のユーザに対して画一的なサービスを提供することが前提となっていることも多いが、その場合には契約交渉のコストを削減するために提供者と利用者との間では、一対一の個別契約ではなくいわゆる利用規約が締結されるのが通常である。ただし、本モデル契約は、特定のユーザ(Y)から提供を受けたデータを基に開発した特定の学習済みモデル(カスタマイズモデル)を利用したサービスを提供することを前提としているため、利用規約ではなく一対一の個別契約の形式をとっている。一方、データの提供を行わず、単に本サービスを利用するのみの顧客との間では利用規約形式で合意をすることになる。

■ 1 条(定義)

第 1 条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。なお、本共同研究開発契約において定義した用語を本契約で使用する場合には同契約内の定義に従う。

1 エンドユーザ

本見守りカメラシステムの提供事業者との間で本見守りカメラシステムの利用契約(契約の名称および法的形式は問わない。)を締結して同システムを利用する介護事業者をいう。

2 見守り用カメラ

本見守りカメラシステムの提供事業者である乙がエンドユーザに対して提供（売買・貸与・リース等の法的形式は問わない。）する見守り用カメラをいう。

3 対象データ

別紙（1）「対象データの明細」に記載のデータをいう。

4 データ解析サービス

対象データについて同データ内の対象者の状態推定を行い、その推定結果を乙に提供するサービスをいい、その詳細は第2条で定義されるものとする。

5 追加学習サービス

甲が本学習済みモデルに追加学習を行うサービスをいい、その詳細は第4条で定義されるものとする。

6 本サービス

データ解析サービスおよび追加学習サービスの総称をいう。

7 追加学習済みモデル

本学習済みモデルに追加学習を行うことで生成された学習済みモデルをいう。

8 個人情報等

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））に定める個人情報（同法2条1項）および個人データ（同法2条6項）をいう。

9 書面等

書面および甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

■ 2条（データ解析サービスの内容）

第2条 甲は乙に対して下記の内容のデータ解析サービスを提供する。

記

① 解析対象データ

乙からAPIを通じて解析がリクエストされた対象データ

② 解析に利用する学習済みモデル

本学習済みモデルおよび追加学習済みモデル

③ 解析内容

②に定める学習済みモデルを利用して対象者の状態推定を行い、その推定結果を乙に提供する。

④ サービス利用期間

本契約の有効期間と同一とする。

<ポイント>

- ・ データ解析サービスの内容について定めた条項である。なお、独占・非独占の別については第 3 条で定めている。

<解説>

- ・ 本モデル契約はサービス提供契約であるため、当該サービスの内容を契約で特定する必要がある。学習済みモデルを利用したデータ解析サービスの場合、①対象となるデータ ② 処理を行うために利用する学習済みモデル ③ 具体的な処理内容（解析内容） ④ データ解析結果の提供形式等で当該サービスの内容を特定することになる。
- ・ 一方、本モデル契約と異なり、スタートアップと事業会社の間で学習済みモデルのライセンス契約を締結したうえでスタートアップが事業会社に学習済みモデルのコードを提供する場合には、契約形式としてはプログラムのライセンス契約となる。たとえば、本設例を少し変えて、見守りカメラの中に学習・推論を行う学習済みモデルを組み込む場合などである。その場合には、利用許諾の範囲が契約の重要な要素となる。例えば「見守りカメラに学習済みモデルをインストールし、同カメラを製造・販売すること、および同製造・販売に必要な範囲内で学習済みモデルを複製することを許諾する。」という内容になろう。

■ 3 条（非独占）

第 3 条 甲は、乙以外の第三者に対して、本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルを用いたサービス（本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルの複製物を当該第三者に提供するか否かを問わない）を提供することができる。

2 乙は自らおよび第三者のために本契約に定める条件の下でデータ解析サービスを利用することができる。

<ポイント>

- ・ 本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルを利用したサービスの提供が非独占的なものであること、およびデータ解析サービスの事業会社による利用について定めた条項である。

<解説>

- ・ 本モデル契約においては、カスタマイズモデルの利用条件として非独占的な内容を前提としているため、その旨を第 1 項にて定めている。
- ・ 後述のように、本モデル契約においては、スタートアップが事業会社以外の事業者から提供を受けたデータにより本学習済みモデルに追加学習を行うことも可能となっている。そのような方法で追加学習済みモデルを生成し、当該追加学習済みモデルを利用したビジネスを展開する場合は、当該ビジネスは第 1 項に定める「本学習済

みモデルおよび追加学習済みモデルを用いたサービス」に該当する(本モデル契約の定義(第2条)上、追加学習済みモデルは、対象データにより追加学習したモデルに限定されていない。)ため、本条の対象となる。

- ・ また「(本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルの複製物を当該第三者に提供するか否かを問わない。)」と定めているのは、いわゆる SaaS 型のビジネスだけではなく、スタートアップが第三者に本学習済みモデル等のコードおよびパラメータを提供してライセンスビジネスを行う場合も本条の対象にするためである。

■ 4 条(追加学習サービスの内容)

第4条 甲は乙に対して以下の内容の追加学習サービスを提供する。

記

1 追加学習の対象となる学習済みモデル

本学習済みモデルおよび追加学習済みモデル

2 追加学習に利用するデータ

対象データおよび乙以外の第三者が甲に提供したデータ

3 サービス利用期間

本契約の有効期間と同一とする。

4 甲の具体的作業内容

- ・ 追加学習サービスに用いるために対象データを整形または加工した学習用データセット(以下「追加学習用データセット」という。)の作成
- ・ 本学習モデルに対する追加学習用データセット等を用いた追加学習やアーキテクチャーの変更等による追加学習済みモデルの生成

5 作業頻度・回数

サービス利用期間内において甲が適切と判断した頻度・回数

6 追加学習用データセットの取扱い

- ① 甲は、追加学習用データセットを乙に対し開示する義務を負わない。
- ② 甲は、追加学習用データセットを、本契約期間中およびその終了後も本契約第5条1項に定める目的で利用することができる。
- ③ 甲は、追加学習用データセットを第三者に開示等してはならない。

7 追加学習モデル等の著作権の帰属

- ① 追加学習済みモデルおよび追加学習サービスの遂行に伴い生じた知的財産に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下本契約において同じ。)は、乙または第三者が従前から保有していた著作権を除き、甲に帰属する。

- ② 甲および乙は、本契約に従った追加学習済みモデルの利用について、相手方および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作権人格権を行使しない。
- ③ 本項①の規定にかかわらず、甲が本契約第 15 条 1 項 2 号または 3 号のいずれかに該当した場合には、乙は、甲に対し、上記 7①に定める著作権を甲または乙の指定する第三者に対して無償で譲渡すること、および甲が当該知的財産権を利用するために必要な知的財産のうち乙が有する知的財産の無償・無期限の利用許諾ならびに必要な措置を履行するようを求めることができる。

8 追加学習モデル等の特許権等の帰属

- ① 追加学習済みモデル等にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。以下「特許権等」という。）は、追加学習済みモデル等のうち、特許権等の保護対象となる発明等を創出した者が属する当事者に帰属する。
- ② 甲および乙が共同で創出した追加学習済みモデル等に関する特許権等については、甲および乙の共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。
- ③ 甲および乙は、上記 8②に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践する。

9 追加学習済みモデルの利用条件

追加学習済みモデルの利用条件は、本契約に定める本学習済みモデルの利用条件と同等とする。

10 **本共同研究開発契約**第 6 条（各自の義務）、同第 8 条（再委託）、同第 9 条（本契約の変更）は、甲による追加学習サービスによる追加学習済みモデルの生成に準用する。

11 追加学習サービスの実施による精度変化

乙は、甲が追加学習サービスを実施することによってデータ解析サービスにおける出力精度が変化することを承諾し、そのような変化が生じた場合には甲乙双方にて対応方法を協議する。なお、当該精度変化に伴って乙に損害が生じた場合であっても甲はその責任を負わないものとする。

<ポイント>

- ・ 追加学習サービスの内容について定めた条項である。

<解説>

- ・ 追加学習サービスもデータ解析サービスと同様、当該サービスの内容を契約で特定する必要がある。追加学習サービスの場合、①追加学習の対象となる学習済みモデルおよび②追加学習に利用するデータ等で当該サービスの内容を特定することになる。

- ・ 本モデル契約においては、追加学習に利用するデータは対象データに限定されず、スタートアップが事業会社（乙）以外の第三者に対して本学習済みモデルを利用したサービスを提供し、当該サービスの利用に際して当該第三者からスタートアップが提供を受けたデータも対象としている（2号）。
- ・ さらに、追加学習サービスを提供する場合には、追加学習作業が学習済みモデルの生成という側面を有していることから、学習済みモデルの開発契約において定めるべき事項について追加学習サービスに関する契約においても定める必要がある。
- ・ また、追加学習作業をどのようなタイミングでどのように行うかは X の裁量に委ねるのが合理的と思われるためそのような定めにしており（5号）、また、追加学習の実施により出力精度が変化することは技術的には不可避であることから、そのようなことが生じることの確認・協議・免責について 11号で定めている。
- ・ 本モデル契約は、スタートアップ・事業会社間において本共同研究開発契約に基づいて学習済みモデルを共同開発することが前提となっており、同契約において学習済みモデルの生成に関する事項はすでに合意済みである。そして、追加学習サービスの提供に際してそれら既に合意されている事項を変更する合理性に乏しい場合が多いと思われることから、追加学習サービスによって生成される学習済みモデルについて、**本共同研究開発契約**の関係条項に沿った内容の契約とし（7号以下）、必要に応じて**本共同研究開発契約**の関係条項を準用することとしている（11号）。ただし、追加学習サービスに用いるために生成された学習用データセット（追加学習用データセット）については、**本共同研究開発契約**第 13 条の規定をそのまま準用すると、追加学習サービスの提供に支障が生じるため、**本共同研究開発契約**第 13 条の規定をベースにしつつも、本モデル契約独自の条項を設けている（6号）。**6号の③**では「甲は、追加学習用データセットを第三者に開示等してはならない。」としている。そのためスタートアップである甲が第三者に M&A された際、甲は当該第三者に対しても追加学習用データセットを開示することはできないこととなるが、甲自身が当該データセットを引き続き利用することは可能であるため影響は限定的であろう。
- ・ スタートアップである甲が第三者に吸収型の M&A で買収された場合、甲が保有する学習用データセットについては、当該買収先において利用することが可能となる。吸収型の M&A の場合は、スタートアップは消滅し買い手のみが存続するため、買い手が学習用データセットを利用したとしても「第三者への開示」には該当しないためである。そのような事態が生じる可能性があることを前提に、甲乙間で M&A が生じた際の学習用データセットの取扱について協議し、必要に応じて本モデル契約を修正する必要がある。
- ・ なお、追加学習サービスの提供にあたって、本共同研究開発契約に基づく学習済みモデルの共同開発時と状況が変わった場合には、別途異なる定めを設けることも考えられる。

■ 5 条(対象データの利用)

第 5 条 甲は、本契約期間中およびその終了後も対象データを以下の目的で利用することができる。

- ① 乙に対するデータ解析サービスの提供
 - ② 乙に対する追加学習サービスの提供
 - ③ 乙以外の第三者に対する、本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルを用いたサービス（本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルの複製物を当該第三者に提供するか否かを問わない。）の提供
 - ④ ①②③に定めるサービスの追加的機能の開発
 - ⑤ 本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルに対する追加学習
- 2 乙は甲に対し、以下の各号の事実が正確かつ真実であることを保証する。
- ① データ解析サービスおよび追加学習サービスの利用に際して、対象データを甲に提供する正当な権限を有していることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないこと。
 - ② 前項に基づく甲の使用に対する許諾を行う正当な権限を有していること。
- 3 乙は、甲および甲が指定する第三者に対して対象データに関する著作権人格権を行使せず、またその権利者に行使させないものとする。

<ポイント>

- ・ 事業会社からスタートアップに対して、本サービスの利用に際して提供される対象データの利用に関する条項である。

<解説>

- ・ AI を利用したサービスにおいて、事業会社からサービス提供者に提供されるデータは、サービスの処理対象であると同時に、サービス提供者において学習済みモデルの追加学習に利用することが可能なデータである。したがって、それらのデータをサービス提供者がどの範囲で利用可能か、言い換えれば事業会社がどの範囲でデータをサービス提供者に利用を許すかは事業会社・サービス提供者間で重要な交渉事項となる。
- ・ 最も狭い利用可能範囲は「当該サービスを事業会社に提供するのに必要な範囲」というものである。
- ・ 本モデル契約においては、追加学習サービスについて非限定的な内容としているため、対象データを「乙に対するデータ解析サービスの提供」(1 項 1 号)で利用するのみならず、広く追加学習にも用いることが前提となっている。そこで対象データの利用可能範囲を同項 2 号ないし 5 号まで拡大している。

■ 6 条(対象データの管理)

- 第 6 条 本サービスの利用に際して乙から甲に提供された対象データは、すべて甲が本サービス提供のために利用するサーバ（以下「本サービス用サーバ」という。）に保存および蓄積されるものとする。
- 2 甲は、対象データを適切に管理し、法令に基づく開示が求められた場合および乙の事前の書面等による同意がない限り第三者に開示または提供しない。
- 3 乙が甲に提供した対象データについては、乙の責任においてバックアップ等の保全措置を行う。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、本サービス用サーバに保存されている対象データの全部または一部が消失または毀損した場合、乙は甲に対し、可能な限り当該データを回復するよう要請することができる。但し、甲が回復作業を行ったにもかかわらず、当該データの全部または一部の回復ができなかった場合であっても、甲は一切の責任を負わない。
- 5 理由の如何にかかわらず本契約が終了した場合には、甲は本サービス用サーバ内に残存する全ての対象データを乙に事前通知することなく削除できる。
- 6 甲は、法令違反等甲が不適切と判断した対象データについて、乙に事前通知することなく削除できる。

<ポイント>

- ・ スタートアップにおける対象データの管理に関する条項である。

<解説>

- ・ 追加学習サービスにおいて非限定的な内容を採用した場合においては、対象データの管理体制に対する懸念や、対象データが事業会社以外の第三者に直接開示・提供されるのではないかと懸念を事業会社が抱く可能性があるため、契約上明確に定める必要性が高い。
- ・ 第 2 項においてスタートアップが対象データを管理し、かつ原則として第三者に提供しない旨を定めている。
- ・ 第 5 項においては、契約終了時における対象データのスタートアップによる削除「権限」を定めているが、第 5 条において契約終了後も対象データをスタートアップが引き続き利用できると定めているため、削除「義務」は規定していない。

■ 7 条(個人情報の取扱い)

- 第 7 条 本サービスの利用に際して、乙が、個人情報等を含んだ対象データを甲に提供する場合には、個人情報保護法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
- 2 乙は、本サービスの利用に際して、個人情報等を含んだ対象データを甲に提

供する場合には、事前にその旨を明示する。

- 3 甲は、前項に従って個人情報等が提供される場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

<ポイント>

- ・ 対象データに個人情報等が含まれる場合に関する規定である。

■ 8 条(サービス利用料)

第 8 条 乙は、甲に対し、本契約に定めるサービスの対価として下記計算式により計算した金額を支払う。

記

【計算式】

本連携システムを通じた API リクエスト回数 1 回あたりの単価●円（外税、以下「API 単価」という。）×利用回数

- 2 本学習済みモデルが甲乙間で共同開発されたことを考慮し、前項に関わらず、本契約締結日より 3 年間は、前項の計算式における API 単価を下記計算式の通り減額する。なお、下記計算式における「対象事業者」とは、介護領域において甲からデータ解析サービスの提供を受けている事業者を言う。ただし、以下のいずれかに該当する事業者は除く。

- ① 乙と同様、甲が提供するサービスに用いられる学習済みモデルの生成に貢献したことを根拠として API 単価が減額されている事業者
- ② エンドユーザに対して直接本見守りカメラシステムを提供している事業者以外の事業者（システムインテグレーターなどを含むがそれに限られない。）
- ③ ②に定める事業者を介して甲からデータ解析サービスの提供を受けている事業者

記

【計算式】

甲が、乙以外の対象事業者に対してデータ解析サービスを提供する際の API 単価のうち最も安い単価（外税）×90%

- 3 乙は、甲に対し本条 1 項に定める対価を、本契約締結日以降、1 か月毎に、当該期間の末日から●日以内に支払うものとする。
- 4 乙は前項の対価を甲が指定する銀行口座振込送金の方法により支払う。これにかかる振込手数料は乙が負担するものとする。
- 5 本条で定める各対価についての消費税は外税とする。
- 6 本条の各対価の遅延損害金は年 14.6%とする。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約における事業会社がスタートアップに支払うデータ解析サービスおよび追加学習サービスの対価の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。

<解説>

- ・ データ解析サービスの対価として事業会社がスタートアップに対して支払う利用料について第1項において定めている。まとまった金額の初期利用料や最低利用料の設定をせず、従量課金のみの利用料体系としている。事業会社にとってはローリスクであり受け入れやすい料金体系であろう。
- ・ データ解析サービスに関する MFN 条項を第2項に定めている。MFN 条項の設計としては、まず、MFN の条項の対象分野を特定したうえで、かつ適用年限を定めるべきである。そこで、介護領域を対象領域としたうえで、適用年限を3年間と定めた。
- ・ 次に、MFN 条項において、最低価格を参照する対象となる事業者(対象事業者)をどのように設定するか問題となる。MFN 条項においては、対象事業者に提供する際のサービス提供価格の最低額が基準となるので、対象事業者を適切に設定しなければ意図せず MFN 条項が発動してしまうためである。
- ・ まず、事業会社Yと同様、学習済みモデルの共同開発への貢献を理由に「MFN 条項+ディスカウント」が適用されている事業者は対象事業者から除外する必要がある。そうしないとディスカウントが繰り返されてサービス提供価格が0に近づいていくためである(2項1号)。
- ・ 次に、自らエンドユーザにサービス提供をする事業者以外の、システムインテグレーター等の中間事業者も対象事業者から除外する必要がある(2項2号)。すでに述べたように、スタートアップが SaaS 型で API を提供するビジネスモデルを採用する場合は、スタートアップ自らが当該サービスを利用する事業会社に対して直接サービスを提供するだけでなく、システムインテグレーター(SIer)のような中間事業者とパートナーシップを組んで、同中間事業者を介して(中間事業者の立ち位置はサブライセンサーや再販売者などケースバイケースである。)、より多数の事業会社に対してサービス提供をしていく必要がある。もっとも、中間事業者に対してはボリュームディスカウントを理由として、値引きしてサービス提供せざるを得ないため、このような中間事業者を MFN 条項における対象事業者に含めてしまうと、意図せず MFN 条項が発動してしまうためである。
- ・ 最後に、このような中間事業者を介してデータ解析サービスの提供を受ける事業者についても対象事業者から除外する必要がある(2項3号)。中間事業者を介してサービス提供を受ける事業者に対しては、直接スタートアップが価格をコントロールできないため、この場合もまた意図せず MFN 条項が発動してしまう可能性があるためである(なお、中間事業者を介してデータ解析サービスの提供を受ける事業者のサー

ビス利用料等の契約条件をスタートアップが設定する(拘束する)ことも考えられるが、独占禁止法上の問題もあり実際は困難である。))。

- ・ 追加学習サービスの対価については第 1 項に定める対価に含まれるとしている。これは、もともと AI 技術を利用したサービスにおいては、時間の経過によって入力データの性質が変化することにより追加学習を行わなければ精度が下がっていつてしまうためそれに対応する必要があること、また本事例においては、追加学習の結果精度が向上したモデルに関する著作権はスタートアップに単独帰属し、スタートアップは同モデルを利用したサービスを全ての顧客に対して提供することができることから追加対価は不要としている。

【コラム】利用料の料金体系

- ・ 利用料の料金体系はビジネスモデルに応じて千差万別である。本モデル契約においては、初期利用料や最低利用料の設定をせず、従量課金のみの利用料体系としているが、あくまで一例に過ぎない。
- ・ たとえば機械学習技術を利用したマーケティングツールを提供している SU の中には、利用当初数ヶ月をトライアル期間として固定の利用料金とした上で、当該トライアル期間中の効果をモニタリングし、当該モニタリング結果を基にライセンス条件を確定させて、トライアル期間後の利用料を合意しているところもある。

■ 9 条(監査)

第 9 条 甲および乙は、相手方に対して、前条に定める対価（以下本条において「本対価」という。）に関連する帳簿類、決算書、その他の経理書類・帳簿類を開示すべきことを請求することができる。

2 前項に基づいて報告された本対価に関して、当該帳簿類の開示請求を行った当事者は、公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

3 前項の費用は監査請求を行った当事者が負担する。ただし、監査の結果、監査を受けた当事者が報告した本対価が支払うべき本対価よりも 10%以上少なかった場合、監査請求を行った当事者は、監査を受けた当事者に対してその費用を求償することができる。

<ポイント>

- ・ 第 8 条に定めるサービス利用料の計算および MFN 条項に基づく計算が正しいことを確認するための監査の方法を定めた規定である。

<解説>

- ・ ライセンス契約における監査条項と同様の規定である。

- ・ 監査の費用については、原則は監査請求を行った当事者が負担することを原則としつつも、監査の結果、不正が発生した場合は監査を受けた当事者が負担することとしている。ただし、不正の定義で争いが生じることもあるため、対価の 10%以内の誤差は除くものとしている。
- ・ 対価の支払いが適正でなかった場合には、未払い分につき遅延損害金年利 14.6%が発生することとなり(本モデル契約 8 条 9 項)、これが実質的なペナルティとなっている。

■ 10 条(対価の不返還)

第 10 条 甲および乙は、本契約に基づき相手方に対して支払った対価に関し、計算の過誤による過払いを除き、いかなる事由による場合でも、返還その他一切の請求を行わないものとする。なお、錯誤による過払いを理由とする返還の請求は、支払後 30 日以内に書面等により行うものとし、その後は理由の如何を問わず請求できない。

<ポイント>

- ・ 支払われた対価についての不返還を定めた条項である。

■ 11 条(禁止事項)

第 11 条 乙は、本サービスの利用にあたり、自らまたは第三者をして次の各号のいずれかに該当する、またはそのおそれのある為をしてはならない。

- ① 法令または公序良俗に違反すること
- ② 甲または第三者の知的財産権等の権利利益を侵害すること
- ③ 蒸留行為（本学習済みモデルへの入力データと、本学習済みモデルの処理結果を新たな学習用データセットとして新たな学習済みモデルを生成する行為）
- ④ 不正なデータまたは命令を本サービスに入力すること
- ⑤ 本サービスのネットワークまたはシステムなどに過度な負担をかけること

<ポイント>

- ・ 事業会社が本サービスを利用するに際しての禁止事項を定めた条項である。クラウドサービス一般の禁止事項に加えて、本モデル契約特有の禁止事項として③リバーエンジニアリング等の禁止および④蒸留行為の禁止を定めている。

■ 12 条(非保証および免責)

第 12 条 甲は、乙に対し、本サービスの特定の目的への適合性、可用性、完全性、安全性および法令適合性を保証しない。

2 甲は、乙に対し、本サービスの利用が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、

著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証しない。

- 3 本契約に基づく本サービスの利用に関し、乙が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、乙は、甲に対し、当該事実を通知するものとし、甲は、乙の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するように努めるものとする。
- 4 次の各号に掲げる事由は、甲の責に帰することができない事由（ただしこれらに限られない）であり、甲は当該事由に起因して乙に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとする。
 - (1) 計画メンテナンスの実施
 - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
 - (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (4) クライアント環境の不具合
 - (5) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
 - (6) 契約者の不正な操作
 - (7) 第三者からの攻撃および不正行為

<ポイント>

- ・ 事業会社による本サービスの利用に関する非保証を定めた規定である。
- ・ 1 項は本サービスの利用が事業会社の特定の目的に適合することの非保証である。
- ・ 2 項の知的財産権侵害の非保証を前提として、3 項は、事業会社が第三者から訴訟提起された場合のスタートアップの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ・ 学習済みモデルを利用したサービスにおいては、一般的に、そのサービス提供結果の精度や水準について保証をすることは技術的に困難である。
- ・ もちろん、開発段階において、テスト用データを利用した出力について一定の精度を保証することは技術的には不可能ではないが、開発が終了した後の、学習済みモデルの利用フェーズにおいては未知のデータが処理対象となることから、出力の精度保証は困難となる。訓練データと異なる偏りを持ったデータが入力された場合にどのような出力がなされるかは予測が困難だからである。そこで、第 1 項においては本サービスの利用が事業会社の特定の目的に適合することの非保証を定めている。

第 2 項においては、本サービスの利用が第三者の知的財産権を侵害しないことについての非保証を定めている。これは、そのような保証を行うことは、サービス提供者のリスクが非常に高いためである。スタートアップと事業会社の間の適切なリスク分配という観点からは、知的財産権非侵害の保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。仮に、そのような保証をするにしても、「甲が知る限り権利侵害はない」

「甲は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明にとどめるべきである。もっとも、著作権侵害についてはその要件として依拠性が必要とされているため、非侵害保証をしたとしてもサービス提供者にとっての負担が大きくない場合がありうる。したがって、知的財産権侵害のうち著作権侵害に限って非侵害保証をすることもありうるであろう。

なお、スタートアップとしても、新規出資を受ける場面や M&A の場面を想定し、自社内では、本件成果物の利用が第三者の権利を侵害しないことを可能な限り確認しておくべきである。

【コラム】利用契約における精度保証について

- ・ 学習済みモデルを利用したサービスにおいては、一般的に、そのサービス提供結果の精度や水準について保証をすることが技術的に困難であるのは本文中に記載したとおりである。
- ・ もっとも、事業会社から精度保証を求められた際の 2 つの方向性について紹介する。
- ・ 1 つは、サービス提供の前提条件を細かく設定可能な場合において、「当該前提条件を満たす場合に限って、一定の精度を保証する」という合意を行うことである。たとえば、ある工程の自動化のためのロボティクスソリューションの提供にあたり処理速度(1 分あたり●●回、●●という動作が可能)の保証を求められた場合に、ロボットの設置条件・周辺環境というような前提条件をあらかじめ詳細に規定・合意し、その上で保証する等の方法が考えられる。
- ・ このように、サービスの内容によっては「AI だから精度保証を行うことは不可能」という一般論を越えて精度保証をすることが可能である。もっとも、そのためには、利用契約締結に先立つ入念な PoC の実施と、利用契約における過不足ない前提条件及び保証内容の合意が必須となる。
- ・ もう 1 つは、利用契約の対象ごとに精度保証の有無を切り分けることである。共同研究開発契約書第 6 条の解説にも記載をしたが、AI システムの共同開発契約において、ルールベースでの処理を行うシステム部分と、機械学習技術を用いて開発される AI モデル部分に切り分け、前者については請負契約、後者については準委任契約を締結することもあり得る、と解説をした。利用契約においても、同様に利用対象となるシステムを切り分け、AI モデル部分については精度保証ができない、としつつルールベースシステム部分については精度保証を行うという合意を行うこともありえらると思われる。

■ 13 条(秘密情報の取扱い)

第 13 条 甲および乙は、本契約の遂行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示および提供（以下「開示等」という。）の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（ただし対象データを除く。以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」と

いう。)の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得または創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本契約の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本契約遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

4 受領者は、秘密情報等を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。

5 本条第1項、同条第3項および第4項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。

- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
- ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合
- ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

6 本契約が終了した場合、または開示者の指示があった場合は、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。

7 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。

- 8 本条は、秘密情報に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する両当事者間の書面等または口頭による提案およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 9 本条の規定は、本契約が終了した日よりさらに 3 年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- ・ 秘密保持契約、PoC 契約や共同研究開発契約に引き続いてライセンス契約や利用契約（以下「ライセンス契約等」という。）を締結する場合、ライセンス契約等よりも前に締結した契約における秘密保持条項とライセンス契約等における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ ライセンス契約等において秘密保持条項を設けずに前者が引き続き適用されることがあるが、本モデル契約においてはライセンス契約等内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持条項を上書きすることを 8 項で明記している。
- ・ なお、既存の秘密保持条項およびライセンス契約等の秘密保持条項の内容次第では、既存の秘密保持条項よりも、ライセンス契約等の秘密保持レベルが落ちる可能性があるため、その点に留意した上で優先関係を定めることが望ましいであろう。

秘密情報の定義（秘密である旨の特定の要否）

- ・ 対象データについては、その管理方法について第 6 条で定めているため秘密情報の定義から除外している。
- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、サービス利用段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。）リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「モデル契約書_秘密保持契約書（新素材）」に詳細に解説しているため、そちらを参考にされたい。
 - 「モデル契約書_秘密保持契約書（新素材）」

☆ URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

■ 14 条(期間)

第 14 条 本契約の有効期限は本契約締結日から●年間とする。本契約は、当初期間または更新期間の満了する 60 日前までに、いずれかの当事者が合理的な理由に基づき更新しない旨を書面等で通知しない限り、1 年間の更新期間で、同条件で自動的に更新されるものとする。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 事業会社は、見守りサービスを顧客に提供するために相当程度の額をかけて投資をすることとなるため、合理的な理由なくして一定期間で利用契約の有効期間が満了してしまうことは大きなリスクとなる。そこで、本条においては、契約期間を●年としつつ、更新拒絶がない限り自動更新することとし、合理的な理由なくして更新拒絶できないこととした。

■ 15 条(解除)

第 15 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
 - ② 支払いの停止があった場合、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的規定である。

<解説>

- ・ 以下のように、いわゆるチェンジオブコントロール（COC）が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&Aが解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
- ・ したがって、スタートアップとしては、解除事由にCOCが含まれている場合、それによる支障を説明し、削除を求めることを検討すべきである。

【解除事由としてのCOC条項の例】

⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡または株主が全議決権の●分の1を超えて変動した場合など、支配権に実質的な変動があった場合

【コラム】競業禁止義務

- ・ 利用契約においては、SUは事業会社から競業禁止義務を提案されることも多い。合理的な理由（一定の競業禁止義務に服するのと引き換えに知的財産権をSUの単独帰属とするなど）があれば当該義務を合意することもあり得るが、その場合でも期間を最大限短くすること、及び対象を限定（具体的な競合社を特定するブラックリスト方式）することが必須である。

■ 16条（契約終了後の措置）

第16条 乙は、本契約が前条に基づく甲の解除により終了した場合は直ちに、期間満了または合意解除により終了した場合はその終了後3か月以降、本サービスの利用（自らのための利用および第三者のための利用いずれも含む。）を停止しなければならない

<ポイント>

- ・ 本条は、契約終了時のサービス利用者の義務を定めたものである。

■ 17条（損害賠償）

第17条 乙は、本サービスの利用に際し、甲の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、甲に対して損害賠償を請求することができる。ただし、甲が乙に対して本契約に関して負担する損害賠償責任の範囲は債務不履行責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、乙に現実に発生した直接かつ通常の影響に限られ、逸失利益を含む特別損害は、甲の予見または予見可能性の如何を問わず甲は責任を負わない。

2 前項に基づき甲が乙に対して損害賠償責任を負う場合であっても、損害発生の原因となる事象発生からさかのぼって12か月間に乙が甲に対して本サービスの利用の対価として現実に支払った金額の累計を上限とする。

3 前2項は、甲に故意または重大な過失がある場合は適用されない。

<ポイント>

- ・ スタートアップの責めに帰すべき事由により事業会社が損害を被った場合の賠償責任の範囲に関する規定である。

<解説>

- ・ 学習済みモデルを利用したサービスにおいてサービスの利用者が何らかの損害を被った場合、そのすべてについてサービス提供者が責任を負担すると解釈するのは困難である。これは学習済みモデルの性能等が、学習に用いられた学習用データセットに依存し、かつ処理結果も利用段階の入力データの品質に依存することに由来する。さらに、学習済みモデルを利用したサービスは、本質的には統計的処理を前提としているものがほとんどであって、学習済みモデル等により出力された結果の採否は、基本的にユーザの判断に委ねられていると考えられ、この観点からも、生じた結果につき、サービス提供者に全責任を負わせることは難しい面があることは否定できない³⁰。
- ・ このようなサービスの特殊性に加え、学習済みモデルを利用したサービスにおいてサービス提供者が全責任を負担するとなると、サービス提供者としては結局そのリスクを利用料金額に反映させざるを得ないことになり、利用料金額の高額化を導くことになる。
- ・ したがって、学習済みモデルを利用したサービスの場合、サービス提供者の負担する責任について一定限度の制限を加えるのが契約当事者のリスク分配という視点から妥当と思われる。そこで、本モデル契約においては損害賠償の上限規定を設けた。
- ・ 但し、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている。損害発生の原因が故意による場合には、免責・責任制限に関する条項は無効になると解釈されるおそれがあり、故意に準ずる重過失の場合（例えば、重大な情報の漏洩等。）にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を設けた。

■ 18 条（存続条項）

第 18 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 5 条（対象データの利用）、第 7 条（個人情報の取扱い）、第 9 条（監査）、第 10 条（対価の不返還）、第 12 条（非保証**及び免責**）、第 13 条（秘密情報の取扱い）、第 16 条（契約終了後の措置）、第 17 条（損害賠償）および第 19 条（準拠法およ

³⁰経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン（AI 編）」（2018 年 6 月）p35 契約における取決め

び紛争解決手続き)の定めは有効に存続する。ただし個別の条項に期間の定めがある場合には、その期間に限り有効とする。

＜ポイント＞

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

■ 19 条(準拠法および紛争解決手続き)

第 19 条 本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜ポイント＞

- ・ 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

＜解説＞

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁によるとする場合がある。

■ その他の追加オプション条項

■ 権利義務の譲渡の禁止

第●条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面等による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

＜ポイント＞

- ・ 契約上の地位については相手方の承諾なく譲渡できないとする一般的規定である。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲

乙

【別紙(1)】

対象データの明細

(例)介護施設において乙がカメラを設置したうえで撮影したカメラデータ。当該カメラデータについては撮影対象である被介護者本人から第三者提供に関する同意を取得する手続を履践するものとする。

資料I-5 改訂版 モデル契約書

大学・大学発ベンチャー編
(ライセンス契約書)

ライセンス契約書（大学・大学発ベンチャー）

想定シーン

1. Y大学の教授Aは、樹脂に添加可能な放熱に関する新素材の研究開発に従事していた。教授Aは、当該素材の樹脂の放熱性能を金属並みに引き上げることを目標に研究開発に従事していたところ、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物の開発に成功した。
2. Y大学は、当該発明が職務発明であるとして、Y大学の職務発明規程に従って、当該発明の特許を受ける権利を原始的にY大学に帰属させ、報奨金を教授Aに支払った上で、Y大学を出願人として、当該素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物について特許出願を行った。
3. その後、教授Aは、当該素材等について学会で発表を行い、同新素材は注目を集めることとなった。なお、当該素材は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な製品用途に活用できる技術であり、多様な業種の企業が関心を示すに至った。
4. 各企業等の反応を見て、同素材について事業化の可能性を感じた教授Aの研究室のゼミ生Cは、教授Aを技術顧問として招き入れた上で、いわゆる大学発ベンチャーとして、X社を設立し、同素材を活かした事業を営むこととした。そして、研究開発に多額の費用を要することが見込まれたため、ベンチャーキャピタルZに所属するキャピタリストDに資金調達の相談をすることとした。
5. キャピタリストDからは、今回の素材そのものおよび当該素材が添加された樹脂組成物に関する特許出願はY大学名義で行われ、その後審査請求を行い、早期審査も活用して特許査定がなされていることから、X社として、同発明について、Y大学からライセンスを受けることが必要となるとの説明を受けたため、ゼミ生Cは、X社として、Y大学と同発明についてのライセンス交渉を行うこととなった。

6. X 社として、Y 大学との取引で目指していることは以下のとおり。

- ① 上場や M&A の際、自社の重要技術については、他社からのライセンスを受けるよりも、自社で権利自体を保有していた方が望ましいとされていることから、まずは、今回の素材等に関する特許権を譲り受けることを目標とする。
- ② 仮に特許権を譲り受けることが困難な場合でも、上場審査や M&A のデューデリジェンスにおいて支障が生じないように、独占的なライセンスを受ける形にしたい。
- ③ ライセンスを受ける形にする場合でも、新素材の発明を他社が許諾なしに実施した場合には、X 社自身が被疑侵害者に対して警告や訴訟提起ができるようにしたい（自社の意思決定に基づき権利行使ができないと、アライアンス交渉等において足元を見られかねないため。）。
- ④ ライセンスを受ける形にする場合、同発明は X 社の事業の根幹に関わることから、簡単にライセンス契約を解除されないようにしたい。
- ⑤ まだキャッシュに余裕がないことから、ライセンス料の支払について、全部または一部を新株予約権で支払いたい。

7. X 社の現状は次のとおり。

- ① 専任の法務・知財担当はなく、また知見も乏しい（外部の弁護士、弁理士任せ。）。
- ② 教授 A は、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。ノウハウは一部資料化し、管理できているが、多くは教授 A の頭の中のみにある。

目次

・ 前文	4
・ 1 条（定義）	4
・ 2 条（専用実施権の設定）	8
・ 2 条の 2（譲渡予約）	14
・ 3 条（通常実施権の設定許諾）	18
・ 4 条（再実施許諾）	19
・ 5 条（対価）	20
・ 6 条（本件改良技術）	31
・ 7 条（第三者の権利侵害に関する担保責任）	32
・ 8 条（秘密情報、データおよび素材等の取扱い）	33
・ 9 条（期間）	36
・ 10 条（解除）	37
・ 11 条（損害賠償）	40
・ 12 条（存続条項）	40
・ 13 条（準拠法および紛争解決手続き）	40
・ 14 条（協議解決）	42
・ その他のオプション条項	43

前文

X 社（以下「甲」という。）と Y 大学（以下「乙」という。）とは、乙が現在保有する第 1 条に定める特許権に係る発明に関する実施許諾の条件等を定めるため、次のとおりライセンス契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約は、スタートアップが、大学が保有する特許権に係る発明の実施許諾（ライセンス）を受けるための契約である。

<解説>

- ・ 事業会社からライセンスを受ける場合と異なり、大学等のアカデミアからライセンスを受ける場合、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 大学は企業と異なり、大学単独で発明を事業化することが想定されていないこと
 - ② 大学の技術は、あくまで主として学術的な価値の追求のために行われるものであって、必ずしも大学発のスタートアップが目指す「プロダクト／サービスのユーザーの課題に対する解決策」と直結しているとは限らず、ライセンスの後、企業で事業化するためにさらなる開発が必要となることが多いこと
 - ③ 大学が特許発明の実施許諾を行う主たる動機は、ライセンスを通じて実社会の現場での技術課題や問題に触れて、大学の研究活動を活性化させることおよびライセンス収入により研究費を企業から得ることにあること
 - ④ 大学発のスタートアップが、プロダクト／サービスのリリース前に大学からライセンスを受ける場合、その時点で資金に余裕がある場合はほとんどなく、料率やイニシャルフィーを下げる交渉をすることや、ライセンスフィーについて、現金ではなく、代わりに株式または新株予約権によってライセンス料を支払うことも選択肢の 1 つとして検討する必要性が高いこと
- ・ 本モデル契約（ライセンス契約）においては、以上の留意点を踏まえつつ、許諾条件（独占・非独占の別、ライセンス料等）、技術指導の有無、改良技術の取扱い等が交渉のポイントとなる。

1 条（定義）

第 1 条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。

① 本件特許

「本件特許」とは、以下の特許出願および当該特許出願に基づき付与された特許をいう。

(1) 登録番号：特許第〇〇〇〇〇〇〇号

出願日：〇〇〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日

登録日 : ○○○○年（令和○○年）○○月○○日

出願国 : 日本国

(2) 上記(1)に定める出願により生じた優先権の主張に基づく日本国または日本国以外の国ないしは地域における出願（特許協力条約に基づく国際出願および当該国際出願に基づく指定国移行出願を含む。）

(3) 本号(1)または(2)に定める出願の変更出願、分割出願、一部継続出願もしくは継続出願

② 本件特許発明

本件特許に係る発明をいう。

③ 本件改良技術

特許を受けられるか否かに拘わらず、本件特許発明に改良、修正または変更を加えた技術をいう。

④ 本件技術情報

本件特許発明を実施するにあたって必要となる技術情報（設計図・仕様書・図表などの資料を含むが、これに限られないものとする。）をいう。

⑤ 本件特許発明等

本件特許発明、本件改良技術に係る発明および本件技術情報をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

<解説>

本製品の定義の要否

- ・ 新素材分野のモデル契約書（「モデル契約書_ライセンス契約書（新素材）」）においては、「本製品」を定義し、当該定義を活用しながら実施許諾の範囲を定めていた。
 - モデル契約書_ライセンス契約書（新素材）
 - ◇ URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>
- ・ しかし、新素材分野における想定シーンとは異なり、本モデル契約における想定シーンにおいては、スタートアップは設立後間もない段階で、いかなる製品を開発するのかが定まっていない状態である。そのため、製品を基準に実施許諾の範囲を定めると、契約締結時に想定していた製品と実際に開発された製品がずれてしまい、必要な実施許諾がなされないことになってしまうおそれがある。
- ・ そこで、本モデル契約においては、本製品の定義は設けず、次で述べるように、実施許諾の対象となる特許発明の定義を活用することにより、実施許諾の範囲を定めることとしている。このような規定ぶりにすることにより、実施許諾の範囲は本製品の製造に限定されることなく、本件特許発明の実施行為すべてに及ぶことになる。

本件特許の定義

- ・ 本モデル契約においては、「本件特許」は、実施許諾の範囲を画する重要な定義になるので、必要な特許発明が漏れなく含まれるよう、その定義は慎重に検討する必要がある。
- ・ 本モデル契約の想定シーンにおいては、まずはライセンス対象とすることが決まっている特許権を登録番号等で特定することが必要となる。
- ・ もともと、前文の解説で言及したように、大学の技術は、あくまで主として学術的な価値の追求のために行われるものであって、必ずしも大学発のスタートアップが目指す「プロダクト／サービスのユーザーの課題に対する解決策」と直結しているとは限らず、ライセンスの後、企業で事業化するためにさらなる開発が必要となることが多い。そのため、仮に当該改良を大学と共同で行い、大学に当該改良結果に関する特許を受ける権利の全部または一部が帰属した場合にも、スタートアップによる当該改良技術の実施可能性が確保される形にする必要がある。
- ・ そこで、①(2)および(3)において、優先権主張が行われた場合や、分割出願がなされた場合等においても、それらの特許出願(または特許権)がライセンスの対象に含まれるよう、本件特許の定義を行っている。
- ・ また、本件改良技術について、本件特許に定義される特許出願や特許権とは独立して特許出願がなされ、特許権が取得される可能性もある。そのため、かかる本件改良技術の実施可能性も担保するために、③として特許性の有無を問わず、本件特許の改良技術等を広く補足できるような定義を設けている。

本件技術情報の定義

- ・ 本モデル契約の想定シーンにおいては、教授 A は、当該素材の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持しているものの、その多くは教授 A の頭の中にあるのみで、資料等の形で可視化されていない。そのため、特許出願されていないものの、事業化においては必要となる技術情報が存在する可能性が高く、特許のライセンスのみでは、スタートアップにおける事業化に不十分となるおそれがある。そこで、技術情報やノウハウ等もライセンス対象になるように本件技術情報の定義を設けることが望ましい。

正味販売価格の定義

- ・ 5 条のオプション 1 のように、ライセンス料、特にランニングロイヤリティについて、正味販売価格をベースにライセンス料を定める場合、この正味販売価格が何を指すかについて争いが生じる(ライセンサーはライセンス料が高くなるように、正味販売価格が高くなるように主張し、他方、ライセンシーは、ライセンス料が安くなるように、正味

販売価格を安くなるように主張する。)。そこで、かかる争いが生じ、予期せぬライセンス料が設定されないよう、例えば以下のように、予め正味販売価格を定義しておくことが考えられる。

【オプション 1】

⑥ 正味販売価格

本件特許発明を実施した製品の販売価格から次号に定義する控除費用を控除した金額をいう。ただし、当該控除は、当該販売価格の 20%を上限とする。

⑦ 控除費用

甲が第三者に対し支払った、本件特許発明を実施した製品の販売に要する以下の費用であって、当該支払いにつき証明可能なものをいう。

(1) 梱包費、運送費もしくは輸送費、倉庫料または商社手数料

(2) 運送または輸送に係る保険料

(3) 消費税、物品税または付加価値税その他本件特許発明を実施した製品の販売に直接課せられる租税公課

(4) 関税

2 条（専用実施権の設定）

第 2 条 乙は、甲に対して、本件特許発明等のうち、特許権として登録されているもの（本契約締結後に特許権として登録されたものも含む。以下同じ。）について、本件契約の有効期間中、範囲を限定しない専用実施権（以下「本件専用実施権」という。）を設定する。ただし、外国の特許権について、当該国の法令により専用実施権（これに相当する独占的な実施権を含む。）が設定できない本件特許発明等についてはこの限りではない。

2 甲は、自己の費用により、本件専用実施権の登録手続をとるものとし、乙は、当該登録手続に協力するものとする。

3 乙は、本契約有効期間中、本件特許発明等について、第三者への譲渡または担保の設定を行わないものとする。

4 本件専用実施権の設定期間は、対象となる特許権の存続期間満了までとする。ただし、本件専用実施権を設定後●年間甲が対象の発明を正当な理由なく実施しない場合には、乙は、甲に対し、本件専用実施権の設定を取り消し、本件専用実施権の対象となっていた特許発明について甲に対する非独占的通常実施権を設定することを求めることができる。

5 甲は、乙を含む教育または研究を主たる目的とする大学もしくは政府系研究機関等による、教育または研究目的での本件特許発明等のうち、特許権と

して登録されているものの実施行為に対し、本件専用実施権を行使しないものとする。

- 6 甲は、乙に対し、本件特許発明等のうち、特許権の登録がなされていないものについて、日本または甲が指定する国において特許権を取得するための手続をとることを求めることができるものとする。当該取得費用は甲が負担するものとする。

<ポイント>

- ・ 専用実施権の設定について定めたものである。

<解説>

- ・ グロース市場の「上場審査に関する Q&A」においては、「大学が保有している特許などの知的財産権を利用して主要な事業を行っている場合、上場承認までに当該知的財産権を譲り受けていることが必要でしょうか。」との項目において、「上場に際しては、原則として、当該知的財産権を保有先から譲り受け、自社で保有することが望まれます」との記載がある(https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/nlsgeu000005p64a-att/growth_8.pdf)。
- ・ この記載にある通り、大学から特許権そのものを譲り受けることが理想的ではあるものの、大学の公的性格等の理由から、特許権そのものの譲渡は受け入れてもらえない場合もある。このような場合、上記「上場審査に関する Q&A」においては、「例えば、専用実施権(注 4)の付与を受けることにより、申請会社が排他的に当該知的財産権を利用でき、また、申請会社自身が特許等侵害に対抗できるような契約になっていますか。」との記載があることも踏まえ、この記載に応えるべく、スタートアップとしては、専用実施権の設定に向けて交渉方針を転換していくことが考えられる。なお、特許権を譲り受けた場合、専用実施権の設定を受けた場合、通常実施権(独占的／非独占的)の設定を受けた場合の異同は以下のとおりである。ライセンシー(本件ではスタートアップ)にとっては「譲渡＞専用実施権＞独占的通常実施権＞非独占的通常実施権」の順に有利である。)

	特許権を譲り受ける場合	専用実施権の設定を受ける場合	独占的通常実施権の設定を受ける場合	非独占的通常実施権の設定を受ける場合
ライセンシーのみが排他的に当該特許発明を実施できるか	可能	可能	大学とライセンシーたるスタートアップのみ実施可能	不可能(大学から他の第三者へライセンスされる可能性あ

				り。)
特許権侵害 に対して自 己の名義で 差止請求が できるか	可能	可能	不可能 (※ただし、 債権者代位 により可能と する見解あ り。)	不可能

- ・ また、専用実施権を設定しても特許権者は対象の特許権の譲渡や担保の設定ができる、グロース市場の「上場審査に関する Q&A」においては、「大学が保有している特許などの知的財産権を利用して主要な事業を行っている場合、上場承認までに当該知的財産権を譲り受けていることが必要でしょうか。」との項目において、「申請会社の事業継続の観点から問題ないと評価できる相手先であれば、知的財産権の保有者が大学でない場合についても、審査上認められるものと判断することもあります。」との記載もあることから、対象の特許権が第三者に譲渡等がなされないように合意しておくことも重要である(本条第 3 項)。
- ・ 他方、大学としても、ライセンスを通じて収益が増加した方が、研究費を獲得するという目的を達成しやすくなるということに鑑み、特に後述のようにライセンス料の全部または一部の支払いをスタートアップの新株予約権で受けた場合、スタートアップが上場しやすい状況を整えることが大学の利益につながることも踏まえ、特許権の譲渡または専用実施権の設定に柔軟に対応していくことが望ましい。
- ・ また、大学として、本件特許がスタートアップによって実施されないにもかかわらず、専用実施権を設定したことにより他社に実施許諾できない状況が続いてしまうと、研究費のための特許の収益化の阻害となってしまう。そこで、一定期間対象の発明が実施されない場合には、専用実施権の設定を取り消し、非独占的通常実施権に切り替えることを可能とした(本条第 4 項)。
- ・ さらに、大学として、スタートアップに専用実施権を設定した場合に、大学または他のアカデミアによる研究活動が制限されることを懸念することも考えられる。そのため、大学または第三者による本件特許発明等のうち、特許権として登録されているものの実施に対して、スタートアップが本件専用実施権を行使しないことを合意している(本条第 5 項)。
- ・ なお、専用実施権が設定されると、契約で別段の定めがなければ、特許権者自身も特許発明の実施ができなくなるため、特許権者である事業会社が第三者に対して専用実施権を設定する場合は多くはないものの、前文の解説で言及したように、大学の場合は、大学単独による事業化を想定していないことから、事業会社との交渉に比して、専用実施権の設定が受け入れられやすい状況にあるといえよう。

- ・ また、専用実施権制度はグローバルには普遍性を有する制度ではないので、この点も留意する必要がある(この点については第 3 条の解説において言及する。)

【オプション 1】

- 第 2 条 乙は、甲に対して、本件特許発明等について、本件契約の有効期間中、範囲を限定しない独占的通常実施権(以下「本件独占的通常実施権」という。)を設定する。
- 2 乙は、本契約有効期間中、本件特許発明等について、第三者への譲渡または担保の設定を行わないものとする。
- 3 甲は、乙を含む教育または研究を主たる目的とする大学もしくは政府系研究機関等による、教育または研究目的での本件特許発明等の実施行為に対し、本件特許発明等に関する権利の侵害を主張せず、自己または特許権者の権利を行使しないものとする。
- 4 本件独占的通常実施権の設定期間は、対象となる特許権の存続期間満了までとする。ただし、本件独占的通常実施権を設定後 ●年間甲が対象の発明を正当な理由なく実施しない場合には、乙は、甲に対し、本件独占的通常実施権の許諾を取り消し、本件独占的通常実施権の対象となっていた特許発明について甲に対する非独占的通常実施権を設定することを求めることができる。
- 5 甲は、乙に対し、本件特許発明等のうち、特許権の登録がなされていないものについて、日本または甲が指定する国において特許権を取得するための手続をとることを求めることができるものとする。当該取得費用は甲が負担するものとする。

<解説>

- ・ 上述のグロース市場の「上場審査に関する Q&A」の記載を踏まえれば、独占的な実施が確保され、かつ、特許侵害行為に対して自身の名義で差止請求等を行うことができる特許権の譲受または少なくとも専用実施権の設定が望ましい。
- ・ しかし、各種の事情から、特許権の譲受および専用実施権の設定のいずれもが困難な場合には、次善の策として、独占的通常実施権の許諾を受けることが考えられる(なお、オプション 1 は 3 条の内容も含んでいるため、上記オプション 1 の条項を採用する場合には、3 条を省略して利用していただきたい。)
- ・ 独占的通常実施権の場合、自身の名義で差止請求等を行うことができないおそれが大きいため、その意味で上述のグロース市場の「上場審査に関する Q&A」の記載に応えきれないこととなることには留意されたい。

【オプション 2】

- 第 2 条 乙は、甲に対して、本件特許発明等について、本件契約の有効期間中、範囲を限定しない独占的通常実施権（以下「本件独占的通常実施権」という。）を設定する。
- 2 甲は、第 5 条に定める対価の乙への支払総額が●円を超えた場合、乙に対し、本件特許発明等のうち、特許権として登録されているもの（本契約締結後に特許権として登録されたものも含む。以下同じ。）について、範囲を限定しない専用実施権（以下「本件専用実施権」という。）の設定を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- 3 甲は、自己の費用により、本件専用実施権の登録手続をとるものとし、乙は、当該登録手続に協力するものとする。
- 4 乙は、本契約有効期間中、本件特許発明等について、第三者への譲渡または担保の設定を行わないものとする。
- 5 甲は、乙を含む教育または研究を主たる目的とする大学もしくは政府系研究機関等による、教育または研究目的での本件特許発明等の実施行為に対し、本件特許発明等に関する権利の侵害を主張せず、自己または特許権者の権利を行使しないものとする。
- 6 本件独占的通常実施権または本件専用実施権の設定期間は、対象となる特許権の存続期間満了までとする。ただし、本件独占的通常実施権または本件専用実施権を設定後●年間甲が対象の発明を正当な理由なく実施しない場合には、乙は、甲に対し、本件独占的通常実施権の許諾または本件専用実施権の設定を取り消し、本件独占的通常実施権または本件専用実施権の対象となっていた特許発明について甲に対する非独占的通常実施権を設定することを求めることができる。
- 7 甲は、乙に対し、本件特許発明等のうち、特許権の登録がなされていないものについて、日本または甲が指定する国において特許権を取得するための手続をとることを求めることができるものとする。当該取得費用は甲が負担するものとする。

<解説>

- 大学として契約締結時点では専用実施権の設定には応じられないものの、スタートアップが一定の実績を残した場合や IPO・M&A 等が間近に迫ってきた場合等には専用実施権の設定に応じることができる、といった場合も少なからず存在する。そこで、本オプション条項においては、契約締結時点では独占的通常実施権を許諾し、スタートアップが大学に対して支払った 5 条の対価の総額が一定額を超えたことを条件に、スタートアップから大学に対し、独占的通常実施権から専用実施権への切り替えを請求することができることとした（本条 2 項）。

【コラム】資金調達とライセンス契約締結のタイミング

- ・ 大学発のスタートアップが資金調達を行う際、事業の実施に大学からのライセンスが必要な場合においては、投資家より、当該ライセンス契約の内容に問題がないことを前提に、当該ライセンス契約が締結されていなければ投資することはできないと指摘されることは決して珍しいことではない（ライセンス契約が締結できなければ事業の実施ができないため。）。
- ・ 他方、スタートアップとしては、資金調達をしなければ、ライセンス料（特に締結時に支払う一時金）が支払えないという場合もあり、ライセンス契約の締結と資金調達のタイミングをいかに調整するかが課題となる場合がある。
- ・ この点に関して、投資家との交渉に難航した場合には、例えば以下の解決方法が考えられる。
 - ① 一時金の支払期限を、契約締結後一定期間経過後として、当該期間中に投資契約の締結から入金まで完了させ、調達した資金を一時金の支払いに充てる。
 - ② 上記①の対応が困難な場合、大学との間で、投資家との交渉状況を守秘義務に反しない範囲で共有した上で、資金調達が完了するまでの間（資金調達が失敗した場合でも一定期間が経過するまでの間）、一時金の一部のみを支払って独占的通常実施権を許諾してもらうこととし、ライセンス契約を締結する。ライセンス契約締結後、資金調達完了後に一時金の残額を支払うことを条件に専用実施権の設定に切り替えてもらうこととする（または対象特許の有効期間満了日までを有効期限とする独占的通常実施権へ切り替えてもらうこととする。）。
- ・ なお、上記の点とは別に、資金調達時の投資契約の内容を投資家と交渉する際においては、5条の解説でも述べるとおり、大学や政府系研究機関に対するライセンス料の支払や共同研究開発を行う際の経費等の支払のために十分な数の新株予約権の発行が投資契約上可能となっているか否かという点も確認する必要がある。

2条の2（譲渡予約）

第2条の2 甲は、以下の各号いずれかに該当する場合（以下「甲の買収」という。）、乙に対して、本件特許発明等にかかる出願人たる地位又は特許権の一切を甲に無償にて譲渡するよう申し入れることができるものとし、その場合、乙は、甲に対して、当該譲渡を無償にて行う。ただし、乙が第5条に基づき付与された新株予約権に応じて、甲の買収の対価について乙への分配がなされることを条件とする。

- ① 第三者による、単独又はその子会社若しくは関連会社と共同での甲の株式の取得であって、当該取得の結果として、当該第三者が、単独で又はその子会社及び関連会社の保有分と合計して、甲の発行済株式の議決権総数の

50%超を保有するに至ること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。ただし、当該第三者並びにその子会社及び関連会社が、合算で、当該取得前から当会社の発行済株式の議決権総数の 50%超を有していた場合を除く。

- ② 甲が第三者と合併することにより、合併直前の甲の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。
- ③ 甲が第三者と株式交換を行うことにより、株式交換直前の甲の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。
- ④ 甲が第三者と株式移転を行うことにより、株式移転直前の甲の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。
- ⑤ 甲が事業譲渡又は会社分割により甲の事業の重要部分を第三者に移転させること。なお「甲の事業の重要部分」の移転とは、甲の直近の監査済みの計算書類における総資産の 50%超の資産の移転を伴う場合又は甲の直近の監査済みの計算書類において当該移転した事業にかかる甲の売上が総売上の 50%を超える場合を意味する。

<ポイント>

- ・ スタートアップが買収された場合において、大学が当該買収の対価について、ライセンス料として付与を受けた新株予約権の内容に応じて対価の分配を受けることを条件に、ライセンス対象となっている特許権及び特許出願について、これを買収後のスタートアップに譲渡することを、スタートアップから大学に請求することを可能とするものである。

<解説>

- ・ 大学発スタートアップとして大学から特許ライセンスを受けるスタートアップは、その多くが、いわゆるディープテック系のスタートアップにカテゴライズされるスタートアップである。そして、ディープテック系のスタートアップは、事業が本格的にマネタイズするまでに時間を要するビジネスモデルのものも少なくなく、償還期限が 10 年程度のファンドを用いた VC からの出資を受けてしまうと、事業が十分に成長する前での上場を求められ、上場に失敗したり、上場できた場合でもいわゆる小粒上場といわれる小型の IPO に留まったりしてしまい、上場後において（特に海外の）機関投資家からの投資対象になりづらく、上場後の事業成長に支障を来す場合も少なくない。

- ・ また、ディープテック系のスタートアップは、上述のように本格的なマネタイズまで時間を要することもあり、各種リソースが足りないがゆえに、せっかくの技術シーズを十分な事業に育てきれないことも少なくない。
- ・ これらの課題を解決法の1つとして、大手事業会社による当該スタートアップの M&A が考えられる。すなわち、M&A により、償還期限によるプレッシャーから解放され、相対的には時間的な猶予が得られる状況下において、大手事業会社が保有するリソースを活用することで、有望な技術シーズを大きな事業に育てやすくなる、ということである。

ディープテック系のスタートアップにとって大手事業会社による M&A が望ましい選択肢の1つであることは、ライセンサーたる大学においても同様である。すなわち、特にライセンス料を新株予約権で受け取った場合、EXIT を迎えなければ、当該新株予約権を活用して現金を得ることが困難であるところ、IPO については上述のように容易ではなく、IPO できたとしても、十分な企業価値がついているか否かは不透明である。そのような中で、大手事業会社からの M&A により、保有する新株予約権を通じて、M&A 後のシナジーも踏まえて買収対価が定められうる中で、当該買収対価から一定の分配を受ける方が、早期に一定の金額を得られる、という点で大学にとっても悪い話ではない、といえる。なお、本モデル契約では、M&A のみを譲渡のトリガーとしているが、ライセンスの対価として新株予約権が付与されている状況下においては、IPO と M&A のいずれの Exit を想定しても、新株予約権の価値がそれ相応の価格で現実化するため、通常の現金払いによるランニングロイヤリティでは得られなかった金額の現金が得られるというメリットがあるため、このような新株予約権の価値の実現が可能な場合には、M&A 以外の場面でも譲渡を認める余地はあろう。

- ・ このように、本事案のようなディープテック系のスタートアップにとっては、大手事業会社による M&A も EXIT の有力な選択肢になるところ、大手事業会社による M&A がなされる際には、コア技術の特許権（特許出願人たる地位を含む）が買収対象のスタートアップに帰属していないことを懸念として捉える可能性が高い。すなわち、日本の場合、大学が特許侵害訴訟をはじめとした特許権の権利行使に積極的ではないという事情があり、大学が権利者のままでは、競合に対する参入障壁としての特許権の牽制力を十分に活かすことができないおそれがある。
- ・ かかる懸念を払しょくし、事業会社によるディープテック系のスタートアップの M&A を活発化させ、ひいては大学の技術シーズの社会実装をより活発化させるため、本条項では、スタートアップが買収された場合、大学が当該買収の対価について、ライセンス料として付与を受けた新株予約権の内容に応じて対価の分配を受けることを条件に、ライセンス対象となっている特許権及び特許出願について、これを買収後のスタートアップに譲渡することを、スタートアップから大学に請求することを可能とした。

かかる建付けを採用することにより、より円滑に M&A が実行される場合も少なくないと考えられる。

- ・ 上記の背景があるため、仮に大学が本条に定めるような譲渡予約の合意に応じない場合には、対象特許権の牽制力を維持・向上させるために、少なくとも大学が侵害排除義務を負う条項を設けることは必須といえよう。実際、自学の特許権の牽制力を維持・向上させるべく、自身が特許訴訟の原告となることを積極的に検討している大学も存在する。実際に特許訴訟を提起する場合、ライセンシー側が訴訟の対応に必要な人材や資金を充当するという条項が入ることも多く、リソース面における大学の懸念はかかる条項で解消することも可能であり、実際、海外ではそういった対応がなされることが一般的である。なお、些細な侵害行為についても全て大学が対応するというのはスタートアップ側の必要性があまり高くない一方で大学側の負担が重いため、例えば想定する損害賠償額が一定額以上の場合にのみ侵害排除義務を負うといった区切りを設けることも有益であろう。
- ・ また、M&A の阻害要因を作らないという意味においては、譲渡予約を認めない場合においても、最低限、ライセンシーが M&A 後も独占的にライセンス対象の発明を実施できることが確保される必要がある。
- ・ また、侵害行為に対する権利行使を実現するだけであれば（少なくとも日本においては）専用実施権の設定で足りると思えるが、その他にも、M&A における買収者が第三者とクロスライセンスを締結する場合等においては、権利そのものをスタートアップに譲渡することを可能とする必要がある。すなわち、特定の業界においては、相互に権利行使をしない、という状況を創出するために、競合同士でクロスライセンスを締結することも珍しくないが、大学からのライセンス対象特許をクロスライセンスに抛出できる状態にするために、M&A における買収者又は買収対象のスタートアップ自身が特許権者になるべく、本条のような譲渡予約を設定しておくことも有用である。
- ・ なお、譲渡のタイミングを対象特許権の侵害行為の発見後にする、譲渡する特許権を全部ではなく一部にする等の選択肢もありうるが、訴訟信託の禁止に反しないようにする、得られた賠償金の取り扱いをいかにすべきかといった要検討事項も増加するため、基本的には買収会社が希望したタイミングで全部譲渡する本条項の建付けによることがシンプルで各当事者にとっても望ましいものと考えられる。
- ・ 「無償譲渡」との建付けになっているものの、あくまでこれは、ライセンス料として付与を受けた新株予約権を通じて、大学が買収の対価の分配を受けることを条件としているため、大学に経済的な不利益を与えるものではなく、むしろ技術シーズの社会実装に対する正当な対価を大学が受け取ることを可能としている。なお、新株予約権ではなく現金によるランニングロイヤリティのみが採用又は新株予約権によるロイヤリティと併用されている場合においても、現金によるランニングロイヤリティに相当す

る部分の将来の価値を現在の価値に引き直してライセンス対象特許の譲渡の対価の中に組み込むことにより、大学とスタートアップとの間で公平な利益分配を実現することももちろん可能である。

- ・ 上記の各留意点を踏まえ、各大学において、自学が選択可能な対応を検討されたい。
- ・ なお、大学としては、外国企業による買収等、買収元の属性によっては特許権等の譲渡に懸念を示すことがありえる。しかし、この点について、外為法上問題のある買収元である場合には、本契約そのものを解除することで、かかる懸念に対応することが考えられる（第10条（解除）の解説参照）。また、パテントロールへ自学の特許権が譲渡されることを懸念し、権利移転に消極的な大学も一定数存在するが、大学発スタートアップのM&Aにおいては、設立間もないような初期の時期に比して、事業の準備・遂行が着実に進んでいる状況であり、いわゆるパテントロールへのM&Aとなる可能性は考えにくいため、過度に考慮する必要がない場合が多いものと考えられる。なお、実際にM&Aを契機に、ライセンス対象特許権のライセンシーたるスタートアップへの譲渡をライセンサーたる大学が認めた事例も存在する。

3 条（通常実施権の設定許諾）

- 第3条 乙は、甲に対して、本件特許発明等のうち、専用実施権の設定ができないものについて、本件契約の有効期間中、範囲を限定しない独占的通常実施権（以下「本件独占的通常実施権」という。）を設定する。
- 2 本件独占的通常実施権の許諾期間は、対象となる特許権の存続期間満了または本契約期間満了までのいずれか遅い方までとする。ただし、本件独占的通常実施権を設定後●年間甲が対象の発明を正当な理由なく実施しない場合には、乙は、甲に対し、本件独占的通常実施権を非独占的通常実施権に切り替えることを求めることができる。

<ポイント>

- ・ 専用実施権が登録後の特許権にしか設定できないこと、海外においては専用実施権に対応する制度が必ずしも存在しないこと、また、戦略上特許出願をしないノウハウ等も存在する等の事情から、専用実施権の設定ができない発明についての独占的通常実施権を設定するものである。
- ・ なお、本条は、大学との交渉の結果、2条で専用実施権の設定ができた場合の条項であり、2条でオプション1や2を選択した場合には、本条は不要となることに留意されたい。

<解説>

- ・ 大学の特許が死蔵化してしまうことの懸念に対しては、前条 4 項と同様の条項を設けている(本条第 2 項)。

4 条 (再実施許諾)

第 4 条 甲は、第三者に対して本件特許発明の非独占的通常実施権を自由に許諾することができるものとし、乙は甲によるかかる第三者への実施権の許諾について何らの異議を述べないこととする。

<ポイント>

- ・ スタートアップがライセンスの対象発明について第三者にサブライセンス(通常実施権の再実施許諾)するための条項である。

<解説>

- ・ 専用実施権の設定を受けた後においても、専用実施権者が第三者に通常実施権を許諾する場合には、特許権者の承諾が必要となる(特許法 77 条 4 項)。また、独占的通常実施権の許諾を受けても、当然に特許権者の同意なく第三者に通常実施権を許諾することはできない。
- ・ 他方で、各種リソースが不足しがちであり、また、短期間で大きく成長するために多くの企業とアライアンスを進めていく必要のあるスタートアップとしては、自社事業を展開するにあたって、必要に応じて自社事業の遂行に必要な特許発明については、迅速かつ自由度高く第三者にライセンスアウトしていく必要がある。
- ・ そこで、スタートアップが、大学の事前の承諾なく、自由にサブライセンスを行えるように本条を設けた。
- ・ なお、一部の業界においては、特許侵害訴訟は行わず、クロスライセンスで互いの権利関係を整理することが求められる場合もある。この観点からも、クロスライセンス契約を締結できるよう、自由にサブライセンスを行えることは重要といえる。

5 条 (対価)

第 5 条 甲は、乙に対し、第 2 条に基づく専用実施権【独占的通常実施権】の設定、第 3 条に基づく実施許諾および前条に基づく第三者への実施許諾の対価として以下の各号に定める対価による支払いをなすものとする。

- ① ●円
- ② 新株予約権 (新株予約権 1 個の目的である株式の数は 1 株とし、新株予約権の個数については甲が外部の投資機関より最初に投資を受けた時点で、その内容を受けて決定する。●年●月末日までに投資を受けなかった場合は、乙が●個の新株予約権を●年●月末日までに受け取るものとする。)

- | |
|---|
| <p>2 前項 1 号の対価は、本契約締結後 30 日以内に支払うものとする。</p> <p>3 甲、乙に対し、本条第 1 項 1 号の対価を乙が指定する銀行口座振込送金の方法により支払う。これにかかる振込手数料は乙が負担するものとする。</p> <p>4 本条の対価の遅延損害金は年 14. 6%とする。</p> |
|---|

<ポイント>

- ・ スタートアップから大学に対するライセンス料の支払に関する条項である。
- ・ なお、2 条についてオプション 1, 2 を選択した場合は、第 3 条が不要となるため、それに伴って本条第 1 項の「第 3 条に基づく実施許諾」の部分は削除されたい。

<解説>

ライセンス料についての考え方

- ・ 大学から特許ライセンスを受ける場合について、大学は対象技術の研究開発はもちろんで、その特許権の取得維持にも一定の費用を支払っているため、大学発のスタートアップに対しても一定の金額のライセンスフィーの支払を求めることが通常である。特に、当該特許権の取得費用をまず回収したいという思いから、一時金を当該費用相当額に設定する場合もある。
- ・ しかし、スタートアップが、プロダクト／サービスのリリース前に大学からライセンスを受ける場合、その時点で資金に余裕がある場合はほとんどないであろう。特に、日本国内の特許権のみならず、海外の特許権までライセンス対象とした場合には、実費だけでも相当額に至ることも珍しくない。そこで、ライセンス料を当該特許権の取得費用相当額の現金および新株予約権で支払うこととしたのが本条である(なお、一時金を新株予約権で支払い、ランニングロイヤリティを現金で支払う場合の条項案についてはオプション 1 を参照。)
- ・ なお、新株予約権でライセンス料の全部または一部を支払う場合、新株予約権の付与個数や発行条件について合意する必要がある。本条においては、ライセンス契約締結時点ではその点について合意せず、スタートアップが VC 等により増資を経た後のタイミングで個数を決定することとしている(後ほど紹介する、経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf) 25 頁。)
- ・ また、ライセンス料は、ライセンス対象の知財を活用した事業の売上高や利益率等を考慮して決定すべきものであるところ、想定シーンのように、まだビジネスモデルも十分に固まっていないスタートアップの場合、売上や利益率を想定することは困難である。このような段階でライセンス契約を締結する場合、売上や利益率の何%等といった形でライセンス料を定めることは困難であり、かつ、スタートアップの事業前提が

変更された際に、変更前の前提で定められたライセンス料がスタートアップの事業成長を阻害しかねないという難点がある。そのため、例えばランニングロイヤルティを支払うことを前提に、その支払額等の条件を別途協議とする例も散見されるが、避けるべきであろう。なぜなら、ライセンス料等のライセンス条件を「別途協議」とすると、協議の結果合意に至らない場合、スタートアップがライセンスを受け続けることが不可能となり、ひいては、ライセンス対象の特許発明を活用した事業の継続が不可能となりかねないからである（投資家によるデューデリジェンスや上場審査においてリスク要因として評価されることとなる。）。

- ・そこで、これらの問題を解決するために、スタートアップの事業の成長が間接的に反映される新株予約権の付与によるライセンス料の支払を認めることで、ライセンス契約締結後の事業の規模等に応じた適切なライセンス料の設定が可能になる。
- ・そもそもランニングロイヤルティは、ライセンス対象の知財の事業成長への貢献を踏まえ、当該事業成長の結果の一部をライセンサーに分配するという機能があるものといえる。この意味において、ランニングロイヤルティはエクイティ（株式）に類似した性質を有するものといえ、新株予約権の付与による支払と親和性があるものといえよう。すなわち、新株予約権の価値は、スタートアップの事業の成長を間接的に反映するものといえるため、ランニングロイヤルティ（またはこれに相当する金員）の支払いを新株予約権をもって行うことで、ライセンス対象の事業成長の結果をライセンサー・ライセンシー間において適切に分配することが可能となるといえよう。
- ・上記の観点から、ランニングロイヤルティを都度発生させて現金で支払うのではなく、ライセンス契約締結後の特許発明の実施への対価の総額を契約締結時点において、一定の現金および新株予約権をもって一括で支払うということは、合理的な取り扱いであると考えられる。この取り扱いは、大学にとっても、スタートアップの成長次第で多額の対価を得られるチャンスを得られるのみならず、スタートアップの会社の評価額の増加に応じてランニングロイヤルティ相当額部分の対価の増額が導かれることになり、ランニングロイヤルティを都度発生させて現金で支払いを受ける方式よりも、ライセンス対象の特許発明の実施態様や対象製品の売上といった要素に左右されずに、会社の成長に応じた対価を受領できるという点では、リスクヘッジすらもできるものといえる。
- ・また、大学が、スタートアップが上場できなければ新株予約権によって対価を得られないであろうという懸念を有することもある。しかし、スタートアップの新株予約権およびこれを行使した結果得られる株式によって得られる対価は、上場時のみに現実化するものではなく、かかる懸念は必ずしもあてはまらない。すなわち、スタートアップのEXIT（投資家に対し、株式売却を通じた対価獲得の機会を用意すること。）は上場だけではなく、M&Aによる場合も少なくないところ、新株予約権を発行する際に、上場時のみならず、M&Aの際にも新株予約権の保有者（今回の事案では大学）が適

切に対価を回収できる設計にしておけば、スタートアップが上場できずとも、M&Aの場合に対価を得ることができるのである(このためには、新株予約権の発行要項にM&A時における新株予約権に関する取り決めに定めておく必要がある。例えば、大学・買手企業・スタートアップの協議により、新株予約権を以下のように処理することも考えられる)。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学から買手企業に対し、新株予約権のまま譲渡する② 大学において新株予約権を行使したうえで、取得した株式を買手企業に譲渡する③ 大学において新株予約権を放棄し、その対価をスタートアップが付与するか、スタートアップが新株予約権を買い取る |
|---|

- ・ さらに、仮に上場のみならず M&A もうまくいかなかったとしても、今回の想定シーンのように、大学がそれまでに特許取得に要した費用を現金による一時金の支払いの中で確実に回収しようとする場合が多いことに鑑みれば、新株予約権による対価回収に失敗したとしても、現金で実費分を回収している以上、実質的にはいわゆる「赤字」が発生しないこととなるため、大学に大きなリスクはないといえよう。
- ・ なお、大学へのライセンス料の支払を新株予約権をもって行う場合を主たる想定事案としたものではないものの、同様の考えに基づくものとして、「コンバーティブル投資手段」活用ガイドライン

(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/convertible_guideline/guideline_vF.pdf) も参照されたい。同ガイドラインに挙げられているコンバーティブル投資手法(新株予約権も含む。)によることのメリットは以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 企業価値評価を先延ばしすることが出来るため、シード期のディープテック系スタートアップ等企業価値評価が困難な企業に対しても先行投資が容易になるとともに、そうした企業が不適切な評価で株式を発行することにより将来の資金調達が制約されるリスクや投資家が過度に高値掴みをするリスクを抑えることが可能になる。この特徴から、シード期のロボット系・宇宙系・社会課題解決系スタートアップが利用する先行事例が存在。2. 企業価値評価だけでなく株主間契約等法務面の手続きも後回しにすることが出来るとともに、また投資家 1 者ごととの相対取引が可能となるためことから、スタートアップへの機動的な資金供給が可能になる。この特徴から、コロナ禍により資金調達ラウンドが停止し多額のブリッジファイナンスが必要となったアーリー期以降のスタートアップが利用する先行事例が存在。3. その株式転換要件次第で柔軟なインセンティブ設計が可能になる。この特徴から、事業会社とスタートアップが協業を始める際に、新株予約権の発行によって調達を行った上で実証実験の進捗に応じた株式転換要件を設定することで、リスクの高い |
|---|

協業案件を実現可能とし、さらに両者のインセンティブ・コミットメント強化を通じて協業の成功に寄与するといった先行事例が存在。

- ・ 特許の取得費用は最低限回収したいという大学の要望については、取得費用相当額を契約締結時に現金で受け取ることにより満たされることとなり、また、スタートアップが大きく成長すれば、新株予約権を通じて得られる対価が大きくなるため、大学にとっても望ましい手法といえよう。そして、技術分野や発明が実施される製品・ビジネスモデル等によっては、大学側が、発明の実施の有無を確認することが極めて困難である場合も珍しくなく、そのような場合には、大学がランニングロイヤリティの支払額が適正か否かを検証する手段がスタートアップからの自己申告以外に存しないという事態にも陥りかねないところ、新株予約権による場合には、かかる弊害を回避することができるという大学側のメリットもある。
- ・ また、スタートアップとしても、予測が著しく困難な売上や利益率を考慮してランニングロイヤリティを設定するという困難から解放されるとともに、上記のようにスタートアップの成長が大学の利益につながるという座組とすることにより、大学との間で継続的な協力関係を構築しやすくなり、メリットの大きい手法といえよう。
- ・ なお、例えば米国においては、ライセンス料を株式や新株予約権で支払うことは珍しくなく(例えば、Google はスタンフォード大学に対して株式によりライセンス料を支払い、スタンフォード大学は結果として 400 億円以上に相当する金額をライセンス料として得たと言われている。)、日本においても、東京大学が、東京大学発ベンチャーであるペプチドリーム株式会社への特許ライセンスの対価を新株予約権として取得し、その後同社の上場および株式の売却による回収まで至った例もある。
- ・ また、想定事例とは異なり、大学からスタートアップに対し、特許権の譲渡がなされる場合、譲渡時にのみ譲渡対価を支払うとされる場合も少なくない。しかし、その場合であっても、譲渡対価の一部または全部の支払を新株予約権によって行う場合、スタートアップの成長に連動して大学が手に入れることができる金額が上昇していくこととなり、いわばランニングロイヤリティの支払いを受けているかのような機能が果たされることになる。

ライセンス料の全部または一部を株式ではなく新株予約権で受け取ることの、大学およびスタートアップのメリット

- ・ 日本の大学が知的財産権のライセンスの対価として株式等を受け取る場合、私立大学では株式取得の実績もみられるが、多くの国立大学法人等では、株式ではなく新株予約権の取得が一般的である。株式ではなく、新株予約権によることの大学・

スタートアップのメリットとしては、上述のものの他、例えば以下のものが挙げられる³¹。

① 大学のメリット

- (1) 大学の会計上、株式は会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに減損処理等を行う必要が生じる一方、新株予約権であればそのような必要がなくなること
- (2) 新株予約権は株式と違い消滅させることが容易であるため、IPO や M&A に至らない状態などが続いた場合の扱いが容易であること
加えて、大学は、対価として株式ではなく新株予約権を取得する選択をすることで、株式を取得する場合に生じる以下のようなデメリットを回避することができる。
- (3) 国立大学法人については歴史的に出資に制限があったことから株式を扱う経験が乏しいこと
- (4) 株式を取得することにより大学に共益権（議決権等）が生じることが教育・研究機関としての大学のミッションに照らして適切ではないと捉えられることが多いこと

② スタートアップのメリット

- (1) 企業価値を評価されるタイミングを先延ばしにできること
- (2) 株式の取得により大学が株主となった場合、機動的な株主総会の運営に支障が生じるおそれもあるが、新株予約権の場合にはそのような懸念が生じないこと

- ・ 具体的にどのような条件で新株予約権を発行すべきかは、事案により異なるものの、例えば、大学発スタートアップの事業計画に基づき予想される将来の企業価値や、新株予約権取得時の資金獲得状況、更にライセンスの対象とする知的財産権の事業上の必要性等を考慮しつつ、各当事者の視点として以下の考慮要素等を総合考慮して決することとなろう。

① スタートアップの視点

- (1) 資金繰りが厳しいフェーズで、キャッシュアウトを抑えることが可能となるメリット（ライセンス料を現金ではなく株式または新株予約権で支払うことのメリット）
- (2) 資本政策の観点から、有限である新株予約権の枠の一部を使ってしまうことのデメリット

³¹ 経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」

(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf)

(3) 新株予約権の行使条件にライセンス契約が継続していることを入れた場合には、ライセンス契約の安定性を確保することによるメリット

② 大学の視点

(1) スタートアップが上場または M&A に至った場合、多額のリターンが得られるというメリット

(2) スタートアップが事業化に失敗した場合、新株予約権が実質的に無価値になるリスクを負うというデメリット

- ・ また、スタートアップが上場を目指す場合、新株予約権の発行数（潜在株式比率）が一定割合（具体的には上場時に潜在株式比率が 10% 以下の場合が多いものと思われる。）を上回ってしまうと、上場審査時に支障が生じるおそれがある。そのため、大学としても、この点に配慮しつつ、付与を受ける新株予約権の個数を検討すべきであろう（知的財産権のライセンスに伴って大学が保有する潜在株式比率は、数% 以下となるケースが一般的である³²⁾）。
- ・ なお、上記に挙げた点の他、大学による大学発スタートアップの新株予約権取得に関する注意点については、経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」（https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf）を参照されたい（22 頁には、ライセンス料の一部を新株予約権で支払う際の条項例も紹介されている。）。
- ・ 同手引きには、新株予約権の価値の算出に関して、以下の記述があり、参考になる（25 頁）。

未公開企業の新株予約権の公正価値の評価は困難であり、それを正確に見積もるには、金融工学的なモデルを用いて専門家が検討を行う必要があります。この検討には、高度な専門性が必要となることから実務的な負担が大きく、また、外部に委託する場合は高額な委託料が必要となります。大学が、このような検討を新株予約権取得に係るライセンス契約毎に行うことは実質上困難です。そのため、外部専門家の意見を活用しながら、株式公開時等の EXIT 時の 1 株当たりのおおよその価値（株価）を、ベンチャー企業と合意の上で簡易的に決定し、取得する新株予約権の数を決定することが現実的です。例えば、株価が株式公開時等の EXIT 時に 3 倍になると簡易的に決定、仮定するのであれば、新株予約権の行使価額（＝現在の株価）の 2 倍の額を、新株予約権の 1 個分の価値であるを見積もることができます。なお、VC による投資がすでに行われているまたは同時に行われる場合には、直近の資金調達時の株価あるいは現在

³²⁾ 経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」

（https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf）26 頁。

の株価を把握することが可能です。大学の視点では、株式公開、新株予約権行使、株式売却を経ることにより、少なくともライセンスに至るまでの大学の支出以上の現金を得られる可能性が高い個数であることが妥当です。これに加えて、一般的な大学発ベンチャーの成功確率を踏まえると、すべての大学発ベンチャーの新株予約権の現金化は困難であることから、一部の契約案件で複数案件のコストをカバーするような個数を設定するという考え方もあります。なお、ライセンス契約時に個数を指定せず、VC等による増資を経た後のタイミング等で個数を決定することを契約に盛り込む方法も考えられます。この場合は、ライセンス契約時に新株予約権の個数を検討する手間を省くことができるため速やかな契約が可能であり、新株予約権の個数の決定に当たっては、上記のとおり VC の投資した株価や VC の要請を反映することが可能です。また、早い段階でライセンスを受けることにより、その後のスムーズな VC からの投資獲得につなげることができます。なお、このケースでは、「ライセンス契約書」において、「契約一時金として、金●万円也。これに加えて、新株予約権。新株予約権 1 個の目的である株式の数は 1 株とし、新株予約権の個数については大学発ベンチャーが外部の投資機関より最初に投資を受けた時点で、その内容を受けて決定する。□□年末日までに投資を受けなかった場合は、甲が●●個の新株予約権を受け取る」といった内容の条項を入れることが考えられます。

新株予約権の価値決めの交渉にあたって、留意すべきは、不合理に高い価値を設定した場合には、価値の高さがスタートアップの将来の資金調達の障害となり、当該スタートアップが成功せず、新株予約権を株式に転換し、高価で換価する機会を喪失することになりうるという点には留意されたい。

国立大学法人の留意点

- ・ 新株予約権によるライセンス料の支払を認めるか否かについて、国立大学法人の場合は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）および「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（https://www8.cao.go.jp/cstp/cst/kihonhou/guideline_2.pdf。以下「ガイドライン」という。）への適合性も検討する必要がある。
- ・ 具体的には、法 34 条の 4 および 34 条の 5 は、国立大学法人がスタートアップの支援に伴い株式等を取得することができる場合を、大学発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要な場合としている。
- ・ この点についてガイドラインは、「支援を行う国立大学法人の研究成果を活用した事業の有望性が高い大学発ベンチャーであって、当該国立大学法人による支援に対し、現金による支払を免除または軽減することが当該ベンチャーの経営の加速のために特に必要と考えられる場合が対象となる」とする。

- ・そして、この点について、前述の経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」は、「株式・新株予約権の取得可否の判断は、対象とする企業がその時点で保有しているキャッシュの多寡だけではなく、ライセンスに伴って現金による支払を免除または軽減することがその企業の事業計画を勘案すると必要かどうか、また、企業が希望しているかどうかという視点で検討することが適切であると言えます」と示している。

【変更オプション条項 1】

第 5 条 甲は、乙に対し、第 2 条に基づく専用実施権【独占的通常実施権】の設定、第 3 条に基づく実施許諾および前条に基づく第三者への実施許諾の対価として以下の支払いをなすものとする。

① 一時金

甲の新株予約権（新株予約権 1 個の目的である株式の数は 1 株とし、新株予約権の個数については甲が外部の投資機関より最初に投資を受けた時点で、その内容を受けて決定する。●年●月末日までに投資を受けなかった場合は、乙が●個の新株予約権を●年●月末日までに受け取るものとする。）

② ランニングロイヤルティ

- 甲が本契約期間中に本件特許発明を実施した製品を自ら販売した場合は、当該製品の正味販売価格の●%相当額の金員（外税）
- 甲が本件特許発明の実施権を第三者に許諾した場合には、当該第三者から得られたロイヤルティの●%相当額の金員（外税）

2 前項 2 号の対価の支払期限について、本契約期間中毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の末日に四半期毎に支払額を算定し、甲は、乙に対し、このように算定されたランニングロイヤルティの総額を、各四半期の末日後 15 日以内に支払うものとする。

3 甲、乙に対し、本条第 1 項 2 号の対価を乙が指定する銀行口座振込送金の方法により支払う。これにかかる振込手数料は乙が負担するものとする。

4 本条の対価の遅延損害金は年 14. 6%とする。

<解説>

- ・ 本オプション条項においては、想定シーンとは異なり、スタートアップのビジネスモデルがある程度固まっていて、売上や利益率の目途が立っている事案を想定し、一時金を新株予約権の発行によって支払い、ランニングロイヤルティを現金で支払う場合の条項も用意した。
- ・ なお、2 条についてオプション 1, 2 を選択した場合は、第 3 条が不要となるため、それに伴ってオプション条項第 1 項の「第 3 条に基づく実施許諾」の部分は削除されたい。

- ・ 上記条項では、自己実施に係るランニングロイヤルティの算定を、本件特許発明を実施した製品の正味販売価格（総販売価格から運賃や保険料および梱包費などの経費を控除した販売価格）に基づき行っているが、販売価格を基準にすることもありうる。また、当該製品を割引して販売した場合に、当該割引分を考慮してライセンス料を算定するか否かが争われる場合もありうるため、かかる場合に割引分をいかに処理するかについても予め合意しておくことも考えられる。
- ・ また、上記のように、ライセンス料の算定にあたり、正味販売価格に基づく売上の計算や第三者からのライセンス収入の計算が必要となる場合には、対価の計算が正しいことを確認するため、以下のような監査条項を設けることも考えられる。

第●条 乙は、甲に対して、前条の対価に関連する製品の売掛台帳、決算書、その他の経理書類・帳簿類を開示等すべきことを請求することができる。

2 乙は、甲に対して、報告されたライセンス料に関して、公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

3 前項の費用は乙が負担する。ただし、監査の結果、甲の報告した対価額が支払うべき対価額よりも10%以上少なかった場合、乙は甲に対してその費用を求償することができる。

<解説>

- ・ 監査の費用については、原則はライセンサー（実施許諾者）が負担することを原則としつつも、監査の結果、不正が発生した場合はライセンシー（実施権者）が負担することとしている。ただし、不正の定義で争いが生じることもあるため、ライセンス料の10%以内の誤差は除くものとしている。
- ・ ランニングロイヤリティの支払いが適正でなかった場合には、未払い分につき遅延損害金年利14.6%が発生することとなり（本モデル契約5条4項）、これが実質的なペナルティとなっている。

【変更オプション条項2】

5 甲は、乙に対し、本契約締結後1年毎に、下記の考慮要素を踏まえ、本条第1項②のランニングロイヤリティの額が不相当となった場合、本条第1項②のランニングロイヤリティの額の減額を求めることができるものとする。この場合の減額後の具体的なロイヤリティの額については、甲乙協議の上定めるものとする。

記

- ① 甲が製造販売する製品（以下「本件製品」という。）について、本件特許発明等以外で実施されている特許発明の数
- ② 本件製品における本件特許発明等の寄与度
- ③ 本件特許発明等の代替技術の存在および内容

④ その他本条第 1 項の対価の設定に関連する一切の事実

<解説>

- ・ ライセンスが長期にわたってくると、スタートアップの製品・サービスにおけるライセンス対象特許の貢献度が小さくなっていくことがある。それにもかかわらず、契約締結時の貢献度を前提としたランニングロイヤルティの額が維持され続けると、ランニングロイヤルティの額の費用対効果が悪くなっていくこととなる。
- ・ 他方で、大学としても、長期にわたってランニングロイヤルティの収入が得られるのであれば、後半の期間のロイヤルティ額が多少減額されても大きな支障はないであろう。
- ・ そこで、上記オプション 2 においては、本モデル契約におけるライセンス対象特許のスタートアップの製品・サービスにおける貢献度を図るための指標を列挙し、これらの考慮要素を踏まえ、オプション 1 を採用する場合に、ランニングロイヤルティの額が不相当になった場合には、スタートアップから大学に対して減額を求められるものとし、その具体的な額はスタートアップ、大学協議の上定めるものとした。
- ・ このオプション 2 を採用する場合には、契約締結時から事情が変わったことを示せるように、契約締結時における①～④の状況について、相手方と認識を合わせ、記録に残しておくことが望ましいといえよう。

いわゆるロイヤルティスタッキングや代替技術の出現の問題

- ・ ライセンスを受けて開発や事業が進展していくと、事業を実行していく上で必要となるライセンスの件数が増えていく(同一の大学からのライセンスが増える場合のみならず、他の第三者から受けるライセンスの件数が増える場合も含む。)場合がある。この場合、各ライセンスの対価を単純に足していくと、例えば利益率が20%の事業でライセンス料が30%(3%×10件)という非現実的な条件となってしまうおそれがある(いわゆるロイヤルティスタッキング)。そこで、複数の特許等のライセンスを受けることが見込まれる場合は、ライセンス料の総額の上限を定めておくことが考えられる。
- ・ また、このロイヤルティスタッキングの問題を措くとしても、当初は重要な技術としてライセンスを受けたものの、代替技術が出現したり、製品の仕様が**変わったりすること**に伴って、ライセンス対象の技術の実施は必要ではあるものの、その重要度が減少するということも考えられる。このような場合に備え、一定期間毎にライセンス料を(減額する方向で)協議して見直すという条項を入れることも考えられる。

6 条 (本件改良技術)

第 6 条 甲および乙は、本契約期間中に、本件改良技術を発明した場合、相手方に対してその事実を通知し、さらに、相手方の書面による要請があるとき

は、当該本件改良技術を相手方に開示等する。

<ポイント>

- ・ 当事者が、ライセンス対象の発明を基本発明として、応用・改良技術を開発した場合の取り扱いを定めた規定である。

<解説>

- ・ 本モデル契約においては、改良技術に関しても「本件特許発明等」に含まれるものとして、第2条に基づく専用実施権または第3条の独占的通常実施権の対象となっているが、当事者のいずれかが改良技術を独自に開発した場合、相手方への通知義務を課さなければ、相手方は当該改良技術の存在にすら気付くことができないおそれがある。
- ・ そのため、本条においては、改良技術を発明した場合に相手方への通知義務を課している。

7条（第三者の権利侵害に関する担保責任）

第7条 乙は、甲に対し、本契約に基づく本件特許発明等の実施行為が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しない。

2 本契約に基づく本件特許発明等の実施行為に関し、甲が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、甲は、乙に対し、当該事実を通知するものとし、乙は、甲の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するように努めるものとする。

3 乙は、本件特許権等が第三者に侵害されていることを発見した場合、当該侵害の事実を甲に対して通知するものとする。

<ポイント>

- ・ ライセンス対象となる特許権の非保証を定めた規定である。
- ・ 1項の特許非保証を前提として、2項は、ライセンシーが第三者から訴訟提起された場合のライセンサーの協力義務を定めたものである。

<解説>

- ・ ライセンスの対象となる特許については、第三者の権利侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）のが当然だという考え方になりがちである。
- ・ しかし、事業会社ではない大学に対し、特許保証を要求することは酷であり、また、特許保証はライセンサーのリスクが非常に高い。スタートアップと大学の適切なリスク分配という観点からは、特許保証までは行わないという前提で他の条件を定めることが適切である。仮に、特許保証をするにしても、「乙が知る限り権利侵害は

ない」「乙は権利侵害の通知をこれまで受けたことはない」ことの表明保証にとどめるべきである。

8 条（秘密情報、データおよび素材等の取扱い）

第 8 条 甲および乙は、本契約の遂行のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示等（以下「開示等」という。）の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約の締結前後に関わらず、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報およびデータならびに素材、機器およびその他有体物（以下「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示等または漏えいしてはならないものとする。ただし、甲は、本契約 4 条に基づく再実施許諾先に対しては、再実施許諾に必要な範囲で、秘密情報等を開示等することができるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等提供されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得しまたは創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前の開示者から書面による承諾を得ずに、本契約の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本契約遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報等の組成または構造を特定するための分析を行ってはならない。

5 受領者は、秘密情報等を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。

6 本条第 1 項および同条第 3 項ないし第 5 項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前の開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができるものとする。

- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに従った開示等の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
 - ④ 甲の株式の新規上場に関する審査において、本契約の存在および内容について開示等を求められた場合（ただし、上場審査に必要な事項な事項の開示等に限る。）
- 7 本契約が終了した場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 8 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等の開示等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 9 乙は、その学術的使命を果たすため、以下の各号に従い、研究成果の公表（以下「学術発表」という。）を行うことができる。
- ① 本条に基づく秘密保持義務を遵守すること
 - ② 甲に対し、学術発表の予定日の 30 日前までに、その内容を通知すること。
なお、甲は、当該内容に、甲の秘密情報が含まれていると判断したときまたは甲が当該内容に関して特許出願を行うに際してその準備期間を要すると判断したときは、当該通知後 15 日以内に、乙に対し、当該部分につき合理的な範囲で内容修正または学術発表延期を求めることができ、この場合、乙は、甲と協議の上対応する。
- 10 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面または口頭による提案およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 11 本条の規定は、本契約が終了した日よりさらに 5 年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

秘密情報の定義(秘密である旨の特定の要否)

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、技術情報提供のために各種の情報、データ、素材等がやりとりされることがあるライセンス段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、前者を採用している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう(秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、新素材分野における「秘密保持契約」のモデル契約書に詳細に解説しているため、そちらも参考にされたい。

研究成果の発表への配慮

- ・ 大学においては、研究活動の成果を、論文等を通じて世の中へ公表していくことが求められており、この点について配慮する必要がある。
- ・ 他方、無制限に公表できるとすると、秘密情報の秘密管理性や非公知性が失われ、不正競争防止法上の「営業秘密」として保護を受けることが困難になったり、特許出願を検討している内容が含まれる場合に、出願に先んじて研究成果を公表されてしまうと、当該特許出願において新規性や進歩性が否定されたりしてしまうおそれもある。
- ・ そこで、本条 9 項においては、大学が学術発表を行う際にはスタートアップに対して事前通知を行い、場合によってはその時期や内容について協議することにより、両者の利害を調整することとした。

上場審査への配慮

- ・ 大学発のスタートアップが上場を目指して上場審査を受ける場合、例えばマザーズの「上場審査に関する Q&A」においては、「大学との間に知的財産権にかかる契約を締結している場合には、次の『開示等することが望ましいと考えられる主な内容の例』を踏まえ、できるだけ数値などを用いた具体的な開示等を行っていただくことが望まれます。」との記載があるように、重要なライセンス契約においてはライセンス条件を上場審査で開示等する必要がある。
- ・ そこで、上場審査において開示等を求められた場合は、審査に必要な事項に限り開示等が許されるとすることでこの点に配慮した(本条第 6 項第 4 号)。

9 条（期間）

第 9 条 本契約の有効期限は、本契約締結日から第 2 条の専用実施権が設定された特許権の存続期間満了日または第 3 条の実施許諾の対象たる特許権の存続期間満了日のうちいずれか遅い日までとする。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ マザーズの上場審査 Q & A において、「大学が保有している特許などの知的財産権を利用して主要な事業を行っている場合、上場承認までに当該知的財産権を譲り受けていることが必要でしょうか。」との項目について、「⑤大学（注 5）から一方的に解除もしくは不利益な条件に変更されない契約内容になっていますか。」との記載があるように、大学から事業の実施において重要な特許のライセンスを受けている場合には、当該ライセンスが容易に終了させられない状態になっていることが重要となる。
- ・ そのため、本モデル契約においては、契約の有効期間を第 2 条の専用実施権の存続期間満了日または第 3 条の実施許諾の存続期間満了日のうちいずれか遅い日までとしている。
- ・ なお、本条のように定めるのではなく、具体的な一定の有効期間（例：1 年間等）を定めた上で、いずれかの当事者から更新しない旨の通知がなされない限り自動更新されると定められる場合も少なくないが、この場合、大学から契約更新を拒絶されるとライセンス契約が終了し、ライセンス対象となっている特許発明の実施が不可能となり、事業の継続が困難になるおそれがあるため、スタートアップであるライセンシーとしては、かかる条項の導入は回避すべきであろう。

10 条（解除）

第 10 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ③ 本件特許の有効性を争った場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定め

てなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的規定である。
- ・ 1 項 3 号においては、ライセンス対象となっている本件特許の有効性を争った場合には、契約を解除できることとしている(いわゆる不爭条項。)

<解説>

- ・ 以下のように、いわゆるチェンジオブコントロール(COC)が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&A が解除事由となりかねず、デューデリジェンス等においてリスクと評価され得る。
- ・ 他方、大学との契約の場合においては、(部分的・間接的にせよ)税金が投入され得られた研究成果・技術が国外において日本の国益を害する態様で利用されることは避けたい、という懸念の下、大学が海外企業による M&A を解除事由とすることが要求される場合がある。技術の内容等によっては、このような落とし所で契約が締結される例もある。
- ・ しかし、海外企業による M&A の途を完全に禁ずると、スタートアップが大きな対価を得る EXIT のチャンスを喪失させることとなるため、海外企業による M&A が一律に解除事由にあたることは不適當である。
- ・ また、スタートアップの技術は、複数のテクノロジーとの組み合わせを経なければ海外における競合との勝負が難しくなる場合も珍しくない。また、単独では活用しにくい技術が、複数技術の組み合わせで活用されることで価値が生じることや、死蔵された技術の場合も買収されることで、技術の価値が初めて生まれることもある。これらの場合に海外企業による M&A の可能性が事実上閉ざされることは、ひいては日本の競争力の低下につながるおそれもあり、望ましい事態とはいえないであろう。また、大学が本モデル契約のように、新株予約権によるライセンス料の支払いを認めていた場合には、日本の大学も当該 M&A を通じて、技術の対価として、決して少なくない株式の売却益を獲得できることも考慮すべきであろう。
- ・ そこで、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)による規制を基準にすることが考えられる。すなわち、外為法においては、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある技術の移転等について、経済産業大臣の許可が必要とされている。ライセンス対象技術が、かかる外為法の規制対象の技術である場合、同法に基づく許可を得たにもかかわらず、大学が移転を許さないとしてライセンス契約を解除できるとすることも不公平な側面がある。そこで、仮に海外企業による M&A であっても、ライセンス対象技術が外為法の規制対象の技術でない場合、あるいは外為法の規制対象であるとしても所定の手続を経た場合には大学からのライセンス契約の

解除を認めず、外為法に違反する技術移転がなされた場合に限って大学からのライセンス契約の解除を認める、というところが落としどころとして考えられよう。

・ なお、外為法の存在ゆえに、大学側が経済安全保障の観点から自学発の知財が第三者へ渡ることに対して慎重となる必要がある点を、スタートアップは理解し、これに配慮した対応をとる必要がある。特にスタートアップが大学からライセンスを受ける場合、スタートアップから国外企業へのプロダクトの提供やサブライセンス等に対して大学側からの制限がかけられる可能性があるため、スタートアップとしては、例えば以下の記載も参考にしながら、外為法の概要は理解しておくことが有益であろう。

・ まず、外為法においては、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある特定の「貨物の輸出」および「技術の提供」を行う際には、経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられている。すなわち、スタートアップにおいては国外企業にプロダクトを提供する（＝貨物を輸出する）ことおよびライセンスを与える（＝技術を提供する）際に、リスト規制（日本国外への輸出に際して経済産業大臣の許可を要する貨物や技術を定めたもの）およびキャッチオール規制（リスト規制品に該当しない貨物輸出や技術の提供であっても、その用途と需要者の内容に基づき、大量破壊兵器や通常兵器の開発などに使用されるおそれがある場合に経済産業大臣の許可を得ることを定めたもの）の両方の観点から、規制に該当する技術でないか確認を行う必要がある。

・ 外為法についての詳細は、例えば以下の刊行物が参考になる。

➤ 安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制

(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>)

➤ 安全保障貿易管理**Export Control*キャッチオール規制

(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html#listkisei>)

➤ 大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集

(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/jireishu.pdf>)

【解除事由としてのCOC条項の例】

他の法人と合併、企業提携あるいは持ち株の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合

【外為法違反を解除事由とした場合の例】

本件特許発明等が外国為替及び外国貿易法における規制対象である場合において、同特許発明等の移転について同法における規制に違反した場合

11 条（損害賠償）

第 11 条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反しまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の停止または予防および原状回復の請求とともに損害賠償を請求することができる。

<ポイント>

- ・ 契約違反が生じた場合に違反行為の停止および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

<解説>

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、ライセンスの内容やコストの負担、ライセンス料の額等を考慮して当事者間の合意により決められる。
- ・ 本モデル契約は、迅速な被害回復が必要とされる知的財産権に関する契約であることから、本条では、損害賠償だけでなく違反行為の停止または予防および原状回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

12 条（存続条項）

第 12 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 7 条（第三者の権利侵害に関する担保責任）および第 11 条（損害賠償）ないし第 13 条（協議解決）の定めは有効に存続する。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

13 条（準拠法および紛争解決手続き）

第 13 条 本契約に関する紛争については、日本法を準拠法とし、● 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- ・ 準拠法および紛争解決手続きに関してとして裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、各種仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 13 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争（裁判所の知財調停手続きを含む。）については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- ・ 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概には決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- ・ 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- ・ 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示等することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- ・ 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- ・ 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決が図られることとなる。

【変更オプション条項 2: 仲裁条項例】

第 13 条 本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

＜解説＞

- ・ 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて変更オプションのような仲裁条項に変えるという選択肢もある。

14 条（協議解決）

第 14 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。

＜ポイント＞

- ・ 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

その他のオプション条項

本技術情報

第●条 乙もしくはその構成員は、甲の指定する場所に出向いて、本件特許発明等の実施に必要な技術情報について指導を行う。当該指導は、乙がその所属する●名程度の技術者を●日程度派遣することにより行い、甲は、それに要する交通費、宿泊費および別途定める日当を支払うものとする。

<ポイント>

- ・ 特許のライセンスにおいては、ライセンサーからライセンシーに対して技術指導の提供も行ふことがある。本条は、かかる技術指導の提供に関して定めた条項となる。

<解説>

- ・ ライセンス契約締結後も、ライセンシーとしてはライセンサーからの技術的な助言や指導が必要なことも多い。その場合、本条のように、スタートアップの求めに応じて、大学から技術コンサルティングを受けることができるようにしておくことも考えられる。

資料I-6 改訂版 モデル契約書

大学・大学発ベンチャー編
(共同研究開発契約書)

共同研究開発契約書（大学・大学発ベンチャー）

想定シーン

1. 教授 A の研究室のゼミ生 C は、X 社を設立した。X 社は Y 大学とライセンス契約を締結し、教授 A の発明した新素材および当該素材が添加された樹脂組成物の基本技術については自社単独で実施できるようになった。
2. しかし、当該素材をヘッドライトカバーに応用するにあたっては、技術の改良・深化が必要であり、また、大学の研究活動の中で生まれたこれらの発明をそのまま実施するだけでは、実用的な観点からの課題の検討が不足し、量産化等の実用に耐えられない状態であった。そこで、X 社は、独自に調査・検討してきた実用化に向けての課題やその解決手法のアイデアを活かしつつ、基本技術を改良・深化させるべく、基本技術を発明した Y 大学に対して共同研究開発を行いたい旨を申し出た。Y 大学としても、大学の研究活動の中で生まれた発明が実用化されることは望ましいため、X 社からの共同研究開発の申し出に応じることにした。
3. 契約交渉においては、双方の意向として、以下の点が挙げられた。

【X 社の意向】

- ④ 資金調達の観点からも Y 大学との共同研究開発を開始した時点および一定の成果が出た時点で、それぞれ公表したい。
- ⑤ (1)上場審査や M&A に先立つデューデリジェンスにおいてマイナス評価を受けないために、また、(2)自由度を確保して多数の企業とのアライアンスを実施し市場を拡大して売上を増加させるために、研究開発の結果生まれた成果物にかかる知的財産権は自社の単独帰属としたい。
- ⑥ 成果物にかかる知的財産権の自社単独帰属が難しい場合であっても、自社による独占的な実施は確保したい。
- ⑦ 成果物に関して特許出願を行う際、事業計画を踏まえて役に立つ特許権になるよう、出願打合せは外部の弁理士と事業戦略のディスカッションも交えながら、丁寧に行いたい。
- ⑧ 製品が完成した場合、Y 大学と共同研究開発した技術であることを表示し、ブランディングに活用したい。

【Y 大学の意向】

- ① 研究成果については、学会や論文等で可能な限り速やかに発表したい。
- ② 研究施設は提供するが、研究費用はできるだけ X 社に負担してほしい。
- ③ 成果物に関する知的財産権の取得・行使によって、他の大学や研究機関等における教育・研究活動が阻害されることは避けたい。

- ④ 成果物に関する知的財産権に関して、X 社に独占実施を認めるのであれば、いわゆる不実施補償の支払を求めたい。
- ⑤ 成果物に関して特許出願を行う場合、費用は X 社に負担してもらいたい。
- ⑥ 成果物に関する知的財産権に関して、X 社に譲渡または独占実施を認める場合、X 社が当該特許発明を実施せず、特許発明がいわば塩漬けになってしまうことは回避したい。

- 4. 上記について、特に(ア)成果物に関する権利帰属、(イ)成果物に関する特許出願の費用負担、(ウ)研究費用の負担、(エ)不実施補償の支払の有無が争点となった(その余の点は合意に至った。)
- 5. X 社は、共同研究開発の成果としての知的財産権について、自社単独帰属にできるのであれば、(イ)～(エ)の各費用等の負担に応じるという案および成果としての知的財産権は共有にしつつも Y 大学から第三者への実施許諾を認めないことで X 社の独占が維持できるのであれば、(イ)～(エ)の各費用等の一部は負担するとの案を提示した。
- 6. これに対し、Y 大学は、研究費の確保を優先したいと考え、(a)研究費は X 社が負担し、(b)成果物に関する権利の帰属は共有とし、出願費用は X 社負担とするのであれば、(c)不実施補償の支払は不要とする案を提示した。
- 7. これに対し、X 社は、Y 大学の提案に応じるが、Y 大学の共有持分を X 社の新株予約権 ● 個で購入することができるオプションが欲しい旨を主張し、協議の結果、最終的に、その内容で合意することとなった。

目次

▪ 前文	4
▪ 1 条（目的）	5
▪ 2 条（定義）	6
▪ 3 条（役割分担）	8
▪ 4 条（スケジュールの作成）	9
▪ 5 条（経費負担）	11
▪ 6 条（情報の開示等）	16
▪ 7 条（知的財産権等の帰属および成果物の利用）	17
▪ 8 条（名称使用）	25
▪ 9 条（公表）	26
▪ 10 条（第三者との間の紛争）	27
▪ 11 条（秘密保持義務）	28
▪ 12 条（権利義務譲渡の禁止）	31
▪ 13 条（解除）	31
▪ 14 条（期間）	34
▪ 15 条（存続条項）	34
▪ 16 条（損害賠償）	35
▪ 17 条（通知）	35
▪ 18 条（準拠法および紛争解決手続き）	36
▪ 19 条（協議解決）	37

前文

X 社（以下「甲」という。）と Y 大学（以下「乙」という。）は、第 1 条で定める研究開発を共同で実施することについて、以下のとおり合意したので、共同研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約は、スタートアップが大学と共同研究開発を行うにあたって締結する契約である。

<解説>

- ・ 大学等のアカデミア（以下本解説において単に「大学」という。）と共同研究開発を行う場合、事業会社と共同研究開発を行う場合とは異なり、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 大学は企業と異なり、大学単独で発明を事業化することが想定されていないこと（この点は、7 条の解説で述べる不実施補償の議論とも関連する。）
 - ② 大学が企業と共同研究開発を行う主たる動機は、共同研究開発を通じて実社会の現場での技術課題や問題に触れて、大学の研究活動を活性化させることおよび研究費を企業から得ることにあること
 - ③ 大学職員による研究成果については、学会発表の時期や内容に対する配慮が必要となること
- ・ また、スタートアップと共同研究開発を行う場合、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 共同研究開発の成果物に関する権利や利用関係の設定、スタートアップが支払う対価の算定根拠等において、投資家等のスタートアップのステークホルダーに適切な説明ができる形にしなければ、スタートアップの株式上場に悪影響を及ぼすおそれが大きく、ひいては共同研究開発から得られる双方のリターンが小さくなるおそれがあること
 - ② スタートアップのビジネスモデルが固まっていない段階においては、将来のビジネスモデルや製品を前提に対価等を定めることに困難を伴うこと（そのため、スタートアップが、研究開発の費用等を負担する場合、その一部または全部について、現金ではなく、代わりに株式または新株予約権によって対価を支払うことも有力な選択肢の 1 つとなること。）
- ・ 想定シーンのようなスタートアップと大学との共同研究開発においては、成果物に関する権利帰属および利用関係の整理、研究開発費用や成果物に関する知的財産権の出願費用の費用負担、不実施補償の取扱い等が主たる争点となるところ、上記の留意点を踏まえつつ、交渉していく必要がある。

1 条（目的）

第 1 条 甲および乙は、共同して下記の研究開発（以下「本研究」という。）を行う。

記

本研究のテーマおよび目的：乙が開発した新素材および当該素材が添加された樹脂組成物に関する技術（以下「本件技術」という。）の改良・深化

<ポイント>

- ・ 共同研究開発（本研究）のテーマおよび目的に関する規定である。

<解説>

共同研究開発のテーマ

- ・ 共同研究開発のテーマの記載の抽象度
 - ① 共同研究開発のテーマは、抽象的に規定し過ぎると双方の認識に齟齬が生じやすい。一方、具体的に規定し過ぎると拡張や変更の度に契約修正の必要が生じる。
 - ② そこで、ある程度の幅を持たせつつ抽象的過ぎず、かつ、具体的過ぎない記載とすることも考えられる。
 - ③ 他方、本モデル契約においては、まだビジネスモデルや製品の仕様が定まっていない想定シーンを前提としており、目指していくゴールも共同研究開発の過程で試行錯誤しながら具体化していく段階であるため、「乙が開発した技術（以下「本件技術」という。）の改良・深化」として、抽象的な記載に留めた。
- ・ 共同研究開発のテーマの広狭
 - ① 共同研究開発のテーマの定義は、知的財産権等の取扱いに影響する。
 - ② 例えば、共同研究開発のテーマの定義が広すぎると、自社固有の研究成果（知的財産権等）が共同研究開発（本研究）の成果と解釈され、本モデル契約に従って知的財産権の帰属や成果物の利用関係が規律される（双方が活用可能なものとなる。）リスクがある。
 - ③ 他方、共同研究開発のテーマの定義が狭すぎると、実際は共同研究の成果であるにもかかわらず、本契約書の枠外とされてしまい、当該成果に関して勝手に特許出願をされてしまうまたは本来禁止したい範囲の競業行為を規制できない等の弊害を生じる可能性がある。さらに、研究のスコープがピボット³³するたびに、本モデル契約の範囲から逸脱してしまい、再交渉を余儀なくされるリスクもある。

³³ ここでは、「方向転換」や「路線変更」を表す語として使用している。

- ④ 上記の留意点を踏まえ、共同研究開発のテーマが具体的に定まってきた段階で、共同研究開発のテーマを、広すぎず狭すぎない実態に即したものに修正すること考えられる。

共同研究開発の目的

- ・ 共同研究開発の目的は、両当事者の秘密保持義務の内容および範囲を画するものとしても重要である。
- ・ 秘密保持義務条項では、両当事者は共同研究開発の目的以外の目的で秘密情報を使用してはならないとの条件が設けられることが一般的である（本モデル契約では11条3項。）。
- ・ 秘密保持義務の内容および範囲を確定する際に、本条で定める共同研究開発の目的が参照されることになる。

2 条（定義）

第2条 本契約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

① バックグラウンド情報

本契約締結日に各当事者が所有しており、本契約締結後30日以内に、当該当事者が他の当事者に対して書面でその概要を特定した、本研究に関連して当該当事者が必要とみなす知見、データおよびノウハウ等の技術情報を意味する。

② 本単独発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で各当事者が、相手方から提供された情報に依拠せずに独自に創作した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を意味する。

③ 本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果であって、前号に定める本単独発明に該当しないものを意味する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使われる主要な用語の定義に関する規定である。

<解説>

バックグラウンド情報（本条①）

- ・ 共同研究開発を始めるにあたり、最も重要な事柄の一つがバックグラウンド情報（共同研究開発契約締結時にすでに保有していた技術情報。）の管理である。

- ・ この管理を怠ると、契約締結前に保有していた情報（バックグラウンド情報）と契約締結後に新たに生じた情報（フォアグラウンド情報）が混在することにより、バックグラウンド情報であることの主張立証が困難となり、各情報に関する知的財産権の帰属が曖昧になってしまう。
- ・ そうなると、本来単独の特許として出願できたはずのバックグラウンド情報が、共同研究開発上の成果物とされてしまい、共有特許や相手方の単独特許となってしまうリスク（コンタミネーションリスク）が生じる。
- ・ このリスクを極小化するため、本モデル契約では、共同研究開発の開始時点において既に各自が保有しているバックグラウンド情報をリストにして開示等・交換することとしている。その他、以下のような管理を行うことも考えられる。
 - ① 特許出願になじむ技術情報（例：物の構造、形状、成分、組成のように、第三者が実施していることを検出できる情報。）については特許出願をしておく。
 - ② ①以外の技術情報（例：製造にかかるノウハウ、データ、アルゴリズムのように、第三者が実施していることを検出しにくい情報。）については、公証制度やタイムスタンプサービスの利用により、共同研究開発契約締結時に既に保有していたという証拠化を図る。
- ・ また、相手方による必要以上の技術情報の開示等が要求されるリスクを回避するため、本条ではバックグラウンド情報を当該当事者が「必要とみなす」ものとの定義し、開示等するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定できることとしている。
- ・ このように、(i)開示等するバックグラウンド情報の範囲を自ら決定できるようにしておくこと、(ii)開示等したバックグラウンド情報の相手方における扱い（例：秘密保持義務、目的外使用禁止義務、特許出願禁止義務等。）を定めておくことが重要である（本モデル契約では第 11 条第 1 項の「秘密情報」の定義にバックグラウンド情報を含めることでこの点に対処している。）。

「本単独発明」および「本発明」（本条②③）

- ・ 本モデル契約では第 7 条において、「本単独発明」に関する知的財産権は当該発明を創出した者に帰属し、「本発明」については大学とスタートアップの共有とする旨規定しているため、「本単独発明」と「本発明」の区別は極めて重要である。
- ・ ここでいう「本発明」とは、「本単独発明」に該当しない発明と定義されているが、実質的には共同でなされた発明のことを指している。

3 条（役割分担）

第 3 条 甲および乙は、本契約に規定の諸条件に従い、本研究のテーマについて、次に掲げる分担に基づき本研究を誠実に実施しなければならない。

- ① 甲の担当：本件技術をヘッドライトカバーに適用する際の課題（以下「本件

課題」という。)の調査・検討

② 乙の担当：研究施設の貸出、本件課題の改良・深化のための研究・開発

<ポイント>

- ・ 両当事者の役割分担(担当業務)を定めた規定である。
- ・ 共同研究開発契約は、基本的にはそれぞれの役割分担(担当業務)の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を相互に負う、準委任契約であるという考えが有力である。役割分担を研究実態に沿って明記することで、それぞれの当事者が行うべき義務の範囲が明確になる。
- ・ なお、本モデル契約は、当事者に完成義務を負わせる規定を設けておらず、請負契約として構成していないので、契約中に特記事項がない限り、一定の成果を求められることはない。

<解説>

役割分担の範囲の考え方

- ・ 役割分担は、双方の認識の齟齬を回避すべく、当事者間で認識のすり合わせをしておく必要がある。これを怠ると、ある役割については双方ともに全く着手がなされていないということになりかねない。
- ・ もっとも、共同研究開発が未実施あるいは開始直後の段階では詳細な役割分担を決めることが困難である。また、共同研究開発の進行に伴って発生する新たな役割(作業)が不明であることから、詳細な役割分担を定めることは困難であろう。
- ・ そのような場合においても、本条のように、役割分担の大きな枠組みについてだけでも規定しておくことが望ましい。双方が合意した「枠組み」があれば、後に役割分担の詳細を協議する際もスムーズだからである。

4 条 (スケジュールの作成)

第4条 甲および乙は、本契約締結後速やかに、前条に定める役割分担に従い、本研究テーマに関する自らのスケジュールをそれぞれ作成し、両社協議の上これを決定する。

2 甲および乙は、前項のスケジュールに従い開発を進めるものとし、進捗状況を逐次相互に報告する。また担当する業務について遅延するおそれが生じた場合は、速やかに他の当事者に報告し対応策を協議し、必要なときは計画の変更を行うものとする。

<ポイント>

- ・ 共同研究開発(本研究)の具体的内容として、スケジュールの定め方を規定する条項である。

<解説>

- ・ どのようなタイミングで両者が協議し、具体的なスケジュールや研究テーマをどのように確定し、どのように本研究遂行中の問題を解決していくかを決めておくことが重要である。
- ・ 本条では、本モデル契約の締結後速やかにスケジュールを定めることとなっているが、契約締結時に詳細なスケジュールを定めることは困難である場合も多い。そのような場合は、契約締結時に大まかなスケジュールだけでも定めておき、研究開発の進行に応じ、その都度スケジュールを具体的なものにアップデートしていくことが望ましい。なお、契約締結後に、スケジュール等を協議する場として協議会を設定することがあり、かかる場合には以下のオプション条項を導入することも考えられる。

【オプション条項：協議会の設置】

- 第●条 甲および乙は、本研究の効率化および甲乙間の合意形成を容易にするため、甲乙各々から選ばれた委員からなる協議会を設ける。
- 2 甲および乙は、自らが選任した協議会の委員の変更・追加・削減を行う場合は、その変更・追加・削減に関わる委員の名前と共にその旨を相手方当事者に連絡する。
- 3 協議会での決定は、全委員の合意により行われる。協議会において全委員の合意が得られず決定ができなかった問題は、甲および乙の最高責任者間の協議により決められる。
- 4 協議会は、次の事項について決定を行う。
- ① 本研究の具体的な遂行方法
 - ② 本研究の遂行方法またはスケジュールの変更
 - ③ 本研究が事業化した際の当事者の権利
 - ④ 本研究の内容変更または中止
 - ⑤ その他協議会が定める事項
- 5 甲および乙は、本契約の目的を達成するために、別途定める頻度で定期的に協議会を開催し、各当事者の担当業務の進捗状況および本研究の成果の報告を受けると共に、前項に挙げられた事項について協議決定する。さらに、甲および乙は、甲または乙が必要と認める場合は協議会を随時開催するものとする。
- 6 協議会の議事は、その都度、議事録その他の書面により合意する。

<ポイント>

- ・ 当事者同士の協業を円滑にするために、情報交換や進捗方法の調整を行うための会議の開催について定める規定である。
- ・ 3 項の最高責任者間の協議どうしてもまとまらず、協議会として決定できない(デッドロックになる)場合の処理も定めておくことも考えられる。もっとも、決定できない事項

が本モデル契約を継続する上で必須のものであるならば、最終的には「本契約を継続し難い重大な事由」(13条1項④号)にあたるとして、本モデル契約を解除することになる。

<解説>

- ・ 大学とスタートアップとの協業にあたっては、学術的な価値を追求するべく丁寧に時間をかけて研究開発を進めたい大学のスピード感と手元資金が尽きるまでの限られた期間の中で迅速に進めたいスタートアップのスピード感が合わず、アライアンスがうまくいかないケースが少なくない。
- ・ この課題を解決するために、協議会への出席者について、本研究について一定の決裁権をもったメンバーを入れることを義務化することも考えられる。

5条（経費負担）

第5条 本研究を行うにあたって生じた経費のうち、甲の書面による承諾を得たものについては、甲が全て負担する。ただし、甲は、本研究に必要であると合理的と考えられる経費については、不当に承諾を拒否しないものとする。

<ポイント>

- ・ 本研究に必要な経費を誰が負担するかを定める条項である。
- ・ なお、共同研究開発の実施場所、研究・開発担当者、購入した設備の所有権が契約終了後どちらの当事者に帰属するかについての規定を定めることも考えられる。

<解説>

研究開発の経費をめぐる交渉

- ・ 大学との共同研究開発の場合、大学が共同研究開発の結果生じる成果物を活かした事業の実施主体にならないこと、それゆえ事業からの収益に依らずに研究開発の費用を大学外から調達する必要性が高いこと等の理由から、共同研究開発の費用はスタートアップが負担するということが珍しくはない。
- ・ ただし、留意されるべきは、経費をどちらが負担するかという点は、後述する成果物の利用関係（特にスタートアップの独占実施を認めるか否か）、不実施補償の支払の有無および内容の交渉等と密接に関連している、ということである（例えば、研究開発の費用を全て負担するから不実施補償としての何らかの対価の支払いは発生させない、といった交渉がありうる。）。
- ・ そのため、これらの各項目をそれぞれ独立して交渉するのではなく、相互に関連する項目として意識して交渉することが重要となる。

新株予約権による経費の支払

- ・ 大学が企業との共同研究開発を行う動機の 1 つには、研究開発費の獲得があるところ、スタートアップは大手の事業会社ほどの資金力がないことも多く、キャッシュによりその研究開発費用全額を負担することが難しいことも珍しくない。
- ・ しかし、スタートアップは、短期間で大きな成長を目指していくがゆえに、株価が急上昇する可能性をも秘めている。そのため、例えば研究開発費用の一部をスタートアップの新株予約権をもって支払う場合、大学としては、当該スタートアップが成長すれば、実際に生じた研究開発費用よりも多額の価値を有する株式（またはこれを売却した場合の現金）を取得できる可能性がある。
- ・ また、想定シーンのように、いまだスタートアップのビジネスモデルすらも十分に固まっていない段階では、共同研究開発の成果を活かした事業から得られる売上や利益率を予測することは困難であり、成果から得られるものを大学・スタートアップ間で適切に分配するということが困難である。しかし、新株予約権による支払を認める場合には、共同研究開発の成果を活かした事業の成果がスタートアップの株価に反映されていくこととなるため、「共同研究開発の成果の適切な分配」という観点においても、新株予約権による支払にはメリットが大きいものといえる。
- ・ このような座組は、両者の「共同研究開発を成功させる」というモチベーションの向上につながるのみならず、大学とスタートアップが二人三脚でスタートアップの成長を目指していくことにもつながり、より良い大学・スタートアップ間の共同研究開発の増加につながる可能性を秘めたものといえよう。
- ・ なお、スタートアップは次の点にも留意する必要がある。すなわち、投資契約においては、従業員への新株予約権（いわゆるストックオプション）の付与以外の場合における新株予約権の発行が事前承諾事項とされている場合も少なくない。そのため、大学やその他の政府系研究機関とのライセンス契約や共同研究開発においても新株予約権を柔軟かつ迅速に発行できるように、また、発行数の枠も十分確保できるように、投資家との契約交渉を進めるべきことに留意されたい。
- ・ また、スタートアップが、新株予約権の発行数（潜在株式比率）が一定割合を上回ってしまうと上場審査時に支障が生じるおそれがあるとして、それ以下とするよう投資家と事実上合意していることがある。具体的には、適否はともかく、上場時の潜在株式比率を 10% 以下とすることが合意されていることが少なくない。そのため、大学としても、この点にも配慮しつつ、付与を受ける新株予約権の個数を検討することが望ましい。

【コラム】投資家が経営陣に認めているエクイティ・インセンティブの枠について

- ・ エクイティ・インセンティブ制度（※）は、スタートアップ企業が資金以外の経営リソース（例えば人的リソースや技術ライセンスなど。）を獲得するために繰り出すことがで

きる「武器」の最も強力なものといえる。これは、スタートアップが数年以内に企業価値をゼロから上場することができる程度にまで上昇させることを目論むプロジェクトに等しいために、上場企業のエクイティ・インセンティブでは提供することができないほど株式や新株予約権によるリターンの伸びしろが大きいことによる。

(※) 資本戦略の一つであり、スタートアップの株価は一貫して上昇することを前提に、参画する経営陣候補者や従業員、あるいは業務提携先や大学等の研究機関等に対して、株式や、株式を安価に取得することができる権利（新株予約権）を提供すること。

- ・ 一方で、スタートアップにとって重要なステイクホルダーである投資家の立場からすると、スタートアップがエクイティ・インセンティブとして普通株式や普通株式を目的とする新株予約権を自由に発行してしまうと、その分、企業価値が実現した際の自らの取り分割合が小さくなってしまうことになる。したがって、投資時に、エクイティ・インセンティブとして発行することができる普通株式やこれを目的とする新株予約権に上限を設け、この上限の範囲でのみ、経営陣はエクイティ・インセンティブを提供することができるということになっている。
- ・ 上記を踏まえると、投資家から与えられた枠内でエクイティ・インセンティブをどのように活用するかが、戦略的に極めて重要と言える。また、プロジェクトの実現のために多くのステイクホルダーを巻き込まなければならない種類のビジネスを手掛けるスタートアップ企業は、その分だけ、エクイティ・インセンティブの枠を多く持っていなければならない。投資家から大きめの枠を設定してもらう必要があると言える。
- ・ しかし、現在の日本のスタートアップ実務では、投資家が経営陣に認めているエクイティ・インセンティブの枠が小さい運用となっている。日本の多くのベンチャーキャピタルは、発行済み株式総数の 10% 程度、大きく認めても 15% 程度しか枠を認めていないケースが多い。投資家が本来狙うべきものは、投資リターンの倍率、すなわち投下資本に対して何倍のリターンとなったかという点にあるはずである。この点を重視する海外のベンチャーキャピタルは、大きな投資リターンを獲得するため、より大きな枠を認める傾向があり、発行済株式総数の 20% かそれ以上のエクイティをインセンティブに用いることを認めている事例が多くみられる。
- ・ このような抑制的なエクイティ・インセンティブ制度の運用実態は、起業家が手掛けるプロジェクトのスケールの小ささ、エクイティ・インセンティブ制度のスタートアップ企業にとっての戦略的重要性に対する投資家以外のステイクホルダーの理解不足にも起因するといえる。エクイティ・インセンティブ制度の戦略性を経営陣がより深く理解し、企業価値向上のためにより有効にエクイティ・インセンティブを活用することができるようになれば、ベンチャーキャピタルは、より広いエクイティ・インセンティブ枠を許容するようになるはずである。

- ・ グローバルなスタートアップを生み出すためにも、各ステイクホルダーがエクイティ・インセンティブ制度の戦略的重要性を理解し、上で述べたような観点からその運用を変えていくことが日本のスタートアップ実務の課題の一つといえることができる。

【コラム】共同研究における対価の考え方

- ・ 大学と共同研究契約を締結する際、その対価は、直接経費、間接経費というコストの積み上げで決定されることが多い。ここでいう直接経費、間接経費は、当該共同研究を遂行する上で大学が追加的に直接的、間接的に負担することとなる経費を指しており、共同研究の対価は実費負担のみという整理である。
- ・ この考え方は、国からの競争的研究費（補助金や委託費）で採用されており、かつ、競争的研究費においては合理的といえるが、適正な利益獲得が前提とされ、知的資産への適切な価値づけがなされている民間企業同士の取引では一般的とはいえない。
- ・ そもそも民間企業が大学と共同研究を行う理由は、大学に民間企業の求める「知」があり、その「知」を獲得したいと考えるからであって、大学の「知」に対して社会的な価値付けを行い、適正な対価を支払うことが産学連携の健全な発展には欠かせないものである。
- ・ しかし、大学が民間企業から得る共同研究の対価においても、これまで長きに亘って競争的研究費と同様のコスト積み上げ方式を採用することが取引慣行となっており、産学連携活動が大学や研究者の負担を増加させる結果となっていたのである。
- ・ こうした背景から、2020年6月30日に文部科学省および経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」が出され、共同研究契約の対価設定方法として、コスト積み上げ方式に加え、総額方式やタイムチャージ方式、さらには成功報酬や成果報酬の採用が可能である旨の紹介および提言がなされた。それを受け、多くの大学において本ガイドラインを踏まえた柔軟性のある対価設定が導入・検討されている。
 - ① 総額方式
対価を総額で合意する方法
 - ② タイムチャージ方式
対価を直接コスト＋直接関与時間に対するタイムチャージ＋間接コストで積算する方法
 - ③ 成果報酬方式
将来の成果に対して合意された報酬を得る方法
- ・ 一般的に、スタートアップは、大手企業に比べて資金力に乏しいものの、知の創造拠点である大学との関係は重要である。そのため、例えば研究実施時にはコスト積み上げ方式でのコスト負担しかできなくても、成果報酬や新株予約権の付与を組み合

わせることで、大学の共同研究へのコミットメントを強くし、両者の関係をより強固にしていくことは有意義である。本ガイドラインの趣旨を取り入れ、今後、スタートアップ、大学双方メリットのある様々な対価設定事例が出てくることが期待される。

【変更オプション条項：各自負担】

甲および乙は、本研究を行うにあたって自己に生じた経費を、書面によって別途合意しない限り、甲乙各自が負担しなければならない。

6 条（情報の開示等）

第 6 条 甲および乙は、本契約締結後 30 日以内に、各自のバックグラウンド情報を書面で相手方に開示等し、特定しなければならない。

2 甲および乙は、本契約の有効期間中、自己が担当する業務から得られた技術情報を速やかに相手方当事者に開示等する。ただし、第三者との契約により当該開示等を禁止されているものについては、この限りではない。

<ポイント>

- ・ 両当事者がバックグラウンド情報と各自の担当業務から得られた技術的情報を相手方に開示等する規定である。

<解説>

- ・ バックグラウンド情報のうち、特許出願等に馴染むものについては、コンタミネーション防止の観点から、相手方に開示等する前に特許出願等を済ませておくことが望ましい。
- ・ ただし、特許出願等を済ませていたとしても、特許出願等の内容が公開前の場合は、相手方に開示等するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- ・ また、バックグラウンド情報は、「本研究に関連して当該当事者が必要とみなす知見…」であるから、これに該当しない情報、つまり、本研究に関連しない情報や本研究に必要でない情報まで開示等しないように注意する必要がある。
- ・ なお、一部のノウハウ等が文章化されていない場合（特定の技術者の頭の中にしかない場合。）には、本条 1 項に基づきバックグラウンド情報をリストにして開示等させることにより、ノウハウ等の文章化を図ることができる（可視化することができる。）というメリットもある。

7 条（知的財産権等の帰属および成果物の利用）

第 7 条 本単独発明にかかる知的財産権は、その発明等をなした当事者に帰属するものとする。甲は乙に対し、甲の単独発明の実施をすることを、また、乙は甲に対し、乙の単独発明を実施することをそれぞれ許諾する。許諾の条

件は別途協議の上定める。

- 2 本発明にかかる知的財産権は、甲乙の共有とする。共有持分の割合は、本発明の創出にあたっての寄与度に応じて決定するものとする。ただし、甲は、乙に対し、甲の新株予約権●個（新株予約権 1 個の目的である株式の数は 1 株とする）を対価として、乙の共有持分の全部を買い取ることができるものとする。
- 3 甲が単独または乙と共同して本発明にかかる知的財産権を取得するべく、出願等（知的財産権の取得、維持および保全をいう。）を行うときは、当該出願等の費用は甲が負担するものとする。
- 4 本契約の有効期間中、乙は、本発明にかかる特許権の権利存続期間満了までの間、本発明を自ら実施せず、また、甲以外の第三者に対し、本発明の実施許諾を行わないものとする。ただし、甲が正当な理由なく●年間本発明を実施しなかった場合にはこの限りではない。
- 5 本契約の有効期間中、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、第三者へ本発明の実施許諾を行うことができるものとする。
- 6 前項の場合、甲は、乙に対し、当該第三者への許諾により得られたライセンス料の●%（以下「乙ライセンス報酬」という。）を支払うものとする。ただし、本条 2 項ただし書に基づき、甲が乙の共有持分を買い取った場合には、同支払義務は発生しないものとする。
- 7 甲は、乙に対し、乙ライセンス報酬の算定のため、本契約締結日以降、[期間] 毎に、当該期間の本発明の第三者への実施許諾の状況（許諾先、許諾条件その他ライセンス料の計算に必要な情報を含む。）を当該期間の末日から 15 日以内に書面で報告するとともに、同 30 日以内に当該期間に発生した乙ライセンス報酬を、乙の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとする。振込手数料は乙が負担する。
- 8 前項の支払いが遅延した場合の遅延損害金は年 14.6%とする。
- 9 本契約の有効期間中、甲は、乙を含む学術または研究機関による、研究・開発・教育のいずれかの目的による本発明の実施について、本発明にかかる知的財産権を行使しないものとする。
- 10 本契約の有効期間中、甲および乙は、本研究の遂行の過程で発明等を取得した場合は、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。相手方に通知した発明が本単独発明に該当すると考える当事者は、相手方に対して、その旨を理由とともに通知するものとする。
- 11 甲および乙は、相手方の同意なくして、相手方から開示等を受けた技術情報（バックグラウンド情報を含む。）およびサンプル、本研究の遂行の過程で相手方が創作した本単独発明、考案またはその他の相手方が取得した技術情

報もしくはノウハウについて、日本を含めたいかなる国にも特許、実用新案、商標、著作権またはその他のいかなる知的財産権も出願または登録してはならず、いずれかの当事者がこれに違反した場合は、その違反した当事者に当該出願または登録に関する権利またはその持分を無償で譲渡すべき旨を請求することができる。

- 12 本契約の有効期間中、甲および乙は、本発明に改良、改善等がなされた場合、その旨を相手方に対して速やかに通知した上で、本条の定めを適用して当該改良、改善等に係る成果を取り扱うものとする。

<ポイント>

- ・ 本共同研究開発に関わる知的財産権の帰属や成果物の利用について定めた規定である。
- ・ 本モデル契約では、両者の利益の最大化を目指すべく、以下の点に留意した。
 - ① スタートアップの上場や M&A の障害とならないよう、共同発明の結果生じた「本発明」については、スタートアップの独占的な実施が確保できるようにしたこと。
 - ② スタートアップは様々な会社と迅速にアライアンスを締結していく必要性が高いため、事前の大学の同意がなくとも第三者に「本発明」の実施許諾を行うことができるようにしたこと。
 - ③ 他方、大学がスタートアップと共同研究開発を行う動機の 1 つには研究開発費の獲得という点があるところ、5 条解説において前述したように、研究開発費用の一部を新株予約権によって支払うことを認める場合には、将来的なスタートアップの成長によって獲得できる研究開発費用を増額できることにつながり、上記①および②は大学の利益にも資すること。
- ・ 本条には、本モデル契約の終了とともに失効するもの（4 項、5 項、9 項、10 項）と本モデル契約の終了後も存続するもの（1 項～3 項、6 項～8 項、11 項）が混在している（15 条）。そこで、分かりやすさの観点から前者には「本契約の有効期間中」と記載している。

<解説>

知的財産権の帰属の考え方

- ・ 知的財産権の帰属の決定方法は、
 - ① 誰が発明したかを問わず、いずれかの当事者に単独帰属させる、
 - ② 全て当事者間の共有、
 - ③ 当該知的財産を発明した当事者に帰属、
 - ④ 当事者間で都度協議、

に大別できる³⁴が、共同で開発した知的財産権については、創出された発明の最大活用の観点から、スタートアップに単独帰属させることを積極的に検討することが望ましいことは、新素材分野におけるモデル契約（モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材））において述べたとおりである。

- ・ また、以前は、大学の公的な性格に鑑み（特に国立大学の場合。）、研究成果に係る知的財産権を一私企業に独占させることが困難な場合があると大学から主張されるケースも散見された。しかし、近時においては、上記のようにスタートアップに単独帰属させることによるメリットについての理解も徐々に広がり、スタートアップへの知的財産権の単独帰属を認めるケースも珍しいことではなくなってきた。
- ・ なお、成果物が国プロ内で開発されたものである場合には、成果物についての知的財産権の取り扱いに一定の留意が必要になることもあるため、経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html）等を参照されたい。
- ・ そこで、本モデル契約においては、研究成果に係る知的財産権を大学とスタートアップの共有とした上で、スタートアップが、その新株予約権を対価として、大学の共有持分を買い取ることができるとする権利を付与することとした。このことにより、共有の場合のライセンスの等の同意の必要性による不都合を回避することができ、事業会社によるスタートアップのM&Aにおいても、スタートアップのバリュエーションアップに寄与するものと考えられる。なお、知的財産権を共有とする場合の留意点については、「モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）」7条の解説を参照されたい。
 - モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）
 - ☆ URL：<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>
- ・ スタートアップが、その新株予約権を対価として、大学の共有持分を買い取ることができるの枠組みを採用する場合、新株予約権の内容を定める必要があるということに留意する必要がある。
- ・ 大学による大学発スタートアップの新株予約権取得に関する注意点については、経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」（https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf。以下「手引」といいます。）が参考になるが、以下では、その概要を紹介する。
- ・ 大学発スタートアップを含む株式会社の新株予約権の発行（割当）に際しては、発行の都度、新株予約権の要項（株数、有償/無償の別、行使価額、行使条件等の事

³⁴ 特許法の原則として、発明時の特許を受ける権利を発明者に帰属させる原則（発明者主義）が存在することを前提とした上での議論である点には留意されたい。

項)を株主総会で決定し、その内容の新株予約権の募集及び割当を株主総会又は取締役会において決定した上で(会社法 238 条)、新株予約権を付与する対象者とその割当に関する「新株予約権割当契約書」を締結することになる(なお、同契約書の雛形は手引にも掲載されている)。

- ・ 特に問題となるのは、取得する新株予約権を行使して得られる株式の数(割合)である。ただし、現実的には、大学、大学発スタートアップ、あるいは投資検討中の VC を含めての交渉の中で、相対的に決まるケースが多いといえる。
- ・ また、本契約における固有の問題点として、本契約締結時点では、付与する新株予約権を行使して得られる株式の数(割合)は定まっているものの、そもそも新株予約権の条件が決まっていない、または、新株予約権の付与が機関決定されていないといった問題がある(場合によっては、新株予約権を行使して得られる株式の数(割合)すら別途協議とされる例もあるが、数(割合)すら定まっていないと、スタートアップが不確実性にさらされ、投資家等からネガティブに評価されるリスクがあるため、双方のために極力避けるべきであろう)。そのため、上記の新株予約権の内容(具体的には発行要項)を本契約締結時点において定めるのか、又は、発行が決定した時点(場合によっては契約締結直後ということもある)で定めるのかという問題も生じることとなる。実際に生じた共同研究開発の成果の内容を見てみなければ、その共有持分の対価として発行する新株予約権の内容は決定できないという側面はあるものの、双方の認識が大きくずれていると共有持分の買取が実現不可能になるおそれがあるため、大枠だけでも認識を揃えておくことが望ましいといえよう。
- ・ また、事業会社によるディープテック系のスタートアップの M&A の活発化が期待される(ライセンス契約(大学編)2 条の 2 の解説参照)、スタートアップが M&A される際にも新株予約権の保有者(今回の事案では大学)が適切に対価を回収できる設計にしておけば、スタートアップが上場できずとも、M&A の場合に対価を得ることができるのである(このためには、新株予約権の発行要項に M&A 時における新株予約権に関する取り決めを定めておく必要がある。例えば、大学・買手企業・スタートアップの協議により、新株予約権を以下のように処理することも考えられる)。

④ 大学から買手企業に対し、新株予約権のまま譲渡する

⑤ 大学において新株予約権を行使したうえで、取得した株式を買手企業に譲渡する

⑥ 大学において新株予約権を放棄し、その対価をスタートアップが付与するか、スタートアップが新株予約権を買い取る

成果の利用についての考え方

- ・ 特許権をスタートアップに単独帰属させた場合および特許権そのもののスタートアップへの単独帰属が難しく共有とする場合、(直接的に共有の場合について言及したものではないものの)マザーズの「上場審査に関する Q&A」における「例えば、専用

実施権（注 4）の付与を受けることにより、申請会社が排他的に当該知的財産権を利用でき、また、申請会社自身が特許侵害に対抗できるような契約になっていますか。」との記載があることも踏まえる必要がある。すなわち、特許権を単独で保有している場合はもちろん、共有持分を有している場合においても、共有持分権者単独でも特許侵害行為に対しては訴訟の提起の対応をとることはできる（「申請会社自身が特許侵害に対抗できる。」）。しかし、共有の場合、共有持分権者はそれぞれ特許発明の実施が許されるため、「申請会社が排他的に当該知的財産権を利用でき」る状態が確保されているとはいえない。

- ・ そこで、共有とする場合においては、スタートアップの排他的な利用を確保するべく、大学の実施および大学から第三者へのライセンスを禁止することが考えられる（本条 4 項本文）。なお、当該排他的な利用期間について、十分な期間が確保できていなければ、スタートアップの事業継続性に疑義が生じてしまい、ひいては上場審査や M & A、資金調達時におけるデューデリジェンスにおいてリスク事項として指摘されてしまうおそれがある。そこで、本モデル契約においては、「本発明にかかる知的財産権の権利存続期間満了までの間」との期間を設定した。
- ・ ただし、大学としても、特定のスタートアップに独占を許したものの、当該スタートアップが研究成果を活用しないことにより研究成果が塩漬けになってしまうことは、研究の発展や研究成果の活用を通じた研究開発費用の回収などの観点から、望ましくない。そのため、本モデル契約においては、一定期間スタートアップが本発明を正当な理由なく実施しない場合には、大学は自己実施や第三者へのライセンスが可能となるようにしている（本条 4 項ただし書）。

第三者へのライセンス

- ・ 成果物にかかる知的財産権が共有となる場合、特許権を例にとると、共有持分権者が第三者に通常実施権を許諾する場合には、他の共有持分権者の承諾が必要となる（特許法 73 条 3 項）。
- ・ 他方で、各種リソースが不足しがちであり、また、短期間で大きく成長するために多くの企業とアライアンスを進めていく必要のあるスタートアップとしては、自社事業を展開していくにあたって、必要に応じて自社事業の遂行に必要な特許発明については、迅速かつ自由度高く第三者にライセンスアウトしていく必要がある。
- ・ そこで、スタートアップが、大学の事前の承諾なく、自由に第三者へのライセンスを行えるようにすることが望ましい（本条 5 項）。
- ・ 他方、スタートアップによる本発明の排他的利用を認めるために第三者へのライセンスや自己実施を控えている大学との関係では、第三者へのライセンス収入をスタートアップのみが得られるとすることは、不公平となる。そこで、第三者から得られたライセンス収入を大学・スタートアップ間で分配することが望ましいといえよう（本条 5 項）。

アカデミアへの権利不行使

- ・ 大学が特定のスタートアップに成果物の排他的な利用を許すことへの懸念の 1 つには、そのことにより研究や教育活動に支障が生じることをおそれることが考えられる。
- ・ 特許法 69 条 1 項においては、「試験または研究」のためにする実施については特許権の効力が及ばないとしているものの、「試験または研究」の意義等、解釈の余地が残ることから、契約において上記大学の懸念を払しょくするための条項を設けることも有用といえよう。
- ・ 具体的には、スタートアップからアカデミアによる研究や教育の目的による本発明の実施については権利行使をしないこととしている(本条 8 項)。

不実施補償

- ・ 大学と企業間の契約では、大学が、自ら事業を実施することが想定されないことを理由に、企業に対して、「不実施補償」なるものを求めることが少なくない。
- ・ 不実施補償とは、大学と企業との間で共同研究開発を行って成果物に関する特許権が共有となった場合、両者ともに共有持分権者として各々相手方の同意なく実施できるところ(特許法 73 条 2 項)、大学はそもそも商業的に自己実施を行わない機関であり、第三者へライセンスすること以外に共同研究開発の成果を収益化できないという不利な立場を補償するものとして、大学が企業に対してその支払を求めるものがその典型である。企業に独占実施を認める場合には、大学の収入源は事実上当該企業を通じた収益のみとなるため、求められる補償の程度は、大学から第三者へのライセンスを認める非独占時よりも高いものとなる。
- ・ また、不実施補償について、合意により企業の独占実施を認める際に、共有者である大学が「本来第三者に実施許諾できたにもかかわらず、合意により第三者への実施許諾を通じて収入を得る権利を放棄する」ことの対価(いわば第三者に実施させないこととすることへの補償。)として、支払われているものとする理解もある³⁵。
- ・ これらの理解によれば、企業に独占実施が認められない場合には、大学には自己実施を行う権利が留保されることとなるため、不実施補償を支払うべき実質的理由はない。
- ・ しかし、意図したもの否かを問わず、また、不実施補償との名称を使用するか否かを問わず、企業に独占実施が認められない場合であっても、不実施補償の名目で、例えば、特許権取得の実費等に相当する金員の支払が要求される場合が少なからず存在する。もっとも、その支払の根拠を不明確なものとしてしまうと、スタートアップが

³⁵ 同様の考えによると思われるものとして、産総研が共有特許について、企業側に独占実施を認めない場合には不実施補償は請求せず、企業に独占実施を認める場合に限り、「独占実施料」を請求する旨表明している例がある (https://www.aist.go.jp/aist_j/news/announce/pr20141030.html)。

投資家への説明責任を果たすことが難しくなり、投資家にかかる支払が懸念材料の1つと判断されてしまうおそれもある³⁶。そのため、大学からスタートアップに対し、価値あるものが提供されるのであれば、これに対する対価は支払うべきであるが、不実施補償名目ではなく、実態に則した（そして支払根拠等を明確にできる）名目で支払われることが望ましい。大学としても、適正な対価を得られれば、その名目にこだわる必要はないはずであり、不実施補償をめぐる無用な混乱を生じさせないことは、両者にとって望ましい運用といえよう³⁷。

- ・ 例えば、共同研究開発に至る前の大学の保有する技術を活用することへの対価として、成果物の利用関係についてスタートアップに独占実施を認めるか否かを問わず、何らかの支払いを求める場合がある。このような場合、かかる保有技術に価値があるのであれば、不実施補償としての対価ではなく、当該技術を特定した上で、これに対するライセンス料として支払う整理が考えられる（例えば、「モデル契約書_共同研究開発契約書（新素材）」7条2項参照。）。
- ・ また、大学のブランドを利用することを理由に対価の支払いを求められる場合がある。この場合においても、例えば「●●大学発ベンチャー」の名称使用の許諾に対する対価として整理することが望ましいであろう。
- ・ 本モデル契約においては、上記の懸念も考慮し、不実施補償としての対価は発生させず、代わりに、成果物に関する権利帰属を共有としつつも（2項）、出願費用および研究開発費用の全てをスタートアップが負担することとした（3項）。

8条（名称使用）

第8条 乙は、甲に対し、乙の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、乙の本研究担当者等の氏名等（以下「乙名称等」という。）を甲の製品の広告の目的その他の営利目的に使用することを許諾する。

2 甲は、前項の許諾に基づき乙名称等を使用する場合、以下の各号に定める事項遵守するものとする。

- ① 乙の信用・ブランド等を毀損する態様で乙名称等を使用しないこと
- ② 乙名称等について、乙の事前の書面による承諾なく商標出願を行わないこと

<ポイント>

- ・ 大学の名称についての使用許諾について定めた規定である。

³⁶ この場合、不実施補償の発生を防止するべく、スタートアップが共同発明から知的財産が発生しないように進めていくという事態が発生しかねず、ひいては大学の収入の減少にもつながりかねないため、対価関係を明確にすることは大学にもメリットがあるといえよう。

³⁷ 例えば、電気通信大学は、企業が不実施補償を嫌うことに配慮し、不実施補償の支払いは不要としつつも、共有となる特許の取得費用や維持管理費用を企業のみが負担するという形で調整している（<http://www.ip.uec.ac.jp/ipo/policy/cooperation.html#01>）。

<解説>

- ・ 技術力をその競争力の一要因として掲げるスタートアップとしては、その技術力をアピールするために、例えば「●●大学発ベンチャー」等、大学の名称を使用することにより自社のブランディングを図ることが有益な場合が少なくない。
- ・ そこで、本モデル契約においては、大学の名称の使用を許諾する条項を入れている（本条 1 項）。本条では、スタートアップの製品全般について大学名称等の使用を許諾しているが、本研究にかかる成果を利用した製品に限定して大学名称等の使用を許諾することも考えられる。
- ・ 他方、大学としては、大学の信用を棄損する態様で大学の名称を使用されては困るという懸念もあるため、スタートアップによる大学の名称の使用にあたっての遵守事項も併せて定めることとした（本条 2 項）。なお、大学として、大学の名称の仕様についてのガイドラインを保有している場合においては、当該ガイドラインを引用して遵守事項を定めることも考えられよう。

9 条（公表）

第 9 条 甲および乙は、相手方の事前の同意を得ることなく、本研究開始の事実として、別紙●●に定める内容を開示等、発表または公開することができる。

2 甲および乙は、本研究にかかる成果の公表（以下「本公表」という。）を行う場合は、その内容および時期について事前に協議し、相手方の合意を得なければならない。

3 前条の定めに関わらず、乙は、その学術的使命を果たすため、本研究期間中および本研究終了日から 6 ヶ月以内に行われる本公表については、以下の各号に規定する事項を遵守することを条件に行うことができるものとする。

- ① 本公表にあたっては第 11 条（秘密保持義務）を遵守すること
- ② 甲に対し、本公表の予定日の 30 日前までに、その内容を通知すること
- ③ 甲が本発表の内容に第 11 条（秘密保持義務）に規定される秘密情報等が含まれていると判断したときまたは甲が本研究に関して特許出願を行うに際してその準備期間を要すると判断したときは、甲は、当該通知後 15 日以内に、乙に対し、当該部分につき合理的な範囲で内容修正または本公表の延期を求めることができ、この場合、乙は、甲と協議の上対応すること

<ポイント>

- ・ 共同研究開発の開始および成果の公表の手続きについて定める規定である。

<解説>

- ・ まず、共同研究開発を開始した事実については、契約締結の時点で具体的な公表内容を合意し、それを記載した別紙を契約書に添付しておくことが望ましい。
- ・ 共同研究開発の成果の公表については、大学との共同研究開発特有の事情に留意する必要がある。すなわち、スタートアップとしては、共同研究開発の成果に関して、当該成果を自社事業の成長に効果的に活用するべく、慎重に出願戦略を検討したいという要望がある。
- ・ 他方、大学は学術研究のために共同研究開発に取り組んでいるという側面があり、当該研究成果を学会や学術論文等で迅速に発表したいという要望があり、教授が学術発表の準備ばかりに注力している場合や、その発表時期次第では、学術発表用の論文を下書きに出願書類を作成せざるを得ず、十分な出願戦略を検討することができなかったという事案も散見される。
- ・ しかし、当然のことながら、学術発表の観点から優れた論文と、出願戦略の観点から優れた特許明細書は異なるものであり、当該論文がいかに学術的に優れていようとも、その内容では事業成長のためのツールたる特許としては価値がないという場合も珍しくない。
- ・ そこで、スタートアップが出願戦略を検討する時間を確保するべく、学術発表を行うにあたっては、その内容を発表の 30 日以上前に通知することとし、その内容次第では、特許出願の準備のために発表内容の変更や発表時期の延期を求めることができるものとした。

10 条（第三者との間の紛争）

第 10 条 本研究に起因して、第三者との間で権利侵害（知的財産権侵害を含む。）および製造物責任その他の紛争が生じたときは、甲および乙は協力して処理解決を図るものとする。

2 甲および乙は、第三者との間で前項に定める紛争を認識した場合には速やかに他方に通知するものとする。

3 第 1 項の紛争処理に要する費用の負担は以下のとおりとする。

① 紛争の原因が、専ら一方当事者に起因し、他方当事者に過失が認められない場合は当該一方当事者の負担とする。

② 紛争が当事者双方の過失に基づくときは、その程度により甲乙協議の上その負担割合を定める。

③ 上記各号のいずれにも該当しない場合、甲乙協議の上その負担割合を定める。

<ポイント>

- ・ 研究開発時に起こりうる第三者との主なトラブルは、知的財産権等の権利の侵害または製造物責任に関するものである。本条はこのようなトラブルが発生した場合の両当事者の責任と費用負担について定めた規定である。

<解説>

- ・ 開発委託の場合には、開発者側に、成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことの表明保証を求める場合も少なくないが、本件は両当事者の知見を合わせて成果物の創出に向けて取り組む共同研究開発であるから、第三者の知的財産権の侵害が発覚した場合には、両者協力して処理解決することとし、紛争を認識した場合は他方に速やかに通知することとしている。
- ・ 責任と費用は、紛争の原因がある当事者の負担とし、当事者双方の過失による場合には過失の度合いにより協議の上負担する旨規定している。

11 条（秘密保持義務）

第 11 条 甲および乙は、本研究の遂行のため（以下「本目的」という。）、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示等（以下「開示等」という。）の方法および媒体を問わず、また、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報およびデータ、素材、機器およびその他有体物、本研究のテーマ、本研究の内容および本研究によって得られた情報（別紙●●に列挙のものおよびバックグラウンド情報を含む。以下「秘密情報等」という。）を秘密として保持し、秘密情報等を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示等または漏えいしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報等に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得しまたは創出したもの

3 受領者は、秘密情報等について、事前の開示者から書面による承諾を得ずに、本目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本目的のために合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

- 4 受領者は、秘密情報等について、開示者の事前の書面による同意なく、秘密情報等の組成または構造を特定するための分析を行ってはならない。
- 5 受領者は、秘密情報等を、本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課すものとする。
- 6 本条第 1 項および同条第 3 項ないし第 5 項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報等を開示等することができる。
 - ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
 - ④ 甲が、甲の株式または新株予約権の取得を検討する第三者に対し、当該検討にあたって秘密情報を開示等することが必要な場合（ただし、当該第三者に守秘義務を課すものとする。）
- 7 本研究が完了し、もしくは本契約が終了した場合または開示者の指示があった場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報等（その複製物および改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、素材、機器およびその他の有体物を破棄もしくは開示者に返還し、また、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報等の破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 8 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報等により、開示者の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 9 本条は、本条の主題に関する両当事者間の合意の完全なる唯一の表明であり、本条の主題に関する両当事者間の書面または口頭による提案その他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 10 本条の規定は、本契約が終了した日からさらに 5 年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 相手から開示等提供を受けた秘密情報等の管理方法に関する条項である。

<解説>

従前に締結した秘密保持条項との関係整理

- ・ 秘密保持契約やPoC契約に引き続いて共同研究開発契約を締結する場合、共同研究開発契約よりも前に締結した契約における秘密保持条項と共同研究開発契約における秘密保持条項の関係が問題となる。
- ・ 共同研究開発契約においては新たな秘密保持条項を設けずに既存の（従前の契約で定めた）秘密保持条項が引き続き適用されとすることもあるが、本モデル契約においては共同研究開発契約で新たに定める秘密保持条項が、既存の秘密保持条項を上書きすることとしている（本条 9 項）。
- ・ 共同研究開発契約において、既存の秘密保持条項とは異なる内容の秘密保持条項を設ける場合は、特にそれらの優先関係に留意しなければならない。

秘密情報の定義（秘密である旨の特定の要否）

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、本モデル契約では、様々な情報、データ、素材等がやりとりされることが多い共同研究開発段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクが大きいと考え、秘密である旨の特定を要さない前者を採用している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈される。）リスクが発生する。このリスクを排除するためには、「秘密を指定」する条文を採用すればよい。
- ・ なお、「秘密を指定」する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、「モデル契約書_秘密保持契約書（新素材）」に詳細に解説しているため、そちらも参考にされたい。

➤ モデル契約書_秘密保持契約書（新素材）

◇ URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

秘密情報の定義（秘密情報に有体物を含めるか否か）

- ・ 共同研究開発では、無体物である情報やデータに加え、有体物である素材それ自体がやり取りされることが多いところ、この素材は、当事者にとっては秘密情報と同様の重要性を持つものである。そこで、本モデル契約では、素材を含む有体物をも保護することとし、有体物を含む保護の対象全体を「秘密情報等」と整理している。
- ・ また、本モデル契約では、秘密情報等に「別紙●●に列挙のもの・・・を含む」という文言を入れることで、特に秘密情報等として保護すべきものが（別紙に列挙することで）秘密情報等の範囲から漏れることを防止できる立て付けにしている。
- ・ さらに、本モデル契約では、「本契約締結の前後にかかわらず」の文言を入れることで、締結前の秘密情報も保護の対象となることを明らかにしている。

12 条（権利義務譲渡の禁止）

第 12 条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させまたは本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならない。

<ポイント>

- ・ 権利義務の譲渡禁止を定めた一般的条項である。

13 条（解除）

第 13 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
 - ② 支払いの停止があった場合または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的な規定である。

<解説>

- ・ 以下のように、いわゆるチェンジオブコントロール（COC）が解除事由として定められることがある。しかし、そうすると、M&A が解除事由となりかねず、上場審査やデューデリジェンスにおいてリスクと評価され得る。
- ・ したがって、スタートアップとしては、解除事由に COC が含まれている場合、削除かまたは少なくともその適用対象を絞ることを求めることを検討すべきであろう。
- ・ 他方、大学には、（部分的・間接的にせよ）税金が投入され得られた研究成果・技術が国外において日本の国益を害する態様で利用されることは避けるべきという懸念がある。

- ・ とはいえ、海外企業による M&A の途を完全に禁ずると、スタートアップが然るべく評価され、対価を得る EXIT のチャンスを喪失させることとなるため、海外企業による M & A が一律に解除事由にあたることは不適當である。
- ・ そこで、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）による規制を基準にすることが考えられる。すなわち、外為法においては、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある技術の移転等について、許可が必要とされている。ライセンス対象技術がかかる外為法の規制対象の技術ではない場合または対象ではあるが同法に基づく許可を得た場合であって、それにもかかわらず、大学が移転を許さないとして（成果物の利用関係等について定めている。）共同研究開発契約を解除できるとするのは必ずしも妥当であるとはいい難いため、外為法に違反する技術移転がなされた場合には大学からの共同研究開発契約の解除を認める、という落としどころが考えられよう。
- ・ なお、外為法の存在ゆえに、大学側が経済安全保障の観点から自学発の知財が第三者へ渡ることに対して慎重となる必要がある点を、スタートアップは理解し、これに配慮した対応をとる必要がある。スタートアップとしては、例えば以下の記載も参考にしながら、外為法の概要は理解しておくことが有益であろう。
- ・ まず、外為法においては、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある特定の「貨物の輸出」および「技術の提供」を行う際には、経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられている。すなわち、スタートアップにおいては国外企業にプロダクトを提供する（＝貨物を輸出する）ことおよびライセンスを与える（＝技術を提供する）際に、リスト規制（日本国外への輸出に際して経済産業大臣の許可を要する貨物や技術を定めたもの）およびキャッチオール規制（リスト規制品に該当しない貨物輸出や技術の提供であっても、その用途と需要者の内容に基づき、大量破壊兵器や通常兵器の開発などに使用されるおそれがある場合に経済産業大臣の許可を得ることを定めたもの）の両方の観点から、規制に該当する技術でないか確認を行う必要がある。
- ・ 外為法についての詳細は、例えば以下の刊行物が参考になる。
 - 安全保障貿易管理**Export Control*リスト規制
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>)
 - 安全保障貿易管理**Export Control*キャッチオール規制
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html#listkisei>)
 - 大学・研究機関における安全保障貿易管理に関するヒヤリハット事例集
(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/jireishu.pdf>)

【解除事由として定められる COC の例】

他の法人と合併、企業提携あるいは持ち株の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合

【外為法違反を解除事由とした場合の例】

本発明の移転について外国為替及び外国貿易法における規制に違反した場合

14 条（期間）

第 14 条 本契約の有効期限は本契約締結日から 1 年間とする。本契約は、当初期間や更新期間の満了する 60 日前までにいずれかの当事者が更新しない旨を書面で通知しない限り、さらに 1 年間、同条件で自動的に更新される。

2 乙は、本研究が技術的に見て成功する可能性が低いと合理的に判断されるまたは事業環境が変化し本研究の事業化が困難であると合理的に判断される等の合理的理由がない限り、前項に定める更新を拒絶することができない。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 共同研究開発契約の有効期間は、「1 年間」などの具体的な期間を定めるケースや開発の進捗を終了条件として定めるケースなどがあるが、いずれのケースにおいても契約の終了時期が明確に分かることが重要である。
- ・ 本条 2 項は、大学が更新を拒絶できる場合を、本研究の成功や事業化が困難と判断されるような合理的理由がある場合に限定している。大学との共同研究開発が継続していることが、スタートアップの資金調達における VC 側の考慮要素となり得るため、大学からの合理性のない更新拒絶を防止する趣旨である。
- ・ このような「合理的理由」は、様々なものが考えられるため契約締結時点で一義的に定めることは困難である。もっとも、研究テーマによっては更新拒絶を可能とすべき具体的な数値基準を定めることもできよう。当事者間のトラブルを避ける観点からは、可能であれば、そのような具体的な基準を定めておく方が望ましい。

15 条（存続条項）

第 15 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても第 7 条（知的財産権等の帰属および成果物の利用）1 項ないし 3 項および 6 項ないし 8 項および 11 項、第 8 条（名称使用）、第 9 条（公表）、第 10 条（第三者との間の紛争）、本条、第 16 条、第 18 条（準拠法および紛争解決手続き）な

らびに第 19 条（協議解決）の定めは有効に存続する。

＜ポイント＞

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

16 条（損害賠償）

第 16 条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反しまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の停止または予防および原状回復の請求とともに損害賠償を請求することができる。

＜ポイント＞

- ・ 契約違反が生じた場合に違反行為の停止および損害賠償請求ができることを規定している条項である。

＜解説＞

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間は、本研究の内容やコストの負担を考慮して当事者間の合意により決められる。
- ・ 本研究は、損害立証が困難な秘密情報を取り扱うものであり、かつ、収益性が不明確な研究開発段階の契約であることから、本条では、損害賠償請求だけでなく違反行為の停止または予防および原状回復の請求が行えることとしている。具体的には、特定の行為を求める仮処分や訴訟手続きなどを行うこととなる。

17 条（通知）

第 17 条 本契約に基づく他の当事者に対する通知は、本契約に別段の規定がない限り、すべて、他方当事者に書面または各種記録媒体（半導体記録媒体、光記録媒体および磁気記録媒体を含むが、これらに限らない。）を直接交付し、郵便を送付しまたは他方当事者が予め了承する電子メールもしくはメッセージングアプリを利用して電磁的記録を送信することにより行うものとする。

＜ポイント＞

- ・ 本モデル契約における通知方法の原則を定めた規定である。書面だけでなく USB メモリなどの媒体によるやり取りも可能とし、また、郵便やファックスに加え、相手方が了承すれば電子メールやメッセージングアプリでの通知も認める規定としている。

18 条（準拠法および紛争解決手続き）

第 18 条 本契約に関する紛争については、日本法を準拠法とし、● 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

＜ポイント＞

- ・ 準拠法および紛争解決手続きに関してとして裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、調停や仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項 1: 知財調停】

第 18 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、日本国法を準拠法とし、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とし、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<解説>

- ・ 紛争解決手段について、どの裁判管轄ないし紛争解決手段が適切かは一概には決められず、当事者の話し合いで決定するのが望ましい。話し合いによる解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。
- ・ 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- ・ 運用面では、原則として、3 回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示等することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- ・ 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- ・ 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、訴訟等の手続きにより別途紛争解決を図られることとなる。

【変更オプション条項 2: 仲裁】

本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものと

する。

＜ポイント＞

- ・ 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

＜解説＞

- ・ 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて仲裁条項に変えるという選択肢もある。

19 条（協議解決）

第 19 条 本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。

資料Ⅱ
改訂版
モデル契約書
タームシート

大学・大学発ベンチャー編
(ライセンス契約書)



OI モデル契約書 ver2.1 タームシート
(ライセンス契約(大学・大学発ベンチャー)用)

作成日：●年●月●日

作成者：●●●●

当事者	ライセンシー：X 社（甲）
	ライセンサー：Y 大学（乙）
ライセンス対象	特許第 xxxxx 号に係る特許出願及び当該特許出願に基づき付与された特許（以下、「本件特許」という。）にかかる発明の実施 （本件特許権に係る特許出願を基礎出願とした優先権主張を伴う特許出願に係る発明、本件各特許権に関連する分割出願等に係る発明、及び改良発明の実施も含むものとする。）
独占的なライセンスか否か	<u>独占的ライセンス（専用実施権、及び専用実施権が設定できないものについては、独占的通常実施権）</u> <u>ただし、</u> ➤ <u>甲が●年間対象発明を実施しない場合には、非独占的通常実施権に変更</u> ➤ <u>アカデミアの研究活動に対しては権利不行使</u>
譲渡予約	➤ <u>甲が買収対象会社となる M&A が発生した場合、以下の条件を満たせば、甲は、乙に対し、本件特許発明等にかかる出願人たる地位又は特許権の一切を甲に無償にて譲渡するよう申し入れることができる</u> ● <u>乙がライセンスの対価として付与された新株予約権に応じて、甲の買収の対価について乙への分配がなされること</u>
サブライセンス権の有無	➤ 有 ➤ ライセンス収入の●%を乙に支払う
ライセンス料の支払条件	現金●円と新株予約権（個数は次回資金調達時にその内容を踏まえて決定。ただし、●までに資金調達未達の場合は、●個）による支払
改良技術	ライセンサー（乙）による改良

	➤ 通知義務有、甲が要求した場合は開示義務あり ➤ 乙に独占的権利を許諾、無償 ライセンシー（甲）による改良 ➤ 通知義務あり、乙が要求した場合は開示義務あり ➤ アカデミアの研究活動に対しては権利不行使
外国出願	ライセンシー（甲）が特定の国への出願を希望した場合、ライセンシー（甲）の費用負担で、ライセンサー（乙）に対し、当該国への出願を請求可能
第三者の権利侵害	ライセンサー（乙） ➤ 非保証 ➤ 本特許権の侵害行為発見時の通知義務 ライセンシー（甲） ➤ 第三者よりクレームがあった場合の通知義務 ➤ 本特許権の侵害行為発見時の通知義務
秘密保持	➤ 秘密情報：無限定 ➤ 存続期間：本契約終了後も5年間存続 ➤ 乙による研究の成果発表については、守秘義務や通知義務等の一定の条件を満たせば事前承諾なしに可能
損害賠償	制限無し
期間	契約期間：●年間 60日前に非更新の通知がない場合、1年間の自動更新
準拠法	日本法
裁判管轄	●地方裁判所
その他	監査、解除（不爭義務あり）、存続条項、協議解決

資料Ⅲ

発信用サマリ

ステークホルダー全員参加型 グロース戦略のポイント

M&Aを活用して ディープテック・ スタートアップを 発展させる！

開 ディープテック・スタートアップ

目 事業会社

建 大学

人 VC

弁 弁護士・弁理士

会 会計士

支 支援機関（マッチング事業者）

の方必見！



目次

第1章	ディープテック・スタートアップの M&Aを促進する政策的背景	04
	ディープテック・スタートアップの M&Aを活用したグロース戦略の促進により 実現されるエコシステムの姿	06
	＜本資料公表に寄せて＞ 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」事業 有識者委員会 座長メッセージ	10
	「OIモデル契約書」関連コンテンツのご紹介	12
第2章	ディープテック・スタートアップの M&Aの意義、グロース戦略において意識すべきポイント	14
	【ディープテック・スタートアップ】	14
	【事業会社】	16
	【大学】	18
	【VC】	20
	ディープテック・スタートアップの M&A促進のために、求められる考え方・役割、 グロース戦略において意識すべきポイント	22
	【弁護士・弁理士】	22
	【会計士】	24
	【マッチング支援事業者】	26

※本資料でご紹介している方のご所属・肩書については、2025年3月時点の記載となります。

第1章

ディープテック・スタートアップの M&Aを促進する政策的背景

検討の背景

- 欧米等と比べ、わが国におけるIPO時の資金調達額や時価総額は小規模な傾向にあり、上場後に大きな成長を遂げる企業の割合も低くなっている。
- 一方で、わが国のディープテック・スタートアップの数自体は増加傾向にあり、IPOに捉われないEXITの多様化を図っていく必要がある。

スタートアップのEXITのM&A比率



- EXITの1つであるM&Aは、人材や資金の循環を加速させるものと考えられ、M&A増加は事業会社、ディープテック・スタートアップ、VC等を含むエコシステム全体の発展・高度化に寄与すると思われる。

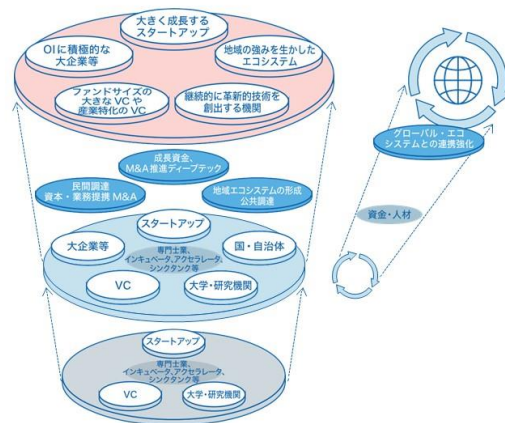
M&AによるEXITの意義

	人材の循環	資金の循環
IPO	・ IPOの後も経営から離れず、シリアルアントレプレナーとなることやその他の領域への転身が難しい。 → 人材が循環しにくい	・ IPOでは起業家がキャッシュを得にくいため、新たにエンジェル投資家となることによるスタートアップへの投資につながらない。 → 資金が循環しない
M&A	・ M&Aにより買収した企業がビジネスを継承すると、起業家が経営から離れることができるため、シリアルアントレプレナーになることやその他の領域への転身が可能。 → 人材が循環する	・ 起業家がキャッシュを得られるため、エンジェル投資家となり、次の投資につながらない。VCは早くトラッキングコードを積み上げ、次のファンデレイズがしやすくなる。 → 資金が循環する

目指す理想

- 事業会社とディープテック・スタートアップの双方が自社のグロース戦略を突き詰めていった結果として、またVCのEXIT戦略の多様化の観点からM&Aも選択肢として検討されていくことが望ましい。

持続的に発展するエコシステムの本格的な形成



(出所) 経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション小委員会第5回資料3、第6回資料5より野村総合研究所作成

ディープテック・スタートアップの M&Aを活用したグロース戦略の促進により 実現されるエコシステムの姿

その① 目指している世界観

目指している世界観

ディープテック・スタートアップがシナジーのある事業会社によりM&Aされることで、ディープテック・スタートアップのシーズの効率的・効果的な社会実装による「知の社会価値の総和の最大化」がより促進されると考えています。



ディープテック・スタートアップは、そのシーズの社会実装において、製品化・量産化のための調達・生産・流通に大規模なリソースが必要となる（死の谷）。



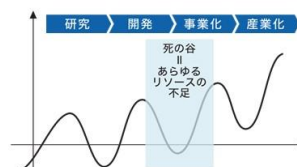
この点をリスクマネーの資金調達およびスタートアップ自身で構築する方法もあるが、すでに調達・生産・流通に関するインフラをもつ、シナジーのある事業会社と連携する方法もある。その場合は、自社単独で目指すよりも効率的に社会実装にたどりつける可能性を高める。



スタートアップが、事業成長・社会実装のための一手としてM&Aを志向するようになり、事業会社は開発課題が残るが、高度で先進的な技術を、自社のリソースの提供・関与により社会実装に近づけるかどうか、を判断し、スタートアップをM&Aしていくことが望ましい。



事業会社のもつ技術的・事業的強みとシナジーのあるスタートアップのより深い連携が加速することで、ディープテック・スタートアップ、事業会社、双方のグロース戦略がアップデートされ、日本全体のディープテックのイノベーションが促進される。「知の社会価値の総和」が最大化され、知の好循環がさらにアップデートされる。

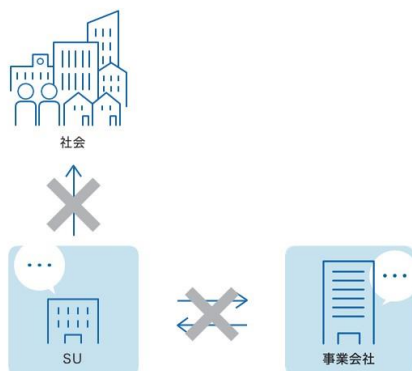


ディープテック・スタートアップの
M&Aを活用したグロース戦略の促進により
実現されるエコシステムの姿

その② 起こしたい変化

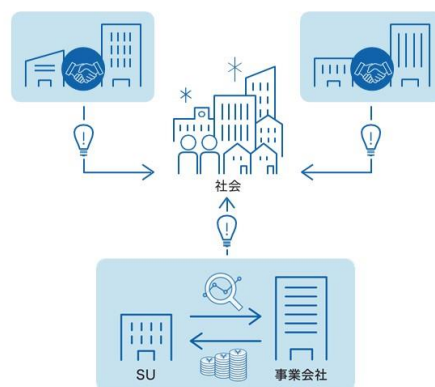
BEFORE

- ディープテック・スタートアップがM&Aを事業成長・社会実装のための選択肢として検討できていない。
- 事業会社が、ディープテック・スタートアップのM&Aを行う意思をあまり持っていない。
- 資金をはじめとするリソースの調達に障壁となり、シーズの社会実装が遅延している / 途絶えている。



AFTER

- 事前にM&Aを選択肢として想定した戦略を取れているディープテック・スタートアップ・事業会社が増えている。
- 社会実装のためのリソースの調達の観点から相性がよい事業会社・ディープテック・スタートアップ間のM&Aが多く実現している。
- より多くの「知」の社会実装の実現、次なる「知」の創出への接続が実現する。



08

09

本資料公表に寄せて

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」事業
有識者委員会 座長メッセージ

MESSAGE



鯨島 正洋
内田・鯨島法律事務所 代表パートナー弁護士 /
特許庁「オープンイノベーション促進のための
モデル契約書」事業 有識者委員会 座長

我が国では、大学やスタートアップなど、大企業ではない機関・事業者においても、世界を変革できるような素晴らしい「知」が存在する。日本の「知」をいかにして世に出し、グローバルに役立てるか。この目標を実現するためのコア政策として、経済産業省は「オープンイノベーション」を掲げ、当委員会はこれに関連するNDA、PoC契約、共同開発契約などの契約類型について「OIモデル契約書」を公表してきた。今般、本政策の流れを一層進めるべく、スタートアップのエグジット形態としてM&Aを想定した「OIモデル契約書」および本資料を公表する。本資料および「OIモデル契約書」により、日本の「知」の社会実装され、世界中の人々がその恩恵を受ける一助となることを期待してやまない。

10

11

「OIモデル契約書」 関連コンテンツのご紹介

特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」では、「OIモデル契約書」に関連した下記情報を掲載しております。ぜひご活用ください。

解説パンフレット

「OIモデル契約書」新素材編・AI編・大字編の想定シーンを交渉の流れに沿って解説。

各種「OIモデル契約書」タムシート、逐条解説ありひな形、逐条解説無しひな形

実際の契約交渉で活用可能なひな形、その内容を解説した逐条解説、要点をまとめたタムシートも用意。

マナーブック

オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において事業会社・スタートアップ・大学それぞれが意識すべきポイントを「マナー」として紹介。

ロゴマーク

「OIモデル契約書」の理念に賛同いただける方は、ぜひロゴマークをご活用ください。

お問い合わせ先

特許庁「オープンイノベーションポータルサイト」
<https://www.ipso.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

12

第2章

13

ディープテック・スタートアップの M&Aの意義、 グロース戦略において意識すべきポイント

01 ディープテック・ スタートアップ

M&Aの意義

- 自社のシーズを効率的・効果的に社会実装するため、M&Aを通じた事業会社のリソースへのアクセスを選択肢として含めたグロース戦略の検討が有効である。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- 自社技術の開発リソースの獲得、事業戦略の観点から、M&Aを選択肢として検討しながら事業を推進する。
- 資金調達・他社との事業連携において、将来的なM&Aの可能性やその際のメリット・デメリットを考慮しながら検討を行う。
- 売上が立たない時点でのM&Aを志向するケースが多いディープテック・スタートアップは、技術やノウハウ（知財）、人材が評価の対象となる。その点を踏まえて、事前から知財の獲得・維持・管理を行うことが将来的な選択肢の拡大につながる。
- 事業会社と連携する中で、将来的なM&Aの可能性があると考える企業とは、信頼関係を築くとともに、タイミングを見てM&Aの可能性の打診など、自社から積極的なコミュニケーションをとることも有効な手段である。



14

VOICE

ディープテック・スタートアップが世界を変えるインパクトを実現するには、IPOだけではなく、M&Aを有効なグロース戦略として検討する視点が欠かせません。

契約段階（NDAや共同研究など）からM&Aにつながる可能性を念頭に入れ意識的に仕込みをしておかなければ、本来取り得るはずの戦略的機会を逃すことになり、結果として自社の成長可能性が制約される恐れがあります。

人 羅 俊 実
株式会社 FLOSFIA
代表取締役社長



15

ディープテック・スタートアップの M&Aの意義、 グロース戦略において意識すべきポイント

02

事業会社



M&Aの意義

- M&A を通じてアセット開放することで、スタートアップの技術を社会実装するとともに、ディープテック・スタートアップの技術・文化を取り入れ、持続的な事業グロースを実現する。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- スタートアップとのマイノリティ出資や事業連携を行う際には、スタートアップの将来的な事業成長を阻害しない、スタートアップファーストの精神が重要である。

- 既に安定的な事業を持つ他社を買収するときと異なる判断軸を持ち、将来的な収益性が不透明であり、開発リスクを抱える存在であるスタートアップについても、技術・ノウハウ・人材などの無形資産の価値、自社とのシナジー、自社のリソースにアクセスすることでスタートアップの持つ技術を活用したイノベーションが促進されることを見込み、買収の検討を行う。

- 買収した後は、スタートアップの持つ強みである人材のリテンションの維持や技術開発のスピード・柔軟性を維持できる管理体制でマネジメントを行う。



16

VOICE

事業会社が持つ資金や組織などのアセットは、自社の利益だけでなく、社会全体の未来を支える公共的な資産だと考えています。ほんの小さな変化でも、事業会社にとっては「くしゃみ」程度かもしれませんが、スタートアップにとっては大きな「風邪」をひくほどの衝撃となり得ます。

特にディープテック・スタートアップを含む先端技術領域では、スタートアップのイノベーションが世の中を変える原動力になるかどうかは、私たち事業会社の関わり次第です。M&A 等を通じて積極的にスタートアップと共創し、アセットを惜しみなく開放していく姿勢が、これからのグロース戦略には不可欠だと考えます。

中馬和彦
KDDI 株式会社
オープンイノベーション推進本部
本部長



17

ディープテック・スタートアップの M&Aの意義、 グロース戦略において意識すべきポイント

03

大学



M&Aの意義

- 技術移転先のスタートアップが M&A されることで、自学のシーズの社会実装および技術移転対価の回収の可能性が広がる。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- M&A 後を含め、安定的にスタートアップがコア技術を実施できる状態で技術移転されていることが M&A における検討を行う事業会社側からの評価につながる可能性もある。具体的には、譲渡を含めた柔軟な選択肢の検討が重要である。



18

VOICE

私たちの使命は、大学の知識と技術を社会に実装し、新たな価値を創出することです。M&A を含む多様な出口戦略を視野に入れ、積極的な事業推進を行うことが求められています。

特にディープテック・スタートアップにおいては、知財や人材の評価が重要です。事業会社との信頼関係を築き、将来的な M&A の可能性を探ることで、より多くの「知」を社会に還元し、新たなイノベーションを生み出しましょう。

大西 晋嗣
国立大学法人九州大学
学術研究・産学官連携本部 教授 /
九大 OIP 株式会社 代表取締役



現状では、スタートアップが M&A を事業成長の選択肢として検討できていないことが課題です。しかし、私たち大学がスタートアップとともに M&A を選択肢として想定した戦略を事前に取りすることで、社会実装のためのリソース調達が容易になり、次なる「知」の創出へとつながります。

19

ディープテック・スタートアップの M&Aの意義、 グロース戦略において意識すべきポイント

04

VC



M&Aの意義

- 投資先の EXIT が IPO だけではなく戦略的な M&A も含めてデュアルトラックで想定されることで、より大きなリターン獲得の可能性を広げることができる。
その結果、スタートアップ経営陣の選流が起こり、スタートアップエコシステムの底上げにつながる。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- M&A の選択肢を常に念頭に置き、資本政策をスタートアップと共に検討する。
- 国内に限らず、幅広く M&A の選択肢を広げるようなネットワーキングを行う。
- スタートアップ側で戦略的に資本政策・M&A 等を検討できるよう、状況に応じて、CFO などの経営人材を紹介していくことも有効である。



20

VOICE

郷治友孝

株式会社東京大学
エッジキャピタルパートナーズ
(UTE)C
代表取締役社長
CEO・マネージングパートナー



日本のスタートアップにおける EXIT は、米国と比較して IPO に偏重しており、M&A による EXIT が十分に活用されていません。持分譲渡を含めた戦略的 M&A は、スタートアップの成長機会の拡大や事業シナジーの創出に寄与するだけでなく、起業家や経営陣が得た資本と経験をもとに新たなスタートアップ創出に挑戦する流れを生み出し、エコシステム全体の活性化につながります。

我々ベンチャーキャピタルは、IPO と並行して M&A を含めた多様な EXIT 戦略を視野に入れた資本政策の検討や経営陣組成を行い、投資先企業の成長戦略に寄り添いながら、M&A の機会創出にも積極的に関与すべきです。他の VC の皆様とも連携しながら、より持続可能なスタートアップエコシステムの発展に貢献していきたいと考えています。

21

ディープテック・スタートアップの M&A促進のために、求められる考え方・役割、 グロース戦略において意識すべきポイント

05

弁護士・
弁理士



求められる 考え方・役割

- M&A においても、自社の技術を戦略的に知財化し、獲得・管理できるよう、契約権利関係、知財戦略についてスタートアップに対し支援を行う必要がある。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- ディープテック・スタートアップにとって、知財戦略は Moat (障壁) を築く一丁目一番地、支援者には知財に関する専門知識が不可欠である。
- スタートアップの EXIT として IPO が第一にあるという考えは間違いである。起業家がどのような志向を持つかにかかわらず、支援者としては M&A による EXIT となる可能性があることを常に念頭に置いて、スタートアップに伴走しなければならない。
- 共同研究の成果やライセンスが、支配権移転により特定の事業会社の傘下で実施されることを、パートナー企業とどのように折り合いをつけるか、専門家の「引き出し」の多さやクリエイティビティが求められる。



22

VOICE

スタートアップの強みは新しい技術の研究開発に、大企業の強みは量産と販売にあります。両者の強みを生かして共に成長することを考えたとき、多くの場合 M&A が正解となります。

客観的な立場から伴走できる専門家だからこそ、起業家がエグジットにつきどのような志向を持っているかにかかわらず、支援の当初から M&A エグジットの可能性を念頭に置いたアドバイスが必要です。バイオ領域がそうであるように他のディープテックも、成長の過程で M&A が EXIT の主線となる可能性が高いことを、専門家もよく理解しておくべきでしょう。

増島雅和

森・濱田松本法律事務所
パートナー・弁理士



23

ディープテック・スタートアップの M&A促進のために、求められる考え方・役割、 グロース戦略において意識すべきポイント

06

会計士



求められる 考え方・役割

- ディープテック・スタートアップの事業戦略や資本政策において、M&Aにおけるグロース戦略を検討するよう、支援を提供することが重要である。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- 投資家からの資金調達を重ね、IPOでEXITしていくことを志向しているディープテック・スタートアップに対し、事業の状況やIPO市場の環境等を踏まえて、M&Aでの資金・事業リソースを獲得していく選択肢を提示することは重要である。
- M&Aの実施においても、DDの観点でガバナンス・会計・税務・コンプライアンスの面で上場会社に耐え得る対応ができていることが求められる。また、M&Aの交渉が不利にならないよう、IPOとM&Aのデュアルトラックで検討を進めていくことも重要である。ディープテック・スタートアップに対し、適切なガバナンス・内部管理体制を具えられるよう、支援していくことが求められる。
- 事業会社に対し、ディープテック・スタートアップのM&Aにあたり、スタートアップ業界の株価算定実務、のれんや減損といった会計的影響について、適切に助言していくことが望ましい。



24

VOICE

事業会社には優秀な R&D 人材が多数在籍していますが、時の変化や多様化するニーズに対応するためには、それだけでは十分でないか、スピードに欠けるケースがあります。

一方、スタートアップは、VC等からの投資を受け、中長期志向の事業計画実現に専念できる担い手であり、特に大学発に代表されるディープテック・スタートアップは、大学等において創出された「知」を具現化・商業化していく重要な役割を果たしています。ディープテック・スタートアップにおいては事業会社との連携が不可欠であり、EXITの観点のみならず、その延長線上に M&A による事業成長が視野に入ってくるのは自然なことです。

江戸川 泰路

江戸川公認会計士事務所
代表パートナー



会計の専門家が、スタートアップや事業会社に対し、制度・会計・税務・内部管理等の面をサポートし、M&A がより円滑に実行できるようにすれば、新事業の実現可能性が高まり、事業を成長させる可能性を高めることができるでしょう。

25

ディープテック・スタートアップの M&A促進のために、求められる考え方・役割、 グロース戦略において意識すべきポイント

07

マッチング
支援事業者



求められる 考え方・役割

- ディープテック・スタートアップの M&A を支援する際は、「通常の M&A」と異なる特徴を踏まえ、ディープテック・スタートアップ、事業会社双方にとって長期的にメリットのある形を模索する支援を行うことが重要である。

グロース戦略 において 意識すべき ポイント

- ディープテック・スタートアップは、M&A を検討する時点では製品を上市できていないケースも想定され、支援事業者にはその状況で株価を算定するスキルも求められる。
- 技術シーズのシナジー、今後の双方のグロース戦略の高度化のポテンシャルの観点で検討する必要があるため、その点を深く理解し、双方に対して検討を促す役割を担うことが M&A 成立の要諦である。



26

VOICE

我が国でディープテック企業の M&A が進展しない原因の一つが、それを事業として取り上げる M&A マッチング支援事業者がまだ少ないことにもあると考えております。

収益化はおろか製品化もされていない段階での M&A は、成約確度が低いこともあって支援事業者としての商業化が難しい面もあると思います。

しかし、ここに真向から取り組んでいかなければ、VC や事業会社がディープテック企業への投資に及び腰になり、画期的な技術開発を生み出すスタートアップに資金が供給されず、結果として人類の進歩が停滞してしまうかもしれません。ディープテック企業の M&A にも関心をもって積極的にディールメイクをしていきましょう！

荒井 邦彦
株式会社ストライク
代表取締役社長



27

禁 無 断 転 載

令和 6 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

調査研究報告書研究開発型スタートアップにおける
オープンイノベーション促進のための
モデル契約書に関する調査研究報告書

令和 7 年 3 月

請負先 株式会社野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電 話 03-5877-7373

FAX 03-3273-6529

URL <https://www.nri.com/jp>

E-mail① m-moriya@nri.co.jp